

平成18年第3回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成18年9月7日

平成18年9月7日広陵町議会

第3回定例会会議録（初日）

平成18年9月7日広陵町議会第3回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
6番	寺前憲一	7番	長濱好郎
8番	山本悦雄	9番	坂口友良
10番	乾浩之	11番	八代基次
12番	松野悦子	13番	吉岡章男
14番	青木義勝	15番	笹井正隆
16番	竹村博司		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

5番 山本 登

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡 仁	助役	山村吉由
教育長	安田 義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田 誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾 寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川 勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川 泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井 定市	都市整備部参与	北神 理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 5 番山本 登議員から入院のため欠席するとの届けが出ておりますので、よってただいまの出席議員は 15 名であり、定足数に達しております。

これより平成 18 年広陵町議会第 3 回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 19 開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 議案第 33 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4 議案第 34 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
5 報告第 14 号	平成 17 年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について
6 報告第 15 号	平成 17 年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告について
7 議案第 35 号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
8 議案第 36 号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
9 議案第 37 号	広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて
10 議案第 38 号	広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
11 議案第 39 号	広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについて
12 議案第 40 号	大和高田市道路線の区域外認定の承諾について
13 議案第 41 号	平成 18 年度広陵町一般会計補正予算 (第 2 号)
14 議案第 42 号	平成 18 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 15 議案第43号 平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第44号 平成18年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第45号 平成18年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第46号 平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第47号 平成17年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成17年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成17年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成17年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成17年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成17年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成17年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 平成17年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 平成17年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 議案第56号 平成17年度広陵町水道事業会計決算の認定について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から22日までの16日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から22日までの16日間に決定いたしました。

なお、議案第33号と第34号、報告第14号と15号につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたく思いますので、よろしく願いをいたします。人事案件につきましては、日程3番、4番で議決願いたいと思います。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

1番 山 田 君

2番 松 浦 君

に指名いたします。

議長 次に日程3番、議案第33号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 町長！

町長 議案第33号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

平成18年9月30日に任期満了となります、前野陽子さんの後任でございます。

前野さんは2期6年お務めをいただきました。民生委員でもあったわけでございます。持ち前の優しさをご發揮をいただきました。本人様のかたいご辞意により後任をお願いする次第でございます。

今回、提案させていただきます藪崎周二氏は、昭和17年12月19日のお生まれで、現在、馬見中2丁目にお住まいでございます。昭和41年、日本大学文学部国文学科をご卒業、昭和42年4月からPL学園高等学校で11年間、昭和53年4月からは大阪府立高校、天王寺高等学校等で平成15年3月まで25年間、合わせて36年間教鞭をとって来られました。退職後の現在も府立高校時代の実績を買われ、堺市にございます私立精華高等学校において、生徒の進路指導担当教諭としてご活躍中でございます。

藪崎周二氏は人格、識見にすぐれ、広く地域の実情に精通せられ、信頼も高く、人権思想に理解があり、人権擁護委員として最適任者でございます。必ずや熱意を持って人権擁護の普及高揚に努められ、また地域住民の気軽な相談相手になっていただき、適切にご指導をいただけると確信いたしますので、どうかよろしくご同意賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第33号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第33号は原案どおり同意されました。

ただいま、人権擁護委員に推薦されました藪崎周二氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。

平岡町長、ご紹介をお願いいたします。

町 長 ただいま議会議員皆様のご推薦をいただきました藪崎周二氏でございます。どうぞ藪崎さん、ごあいさつをお願いいたします。

人権擁護委員 あいさつ。

議 長 本日はご苦労さまでございました。よろしく願いをいたします。ご退席、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは次に日程4番、議案第34号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 それでは本案について説明願います。町長！

町 長 議案第34号、教育委員任命の同意につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

今回ご同意をお願いいたしますのは、平成18年9月30日で任期満了となります、富田教育委員の後任として、東 洋一氏をお願いするものでございます。

富田氏は平成10年10月1日にご就任いただいてから現在まで2期8年間、教育委員会委員として重責をお務めいただきました。富田氏におかれましては、教育行政に建設的かつ積極的な行動で邁進せられ、広陵町の教育発展に貢献していただきました。そのご労苦に敬意をあらわすとともに感謝を申し上げるところでございます。

さて、富田氏の後任として提案させていただいております、東 洋一氏は、昭和11年1月24日、本町の南でお生まれになり、地元の小・中学校を経て、昭和29年3月に県立奈良商工高等学校電気科を卒業されました。民間会社を経て、昭和38年5月に広陵化学工業所としてプラスチック成型業を創業されました。その後、昭和44年2月に広陵化学工業株式会社に改組し、代表取締役社長に就任され、現在に至っております。今、会社は資本金9,000万円、従業員50人、年商10億円の会社として育てられたのでございます。

その間、奈良県プラスチック成型協同組合理事、西日本プラスチック製品工業協会理事、広陵町民生児童委員、奈良県北葛城地区保護司、広陵町交通対策協議会理事、県立広陵高等

学校評議員等々、数々歴任され、現在は広陵町大字中区の区長に就任されております。

東氏は、可燃プラスチック製品製造に従事し、企業の発展に尽力したことにより、黄綬褒章を受賞、また身体障害者の雇用の促進と職業安定行政に協力事業所としても労働大臣から表彰を受けておられます。申すまでもなく、人格高潔で豊かな経験とすばらしい識見をお持ちでございますので、教育委員として適任と判断し、本日もご同意をお願いするものでございます。

なお任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、議案書に記載のとおり、平成18年10月1日から平成22年9月30日まででございます。ご同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

12番議員 今回ご提案いただきました、東氏に対しましては、町長ご説明いただきましたように、本当に心から賛同するところですが、一つ二つお聞きしたいのは、この富田氏は女性だったわけですが、かつて私はやっぱり教育に携わる、教育委員会の中で、やはり家庭の中で教育に一番携わるのが女性だということで、ぜひ女性の教育委員を入れてほしいということを強くお願いいたしまして、その結果、富田氏が就任されたものと私は記憶しているわけですが、ぜひそういう点で言えば、この教育にかかわる女性を教育委員に入れていくということについて、今後どのようにお取り組みいただけるのかということをお聞きしておきたいと思っております。

それから、たまたまなのかもしれませんが、先ほどの人権擁護委員さんも2期ということで、この富田氏も2期ということで、たまたまなのかもしれませんが、もしかしてその2期とか3期とか、そういうところのけじめというものについて、一定の考えで交代されるのかどうかということについても少しお聞きしておきたいと思うんです。

といいますのは、人権擁護委員にいたしましても、教育委員の皆さんにいたしましても、かなり専門性が問われる部分でありまして、とりわけ教育につきましては今後大きく変わっていく、議論が本当に大きくなされていくうねりの中に今後はなっていくだろうと。こういう時代の中であって、やはりそういう経験を生かしていただくということも必要ですので、たまたまであればいいわけですが、その辺の経験、教育委員としての経験を尊重していくという部分もどのようにお考えいただいているのかということだけお聞きして、私はこの東氏に大いに賛成をしたいと思っております。

議 長 町長、答弁。 町長！

町 長 女性の登用ということで、実はこの話は向こうへ筒抜けでございますが、選任を実はやっていたわけでございまして、何人かに当たりました。いずれもかたいお断りをいただいたわけでございまして、きょうまで選任につきましては、このお方に実は最後持ってきたものでございます。基本的には女性の役職者登用については私がかねがね進めているものでございまして、今後もその方針は変わりございません。また基準でございますが、基本的には2期8年、3期9年というのもございます。任期は4年の人も、3期の人も、2年の人もあるわけですが、8年、9年ということになれば、いろんな人におかわりをいただくというのが基本に進めておりますが、今回はいずれも本人さんのかたい次のお方に選任をしてほしいと、強い意思でもあったわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第34号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり同意されました。

ただいま教育委員会委員に同意されました東 洋一氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。

それでは平岡町長、ご紹介をお願いします。

町 長 ただいま皆さん方の同意をいただきました東さん、ごあいさつをよろしくお願ひします。

教育委員会委員 あいさつ。

議 長 本日はご苦労さまでございました。どうぞ、ご退席をお願いします。

議 長 それでは次に案件に入りますが、議案の朗読につきましては案件が多数でありますので、省略をいたします。

次に日程5、報告第14号、平成17年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。本件について説明願ひます。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは報告第14号、広陵町土地開発公社の経営状況につきましてご報告申し上げます。

別添の決算書をごらんくださるようお願いいたします。

17年度は、新清掃センター建設関連事業の道路用地取得といたしまして1,699.16平方メートルを取得いたしました。古寺における12筆8人の分でございます。売却事業といたしましては、543.30平方メートルを広陵町に売却いたしております。これにつきまして古寺の分で3筆、お2人の方でございます。

経営の収支といたしましては、事業収益が1,732万8,880円で、事業外収益が796円、事業費用が1,726万3,173円となり、当年度純利益といたしまして6万6,503円が発生いたしました。なお、当年度の期末事業用資産棚卸し高は8,661万7,646円、借入金につきましては8,625万4,961円となっています。

以上が17年度におけます広陵町土地開発公社の経営状況でございます。

続きまして、決算書の2ページと3ページをごらんいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出でございますが、収入としまして事業収入が1,732万8,880円、これは土地の売却収入でございます。事業外収益796円、これは預金利息でございます。1,726万3,173円、土地の買収費用がほとんどであります。一部役員報酬費と印紙費用が含まれております。

次に決算書の4ページと5ページをごらんいただきたいと思っております。

資本的収入及び支出でございます。収入といたしましては、土地の収用に伴う借入金8,625万4,961円でございます。支出といたしましては、事業費といたしまして、収用いたしました土地代金の支払いでございますが4,923万4,670円、借入金償還金といたしまして1,708万5,277円、事業外支出といたしまして45万8,725円の合計6,677万3,922円でございます。

次に6ページでございます。

資産の部の公有土地は8,661万7,646円で、流動資産といたしましては855万9,873円、資産合計としまして9,517万7,519円となっています。

次に負債の部であります。流動負債としまして8,662万4,670円ありますので、差し引き純財産としまして855万7,473円となっております。

次に7ページの損益計算書でございますが、事業収益が1,732万8,880円、事業費用が1,726万3,173円でございます。事業外の収益を差し引きいたしますと、

当年度純利益が6万5,707円でございます。

8ページにつきましては貸借対照表、飛びまして11ページにつきましては、本年5月23日に行われました決算審査報告書、13ページにつきましては附属明細書を添付いたしております。

この結果、17年度末におきましては公社の所有土地が2,985.96平方メートルということになっております。つけ加えて申し上げますと、18年、この分につきましては18年5月31日において2,469.24平方メートルを広陵町の方に売却いたしております、現在所有している面積といたしましては516.72平方メートルということになってございます。

以上のとおり報告いたします。よろしくご審査いただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まずは、1ページ目の取得した用地の単価とそれから広陵町に売却は取得したのに少し事務費を足すんですが、確認の意味で売却の単価を教えてくださいと思います。

それから収益的収支、資本的収支、どちらも予算額に比べて決算額が相当少なくなっているわけですが、この点について具体的にご説明をいただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 済みません。初めの質問がちょっとよくわからなかったの、済みません、お願いします。

議 長 松野議員、ちょっと大き目の声で。

12番議員 事業用地を総面積で1,699.16平米取得いたしました、この単価とそれから広陵町に売却した分なんですが、543.3平米の、それぞれ場所によって単価が違うかと思いますが、とりあえずご説明をお願いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 取得単価につきましては、まず売却した方の単価から申し上げますと、いわゆる3筆お2人のご報告申し上げましたが、取得の分につきましては平方メートル当たりお1人の方は1万991円という価格で、失礼しました。取得総額の話を中心としてしまいましたので、申しわけございません。ちょっと総取得の計算とその取得の土地の面積をちょっと割りますので、単価そのものにつきましては、今まで一連の流れの中でその同じ費用を単価として購入しておりますので、今その割り算をしますと3万1,000円という、平方メ

一トル当たりです。3万1,000円という単価で売却しています。(不規則発現あり) 広陵町にですね、はい。ですので、購入して町に売却する場合は、そこへ金利を乗せて売却させていただいているということになります。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

12番議員 一つ目の質問がわからないとおっしゃったので、今一つ目の質問言うたけど、二つ目も質問してるから、収益的収支と、それから資本的収支の予算に比べて決算が少なくなっているけれども、それぞれ説明してくださいということをお願いしております。

議 長 1回目の質問が答弁漏れということやね。 都市整備部長！

都市整備部長 2回目の質問につきましては、予算を計上しておったにもかかわらず、決算が少ないということの内容でよろしいですね。その分につきましては、当初、町の方との協議の中で、それに見合う内容の買収を予定しておったわけですが、用地の交渉の過程におけるおくれといえますか、地権者の方との折り合いがつかなくてその面積にとどまったという内容でございますので、よろしく願いいたします。

議 長 2回目。 12番議員！

12番議員 資本的収支の分と収益的収支の分と、もう少し具体的にその差額について教えてほしかったんですが、再度それをお願いしたいと思います。

それからこれはずっと継続しているわけですがけれども、なかなか難しい問題も含まれているということも十分承知しているわけですがけれども、その辺のこの17年度の中の取り組み、どのように取り組んでいただいたのかということと、今後の見通しですね、それについてもお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 先ほど用地のことで困難になっているという説明をさせていただきましたが、今現在、古寺中線の区間におきまして、3名の方がまだ用地の方にご理解をいただけていないという状況でございます。町のサイドの方からも含めまして、今それに集中してそのご3人の方をお願いをするという形になっておるわけですが、お1人の方につきましては今年内に、12月末までの間にもうお話を終結させていただきたいという申し入れを行っており、ご本人も大体そのように覚悟はしていただいたかなというふうには思っております。

もう1人の方につきましては、いわゆる代替用地を当初から申されておきまして、町がご提案させてもらっている代替の土地との、本人との思惑の違いが大きいという部分で、引き

続き代替の用地を探しているというような状況でもございます。

もうお1人の分につきましては、家屋を伴うという大きな補償の物件になるわけなんですけど、その方につきましては最近において何度かアタックしているんですけども、その方も最近になって結論として代替で場所を移して住みたいということの意思表示をはっきりされておりますので、その分につきましても、以前からそういう代替のご提示もさせてもらったんですけども、以前の部分ではちょっとだめだということで、新しいまたその方も代替を探すという交渉にもなっております。

それが今現在難航している3人の方の詳しい内容でございますが、それにつきましても解決を図るべく全力を挙げて町の職員とともに公社としても全力を挙げて取得にやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 一つはこの単価ですが、鑑定はどの場所でいつされているのか、そういう形での類似の方法で単価を決めていると思うんですけども、その点について、単価の決め方について再度お聞きしておきたいというように思うんです。

それから、3名の方が、これは百済赤部線も含めたという話ですね、3名というのは。中古寺線というようにおっしゃったんですけども、赤部百済線も含めた話ですね。

この中で、私は非常に困難な状況が続いているということをお聞きしているわけですけども、やはり町が積極的に対応していくということが強く望まれているのではないかとこのように思うんです。それで、最近この当たってきた時期はいつかですね。私は、建設用地の場所の買収のときには日参されて、その部分を同意されたという経緯のある方なわけですから、やはりそういう点では町がその内容の困難性についていろいろ注釈するのではなく、やっぱり本人の意向を聞きながら、その必要性について、やはり相手の都合が悪いということではなかなか日が定まらないということがあろうとも、積極的に話し合いに求めていくということが強く求められているというように思うんですが、そういう点で最近一番間際に行った時期と、その内容については結構ですけども、そのときの模様について簡単で結構ですからお聞きしておきたいというように思うんです。そういう内容が、この問題を解決する方向につながっていくというように思うんですが、今、問題は百済赤部線の道路整備が進む中で残地が目立ってきているということで、非常に全体の流れの中でも危惧する気持ちも非常に強く思っているわけなので、そのような対応のあり方をぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 助役！

助 役 個々の内容については差し控えをさせていただきたいと思いますが、百済赤部線、それから古寺中線ともにまたがって用地をお持ちの方につきましては、一番最近では5月11日にお邪魔をいたしました。そのときに稲刈り後に、遅くとも年内に契約をお願いをいたしますということで、職員とともに私も出かけてお願いをいたしております。そろそろ秋も近づいておりますので、もう一度お邪魔をして念押しをさせていただきたいというふうに思っております。建物の移転、補償交渉については部長の方が直接おうちの方へ、最近も出向いで交渉してくれております。

もう1件は、これも人を通じてお願いをしているところでございまして、放置をしているわけではございませんで、いろいろな交渉をさせていただいております。

日参をするだけでできるというものでもございまして、なかなか交渉の相手、相性もございまして、私が出かけていくべきところ、それから職員でやるべきところといろいろ相談をしながら進めておりますので、もうしばらく様子を見ていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。これで報告第14号の報告は終わりました。

議 長 次に日程6番、報告第15号、平成17年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告についてを議題とします。

本件について、報告願います。 安川常務理事！

常務理事 報告第15号、平成17年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告をさせていただきます。

当サービス公社の平成17年度事業報告につきましては、去る5月23日、公社理事会におきましてご審議いただきまして、ご承認いただいたものでございます。

それでは別冊になってございます、平成17年度財団法人広陵町施設管理サービス公社事業報告書をごらんいただきたいと思います。

1ページから3ページにおきましては、法人の概要といたしまして、業務報告書の様式によるもので、寄附行為の概要、役員に関する事項等となってございます。説明につきましては、割愛させていただきます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

事業の概要及び事業の実施状況でございます。町及び県から管理委託を受けた公園を初め、町道、各公共施設の維持管理、街路樹の補植、プランターへの花の植えつけ等を行い、文化、体育等の振興に努めるとともに、シルバー人材センターと連携し、業務委託方式により積極的に効率的管理運営に努めました。

次の6ページには本年度の理事会の開催状況でございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

サービス公社の一般会計収支計算書でございます。説明につきましては、大科目の決算額をもってご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、収入の部でございます。基本財産運用収入といたしましては3万4,000円、事業収入といたしましては9,564万6,831円、補助金等収入といたしまして1億3,504万2,000円、雑収入といたしまして254万3,713円、当期収入合計といたしましては2億3,326万6,544円でございます。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計といたしまして、同じく2億3,326万6,544円でございます。

続きまして、次の8ページをお願いいたします。

一般会計の支出でございます。管理費につきましては1億987万612円でございます。受託事業費といたしまして9,531万6,422円でございます。自主事業といたしまして473万7,839円でございます。特定預金支出といたしまして19万円でございます。諸支出金といたしまして2,315万1,671円でございます。これは町との清算でございます。清算して町に返金するものでございます。予備費等はゼロでございます。当期収支差額並びに次期繰り越し収支差額はございませんので、以上でございます。

次の9ページから15ページは収支計算明細書となっております。説明の方は省略させていただきます。また、16ページは正味財産増減計算書、17ページは貸借対照表、18ページは計算書類に対する注記事項でございます。説明の方は省略させていただきます。

以上、公社一般会計の事業報告でございます。

続きまして、勤労者総合福祉センターの事業報告に移らせていただきます。恐れ入りますが、19ページをお開きいただきたいと思います。

広陵町勤労者総合福祉センター管理運営事業報告でございます。愛称、サン・ワーク広陵の管理運営を町から委託を受けまして、トレーニングルーム、浴室などの健康設備の有効活用、各種研修、会合、スポーツ活動の場所提供や、教養、文化、技術習得の各種教室の開催

により、勤労者を初めとして地域住民の健康及び文化振興の拠点として利用者から選ばれる施設づくりを目指してまいりました。施設運営、事業推進に努めてまいりました。次の管理運営事業以降につきましては、施設の概要、年間の利用者の状況など、ごらんのとおりとなっております。

20ページから21ページにおきましては、各種教室の開催状況及び各種催しの実施状況など、ごらんのとおりとなっております。説明の方は割愛させていただきます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。22ページをお開きいただきたいと思います。

収入の部、特別会計1、サン・ワーク広陵でございます。事業収入といたしまして5,067万3,047円でございます。補助金等収入といたしましては2,408万1,000円でございます。雑収入といたしまして192万5,179円でございます。当期収入合計といたしましては7,667万9,226円でございます。前期繰越収支差額はございませんので、収入合計といたしましては、同じく7,667万9,226円でございます。

次の23ページをお開きいただきたいと思います。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして5,688万1,781円でございます。自主事業費といたしまして368万5,862円でございます。特定預金支出といたしまして1万7,594円でございます。諸支出金といたしまして1,609万3,989円、これは清算に伴う町への返還金でございます。

当期支出合計といたしまして7,667万9,226円でございます。当期収支差額はございません。次期繰越収支差額もございません。

次の24ページから28ページは収支計算明細書となっております。説明の方は割愛させていただきます。また、29ページは正味財産増減計算書、30ページは貸借対照表、31ページは計算書類に対する注記事項でございます。説明の方は省略させていただきます。

以上、サン・ワーク広陵の事業報告でございます。

続きまして、ふるさと会館の事業報告に移らせていただきます。32ページの方をお願いいたします。

ふるさと会館グリーンパレス管理運営事業報告でございますが、広陵町ふるさと会館グリーンパレス管理運営委託事業といたしまして、町から管理運営委託を受け、町民相互交流、産業、観光及び文化の振興並びに健康の増進、女性の福祉向上などの拠点として管理運営を行うとともに、宿泊研修、会議、会食など町内外を問わず幅広い利用促進に努めました。以

下管理運営事業として、施設の概要及び年間一般利用状況など、ごらんとおりとなっております。

33ページは過去3年間の年度別利用者比較及び宿泊利用実績でございます。

34ページは宿泊利用者の年度別比較の状況等でございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。35ページをお願いいたしたいと思っております。

特別会計2、ふるさと会館収支計算書でございます。事業収入といたしまして3,994万5,994円でございます。補助金等収入といたしまして2,724万3,000円でございます。雑収入といたしまして304万4,581円でございます。当期収入合計といたしまして7,023万3,575円でございます。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計は同じく7,023万3,575円となります。

次の36ページをお願いいたします。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして5,784万7,722円、特定預金支出といたしまして2万3,209円、諸支出金1,236万2,644円でございます。同じくこれは町への返還金でございます。当期支出合計といたしまして7,023万3,575円でございます。当期収支差額並びに次期繰越収支差額がございませんので、これで終わります。

続きまして、37ページから42ページにつきましては、収支計算書の明細書でございます。43ページにつきましては、正味財産増減計算書、44ページは貸借対照表、45ページは注記事項となっております。説明の方は省略させていただきます。

以上、ふるさと会館の事業報告でございます。

45ページをお願いいたしたいと思っております。

働く婦人の家管理運営事業報告書でございます。広陵町働く婦人の家管理運営事業報告でございますが、管理運営を町から委託を受け、働く女性や勤労者家庭の主婦があらゆる社会分野に参画し、仕事と家庭の両立及び健康で充実した生活が営めるよう、各種講座や支援セミナーの開催や、利用者のニーズ把握を目的に一日体験講座を開催いたしました。また、自主グループ育成などの事業運営を行ってまいりました。働く婦人の家の利用活動施設は、ふるさと会館でございます。また、過去3年間の利用状況でございます。

46ページ、47ページは、事業の実施状況でございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。49ページをお願いいたしたいと思

ます。

特別会計3、働く婦人の家収支計算書でございます。収入の部では、事業収入といたしまして388万5,400円、補助金等収入といたしまして579万7,000円、雑収入といたしまして25円でございます。当期収入合計といたしましては968万2,425円でございます。前期繰越収支差額はございません。収入合計といたしましては、同じく968万2,425円でございます。

次の50ページをお願いいたしたいと思えます。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして863万7,987円でございます。特定預金支出といたしまして6,272円でございます。諸支出金といたしまして103万8,166円でございます。当期支出合計といたしまして968万2,425円でございます。当期収支差額並びに利益繰越収支差額はございません。

続きまして、51ページから53ページにかけましては収支計算書となっております。54ページは正味財産増減計算書、55ページは貸借対照表、56ページは注記事項となっております。説明の方は省略させていただきます。

以上、働く婦人の家事業報告でございます。

なお、57ページ以降につきましては、公社一般会計を初めとする各特別会計の収支計算書と財務諸表の総括表となっております。

以上、簡単ではございますが、報告第15号、平成17年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、これより本件の質疑に入ります。各会計ごとの質疑を受けます。

まず最初に、施設管理サービス公社、質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 ちょっと総括的な質問になると思います。いわゆる第三、三セクの経営これからどうするんやということの問題、これ各地で同じようなことを言われておるんです。収支の予算のところを見てもうたらわかりますけどね、いわゆる受託事業、町から受託事業9,500万円、その9,500万円受託して、委託で6,000万円出してる。こういう予算のところからも見て、収支のところ見てもわかるんですけどね、仕事もらってる、それをまた丸ごと仕事どこかへ出してる。例えば貸借対照表の総括表のところを見てもわかりますけど、資産、いわゆる現金と固定資産、これはほとんどない。車でもほとんどない、いわゆる完全な商社行為とこう言うんですけどね、民間企業の発想から言うと。いつまでもいつまでもこういう方式が多分続かないと思います。指定管理者制度ということが、先ほどの議会でも決

まったところなんですけどね、非常にこのバッティングするところが、内容が多いんですよ。指定管理者制度になってですね。ですが、このサービス公社としては危機感が、私これからどんどん出てくると思いますよ。何より役所からいつまでそのとおりにくれるわけでもないしね、このままのお金でくれるわけでもないし、この収支のところ見てもうたらわかりますけど、プラマイゼロで決算上げてますけどね。これ努力しろは何か見られてるのかと、こういうようなところの問題も出てくると思います。こういうようなことのところが、完全な内容的には商社行為を、商社活動をしてるといような、民間企業の発想から言うとそういうような発想になるんですが、いわゆる指定管理者制度の内容と考えると、今後の、これからの運営、経営努力というんですけどね。丸受けして丸投げしている、形はそうなるんですよ、予算上。あとは自分らの人件費ちょっと出ると。果たしてこういうようなことをいつまでも続けていかなるものかなという心配が一つ。

二つ目は完全なこれ、この貸借対照表というのは予算から見てもわかりますように、ほとんど資産と言っても金融資産、いわゆる支払いに対するその準備高とか、受け取りに対する準備高、こういう形になっております。これは完全な商社活動がこうなんですわ。ほとんど建物だけ持って、あとはすべて金融資産で運営していくという、同じような活動なんですけどね。これがいわゆるこれからの三セクをめぐっての問題、これからどんどん出てくると思います。このままの町から、いつまでもこんな安定したお金で発注してくれたらいいですけど、だんだん予算も厳しくなってくるということになってきます。それに対して職員が30何人おられるんですけどね、その人件費も出していかなあかんと。ここの職員は何も町の職員じゃないんですよ。この公社の職員というのはですね。時々公社で採用されたら、黙ってたら町の職員にしてくれるかなと、いまだに思ってる人もいてるそうなんですけどね、これは何も公務員じゃないんですわ。

そういうことも考えて、サービス公社、この厳しい時代をどのようにして運営していくのかということについて、全般的な思想、半分私は、体は半分議員ですからね、町側になってですよ。ただこちら、難しいのは半分町の職員、半分公社の職員というようなことで、非常にこの三セクの問題については難しいんですが、いずれにしろこの目がだんだん厳しくなるということは確かです。これに委託をもらって、こんな果たしてこんな金が合っているかどうかと。こんなもん高いん違うかと、黙っててこのままもうて、黙っててまたどこか下へ、どこか流してしまうという形もいつまでもこんなことは続かないと思いますので、その辺の、常務理事どうですか。お考え。トップは町長になると思うんですけど、まずはこの決算の数

値から見て、ぱっと見て、民間の目から見ると9,000万円ほどもらって5,000万円丸投げという、これはいかにも商社活動ですなというふうになってしまうんですけど、その辺の努力しろというのは、今回の決算でどのように見られてましたでしょうか。お願いします。

議長 どうぞ、答弁。 安川理事！

都市整備部参与 確かに指定管理者制度という社会状況において、今までのような公社の運営方式、考え方では太刀打ちできないということで、公社としても考え方を改めて新しい時代に向かっていくという形で、あらゆる方向を目指して町、県のみならず幅広く仕事を求めて研究していかなければいけないと、かように考えております。内容的には先ほど述べられましたように、町から、県から受けた事業をシルバーに、仕事を委託するという形でございますが、中にはソフト的な事業も公社は兼ねておりますので、公社とシルバーが一体して事業を進めるという方法も考えていかなければならないかなと、かように考えております。

議長 9番議員！

9番議員 なかなかこの問題は難しいんですけどね。ここ一、二年で急激に何か結論とか方向とか求められる時代になってくると思うんですよ。今ちょっと言うたんですけど、もう丸投げ、だんだん禁止になってきますからね。それなら直接もうどこか安いところへ町も出してもうたらどうですかとか、バイパスして出したらいいんですよ。一々通すから管理が何か乗っかってくるとか、これは会計の処理の方法も、そういう考えもあるんですわ。直接出すところへ、町が直接そのお金を、本当にもらった金を町が発注すると。それで町も、今、経費節減して、いろいろ決算きょう出てくるんですけど、大変苦勞してるんですよ。そういうところもだんだんこれはもう、今まではよかったんですけど、その辺についても非常に厳しいところが出てくると思いますので、一つ危機感を持って、公社経営というのは一つの形態ですわ。一つの完全な事業体なんですよ。事業体であるけど残念ながら固定資産を持たず、完全な金融資産で、商社活動で運営しているという事業体ですから、非常にしんどいとは思いますが、ひとつ頑張っ、これから荒波が来るとは思いますが、公社経営、三セクに対するみんなの目も厳しいところありますので、ひとつ頑張っ、経営よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長にもそういうような感じで、発注者側、町としては厳しい目でもって予算を管理していかんと、別に甘いとは言わないですけど、いつまでももつものじゃないというのが私の考え、だんだんしてるんですわ。その辺についてまた町長の考え、どうですか。いつまでも、

これ4事業、5事業ありますわね。これが果たして本当に町が、一応形は町が発注してるんですよ、公社に。仕事を与えているという形になってるんですけどね、こういうこともどうなんですか。先ほど6月議会で指定管理者制度というのが出てきましたからね。その辺の町長の考えとあわせて、非常に内容バッティングしているんですけど、どうなん、競争でもさせようとかそういうふうな考えはおありなんではないでしょうかね。どうなんですかね、これ。どうなんですか。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、役所に仕事が、役所の職員でできにくいというのか、効果の上げにくいものを第三セクターでお願いをしているわけでございます。ここに、今、問題点が多く生じているわけございまして、私は常々サービス公社職員に、やはり夢のある職場にしてもらいたいと。いろいろお願いをしている事項であります。我々で役場を支援している、動かしているんだと、そういう自負を皆さんもお持ちをいただくという思いでございます。またこのたび、後ほどお諮りをする元気村構想につきましても、このサービス公社職員が中心となってやっていただくということでございまして、大いに頑張っていたいただきたいと期待をしているところでございます。

指定管理者制度等もございまして、そのことも職員みずから自覚認識を新たにして、我々がやるんだと。民間に移されても我々の方がずっと効果がある仕事をやっていくんだという、そういう姿勢を示していただくということで、職員も元気を出してくれておりますので、どうぞご注目をいただきたいなと思っているところでございます。いずれにしても全国の第三セクターが悲鳴を上げているというような状況でもございますので、こうしたことにならないよう、早くから手を打ってまいりたいと思っているところでございます。

議 長 しばらく休憩します。

(A.M. 11:25 休憩)

(P.M. 1:51 再開)

議 長 休憩を解き再開をいたします。

議 長 引き続き質疑を受けます。 6番議員！

6番議員 先ほどのサービス公社の審議の点で関連してまず質問させていただきたいわけなんですけれども、先ほど坂口議員が商社的な役割だということで、一層の合理化をしないとだめになると、危機意識を持てということをおっしゃったわけなんですけれども、第三セクターの形態にもいろいろあって、例えば何々を営業している、温泉を営業する第三セクター、

その他いろいろあるわけで、広陵町の場合にはサービス公社がいわゆる二つの機能を果たしているわけですね。一つはシルバー人材センターへの委託業務を受けて、これはトンネル形式で渡す役割。もう一つは、現在のサービス公社はいわゆるサン・ワークやグリーンパレスなど、いわゆる業務を実質請け負う役割を果たしているわけです。そしてこれは当然行政の仕事を行っているわけですから、いわゆる民間企業と同一の仕事をやっているというわけではないわけです。もちろん厳格に言えば、サン・ワークのふろの経営というのは、民間と同一の状況はあるわけですが、これもいわゆる行政のサービスとして行っていると。

こういうような形態になっているわけですから、私たちが指定管理者制度の質疑を行ったときに、町長は実質上はこの指定管理者制度の問題について、サービス公社で行う方向という点を言明されているわけなんですね。こういうことはなぜかと言えば、いわゆる公募をして競争しても、結局はいわゆる利益にならないところに民間業者が来ないということです。利益をつくろうと思えば、いわゆる民間業者が請け負った中身を削っていくか、もちろんこれは削れるわけじゃないわけですから、町と現在の契約をしている内容は実行しなきゃならない。こうなってくると、今度は人件費を、町と契約した以下の人件費に見合う社員を雇わなければならない。こういうことになるわけですから、このような状況で指定管理者の制度に耐え得るような状況ではないわけなんです。

まして広陵町の場合には、公務員を本来取るべきところを公務員として採用しないで、いわゆるサービス公社で人材を確保するという、これも逆に私たちから言うと正当な方法をとらない、変則的な雇用形態をとっているということになっているわけですから、こういうところから見ても、商社的な役割を果たしているというようには、決して実態はないということですが、そういう点で先ほど安川部長は、今までのような考えでは立ち行かない、研究していかなきゃならないというようなことを答えているわけですが、これ一体何を研究するのかということが問われるわけなんですね。そういう点で、サービスの縮小、あるいは人件費の削減という点での努力は、そういう努力をやるということであれば、私は意図が間違っているというように思うんです。サービスの縮小をやって、住民との関係でどうなのかということが問われるわけですから、いわゆる人件費の効率的な運用という点は、いろいろ努力しなければならないでしょうけれども、指定管理者制度との対抗上どうするのかという発想は、この場合、広陵町の場合とはとれないのではないかとこのように思うんですけれども、まずその点を質問したいと思います。

それからこの細部にわたるわけなんですけれども、一つは前回の17年の9月議会、それ

から18年の3月議会にも質問をしているわけですが、シルバー人材センターの実態がわからなくて、このサービス公社の審議というのは不十分になるんですね。これは町長は昨年9月には議員が参加している、シルバー人材センターの理事会に参加しているわけですから、その点で認識していただきたい。この3月議会では地方自治法にのっとって公社あるいは土地開発公社などの報告義務としてやっているということで、そのような認識のもと資料はきちんと出すと。そしてまた一般会計等での質疑ができるわけですから、そこでやってもらいたいということをおっしゃったわけなんですね。

私たちが言っているのは、地方分権一括法以降、議会が関与できる部分をどれだけ広げていくのかと。これが、今、議会の責任問題として問われている、逆の問題として問われているわけなんです。そういう意味で、議会が本当に、町行政がかかわるすべての内容についてチェックし、そしてそれを自己責任において審議して採決する。こういう作業を行っていかうとする場合に、今まで以上に議会の責任が大きくなっているというのは当然であり、現在、広陵町議会でも活性化委員会を設けて、そのための議論を行っているところであります。そういう点で、私は再度の問題としてそのような大きな議会の責任の重要性が問われる昨今の状況の中で、法的には確かにシルバー人材センターの報告義務はないというのは明確であります。しかし、実質上町の予算によって成り立っている法人であるわけですから、少なくとも何らかの関与のできる状況をつくっていただきたい、こういうことをお願いしているわけです。

また今回においても、いわゆるシルバー人材センターの予算書、あるいは決算書なども伴っていない。資料提出についてはやぶさかでないということを3月議会でおっしゃったわけなんですけれども、その点について再度お聞きしておきたいと思います。

もちろん今回の中で、資料については、職員の努力で非常に整った資料提出をいただいている。これを大きく評価をさせていかなければならないというところですので、それはつけ加えておきたいというように思います。そういう内容についてお聞きしたいと思います。

それから、個別の問題としては、この決算書の中で特徴的なものについて、一つは予算、決算でいわゆる不用額、不用額についていわゆる委託金及び補助金の清算金として2,315万2,000円が町に戻ってきているわけですね。この内訳の中で言えば、県立公園の委託料で59万6,000円の不用額が生じている。そしてまた不用額というよりも補正予算で減額にしている部分があると。そしていわゆる町の委託では757万1,000円が補正予算で減額にしているということになっているわけなんですけれども、この減額の理由につ

いて詳しく質問をしたいというように思うんです。

それと関連して、資料でいただいたところですが、資料の183ページですね。183ページには公園管理委託料の決算額を載せていただいているわけです。そして、172ページ以下、公園管理内容、これはここでたびたび質問をしてきた内容ですが、このように具体的な内容で書かれていただいているということで、非常にわかりやすくなったというように思います。ただ、この点で言えば、例えば西谷公園の剪定、除草、清掃とあるんですが、これの予算については積算の後、いわゆる3,400万円余りの決算額が出ているわけですから、この部分について一体幾らの内容になってるのかということがあるわけですね。そういう意味でその質問をしたいというように思います。

それから次のページですが、いわゆる街路等についても詳しく出していただいている、その決算額1,677万5,740円というようになっているわけですが、これについてもやはり具体的な内容についての決算の中身について教えていただきたい。

予算では言っていたわけですが、いわゆる単価については、いわゆる積算単価の平米幾らというのを使っていると。平米50何円でしたかね。そういうような答弁をいただいているわけですが、そういう内容について、具体的な内容として教えていただきたい。

というのも、これはいわゆる行革答申やその他の中でも非常に町長自身も答弁で答えているわけなんですけれども、高くなってきていると。本来、業者からもいろいろ言われるというようなことから、私は決してこの内容は高いというようには思わないわけなんです。経過からいって通常よりも安く出発しているわけですから、単価が下がってきている状況の中でこの単価についても下がってきている状況があるわけですから、本来、国や県が示している単価表から見ても安く上がっていると。そしてそれが広陵町民のシルバーの方々の仕事として回っていているわけですから、これについてはむだがあるという認識で立っていないわけなんですけれども、そのような状況があるのかどうかについて、この単価を詳細に見ながら議論をさせていただく必要があるというように思うわけでありまして。

それから、今までシルバー人材センターが剪定や草などの堆肥化を行ってきたわけなんです。それについては、火災が起こった事情から廃止になり、現在はこの状態、堆肥化は行っていない状態です。そしてそのかわりにチップ状にしたものを公園や欲しい人に分けているというのが報告にあったとおりで思うんですが、予算書の13ページにチップ業務委託料237万円が計上されているわけなんです。このチップの業務について、これが委託料としてどのような形で処理されているのか。私は、いわゆるごみの循環を一層強

めていくという流れの中で、シルバーが当初意図した堆肥化の問題について放棄をしているという状況なのかどうか、広陵町の援助が全く途絶えてしまったということから来る矛盾なのかどうか、その点についてもきちんと議論をしておかなければならないところだというように思います。

そういうところの問題と、あとは最も大きな問題としてそういうところをご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 たくさん質問いただきまして、私のわかる範囲でお答えさせていただきたいと、かように思います。

合理化を云々ということで、商社的な形はどうかのこの話でございますが、私はそういう形でお答えさせてもらったんじゃないしに、サービス公社としても時代に即応したように、いろいろな技術、能力をもってサービスをしていくと。役場ももちろんですけども、深く、広く町民のサービスに寄与できるような体制をつくらなければならないのじゃないかなということで先ほどお答えさせていただいたわけなんでございます。そういうことで、どうすれば共存できるかということで研究していくというお話でお答えさせていただきました。

それから、ちょっとシルバーの云々ということでございますんですけども、公社とシルバーはちょっと性質が、違いがございますので、協力体制をとって両方とも利点を生かしてお仕事、町の仕事、町民の仕事をバックアップするということでやらせてもらっております。当公社がシルバーのことに云々ということは差し控えたいと、かように思っております。

それから次の不用額の云々でございますが、不用額云々、補正予算がどうかのこの話でございます。これは、県の方に、受託事業の方でちょっと少なくなっておりますんですけども、これは金額が確定いたしまして、なった内容でございます、減額ということじゃないしに、当初はこれぐらい県から仕事をもらえるだろうと思っておったのが、やはり厳しい環境で、これぐらいの金額で抑えてほしいということで、金額確定したもので決算になっております。

それから、町の清算云々に関しましては、サービス公社がどうかのこの話じゃないしに、内容につきましては一般会計で申させていただきますと、315万1,671円が清算金ということで、町にも返還させておりますが、この内容につきましては委託金が290万円ほど。公社の人件費、直営の退職等で不用額が出ましたので389万円ほど。それから保育士さんの方でも退職がありましたので不用額が出ております。30万6,000円ほど。幼稚園の

教諭の方でも640万円ほど、清掃センターの方でもいろいろ節約していただいたということで、それ以上人件費が要らなかったということで320万円ほど。こういうふうな人件費の方が主なものでございまして、そしてあとはいろんな公社がサン・ワークに移りました関係上いろんな経費が節減できております。そういうようなものをもろもろ合わせまして2,330万円と、2,315万円ほどの金額が余ったので、財政厳しき折、公社としても町に協力するというところで、頑張った結果だと思っております。

それから、ちょっと単価の方、積算単価の方は資料を持ち合わせておりません。また後ほど単価の方、ご連絡いたしたいと思います。

それからシルバーの堆肥化の件なんですけれども、ちょっと私が聞いておる内容につきましては、堆肥化を現在もやっておられるように聞いております。完全熟成まではいかないということで、今、公社を通じ、県とも交渉いたしまして、県の公園の中にチップ化されたやつを、半堆肥化されたやつをひいて、草を生えるのを抑制するというふうに、そしてなおかつ肥料にも使うということで、一挙両得ということで県からも喜ばれておりますし、またシルバーの方にもチップの処分ということでやっております。

そしてチップの処分費ということですが、これはチップをつくるための、それはシルバーの会員さんの人件費の負担分でございます、そのうちの公営の分と民間の分がございまして、役所の公立の分を7割、民間が3割でございますので、7割分を公社の方で負担していると、こういうあんばいでございます。

以上です。

議 長 町長！

町 長 今、寺前議員から、シルバー人材センターのことで資料等についてお尋ねがございました。

実はきょう、シルバー人材センターの佐藤理事長とお葬式でお会いをしたところでございまして、議会のお力添えを期待しているということを理事長おっしゃっておられまして、ご不審な点があればいつでもおいでくださいと。私どもきっちり説明をし、協力を求めたいということをおっしゃっておられました。特に500万円以下の改修工事を今年度から考えているんだと、県と協議していると。有資格の設計技師を雇用して、町民に工事施工をやりたいというような抱負を述べておられました。

議会のチェック対象団体であるかどうかということについては少々疑問がありますが、いづれにしても補助金の支出団体でもありますので、資料の提出につきましては前回お約束し

たようでございますが、総会の資料、いわゆる経営状況の報告書がございますので、取り急ぎこの会期中には議員各位にお配りを申し上げたいと思います。来年度は、今回職員の手づくりで事務報告書をつくっていただきました。ここに参考資料としていろんなもの、まだもう少し私なりには不足なところもあるわけですが、なるべく知っていただくということで、次年度からはきっちりと参考資料として添えてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

議 長 ほかに。 6番議員！

6番議員 単価の部分については後ほどということで、それで結構でございます。

もう一つ二つですけれども、先ほどもチップの問題については、従前は堆肥化をやっていたわけなんですからね。現在は、いわゆる剪定の分についてはチップとして公園にばらまいたり、希望者に渡している実態があります。ところが、いわゆる草等については、結局は処分している。今までは剪定も草も同時にやっていたわけなんですから、もちろんこれはシルバーのやることですから、私は言うておきますけれどもシルバーの理事会が行って、理事会が独自に決めていくというそのプロセスについては議会がとやかく言うつもりは毛頭ありません。しかし、今言っているのは議会が、町がシルバーの大半のいわゆる委託料を実質上払っているという点から言って、そういう点から言っていわゆる地方自治法の枠外ですけれども、いわゆる監査等についても町の予算が行っている場合についてはきちんと監査するというものになっているわけですから、そういうような見地から理事長がここで説明をするということを私は求めているわけではないんです。それは町がいわゆるそのような実質上、シルバーを育成するという立場にある町の考え、あるいはそういう問題を議会に報告してもらおうということを言っているわけなんですけれども、もちろんこれは現在の地方自治法上言えば、法的には無理があるということは十分承知しているところです。

先ほど地方一括法のもとに、議会が新たな町の仕事の関与について、きちんと審査、審議できるということについては、非常に神経質になって、全国町村議会の中でもこの問題についての拡大は、全国的に広がっている状況です。もちろんこれは法的な範囲とともに、実態上議会が関与するという問題も含まれているわけですけれども、法的な関与の問題と、実態としての問題は区別して考えながら、議会と執行者のところでの今後の課題だというように認識しているわけです。資料等について、町長からそのような説明があったので、この問題についてはその辺で結構ですけれども、そういう大きな流れの中での問題ということを認識していただきたいというように思うんです。

先ほど言ったチップの問題については、これはシルバーが実際に今までやろうとして、そして現実問題として百済地区にその町の場所がだめだということで、百済地区にシルバー自体が確保したという経過がありますね。いわゆる堆肥化をするための土地を確保したという経過があるわけなんですね。そういう経過について、シルバーは自然として消滅していったのか、それともそのような問題に対して町自身もこの堆肥化についてはうってつけの問題だと。要は剪定と草の堆肥を身近なところで行いながら、今後の試行錯誤の課程の中で生かせる可能性の十分にある問題だったというふうに思うんですけども、そういう点で町自身の考えとして、シルバーの流れの中でどのように堆肥化の問題を考えておられるのかという問題をお聞きしているわけです。その点についてお伺いしたいと思います。

それから、清算金の問題ですけれども、結局退職金、退職されたという状況で不用額が出てきたということをおっしゃっているわけなんですから、そうすれば、県の問題については59万6,000円については、きちんとした契約を結ぶときにこの分が削られたということをおっしゃってるわけなんですけど、だから町が見積もっていた部分と、県との関係、どこがどう違っていたのか、要は結局町は従来どおり、あるいはまた必要なところについて見積もりを出して、そして予算化しているわけですから、だから県が不要な部分があるんだというところの分はどこだったのか、そういう点について答えていただかなければ、話にならない。もちろんこれは現実問題としては、町への清算金になっているから、県に返す必要のない金額になっているわけなんですね。だからそういう点で、どういうところの部分が県と町とで見合わなかったのか。これは補正予算ですので、清算金の中に含まれているかどうかというのはちょっと聞かないと、県に返ったということであればそれで結構ですけれども、その点もあわせてお伺いをしなければならぬところだというふうに思います。

あと、先ほどの退職等の問題については、また後ほど、数字を挙げていただいたわけですが、お聞きしたいと思います。それはもうそれで結構です。その2点についてお願いします。

議 長 助役！

助 役 先に堆肥化の件につきまして説明をさせていただきたいと思います。

昨年チップ化作業、笠の所有地をお借りをしてシルバーがやっておりましたときに、火災が発生をしたわけでございます。その後、シルバー人材センターの方の作業所の管理体制にもやはり問題があるということと、そこをお借りしまして町のごみの集積、積みかえ場所として利用させていただくという、非常に微妙な時期にもございましたので、その安全性を確

認できるまでシルバー人材センターの方のチップ化作業についてはしばらく見合わせてほしいということを申し上げた関係で、シルバー人材センターの方も別の場所も模索されたということでございます。その後体制、整備がされまして、安全も確認できたということで、作業を再開していただいたわけでございますが、チップの機械も老朽化いたしまして、ことしシルバー人材センターがみずからチップ化の機械を500万円余りで購入されたわけでございます。町もこれに応援しようということで、これを5年間リースで購入される分の2分の1は応援したいということで、本年度から応援の予算を組ませていただいております。2分の1といいますのは、やはりこのチップにされる分は公共施設の分と民間の分とがございますので、民間の分が5割程度占めております関係で、町からは5割程度の応援をしようということで予算を組ませていただいております。

チップと堆肥は少し違いますが、チップにしたものを堆肥にできるかというとなかなかそうもいかないようでございます。草刈りをした草の方が堆肥になりやすいということでもございますが、草だけでも、あるいはチップだけでも堆肥にならないということで、牛ふん等の種堆肥をやはり仕入れてこないと、いい堆肥ができないという技術的な問題がございます。サービス公社の理事長にもできるだけ堆肥にして、リサイクルをしていただく方法を考えてほしいということは申し上げております。町としてはこの堆肥化の指導も含めて、今後、応援をしていきたいというふうに考えております。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 先ほどの県の59万6,723円ですか、これの減額の説明につきまして、ちょっと説明不足の点、おわび申し上げます。一応当初見積もりも確かにやっております。その中で、当初予定していたイベントの回数が減少したということと、警備が入札を実施いたしましたして、安く、安価に契約したため県に安く請求したということで、その差額が生じました。だから仕事の内容としては、イベントが減った分だけは仕事が減っております。このイベントにつきましては、公社の職員が出かけてイベントのお手伝いをするということでございますので、シルバーの方と全く関係ございません。

以上、終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 12番議員！

12番議員 まず最初にいろいろ、第三セクターこれから危機感を持ってとか、またそれに対する寺前議員の反論とかいろいろあるわけですが、やはり今こういう問題につきましては、なぜこの第三セクターという形になっていったのかという、歴史的な経過も踏まえながら、

住民にとってのサービスをきっちりと考えていく必要があるかというふうに思います。私は今、公務員を減らすことだけが行革というような中心になっていることに大変大きな疑問を持っておりまして、むしろ元に戻して、直営にして、その中でむだな部分をしっかりと見直していくということの方が、一番町として合理的なやり方になるのではなかろうかという考えを持っていることを述べて、これについての議論は、答弁は結構ですがそういう考えでいるところです。

質問の方に入りますけれども、まず先ほども、寺前議員も公園の委託について言っておりましたが、この公園の委託についてはここ数年間どんどん委託料が減らされていっているんです。しかし、作業する面積は減っていない、また場合によっては微増しているという状況なんですね。これは町の方もそうです。町の方の公園の管理費、委託料は前年度より、16年度よりも9%ぐらい減額になっています。また県の方も同じ程度減額になっているんですが、このシルバーに渡してしまったらそれで終わりだということにはやはりならないと思うんですね。だから、今私の方の耳にしばしば住民の皆さんから寄せられる声は、道路のそばの木ですね、街路樹とか下の低木の方の部分が非常に伸びて乱れているとか、あるいは私もちょっとはっとするときもあるんですけれども、草が大変伸びて放置されている、こういう状況がしばしば見られるようになってきたということが、住民の皆さんの目にも映っているんです。これは一方で言えば当然のことなんですね。お金の方は削られるし、シルバーで働く方はもっと働きたいのに働く日数が少なくなった、こういう状況にありますから、町並みがそういう観点から少し損なわれてきているということは目に見えてきている、これは事実なんですね。

そういう点で、このシルバーに委託して、どういう仕事、どこまでの仕事を期待しておられるのか。これは、金額が減ったからある程度手抜いてもらわなきゃ仕方がない、これは当然なのだという形でされているのか。それとも、まずはどこまでの管理が必要だということで、委託料を逆に積算して足りない場合はふやして委託していくのが当然なんです、その辺の観点が、金額の減額ばかりに目を取られていて、町並みをどのように守っていくのか、どのように管理していくのかという観点がわからなくなっている状況ではないかと思うので、この点を一つお聞きしたいと思います。

それから県の公園の管理なんですけれども、これいつも説明によりますと、4ページに書いてありますけれども、馬見丘陵公園、61万3,000平方メートルの一部というのが毎年毎年同じ表現なんですね。その61万3,000平方メートルの中のどれだけの仕事が請

け負っているのか、委託されているのかということが全然見えてこないわけです。せっかく今回事務報告書の方で、町の公園の方の面積等は本当に細かく、よくわかるように出していたわけなんですけれども、仕事の内容もですね。しかし、丘陵公園につきましては、どんどん利用する場所が広がっているにもかかわらず、もうずっと何年も何年もこの表現で変わらないんです。金額はその一方で、どんどん先ほど言いましたように減らされていていっている。だから、十分な管理ができなくて当たり前だと思うんですけれども、一体全体馬見丘陵公園の委託の内容は、そして量はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、これはちょっと簡単なことなんです、3ページ目に公園の内容書いてありますが、石ヶ谷古墳公園の問題におきまして、有効活用をとということを取上げておられますが、今後の課題ということでご答弁いただいております。どのようにご検討いただいたのかお聞かせいただきたいと思います。

次にですが、人件費のところに入ります。人件費のところ、職員、基本給31人なんです、この内訳ですね。幼稚園の先生が何人とか、そういう部分で内訳を教えてください。実態を見たいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、ここの先ほどから議論されている、シルバーに委託というところもたくさんありますので、ここの数字だけで当然見えてこない部分が出てくるわけですが、全体としてちょっとわからないのでお聞きしたいのは、仕事の通勤の途上、あるいは仕事上のけが等について、ここで保険、労災保険の方ですから個々の部分という部分もありますが、支援スタッフの賃金とかもありますから、そういうすべての部分に働いておられる、シルバーで働いておられる方も含めて、すべての方に対してそういう労災の補償等、事故のとき、あるいはまた労災に該当しない事故もあるかと思うんですけれども、そういう事故についてどのようにカバーをされているのかということもお聞きしておきたいと思います。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 たくさんいただきましたので、わかる範囲でお答えさせていただきます。

公園等の委託料が減少して、面積がふえているのに手抜きがあるんじゃないかというふうな感じなんですけれども、ことしのように雨が多かったりいたしますと草が伸びる、作業はできないというふうなこともございまして、今、シルバーの方とも協議いたしまして一番いい時期に一番いい手入れをするという方がいいんじゃないかということで、今、協議を進めております。そういうことございまして、草が伸びたり低木が伸びたりと、おくれおくれという形が生じてるんじゃないかと思います。ちょっとそういうことで、今後、検討課題

ということで、公社とシルバーとただいま協議を行っている最中でございます。それから、仕事の内容につきましては一応そういうことでございます。

そして県の公園の管理、面積を提示しろと。確かに面積、ちょっとうち何ぼという形で提示はしておりませんでした。次回からは提示を進めたいなど、かように思います。一応県の公園の中で39.5ヘクタールを巡視に回っております。そして馬見丘陵公園の作業につきましては37.2ヘクタールを作業いたしております。そういうことでよろしいでしょうか。

それから、職員の内訳でございますが、現在、町から出向している者が2名と、私を含めまして2名。それから正規の職員が、これは8月1日現在でございますけれども16名でございます。男が14名、女2名ということで。

12番議員 男性が何人とかは書いてるからわかるんですが、例えばさっき言ったように幼稚園の先生が何名とか、そういう形でのここの31名ね、職員基本給の31名の内訳を聞いているんですが。

都市整備部参与 内訳ですね。お答えがちょっとまずかったようでございます。

期限つき職員ということで16名、アルバイトが、支援スタッフですね。期限つきというのは3年の期限つき職員が16名おります。それから支援スタッフが20名でございます。合計54名でございます。

それから仕事の方の通勤のけがとか、職員の厚生関係にどういうぐあいになっているんですかということですが、支援スタッフを含め、労働災害保険に加入いたしておりますので、その通勤途上でありましても労災が適応されれば労災がいただけるという形になっております。以上です。

議長 ほかに。 12番議員！

12番議員 今、時期を、町の方の公園とか道路とかの分については一番いい時期に手入れをするというご答弁をいただいたんですが、その手段についてもやっぱり変わってきてるんじゃないかと思うんですね。今まで手で草引いていたところを機械の草ひきが変わっていると。そうすると伸びるのが全然早いわけですよ。ですからそういう点も影響しているのではないかと思います。だからそういう部分で、人数、働く方の人数をやはりもっと確保するというで解決をするというふうになると思うんですけれども、そういう形で例えば草刈り機だったら、年にやっぱり2回、3回しなければ、一番いい時期に1回手入れしたところで、すぐに草伸びますからね。だめですわ。ですからそういう点で言えば、方法も加味した形で管理を、一定以上の状況を保つという、そういう形での管理をしていただかないと、これは

解決しないと思いますので、そのあたりの管理のどういうのか、目標というか、そういう部分はお持ちいただいているのかなと思うのですが、この前私も歩道歩いてたら、すごく背の高い草がちょっと歩道の方に倒れてきている状態で歩きにくいなと思ったことあったんですが、従前はそういうことは目にしたことなかったので、梅雨の問題だけではないというふうに思いますので、そういうところから根本的な部分でどこまでの管理をするのかということを確認にした上で解決をしていただきたいと思うのですが、その点を再度ご答弁お願いしたいと思います。

それから県の公園の方はこれから明示するという事なんですが、これは明示してもらったら今後わかってくる部分もあるんですけども、かなり面積がこの間ふえてきていると思うんですね。供用開始になった面積すべてが広陵町だけで持っているのかどうか、委託されているのかどうかということも今ちょっと見えてこないで、推測で言うしか、考えるしかないわけなんですけれども。ですからその面積とあわせてどのような管理を委託されているのかということも教えていただかないとわからないなと思うんです。やはり公園の方も広くなってきて、大変いい公園だなという評価もますます高くなっていますが、しばしばやっぱり管理の方がどうかなというようなことも、思うこともありますので、この県の方との協議になるわけですが、やはり県の方もきちっとした、本当にみんなが気持ちよく過ごせる公園という形での管理を、やはり維持するという事を前提にした委託の協議をしていただきたいというふうに思いますので、この点もよろしくお願いいたします。

それから先ほどお聞きしたのは、だから先ほど言いましたように、期限つきが16名というのが幼稚園の先生ということだろうと思うんですけども、あとアルバイトはどこに、この公社の事務所が全員なのかとか、その人員配置についてお聞きしたかったんです。サン・ワークの方へ行っておられるのか、サン・ワークはサン・ワークで人員採用されているんですが、公社からの派遣という形になっているのかどうかとか。そうでないと全体が、三つ後で詳細の会計が出てきますが、全体像がなかなか把握しにくいわけです。ですので、そういう形での人員配置を再度お聞きしておきたいと思います。

先ほど答弁漏れだったのが、石ヶ谷公園のことなんですが、突っ込んだ話も難しいようであれば、どこまで検討していただいて今後の方向性について今お考えがあるのならばお聞かせをいただきたいと思います。

以上、お願いします。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 先ほどそういうことも含めてシルバーの理事長と担当者と、今現在、協議を進め、立派な管理をするためにどうしたらいいかということで協議を進めております。結果がどういうふうになるか、以前よりも前に進むんじゃないかなと、かように考えております。

それから、県の関係でございますが、内容がわからないということでございますけども、一応巡守といいますのは39.5ヘクタールをいろんな公園の管理、いろんな面で回って、見回り管理をしているわけなんです。それと、作業につきましては37.2ヘクタールですか、これは順次草の多いところを抜根したり、草刈り機で払ったりという、また補植とかいろんなもろもろございますのですけども、最近の傾向といたしましては、県の方が述べられておりますのは、花壇とかそういうものを減らして、芝の張りつけをして作業性の高いものに変えていきたいという形を述べられております。

それから人数の件なんですけれども、支援スタッフの人数ですが、南保育園で2名、北保育園で4名、西幼稚園で2名、東小学校1名、北幼稚園で1名、真美ヶ丘第一小学校1名、真美ヶ丘第二小学校5名でございます。

以上です。

議長 助役！

助役 石ヶ谷古墳公園、真美ヶ丘第二小学校の校庭につながっている部分でございますが、学校で使っていただけるように教育委員会とも協議を進めてまいりたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、次の勤労者福祉センターについての質疑を受けます。

ありませんか。 12番議員！

12番議員 勤労者福祉センターについて、今後のことについては議題に今回ありますので、決算のこの内容についてですが、まず一つは、21ページで毎年これもあるんですけども、施設利用者及び講座受講者へのアンケートの実施ということなんですけども、このアンケート、どのようなアンケートで、どのような結果があったのか、それがどのように生かされているのかというのがせつかく毎年していただいているんですから、皆さんの、利用者に沿った運営をしていくということが大事ですので、その点についてお聞かせをまずお願いしたいと思います。

それから、この講座についてなんですけど、教室とか、あるいはその他の、これおふろは

もう、まあまあ含めていいかな。この講座とかの催し物についての利用者も、町外の方が7割程度なのかどうか。その利用の実態の一つとして教えておいていただきたいと思います。

それとあとはこの25ページなんですけれども、同じく職員さんの方でお聞きしたいんですが、これは16年度は職員さんの基本給のところでは8人だったんですけれども、今回17年度は2人になって、大幅に人数が減っているわけなんですけど、これはどういう状況だったのかということをご説明いただきたいと思うんです。この支援スタッフの賃金の中の8人というのは、昨年度、16年度も8人でしたから同じですので、どういう状況の中で人数が少なくなったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いします。

議長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 アンケートの利用の件でございますが、講座の内容把握、そして講師の状態、時間帯等もろもろ参考にいたしております。次回もこういう講座があったらいいかどうか、そういう意味でアンケートを利用しておりますが、今現在、手持ちございませんので、また次回でもと思います。

それから講座の利用についてですが、ほとんど広陵町の町の方が、在宅・在勤の方がほとんどでございます。ただ、運動系につきましては、一部町外の方がおられます。

それから25ページの、去年は給料、基本給が8人やったのがことしは2人になってるということでございますが、これは先ほども申しておりますように、公社の方に職員が、こちらの方へ3名参ったのと、町の職員が、私を含めて2人がこちらに入ったということで、人員的には同じだというふうに解釈していただいたら結構かと思います。

以上、終わります。

議長 ほかに質疑ございませんか。 12番議員！

12番議員 いやだからね、先ほどちょっと答弁がきちっと聞けなかったのは、サービス公社のところでは質問させてもらった中で、そのサービス公社で雇用されている職員さんが例えばこのサン・ワーク広陵に何人派遣されて、ふるさとの方に何人と、あるいは幼稚園何人ということを知りたかったんですね。今少しそういうところで説明がありましたが、再度その配置について教えておいていただいたら、後、私の方も質問も楽かと思うので、お願いをしたいと思います。

以上で結構です。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 サン・ワークでございましたら、公社の職員が7名、支援スタッフが5名と
いうことでございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 6 番議員！

6 番議員 サン・ワークのところの具体的な内容なんですけれども、一つは先ほどから述べて
いるように、補正予算で26ページですね、200万円の減額をされてるんですね。これは
委託料の部分ですので、いわゆる当初予算から見て、予算の立て方のところで問題があった
のか、それとも努力をしてこのような委託料の減額になったのかというところがわからない
わけですので、その点についてやはり大きな金額ですので、説明をきちんとしていただき
たいというように思います。

それから先ほどの答弁をいただいた問題で指摘しておきますけれども、人件費、委託料の
補正予算の減額について、人件費のところを主におっしゃっていたわけなんですけれども、
人件費については11ページのところで500万円の補正減額されているんですね。委託料
のところでは人件費の部分の補正減額があらわれるところがないわけなんです。962万
9,000円の補正減額をされているわけなんですけれども、その中身について、人件費に
よる減額の部分というのは、委託料のところ757万円があるんですけれども、これにつ
いてのいわゆる人件費の問題というようにおっしゃっているのであれば、先ほどの金額と整合
性が合わないというように思うわけなんです。だからそういう点で、その中身についての正
確なところについては、ご答弁をお願いしておきたいというように思うんです。

それから25ページですけれども、27ページですね。27ページのホームページの管理
委託、これは53ページにも同じような部分があるんですけれども、実際にホームページを、
これを見させていただいたんですけれども、私はホームページをつくったこともないし、全
く素人という形で聞いていただきたいんですけれども、ホームページを見た限りにおいて、
少し専門性のある方によってこのホームページをいわゆる追加したり訂正したりするとい
うことは可能ではないのかというように思うんですね。ここの部分についてわからないので、
これは53ページのグリーンパレスですか、働く婦人の家ですか。ところでも同金額程度
の予算が上がっているわけなんですけれども、その点での扱いはどのような形になるのか、
なっているのかを聞いておきたいと思うんです。

それから、常駐管理業務2,433万3,000円がここで上がっているわけなんですけ
れども、これは実際に委託料として補助金で人件費を上げていた部分のものがここに来てい

るんだというように思うんですけども、こういう点で言えば、やはり消費税対策として補助金を、人件費を補助金として支払っているというところから来る、このような、いわゆる計上の仕方になるんだろうと思うんですが、この点については先ほど松野議員も質問していることと関連するんですけども、やはり人数等についてはこういう部分にきちっと書いてもらっていただくということでない、非常にこれを見ているとわからなくなってくるんですね。だからそういう点での説明欄のところでの書き方の問題について、きちんとやっていただきたいと思うんですけども、その点については私の意見が間違っているのか、常駐管理業務の部分については、これはどういう内容か説明しながら詳しく書ける部分でしたら、人件費ということであれば人数等明らかにしておいていただく必要があるのではないかと、うふうに思うんですが。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 まず1点目は、200万円の委託料の減額、なぜかということでございます。これにつきましては、役場の方、入札業務を実施しておりますので、サン・ワークの方におきましてもその業者において委託業務をお願いすると。町にあやかって同じ率で安く入札というんですか、委託を契約できたということと、それから委託内容の見直しを実施いたしまして、職員で対応できるものは職員ですするという形のもの、また今までやっておった清掃、トルマリンという清掃業務、これなんかは職員でできないだろうかということで、単価を、当初は18万9,000円のを9万4,000円というふうに、いろんな形で不要というのか、職員で努力したら減らせるものはないだろうかということで積み上げた金額が200万円余りになりました。

以上でございます。

それから27ページ、53ページのホームページの管理費云々でございます。これは、ただホームページそのものの絵柄を見てもらったら大したことないように思われるんですけども、これは働く婦人の家につきましても、サン・ワークにつきましても講座をインターネットで受け付けると、インターネットで返事すると。こういうかような考えでおりますので、時代に即応したように対応しなければならないということで、ちょっと職員では対応し切れないということで、専門の方をお願いしたと、そういうことでこういう金額になっておるということでございます。

それから常駐管理委託業務につきましては、現在シルバーの方が毎日2名、午前中管内の清掃のお手伝いをいただいております。この形を管理業務委託、常駐管理委託ということで

あらわしております。

以上、終わります。

議長 ほかに質疑ございませんか。 6 番議員！

6 番議員 今の説明の 200 万円の件ですけれども、私はそういう点で言えば当初予算から非常に職員の努力した部分が出ているということですね。私はそれでしたら、先ほどからの指定管理者制度のときにも出てきている中で、職員が非常に当初予算から見ても努力している部分、これは具体的に評価した形で報告をしていただく必要があったのではないかと。これは、金額も入札による減額が幾らで、職員の対応 18 万円ということをおっしゃいましたけれども、その他があらわれているということであれば、私そういう点については職員が非常に頑張っておられると。非常に厳しい環境ですからね、サン・ワーク等で働いておられる職員の方々はですね。そういう点ではきちんと評価した中で、それに見合った職員の評価の部分というのをきちんとする必要があると思うんですけれども、そういう点での認識を持たれているようであれば、職員による努力について、入札については幾ら、職員の努力については幾らというような形でやっぱりきちんと出して、評価を改めてきちんとすべきだというように思うんです。そういう点で再度お聞きします。

それから、ホームページなんですけれども、とにかくリンクを押すと、リンクでは公共施設の部分だけしか出てこないんですね。だから最近ホームページを個人の方が、つくる方が非常に多いんですけれども、専門性を少し身につけた方であれば、ホームページというのはできるという認識で話ししているわけなんです。ところがそれは全く専門性が高いものでできないというふうにおっしゃってるんですけども、そういう点についてはいわゆる職員と、あるいはまた町の行政担当のところとの相談などを行った上での結論なのか、それとも参与自身の判断で認識を持っておられるということなのか、その点だけ聞いておきたいというように思います。

議長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 確かにこれからはそういうことも含めて研究していかなければならないと、かように考えております。そういうことで、私そういうパソコン、そういうインターネットに対して知識の方、まだまだ未熟でございますので、内容的に職員が対応して時間を割くのがベターか、それとも業者さんをお願いするのがベターか考えあぐねているような状況であります。

終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。（「200万円のうちの入札と確認と努力、入札について、やっぱり職員の努力についての評価もいただきたい」の声あり）

常務理事！

都市整備部参与 一応金額の減ったやつだけ申し上げさせてもらって、ご了解いただきたいなと。

施設の維持管理といたしましては、当初予算計上が165万円余りをしていたのが、161万円ぐらいで、それから常駐管理の業務が当初は283万円を予定しておりましたんですけども、いろいろ日数等見直しを加えたら、職員の方でお手伝いをする部分がふえましたので243万円ぐらいと。電気保安業務、入札によりまして26万4,000円のやつが16万円ぐらい、それから冷温器保水ということで、これが98万円が90万5,000円と。それから先ほどトルマリンの方は述べましたので。それからサウナの点検なんかは職員でやろうじゃないかと。それから施設管理システムの追加もちょっと見送ろうと。体力測定イベントということで委託しておりましたんですけど、余り効果ないだろうということで見送りました。トレーニングスタッフの研修も、職員同士でお互いに研さんをやるということで6万円ほど研修費を減額いたしました。これらをあわせまして約200万円ほどになったということでございます。

議 長 それではないので、次の。（不規則発言あり）

これだけやってしまおう。ふるさと会館に移ります。（不規則発言あり）

何。わかった。おれまた休憩してくれ言うたんかと思ったんや。わかりました。 8番議員！

8番議員 1点だけ聞いておきたいと思いますねんけどね。この一般会計の方も、あるいはこの今の勤労者の福祉センターの会計もなんですけども、この補正ですね。補正はどの時点で補正をされているのか。3月末で補正されてるのか、それとも道中で補正されてるのか、その辺だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 17年度につきましては、額が確定した段階で3月末日において補正を専決で実施させていただいております。

以上、終わります。

議 長 それでは、次にふるさと会館に入ります。ふるさと会館ございませんか。

（なしの声あり）

議長 ないようでございますので、次に働く婦人の家に。ふるさと会館あるの。（「あるある」の声あり）

ふるさと会館に質疑。 12番議員！

12番議員 済みません、それほどないですから。

まず一つは33ページなんですけれども、一般利用年度別比較表で出していただいておりますが、梅、桜、椿のところの利用が、昼間の問題と思うんですが、少ないんです。夜宿泊の方は本当によく利用されていて、これだけ交通の便も悪いのによく利用されてると思うんですが、何か今最近では旅館とかホテルでも、昼間の部屋の活用ということもやっておりますから、この広陵町は会議する場合に部屋探さなきゃいけないとか、そういう場合もありますから、お昼食べるなり、食べる場所とかあるいは会議打ち合わせの場所とか、昼間の有効活用を今後検討していただけたらどうかと、これは提案でお聞きをしておきたいと思っております。

それからもう一つは、同じく人件費のところですが、じゃあこのふるさと会館の方には公社の方から職員さんが配置されているのか、その実態をお聞きしておきたいと思っております。

それともう一つは、41ページになりますが、ここには17年度載ってないんですが、去年、16年度でしたら宿泊料の回収不能額という部分で21万1,000円計上されていたんですが、17年度はゼロだったのかということを確認しておきたいと思っております。というのは、クレジットカード取り扱いの周知拡大によるということで、最初の方にうたっていただいているわけなんですけれども、クレジットカードの取り扱いを拡大していくと、そういう場合も出てくるのではなからうかと思っておりますので、そういう対策も含めて実態をお聞きしておきたいと思っております。

議長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 人員の方につきましては、サービス公社の職員が3名、それから支援スタッフが3名、それからパートの支援スタッフが4名ございます。

それから、部屋の有効活用につきましては、今後検討していきたいなど、かように考えます。

それからクレジットカード導入に伴う料金増収云々の件なんですけれども、まだちょっと詳しくはデータございません。またデータができ次第、議会でもお知らせできたらなど、かように思います。終わります。

議長 ほかに質疑。 12番議員！

12番議員 済みません。一つ答弁の方なのですが、クレジットカードの推進についてのリスクの対策については、今後、具体的にどう取り組むかという内容なのですが。それとあわせてお聞きしたのは、平成16年度は21万1,000円の回収不能があったわけですが、宿泊料金の。17年度はゼロということの認識でよかったのかということを確認したかったんです。

議長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 ゼロでございます。

議長 ほかに。6番議員！

6番議員 一つは、シルバーとの関係で、38ページの宿泊業務手当、これについて以前はシルバーで対応していたところ、不祥事があり、それを変更したということだったわけなんですけれども、これは職員で対応ということと、シルバーへの委託ということでは金額に差が出るのかどうか。昨年度、16年度途中からでしたかね。その点変更になったと思うんですけれども、そういう点での差があるかないかですね。いわゆるシルバーの方が安いのか、職員の方が、同じなのか安いのかという意味でお聞きをしておきたいというように思うんです。

それから手数料で、宿泊施設、シーツ等クリーニング代他とあるんですけれども、これはクリーニング代幾らで、そしてこれは業者は専門業者なのか町内業者なのか、それとも他の業者なのかというのをお聞きしたいと思います。

それからトイレ洗浄機賃借料4万8,800円と、トイレエアフレッシュナー賃借料1万3,800円、トイレ便座除菌クリーナー賃借料が1万3,200円とあるんですけれども、これはどのような内容で委託をされているのか、賃貸料で借りているわけなんですけれども、これはどんな内容のものを借りておられるのか、ちょっとわからないので教えておいていただきたいというように思います。

議長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 ちょっと料金、現在は、宿直業務につきましては公社職員で対応させていただいております。金額の差については、ちょっと私資料を持ち合わせておりませんので、また確認の上お答えさせていただきたいと、かように思います。

それからトイレ洗浄賃借料、トイレエアフレッシュナーとか便座クリーナー賃借料、これにつきましてはその水洗のところについている洗浄剤が定期的に流れるような、横にあるちよつとこれぐらいの機械がついておりますので、その賃貸料でございます。

クリーニングにつきましては、町内の業者で、専門の業者をお願いしているはずで、ち

よっとこれも確認いたして、しているはずですが、内容については確認できておりません。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長 それではないようでございますので、次へ移りたいと思います。

次、働く婦人の家。 12番議員！

12番議員 この働く婦人の家の方なんですけれども、去年も指摘したかとは思いますが、自主グループ活動なんですけど、これはまたさらに16年度から17年度に向けて減っているんですね、グループの数が。これはこの数年間、毎年同じような現象があって、とうとう前は10幾つ、20近かったときもあったんでしょうかね。ところが今は本当に6グループになってしまっているという、こういう状況なんですけど、その一方で一番、この45ページ頭のところで、自主グループの育成等の事業運営を図ったと、これが毎年繰り返されているわけですね。この自主グループの衰退については、原因をどのように分析をして、どのような対応をとってきていただいたのかということをもまず一つお聞きしたいと思います。

それからこれね、この事業報告書、サービス公社の、サービス公社それからそれぞれの福祉センターとかふるさと会館とか含めてそうなんですけど、受託事業についての説明が毎年毎年もうほとんど一言一句変わらないような状況が続いているように思います。ですので、やはりその事業内容、基本的なところでは変わらないわけですけども、取り組みのその年度の特徴的なところについても、予算の場合であれば特徴的にこういうことをするとか、あるいはそれについての決算では結果についても特記事項としてもつけていただくと。それぞれの場所で職員さんがどのような意欲的な取り組みをされたのかということがわかっていいのではないかと思いますので、今後ちょっとそういうことができればつけていただけたらなというふうに思います。余り毎年同じですので、その点ではマンネリ化しているなということになってしまいますのでお願いします。

それと、これも先ほどと同じように、サービス公社から派遣されている職員さんについて、ご報告をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 職員の方につきましては、館長がふるさと会館を兼務しております。そして職員が1名ということでやらせてもっております。

それから、自主グループ、6グループと減ってきてるんじゃないかということでございま

すんですけれども、ある程度自主グループが自立できた段階で独立していただくという趣旨でございますので、ずっと自主グループのまま残っていただくんじゃないに、自主グループが一つの組織として残って、羽ばたいていただくという側面もございますので、ご了解をいただきたいなど、かように思います。そして、毎年毎年同じ内容ではないかと。まことに申しわけございません。検討していきたいなど、かように思います。

以上、終わります。

議長 ほかにございませんか。2回目。 12番議員！

12番議員 自主グループの方で自立していただくということは当然いいことだと思うんですけれども、利用の仕方として場所の問題もありますので、自主グループとして定着して使用していくということを従前私たちはそのように考えていましたし、そういうグループもあるんじゃないかと思うんです。そういう中で、自主グループじゃなくして独立して活動される場合は、ほかのところの場所の使用ということになるわけですが、平成16年度から17年度に移る中で、何グループが独立されたのか確認をしておきたいと思います。

それと、従前から言っているところなんですけれども、活用しにくいという声がやっぱりあるわけですし、そこがなかなか改善しにくいという、できていないのではないかと思うので、久しぶりにちょっと確認したいんですけれども、利用されるときに住所、氏名、年齢まででしたかね。きちっとその都度、都度、書かなきゃいけないという状況は今どのように改善できているのかということもお聞きしておきたいと思います。

議長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 内容につきましては同じ形をお願いしております。

独立された形が何グループあるかということでございますのですけれども、平成16年度に比べて4グループが独立されております。

以上終わります。（「6グループ」の声あり）6グループが、16年度にございましたグループが。（不規則発言あり）

議長 ほかにございませんか。 6番議員！

6番議員 一つは、役所の文書。（「……答弁漏れしてるよ」の声あり）答弁漏れしてるな。役所の文書でね。

議長 ちょっと寺前議員。

6番議員 一緒に答弁してもらって。名前だけ。

議長 ほな、あんた言うて。

6 番議員 ホームページ更新業務、こちらはね、ホームページ更新業務というようになってね、向こうの方はホームページ管理委託というようになっているんですね。どちらも更新する部分があると思うんですけども、この、ささいなことですけども、言葉が違うんですけども、ホームページ更新業務と、それからホームページ管理委託、役所の書き方というのはこれだけ違うと何かなというように思うので、どういう意図があるのかお聞きしておきたいというように思うんです。

それから、先ほど、ここでもそうなんですけど補正で、今回も清算が103万円ですね。そしてこれは900万円のうち103万円という非常に大きな金額なんですね。それでその大きなものは修繕料、これは車が修繕必要なかったということで、4万円ほどしか変わらなかったということですから、委託料についても、この二つの部分ということだけですから、これだというようにわかるんですけども、使用料、賃貸料について、これは43万8,000円というのは、一般会計の中でも同じような傾向が出てくるんだろうかと思うんですが、パソコン等のリース料が中心だと思うんですが金額が非常に大きいんですね。だからその辺の内訳と、なぜこうなったのかということをお聞きしたいと思います。

それから先ほど補正は3月末に行ったということですけども、これは予算の立て方と予算の執行の仕方について、サービス公社理事会を開いているということですけども、非常に予算の執行のやり方が理解できないと思うんです。特に委託料について、先ほど町と県との委託の話があって、予算計上した後、県との話し合いが進められているという形でおっしゃっていたわけですけども、それ自体確定してから3月末で補正するというのは、本来考えられない問題であります。そういうようなことで、こういう予算執行が行っていくということであれば、私はやっぱりサービス公社の会計上のあり方について、もっときちんとした執行の形態をとらなきゃならないというように思うんですけども、この点についてはなぜこういう形での補正が3月末になっているのか、その点について聞いておきたいというように思います。

議 長 サービス公社常務理事！

都市整備部参与 ちょっと私の言葉足らずで申しわけございません。この3月末というのは、町に清算金の返金をするため、各会計の不用額を洗い出すということで、その清算のための3月補正ということでございます。その都度必要に応じて補正も実施させていただいております。

それからホームページの更新。ちょっと言葉足らずが出ておると思うんですけども、更新

を含めてホームページの管理をお願いしているというぐあいにご理解いただきたいなど、かように思います。

それからごめんなさい。先ほどの自主グループ、6名、間違いました。4名でございます。慌てて計算間違いしました。訂正させていただきます。申しわけございません。（「手続の問題で、名前とか……年齢とかいろいろ書かなきゃいけないから利用が」の声あり）ちょっと言葉の統一性が取れてないということで、今後職員を指導していきたいし、私も反省いたしたいとかように思います。終わります。（不規則発言あり）

議 長 申込書の名前の、今どうしてるのということ。言うたん違うのかい。（不規則発言あり）そうしたって。もう、はい。だから後で聞きに行つたって。

質疑は、いやいや、あるのか。 常務理事！

都市整備部参与 後で説明します。

議 長 これにて質疑を打ち切ります。

これで報告第15号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 3:19 休憩)

(P.M. 3:32 再開)

議 長 休憩を解き再開をいたします。

議 長 次に日程7番、議案第35号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第35号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議冒頭で町長のあいさつの中でも説明を申し上げましたが、一般の職員の不祥事に係る特別職の処分につきましては、町長にあっては俸給の10%を10月分より12月分の3カ月間の減額、助役にあつては俸給の7%を同じく10月から12月分の3カ月間の減給とさせていただくものでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、この処分につきましては、10月1日から施行するということになってございます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に日程8番、議案第36号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することにつきましてですが、本案につきましても町長、助役とあわせ、教育長におきましても俸給の5%の減額を3カ月間実行するものでございます。施行日は10月1日からでございます。

以上、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長 次に日程9番、議案第37号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第37号についてご説明をいたします。

議案書の9ページ、10ページをごらんいただきたいと存じます。新旧対照表の3ページをごらんいただくとよくわかるかと思えます。

広陵町国民健康保険条例の第5条の中で、現在30万円ということで位置づけされております出産育児一時金を、10月1日からの出産につきまして35万円に増額をするという内容の改正でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 次に日程10番、議案第38号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第38号についてご説明を申し上げます。先ほど同様、新旧対照表の4ページをごらん願いたいと存じます。

健康保険法の改正に伴いまして、療養病床に入院する高齢者の食費、居住費の一部を自己負担していただく制度の創設に伴う広陵町母子医療費助成条例の改正でございます。いわゆる70歳以上75歳までのいわゆる母子につきまして医療費助成をするわけでございますけれども、助成の対象として食費、居住費の一部については控除をするということの改正でございます。なお、この改正に伴います影響のある母子が広陵町にあるかという確認をいたしましたところ、現時点におきましては該当者はございません。

以上、説明を終わりますが、どうぞよろしくご審議のほど、お願いをいたします。

議長 次に日程11番、議案第39号、広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。 松井都市整備部参与！

都市整備部参与 それでは議案第39号、広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについてをご説明申し上げます。

議案書の14ページでございます。

今回の改正は、これまで多くの方々にご利用いただきました広陵勤労者総合福祉センター、愛称サン・ワーク広陵でございますが、これを改修しまして、はしお元気村として新たなスタートをすることに伴いまして、現在の条例の関連条項を改正するものでございます。

14ページに条例の改正する部分、それから次の15ページに改正後の料金と施行期日を掲載しております。

この内容では全体的な内容が把握しにくいと思いますので、先ほどのように別冊の新旧対照表をごらんいただきまして説明申し上げたいと思います。新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。

ページの右側が現在の条例、左側が改正案として今回ご審議いただく条例でございます。文の中でアンダーラインを引っ張っている部分が改正の対象となる部分でございます。

まず第1条の項目の設置でございますが、現在の勤労者福祉施設と雇用促進というような文言から、改正案では住民の健康と福祉の増進、それから産業の振興に寄与し、元気な広陵町への活性化推進という設置目的をうたっております。

次に施設の名称でございますが、第2条で現在の広陵勤労者総合福祉センターから、はしお元気村に変えるものでございます。このはしお元気村の名称の一部に使わせていただいております、「はしお」でございますが、施設の位置する地名でございますが、由緒ある、歴史ある地名を大切にしまして、郷土を大切にす地名ということで使わせていただきまして、元気村は先ほどの第1条の設置目的にふさわしい名称として今回命名させていただいたものでございます。この名称変更によりまして、ごらんの新旧対照表の5ページの冒頭でございます条例の題名自体もこれまでの広陵勤労者総合福祉センター条例からはしお元気村条例に変わります。

それからこの施設の名称が変わることによりまして、これまでの広陵勤労者総合福祉センターの略称でありました、勤総、勤務の「勤」に総合の「総」でございますが、勤総という表示をこの条例上表示しておりましたので、その条例箇所が14カ所ございましたので、その14カ所につきまして、元気村という名前に、表示に変更しております。

次に、最後の8ページ、新旧対照表の8ページでございますが、受益者負担の適正化ということで今回利用料金をこの際に見直しまして、改定を行いました。右側は現在の料金表、

左側が改正案ということで上程させていただくものでございます。

これまでのような広域的な勤労施設という縛りがなくなりましたので、現行の右側にございますような雇用保険の被保険者という分類から、町内の利用者、町外の利用者という区分に変更させていただきました。それ以外に部屋の名称ということで、これまでの創作実習室が会議室3に変わります。また新しく和室Cという部屋も新設するというので、それらの表示も改正案で書いております。それから冷暖房費ということで、部屋の広さに応じまして、1時間につき100円から600円の料金を設定させていただきました。ということで、これらが8ページの料金の新旧対照表でございます。

以上が今回上程させていただきました条例案の内容でございますが、この改正の施行日は平成19年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 次に日程12番、議案第40号、大和高田市道路線の区域外認定の承諾についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 議案第40号でございます。大和高田市道路線の区域外認定の承諾についてということで、議案書の16ページでございますが、広陵町区域内におきまして、大和高田市が次のとおり市道路線の認定を行うため、道路法第8条第3項の規定によりまして承諾することにつき、同条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線名といたしまして、大和高田市道（仮称）高452号線、広陵町域の経過地といたしまして、広陵町みささぎ台281番地1です。広陵町域の延長といたしまして6.29メートル、広陵町域の幅員といたしまして6.7メートルの内容の道路でございます。

資料の、議案書の17ページの3というページがございます。そこに位置図を添付いたしております。大和高田市大谷区域におきまして、民間の開発による道路の設置が進められております。大和高田市大谷から香芝市別所を經由して、広陵町みささぎ台に接続される道路です。この場所の認定ということでお願いたします。よろしくご審議のほど、お願申し上げます。

議長 次に日程13番、議案第41号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第41号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を

申し上げます。

歳出の方から説明を申し上げます。

25ページをごらんいただきたいと思います。

今回民生費におきまして、シルバー人材センターの移転整備に伴います設計委託料、そして整備工事費、合わせまして2,000万円を計上させていただきました。

新清掃施設の建設事業でございますが、起債の増額によります財源振替でございます。

勤労者総合福祉センター費におきましては、今回の改修費4,999万8,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、施設利用者ポイントカードの代がえ記念品28万円、そして事業費34万4,000円、委託料といたしまして、工事の委託料が375万円、その他の委託料で225万円となっております。改修工事費は3,885万円を計上させていただきました。なお、改修に係る関係備品でございますが452万4,000円を計上させていただいております。

消防施設費につきましては、起債の増額による財源振替でございます。

26ページでございますが、教育委員会費の学校給食特別会計の繰出金でございます。給食用の保冷库購入によります繰出金でございます。

それから体育館費でございますが、サン・ワークトレーニング機器を移設いたすことによりまして、体育館のトレーニングルームを改修いたす工事費155万2,000円を計上させていただきました。

歳入でございますけれども、23ページにお戻りいただきたいと思います。

今回の税制改正による影響額、老人控除の廃止並びに非課税範囲の見直し等によりまして、現年課税分として財源8,286万6,000円を計上させていただきました。

それから、地方特例交付金につきましては、減税補てん特例交付金において1,573万3,000円の減額、児童手当特例交付金によります221万1,000円の減額でございます。いずれも交付税の算定の確定により生じた補正になってございます。

地方交付税でございますが、今回の本算定によります決定額と当初予算との比較におきまして1億3,225万2,000円の減額をせざるを得ない状況となりました。これにつきましては、当然、税と交付税のリンクということもありますので、その交付税の減額は税の増額につながってきておるものでございます。

農業費の分担金につきましてはですが、17年度の繰越事業によります、18年度で分担金をちょうだいいたすべく、古寺遺跡の地元分担金980万円を計上させていただきました。

道路橋りょう費の交付金でございますが、17年度からの繰越事業、3事業ございますが、いずれも一般財源を投じまして繰り越しをいたしましたので、翌年に補助金として歳入1億6,927万4,000円を受け入れるものでございます。

墓地事業特別会計の繰入金でございますが、今回の17年度の墓地事業の剰余金を一般会計に繰り入れいただくものになってございます。

それから諸収入の雑入でございますが、シルバーセンターの移設改修費に伴い、社団法人全国シルバー人材センター事業協会から奨励金800万円を組み入れをさせていただきました。なお、センターの負担金につきましては、200万円を計上させていただきました。

起債でございますが、減税補てん債、臨時財政対策債、いずれも交付税確定算定に伴います増減でございます。

新清掃施設整備事業につきましては、対象事業費の増額により670万円、防火水槽設置につきましても対象事業費の拡大により20万円、平成17年度の歳計剰余金、確定いたしましたので、当初予算との比較において6,577万3,000円を減額させていただくものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、21ページ左段に計上をさせていただいております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長 次に日程14番、議案第42号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第42号についてご説明を申し上げます。

議案書の27ページからでございます。

今回、歳入歳出それぞれ1億933万2,000円を追加し、歳入歳出総額25億8,820万2,000円とする内容でございます。

その内容ですが、32ページの歳出からごらんいただきたいと存じます。

まず17年度の退職者医療療養給付費等交付金が確定をいたしまして、超過交付されておりました分、439万1,000円を返還するという内容がまず一つございます。さらに、医療制度改革の一環として、国保財政の基盤を充実させるために創設される保険財政共同化事業、これは現在既に実施しております80万円を超える高額療養費に対する共同事業とは別に、新たに県単位として国保連合会が実施をされるもので、平成18年度10月から適用される事業でございます。30万円を超え、80万円までの高額療養費に対する共同化事業

でございます。広陵町は1億494万1,000円を拠出するという内容でございます。

一方、歳入でございますが、31ページにお戻りをいただきたいと思えます。

退職者の超過分につきましては、その財源として退職者に係る国民健康保険税で財源を措置したいとするものでございます。また、共同事業拠出金と同額の1億494万1,000円を交付金としていただくという内容で計上させていただいた内容でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 次に日程15番、議案第43号、平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは議案第43号、平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

議案書の33ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,397万2,000円を追加し、総額13億2,397万2,000円とするものであります。平成17年度の決算完結に伴いまして、国庫負担金等の公費負担金の清算によります償還と基金積み立てを行うものであります。議案書の37ページの歳入をごらんいただきたいと存じます。

平成17年度決算によります繰越金2,397万2,000円となっております。これに対しまして、38ページ、歳出の8款諸支出金の償還金でございます。平成17年度の国庫負担金及び支払基金交付金並びに県負担金の清算によります償還金合計1,455万2,000円でございます。これにつきまして、詳細についてはお手元にお渡ししております平成17年度の事務報告書、これの65ページをごらんいただきたいと思えます。

16番目として、介護保険の財源の推移ということでお示しをさせていただいております。この中の中段にあります給付費ベースというふうなことで、財源の内訳を15年度、16年度、17年度と示させております。この17年度をごらんいただきたいと思えます。これの支払基金交付金、それから国庫負担金、県費負担金の上段につきましては収入、当該年度で概算交付をされている金額でございます。中段が、翌年清算されます金額でございます。これは保険給付金額に対しまして示しております公費負担割合、支払基金交付金でありましたら32%、国庫でしたら20%、県費12.5%。この保険給付費につきましては、この資料の67ページに18番として介護保険給付費の状況ということで、12年度から17年度までの推移として示させております。17年度につきましては10億9,842万8,92

5円、これが保険給付費、これに対しまして公費負担割合を掛けていただきますと、清算の実質の金額というふうになるわけでございます。そして、下段がその差額ということでございます。今回は、支払基金の交付金が646万9,744円、それから国庫負担金につきましては705万4,215円、県費負担金につきましては102万7,385円、合計1,455万1,344円、予算にしまして1,455万2,000円というふうに償還金を算出しているわけでございます。

それでは次に戻っていただきまして、5款の基金積立金でございます。これは歳入の繰越金と歳出の償還金の差引額942万円を基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いをいたします。

議長 次に日程16番、議案第44号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第44号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の39ページからでございます。

歳入歳出それぞれ1,185万8,000円を追加し、歳入歳出総額2,685万8,000円とするものでございます。

43ページをお願いいたします。

歳入でございます。平成17年度の墓地事業特別会計で1,185万8,000円の歳入超過がございました。18年度墓地会計の方へ受け入れをいただいて、さらには一般会計への繰り出しを予定していただいている内容でございます。

歳入超過となりました主な要因でございますけれども、墓地永代使用料収入を当初17年度におきましては12区画と見込んでおりましたのが、実際は20区画の実績となりました。また、歳出面では墓地の返還に対しての返還金を10区画見込んでおりましたが、実績で5区画であったということで1,185万8,000円のいわゆる歳入超過となったという内容でございます。その超過分を18年度へ繰り入れするという補正の内容でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 次に日程17番、議案第45号、平成18年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第45号、平成18年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1

号)についてご説明申し上げます。

議案書の46、47ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計からの繰入金47万9,000円でございますが、真美ヶ丘第二小学校の給食用牛乳保冷庫が突然故障をいたしました。緊急に修理を行うよう指示いたしましたが、開校時、20年前に設置したもので、老朽化が激しく、外枠だけが使用できるとの報告でございました。真夏に向かい、食中毒の怖い時期でもあり、早急に購入の必要性が生じ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約をさせていただき、購入させていただきました。

次に、平成17年度学校給食特別会計歳入歳出決算の中で24万6,000円の剰余金がございます。その金額24万6,000円全額を平成18年度学校給食特別会計の学校給食費、賄材料費に充当するものでございます。

なお、平成18年度学校給食特別会計の歳入歳出は、それぞれ2億822万5,000円となる補正予算でございます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長 それでは次に日程18番、議案第46号、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第46号、議案書の51ページでございますが、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ658万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,958万8,000円とするものでございます。内容につきましては、繰越金でございますが、売り払い額に対します換金の分とする内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは次に日程19番であります。その前に平成17年度の各会計について、監査の結果を報告願うことにいたします。

議長 ここで本来であれば、山本 登監査委員に報告を願うわけでございますが、本日、入院のため出席できないとのことでございますので、代表監査委員であります平井輝雄氏に報告を願うことといたしますので、よろしくお願いをいたします。

平井監査委員！

代表監査委員 平成17年度決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象としまして、平成17年度広陵町一般会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計決算、以上について、去る平成18年8月11日に慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、町長から提出されました決算書に基づき、平成17年度における歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合審査の結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないことを確認いたしました。また、財産に関する調書についても、計数はいずれも正確であり、記帳方法にあっても適正であると認められました。

次に、平成17年度広陵町水道事業会計決算についてでございますが、これにつきましても平成18年8月11日に審査を行いました。審査に付された決算諸表に基づき、水道事業の財政状況及び経営成績等を審査いたしました結果、計数に誤りはなく、適正に表示しているものと認められました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでありますので、ご一読をお願いいたします。

以上で、報告を終わります。広陵町監査委員、平井輝雄、山本 登。

議長 ありがとうございます。

それでは日程19番、議案第47号、48号、49号、50号、51号、52号、53号、54号及び55号、以上、9件を一括して議題とします。

本案について説明願います。 助役！

助 役 議案第47号から議案第55号までの平成17年度広陵町一般会計歳入歳出決算及び八つの各特別会計決算の認定をお願いするに当たりまして、説明をさせていただきたいと存じます。

お手元に、平成17年度の各会計歳入歳出決算書並びに平成17年度事務報告書をお届けいたしておりますので、これによりましてご報告並びに説明をさせていただきます。

まず初めに各会計の収支の状況についてでございます。

歳入歳出決算書におきまして、各会計ごとに実質収支に関する調書として記載いたしてお

りますが、別冊の事務報告書の216ページに集約して記載しております平成17年度各会計別収支に関する調書をごらんいただきたいと思っております。

まず一般会計でございますが、歳入総額は122億2,546万3504円でございます。歳出総額は116億5,621万2,451円、歳入歳出差引額は5億6,925万1,053円の黒字でございます。4番目に書いてございますように、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、継続費の通次繰り越しがございます。さきの6月議会でご報告を申し上げているところでございますが、新清掃施設の建設のための繰越財源といたしまして418万8,500円を繰り越すべき財源として確保いたしております。

次に繰越明許費繰越額の2億3,083万5,000円でございますが、これも6月議会でご報告申し上げておりますように、書庫の改築事業で2,555万4,000円、アスベスト対策事業といたしまして14万8,000円、団体営基盤整備促進事業といたしまして1,245万9,000円、道路橋りょう費の古寺中線整備事業で8,330万円、百済赤部線の道路整備事業で7,072万円、市街化区域内の細街路整備事業で1,799万3,000円、百済赤部線の交通安全施設整備事業で1,957万円、消防費といたしまして防火水槽設置事業で8万6,000円、いずれも17年度から18年度へ繰り越した事業の分でございます。これを合わせますと2億3,083万5,000円となるわけでございます。この合計、2億3,502万3,500円を差し引きました残り5番が実質収支額3億3,422万7,553円が実質の黒字でございます。参考として下に書いてございますように、16年度の実質収支額が3億8,254万3,638円でございますので、単年度収支といたしましては4,831万6,085円の赤字決算でございます。

次に国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額は22億8,486万6,131円、歳出総額は23億2,793万5,997円、差し引き4,306万9,866円の赤字決算でございます。平成17年度の平均被保険者数は1万486人で、昨年に比べ2%の増加でございます。ここ数年、200人から300人の増加が続いております。

国保税の収納状況につきましては、現年度分で92.57%で前年並みの状況でございます。また、滞納繰り越し分につきましては19.27%の徴収率で、昨年度より1%上回っております。

赤字決算となりました要因は、滞納の存在はもちろんのことでございますが、医療費の増高と介護納付金におけます課税実態と実際の納付金との乖離が主な原因であると分析いたしているところでございます。今後、国保財政の健全化に向け、さらなる努力を進めてまい

所存でございます。

次に老人保健特別会計でございますが、歳入総額が2億8,972万9,082円、歳出総額が2億3,792万2,752円でございます。差し引き1,406万3,670円の赤字となっておりますが、この分につきましては18年度におきまして国庫支出金などで清算をされることになってございますので、収支均衡することになるわけでございます。なお、本会計の対象者数は約2,850人でございます。

次に介護保険特別会計でございます。歳入総額は1億5,469万3,308円、歳出総額は1億3,072万1,754円、差し引き2,397万1,554円の黒字決算でございます。第2期事業計画の最終年度でもございまして、制度創設から6年を経過いたしました。成熟期を迎えたとも言えるわけでございますが、実質収支で2,397万1,000円の黒字となりましたが、決算書の267ページに記載しておりますように、基金残高が19万7,000円となり、収支といたしましてはほぼ均衡したという結果になってございます。

下水道事業特別会計でございますが、歳入総額は1億4,599万6,604円、歳出総額は1億4,599万6,604円で、収支差し引きゼロでございます。本町の下水道事業は昭和53年から整備を開始いたしまして28年を経過したわけでございますが、平成17年度末には整備率が98.1%、水洗化率は83.8%となり、快適な生活環境の実現に大きく貢献してまいりました。今後は維持管理に重点が移っていくわけでございますが、公債費残高は平成17年度末で9億2,084万5,000円に達してございます。この元利償還金を含めました事業の財源は、下水使用料だけでは賄えず、一般会計からの繰り入れに大きく依存している状況でございます。今後このことにつきましては、一般会計とのあり方につきまして議論をお願いいたしたいと存じます。

次に墓地事業特別会計でございます。歳入総額2,471万4,500円、歳出総額1,285万6,370円で1,185万8,130円の黒字決算でございます。歳入におきましては20区画の永代使用料及び1,064区画分の管理料で2,470万2,500円となっておりますが、予算よりも781万4,000円の増額となっております。歳出におきましては、管理に要する費用は例年と同様の人件費及び管理費でございますが、墓地永代使用料返還金などで約404万4,000円の歳出減となったため、この黒字となったものでございます。これにつきましては先ほど補正予算で申し上げましたように、一般会計に繰り入れをさせていただくことといたします。現在、1,070区画を整備いたしております。

して、1,059区画が売却済みでございます。残りは11区画となっております。今後は墓地需要の見通しに基づき、順次適切な整備を行ってまいりたいと存じます。

学校給食特別会計でございますが、歳入2億199万3,848円、歳出総額は2億173万7,605円でございます。差し引き25万6,243円の黒字決算でございます。

用地取得事業特別会計におきましては、歳入総額397万2,011円、歳出総額も同額で、差し引きゼロでございます。

地域活性化商品券交付事業特別会計におきましては、歳入総額2,534万5,500円、歳出総額は1,875万8,100円でございます。差し引き658万7,400円の黒字となっているわけでございます。地域産業の活性化を目的に、昨年の7月からスタートをしたわけでございます。住宅改修補助事業に283万円、ごみ減量のためのごみ処理機等の購入補助に175万円、敬老祝い金等に312万円、個人や大字自治会で181万円、職員の購入で1,292万円、主なものはこのような内訳になってございます。100円券では1万1,035枚、1,000円券で2万4,242枚発行をさせていただいております。換金率は年度末で69.74%となっております。

以上が各会計の収支に関する状況でございます。

次に町税等の収納状況につきましてご報告を申し上げたいと思います。

同じく報告書の一つ戻っていただきまして、町税等の収納状況、215ページをお開きいただきたいと思っております。

ここには町税、住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料、すべてを表示をさせていただいております。現年度分の総額、中ほどに小計というのがございますが、調定額で46億421万4,525円、収納額はその右、一つ飛んでですが、44億5,453万6,104円、未納額は1億4,967万8,421円となっております。収納率は96.75%で、昨年に比べまして0.34%率アップいたしております。滞納繰越分の合計におきましても、小計、合計の一つ上でございますが、6億3,625万9,971円の調定に対しまして、収納額は1億1,121万1,460円でございます。未納額は5億2,504万8,511円でございます。収納率は17.48%となっております。昨年に比べまして2.43%アップいたしました。現年度分、滞納分合わせまして52億4,047万4,496円の調定額に対しまして、収納額は45億6,574万7,564円となっております。未納額は6億7,472万6,932円、徴収率といたしまして87.12%でございます。昨年に比べまして0.47%のアップになってございます。

次に一般会計の財政状況につきまして、事務報告書の14ページにございます決算カードをごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思えます。

15ページにございますが、左上、歳入の状況でございます。

町税でございますが、35億9,597万5,000円の決算額でございます。これにつきましては、5年前の平成12年度と比較いたしますと5,557万6,000円減額いたしております。

次に普通地方交付税でございますが、この表の少し下がっていただきまして24億3,248万2,000円となっておりますが、12年度、5年前の数字は29億1,239万6,000円でございますので7億1,700万円余り減少いたしております。

それから、同じページの右中ほどの性質別歳出の方をごらんいただきたいと思えます。

まず人件費でございますが、決算額は17億3,603万1,000円となっております。これを12年度、5年前と比較いたしますと約3億3,000万円減少いたしております。すぐ下の職員給にありましては、決算額が12億4,685万6,000円でございます。5年前の数字は15億1,162万4,000円でございますので2億6,400万円余りの減少でございます。

職員数につきましては、12年度と比較いたしますと66名の減少でございます。一般行政職員だけでとらえますと34名の減少、技能労務職員でありますと16名の減少、教育公務員でありますと、これも16名の減少でございます。この分がすべて職員が減ったというわけではございませんで、パート・アルバイト等で補っている部分もございますので、正規の職員がこれだけ減ったというふうにご理解いただきたいと思えます。また、地方債の残高につきましても、今年度この資料で出ているわけでございますが、150億9,675万6,000円の年度末残高でございます。12年度の5年前に比べますと3億600万ほど増加をいたしております。

また、基金の残高を見ていただきますと、左の14ページの下やや上に基金の状況、記載がございます。財政調整基金は残高2億9,184万6,000円となっておりますが、5年前では7億3,000万円余りございましたので4億3,800万円余り減少いたしました。それから減債基金の残高につきましても2億7,370万9,000円でございます。5年前は5億7,532万4,000円ございまして、これも3億円余り減少いたしました。基金合計で申し上げますと14億2,716万円の残額でございますが、5年前27億7,442万円ございましたので13億4,700万円減少したということでございます。

以上、決算カードからの財政状況を説明をさせていただきました。

次に主要事業の成果に関する報告をさせていただきたいと思います。

事務報告書の34ページをごらんいただきたいと思います。

順を追って説明を申し上げます。34ページの上からでございますが、新電算室の整備、庁舎内のLAN配線、無停電電源装置等の整備を行いました。決算額は679万3,000円でございます。

その次が大和路情報ハイウェイ回線接続事業でございますが、これを整備することによりまして、奈良県の整備でございますが、高速大容量の通信基盤回線、これを通称大和路情報ハイウェイと呼んでございますが、これに接続をいたしまして、LGWAN回線による国、県との文書交換が安全かつ迅速に行えるということになったわけでございます。この決算額は93万4,000円でございます。

次に産官学連携まちづくり調査研究事業でございますが、昨年は奈良県立大学の地域貢献型キャンパスを本町で開催をしていただき、研究活動の成果を地域に還元していただき、地域創造の推進を図ったわけでございます。決算額は12万2,000円でございます。

町制施行50周年記念事業も17年度中、式典を含めまして、町誕生50周年を町民の皆さん方とともに祝い、新たなスタートを誓ったわけでございます。決算額は151万3,000円でございます。

人にやさしいまちづくり推進事業、右のページでございますが、今年度は新規に大字平尾、馬見南1丁目、継続で大野、馬見中2丁目を実施をしていただきました。決算額は87万4,000円でございます。

真美ヶ丘地区の歩道改良工事につきましては141万8,000円の決算額で整備をさせていただき、段差の解消を図ったわけでございます。

次に人にやさしいまちづくり事業の心の電話相談室につきましては、福祉に関連するあらゆる相談について電話相談をお受けをいたしまして、必要に応じ関係機関との連携を図り、相談者のケアを行ったということで、決算額は19万2,000円でございます。これは総合相談といたしまして、平成18年度以降も継続をいたしております。

次に高齢者筋力向上トレーニング事業、パワーリハビリテーション事業でございます。318万8,000円の決算額でございます。高齢者のトレーニング機器を導入いたしまして、介護に至らないように予防のトレーニングを実施したものでございます。

次に36ページの家具転倒防止金具取付事業につきましては、取り付け5件で決算額は4

万8,000円でございます。

次の健康計画の策定でございますが、「笑顔で80広陵21」という広陵町の町住民の健康計画を策定をさせていただきました。42万6,000円の決算額でございます。

アスベスト撤去工事でございますが、グリーンライフ真美ヶ丘の玄関天井、機械室、中央公民館の機械室、中央体育館のアリーナ部分、1、2階でございます。これのアスベストを撤去をいたしました。決算額は1,008万6,000円でございます。予算額との差額は平成18年度へ繰り越しをさせていただいたものでございます。繰越額は3,457万3,000円でございますが、もう既に事業は完了いたしております。

次が新清掃施設の整備事業でございますが、決算額は8億5,280万6,000円でございます。ごみ燃料化炭化施設並びにリサイクル施設の整備を行ったものでございますが、18年度に大半を繰り越しをさせていただいて、今この事業を精力的に進めさせていただいているところでございます。

次のページでございますが、町単独農業基盤整理事業でございますが、町内各地の井堰、水路、圃場整備等を行いました。決算額は1,262万2,000円でございます。

町単独農業基盤整理事業、清掃施設周辺大字の関連事業でございますが、中、古寺、広瀬、百済地区でございますが、4,130万5,000円の決算額で、水路の改良、井堰の改良、農道の改良、ため池の護岸等の整備を行いました。

次が団体営農業基盤整備促進事業でございますが、これは古寺地域にございます土庫川の井堰の改修でございます。決算額は2,260万2,000円でございます。平成18年度へ半分ほど繰り越しをさせていただきました。この事業も既に完了いたしております。

次に団体営水環境整備事業でございます。これは古寺の環ごうの整備事業でございます。決算額が2,460万円でございます。

それから次のページの38ページ、これも環ごうの事業でございます。その次の単独の事業もあわせて実施をしているものでございます。決算額は、補助の分が2,167万9,000円、単独分は556万5,000円でございます。今年度もまだ事業が残っておりますので、完成に向けて取り組んでいるところでございます。

次が経営構造対策事業、ソフト事業でございますが、農産物直売所設置のための事前調査を行いました。視察等も行って、直売所の設置方法を検討するための事業でございます。決算額は301万1,000円でございます。

次は住宅リフォーム促進事業でございます。町内の雇用の安定化、地域経済活性化促進の

ために、地域活性化商品券発行事業の一環として開始をいたしました。町民の皆さん方に39件ご利用いただきまして、その工事総額は5,233万4,712円ございました。この決算額は283万円でございます。

次のページ、39ページ、道路橋梁維持工事は、地元要望箇所、町内の道路整備の必要箇所について2,442万3,000円の決算額で、右に書いております箇所について実施をさせていただきました。

その下は、同じく清掃施設周辺大字関連事業でございます。事業内容は同様でございますが、1,054万4,000円の決算額でございます。

次は道路橋梁新設改良工事でございます。これも町内の道路整備要望箇所について実施をさせていただいたものでございまして、決算額は3,777万3,000円でございます。ただ、右側の一番下黒丸の細街路整備事業につきましては残事業がございまして、平成18年度へ1,799万3,000円を繰り越しをさせていただいております。

次に道路橋梁新設改良工事の清掃施設周辺大字の関連事業でございます。決算額は8,683万6,000円でございます。右に記載させていただいております箇所について事業をさせていただきました。

次のページ、40ページでございます。

地方道路交付金事業、古寺中線でございます。平成16年度から繰り越しをさせていただいた事業でございます。決算額は9,600万円でございます。これは、ワンダーランドの施設整備に伴います進入路整備の事業でございます。主には橋梁かけかえ、下部工、上部工ということで、土庫川にかかってございます古寺橋の事業でございます。

次に地方道路交付金事業でございますが、これもワンダーランド施設整備事業に伴います進入路整備事業でございます。国の方が補助金をつけていただきました事業を消化できませんでしたので、大半を18年度へ繰り越しをさせていただいており、18年度に実施をさせていただきました。

次に百済赤部線の事業、これも18年度へ繰り越しをさせていただきますが、一部1億1,460万円は実施をさせていただきまして、18年度への繰り越しは1億2,342万円となっております。

次に地方特定道路整備事業、古寺中線でございます。これは林口橋の下部工、上部工でございます。この年度、17年度は7,299万5,000円の執行をさせていただきまして、18年度へ1億600万5,000円を繰り越しをさせていただいております。

次に41ページ、交通安全施設整備工事でございますが、これは町内全域にわたりまして、地元要望箇所、緊急箇所の修繕等を行ったものでございまして598万3,000円の決算でございます。

次に清掃施設周辺大字関連事業の交通安全施設整備事業につきましても841万5,000円の決算額で、右の記載の箇所について整備を行ったものでございます。

町単交通安全施設整備事業につきましては2,404万4,000円でございます。決算額がそのとおりでございまして、歩行者通学の安全、快適性を確保するために百済赤部線、いわゆる農免道路の歩道の整備を行ったものでございます。これは町単独分でございます。その下にございます、補助分、繰り越し分でございますが、この事業と同様に施工をさせていただいております。繰り越し分は、決算額は1億2,100万円で、右側の事業を実施をさせていただきました。

42ページが同じく百済赤部線の交通安全施設整備事業でございます。決算額は1,083万円でございます。平成18年度へ大半を繰り越しをさせていただきます。3,417万円を繰り越しをいたしております。

下水路改良事業につきましては、決算額が934万5,000円、町内の水路、下水路の改良を行ったものでございます。

公園管理費といたしまして、清掃施設周辺大字関連事業として、決算額は592万7,000円でございます。主には古寺のパークゴルフ場の整備、広瀬の借地公園の整備を行ったものでございます。

防火水槽の設置工事につきましては2,326万円の決算額でございます。中、広瀬（杉ノ木）、大字百済の3カ所を整備をさせていただきました。用地取得も行ったわけですが、18年度へ3,417万円を繰り越しをさせていただいております。

次のページでございますが、東小学校の幼稚園駐車場整備工事でございます。決算額は169万5,000円でございます。面積は386平米で、フェンスの設置をさせていただいております。

次に西小学校の砂場の整備工事でございます。決算額は120万9,000円、砂場の枠の取り付け、砂の入れかえを実施をいたしました。

小学校の教育用コンピュータシステムは、5小学校すべてにわたりまして、決算額6,384万円で、すべてを入れかえをさせていただきました。

次に小・中学校の掲示板の設置工事は決算額104万8,000円で、各小・中学校の校

門付近に掲示板を設置したものでございます。

次の44ページは北小学校の防球ネットの設置工事でございます。64万1,000円でございます。

真美ヶ丘第二小学校の増築工事、平成16年度からの繰り越し事業でございますが、決算額は7,338万4,000円で、不足しておりました教室の増築を行ったものでございます。

真美ヶ丘第二幼稚園の増築工事につきましては1,815万4,000円の決算額で、不足しております保育室を増築をさせていただきました。

次にグリーンプランに伴います施設周辺環境整備事業でございますが、決算額は2,446万円でございます。新清掃施設建設に伴います地元との協定に基づきまして、ここに書いてございますように、公民館の整備をさせていただいたものでございます。

次に特別史跡巢山古墳の史跡整備事業でございますが、今年度につきましては、決算額2,063万1,000円で、発掘調査、浚渫土の処分、浚渫工等を行いました。

次に文化財保護センター建築工事は1,828万9,000円で、文化財保存の拠点といたしまして、出土遺物の展示や保存処理を行い、文化財保護を啓発する場として完成をさせていただいたものでございます。

次に46ページをお願いをいたしたいと思っております。

国民健康保険特別会計でございます。保健施設事業でございます。決算額は460万7,000円でございます。長寿の章の記念品を95歳のお年寄りにお送りをさせていただき、また健康づくりの啓発のPR冊子も配布をいたしております。特に人間ドックの助成にありましては147名、助成額は374万4,700円でございます。

次の右側の下水道事業でございますが、公共下水道事業は決算額が1億1,500万円でございます。補助事業は延長にいたしますと496.55メートル、単独事業で194.15メートルを整備をさせていただきました。以上の整備による供用開始戸数は260戸となっております。

次の特定環境保全公共下水道事業におきましては、決算額が2億9,500万円、補助事業にありましては1,421メートル、単独事業におきましては504.18メートルで、以上の整備による供用開始戸数は60戸でございます。

以上が主要な事業の成果に関する報告書でございます。

平成17年度におきまして、最重要課題でございました新清掃施設の建設並びに関連事業

の推進に精力的に取り組みながら、町制施行50周年の節目の年に当たりまして、広陵町の未来を見据え、財政健全化のための取り組みも続けてまいったわけでございます。職員数を削減、超過勤務手当の抑制、三役、特別職の給与の減額、収入役の廃止、経常経費の10%削減等を行って、財政の健全化を図ったわけでございます。引き続き町民の皆さんの安全で安心な生活を確保するための努力が求められていると考えております。

以上、一般会計並びに各特別会計決算につきましての説明とさせていただきます。十分ご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 次に日程20番、議案第56号、平成17年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本件について説明願います。 水道局長！

水道局長 議案第56号、平成17年度広陵町水道事業会計決算について説明申し上げます。

まず、業務内容について説明申し上げます。

決算書396ページ上段の業務量に関する事項をごらんいただきたいと存じます。

平成17年度末の給水人口は3万3,476人で、前年度に比べ103人増加いたしました。給水件数につきましても1万1,161水栓で、前年度より195水栓増加しております。

次に県水の受水量につきましては278万9,369立米で、総給水量に占める割合は73.58%となりました。一方、水量につきましては、年間総給水量が379万874立米、年間有収水量は357万320立米で、前年度に比べ総給水量におきましては2万5,827立米、有収水量におきましては1万7,715立米それぞれ減少となりました。ちなみに、一般家庭用であります、20ミリの1水栓当たりの月平均使用水量は24.7立米となりました。前年度に比べ0.5立米の減少となり、平成11年度以降、依然減少傾向にあります。また、有収率につきましては94.18%で、前年度に比べ0.17%ではありますが向上いたしました。

次に386ページの工事に関する事項をごらんいただきたいと存じます。

386ページから391ページまでは、4条予算で行いました27件の工事について、その概要を記載しております。

内容を申し上げますと、井戸の新設関係工事といたしまして、4件の工事を行いました。工事費につきましては、税込みで3,743万2,500円となっております。また、貯水

槽保護カバー取り付け工事といたしまして1,050万円、老朽管の布設がえ工事が7件で3,583万3,350円、道路整備に伴う布設がえ工事が4件で3,142万6,500円、橋渠工事に伴う水道管移設工事が2件で567万円、水管橋架設工事といたしまして1,381万2,750円、下水道工事に伴う水道管移設工事は、8件で1,913万3,100円、合計で1億5,380万8,200円となっております。

次のページの392ページから395ページには、3条予算で行いました受託工事についての概要です。

下水道課の受託工事として6件で工事費税込みで2,518万7,400円、総務課からの受託工事が3件で192万4,650円、都市整備課からの受託工事が4件で604万8,000円、近畿農政局からは2件で1,643万3,550円、合計で4,959万3,600円となっております。

最後に経理についてですが、377ページの損益計算書をごらんいただきたいと存じます。

3条予算であります収益的収支についてですが、営業収益8億5,365万5,408円、営業費用7億8,841万8,756円、差し引き6,523万6,652円の営業利益となりました。一方、営業外の収支につきましては、営業外収益344万2,454円、営業外費用861万8,731円となり、517万6,277円の損失となりました。また、特別損失といたしまして、過年度水道料金の不能欠損処理に伴いまして157万9,914円が生じたので、これらを差し引いた当年度の純利益は5,848万461円となりました。この結果、前年度からの繰り越し利益剰余金5,548万2,435円と、当年度の純利益5,848万461円を合わせました1億1,396万2,896円が当年度の未処分利益剰余金となります。この剰余金につきましては、次の379ページの平成17年度広陵町水道事業剰余金処分計算書(案)のとおり処分させていただくものです。

次に4条予算であります資本的収支についてですが、372ページをごらんいただきたいと存じます。

収入額9,241万290円、支出額1億8,787万760円となり9,546万470円の不足が生じました。この不足につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんさせていただきました。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、決算報告につきましては370ページから373ページに、財務諸表は377ページから381ページに、また、決算の補助説明及び内訳説明といたしまして、決算附属書類は385ページから417ページにございますので、

ご参照いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため、9月8日から10日までの3日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって9月8日から10日までの3日間を休会といたします。

9月11日には、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 4:53散会)

平成18年第3回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成18年9月11日

平成18年9月11日広陵町議会

第3回定例会会議録（2日目）

平成18年9月11日広陵町議会第3回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
6番	寺前憲一	7番	長濱好郎
8番	山本悦雄	9番	坂口友良
10番	乾浩之	11番	八代基次
12番	松野悦子	13番	吉岡章男
14番	青木義勝	15番	笹井正隆
16番	竹村博司		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

5番 山本 登

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡 仁	助役	山村吉由
教育長	安田 義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田 誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾 寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川 勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川 泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井 定市	都市整備部参与	北神 理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
2	議案第36号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
3	議案第37号 広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて
4	議案第38号 広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
5	議案第39号 広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについて
6	議案第40号 大和高田市道路線の区域外認定の承諾について
7	議案第41号 平成18年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
8	議案第42号 平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
9	議案第43号 平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
10	議案第44号 平成18年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)
11	議案第45号 平成18年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
12	議案第46号 平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算(第1号)
13	議員提出議案第12号 決算審査特別委員会設置に関する決議について
14	議案第47号 平成17年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第48号 平成17年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成17年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成17年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成17年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 平成17年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 平成17年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 平成17年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 平成17年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第56号 平成17年度広陵町水道事業会計決算の認定について

15 一般質問

議長 それでは日程1番、議案第35号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 こういう形で多数の方の処分が出てきたわけですけれども、広陵町でこれだけの大量の処分というのは初めてのことだと思います。それだけ不祥事が非常に大変であったということのあらわれでもあるわけですけれども、一つはこういう場合の基準の問題ですね、どういう形でこの処分の基準を決められたのか。これは今後の流れの中でも非常に大きな影響を持つと思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、これは財政的に与える影響というのは、全員の処分でどれぐらいの金額になるのかということもあわせて聞いておきたいと思います。

それから、この基準と関係するわけなんですけれども、一般質問等でも出ていたわけですが、この処分とともに最も大事な問題は、今後の町行政の中でこのような不祥事を出さないということだと思います。こういう点について、どれほどの議論をしてこの処分というところに至ったのか。ここは非常に大切な経過、経緯だということに思いますので、その点についての処分に至る経緯をあわせて教えていただきたい。

それから、その中で倫理条例などが一般質問等でも出てきたわけですけれども、今後の職員を律する、公務員としての仕事をやっていく、地方自治法や地方公務員法というのはありますけれども、さらに一步踏み込んで倫理規範をつくる、これは非常に重要だと思うんですね。これは、過去にも庁舎内の通達やその他で、贈答品の受け取りの問題や業者との関係の

問題なども出されていた経過があるわけなんですけども、そういうものを今改めてきちんと整理しながら、倫理条例という形で制定するという考えは出てこなかったのか。その点について、処分に至る経緯の中の問題の一つということでお伺いをしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 今回の特別職のいわゆる減給の条例に絡んで、いわゆる一般職の職員につきましても、12名といった形で処分が下ったわけでございます。基準と、そして具体的にこの結果を見た流れの中でというふうなご質問でございます。もちろん、こうした事件につきましては、町の分限懲戒審査委員会という機関がございます。各部長職からなる委員会でございます。当然、職員の処分につきましては、この委員会で見聞が交わされるわけでございます。この職員のいわゆる答申をもって、特別職につきましても応分の処分をいたされたわけでございます。

影響額ということにつきましては、町長は3カ月、24万円となるわけでございます。助役は3カ月、14万700円となるわけでございます。教育長は3カ月、8万8,500円としての影響額が出てまいります。

それから、職員のいわゆる処分につきましては影響額でございますが、いわゆる横領と収賄事件にかかわるものにつきましては部長級は3万3,000円程度、次長級は2万円程度、課長級は1万円程度の影響が出てまいります。

なお、火災による部長級の影響額は1万6,000円、課長級の影響額は5,000円といった形で、今回の戒告処分の中からそうした影響額が出てまいるという状況でございます。

今後の対応につきましては、即座に事件が発生しました折に、部長会、部課長会を通じ、厳正なる綱紀粛正の指導を徹底してきたところでございます。それから、監査につきましては、金銭を取り扱う部門のいわゆる抜き打ち的な検査も実施をしていこうという方針でございます。

それから、当然この事件後、助役、収納対策本部長、本部員によって各家庭を訪問し、謝罪、再発防止に努める旨訴え、そして被害金全額を横領者の本人から弁済金をもって補てんを完了いたしましたところでございます。その他、事務執行体制の全般的な見直しを実施することにより、再発防止に努めたい考えでございます。こうした内容の基本となるべく倫理条例のご発言もいただいておりますが、その都度、機会あるごとにこうした綱紀粛正を通達しておる旨でございます。今後十分に慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解をお願いを申し上げます。

議 長 ほかに質疑。 6 番議員！

6 番議員 一つは、この基準ですね。だから、要は先ほどから言っている、町長以下、部長、関係者のところでの、これを決めた基準は何なのかということなんですね。だから、要はこの基準というのが、過去に起こった事件や、そしてまた今後このような不祥事が起こるといふのは、これはもうもってのほかなわけですけれども、町の一つの考えを示した事例ということになっているわけなんで、この基準はどういう形で決められたのかということですね。

それと、私は、先ほど分限調査委員会、あるいはまたこれは部長級でつくっているということですが、どのような議論をされたのか、その経過を聞いているんですね。特に経過というのは、やはり再発防止のための手だてが、どういう形で、具体的に、先ほどからはその都度、もちろん終わってから調査し、また会計部門については抜き打ち調査、検査をやるというような形とか、そういうのは出ていますけれども、基本となる問題、それが全国各地で、インターネット取るだけでも、職員倫理条例というのは、もう至るところでつくられているわけなんですね。これは、国家公務員も不祥事後、倫理条例、法律がつくられて、そういう実行を移されているということなわけですから、こういうようなものに対してどのような議論がされたのか。これが、いわゆるこの処分をするに当たっての最も重要な内容ではないのかというように思うんですね。

実行している問題では、先ほどから言っている内容あるんですけども、トータルとして実際にこの職員の意識、規範を高める系統的なものというのはあるんですか。それが倫理条例なんです。あるいは、それにかわるものとして、系統的に職員にこのような内容を具体的に示していくということをしたんですか。分限調査委員会やその他のところで、そういうような議論がなされたのか。こういうことが反省の基本に立ったものとしてなけりゃならないわけです。

だから、ここでも贈与等の報告やその他いろいろ倫理条例の中に、各地で違いもありますけれども、基本的には職員が公務員として押さえるべき問題ということを、具体的に全般、トータルとして示しているんですね。だから、そういうようなことが職員の中で再度きちっと議論され、そしてそれに基づいて認識を一致するということがなければ、個々の、先ほどから言ってる抜き打ち調査や、綱紀粛正を機会あるごとに言っていくということでは、これは実際に反省の上に立った広陵町の職員の今後のあり方というところには至っていないんです。そういう問題として認識をしていたのかどうかということで議論の経緯を聞いているわけなんで、議論に経緯について、分限調査委員会は何回開かれたのか、あるいはその経緯、

町長との経過の中で、この委員会だけではないと思いますんで、どのような形でこの問題を、地方自治法や地方公務員法の他に、トータルしてどんな議論をされたのかということを知っているんで、その点についてきちんとお答え願いたいと思います。

それからもう一つ、先ほどおっしゃった、各家庭を訪問という形でおっしゃったんですけども、被害に遭われた件数は結局幾らだったのか。そして、それがすべて明らかになったのかということも、実は報告を受けてないんです。だから、そういうようなところで、きちんと件数、そして金額はもちろん裁判で確定をしているわけですけども、それ以外のところでもあったかのような話が出ているんですね。だから、そういう点できちんと被害に遭われた件数や全容がわかったのかどうかということもあわせて教えておいていただきたい。

それから、この中で□城郡公平委員会に、今、停職中の本人から不服申し立てが出ているということなんですが、この内容はどのような内容で、審査はどのような過程を通っているのか、現在の状況を教えていただきたいというように思います。

議 長 助役！

助 役 まず、条例で提案をさせていただいております三役の処分の基準でございますが、各市町村でこういった事例がございますので、そういった事例を収集して判断を、最終的には町長が判断をしていただいたわけでございますが、そういった資料をもとに判断をさせていただいたものでございます。

それから、倫理条例につきましては、この問題が起こる前から倫理条例の制定をすべきというご意見もちょうだいしておりましたし、この事件を契機に、企画調整会議において倫理条例の制定の是非について議論をさせていただいているところでございます。まだ制定するかどうかということまで至っておりませんが、各市町村で制定されております倫理条例の中身を見ますと、いわゆる公務員が当然守るべきことを規範的に定められているというところでございます。我々の公務員の規範となるべき根拠は、やはり地方公務員法にあるわけでございます。職員としてこの法を守るいろんな研修を受けているわけでございますので、倫理条例を制定するまでもなく、守るべきことというのはしっかり指導もしなければならないというふうに思っております。倫理条例の制定については、今後、十分検討してまいりたいと思います。

それから、横領家庭の訪問は、私はすべて回らせていただきました。リストとして挙がっておりますのは22世帯でございます。補てん金額は、総額で363万5,000円ございました。本人から預かっておりました383万3,700円をそれに充てて、残り20万

円弱残っているわけですが、近々当人のお兄さん及び本人もできれば来庁を求めて、最終的に清算をとりあえず行いたいと思います。横領分については、領収証を相手側に渡ししておりますので、その領収証をもって確認をして、横領したことが明らか、いわゆる先方に領収証を渡しながらか町の方に入金されていない部分は横領でございますので、その分について精査をして、相手方に説明を申し上げて、納得していただいて補てんをさせていただいたものでございます。

ただ、すべてが100%判明したかどうかというのは、領収証をご本人が失っておられるというケースもございますので、今後また出てくる可能性も否定はできませんので、当分の間、残金は保管をさせていただきますし、それを超えて横領金が判明した場合は、追加で請求をするということを相手に伝えております。

不服申し立ての件につきましては、趣旨としては処分の程度が重過ぎるということでございます。今、北口城郡公平委員会で審理が行われているところでございます。本人はこの件に関して検察庁から起訴されましたので、有罪となりますと失職になりますので、失職になりますと停職処分が適当であったのかどうかという議論も出てくることになるわけでございます。今後の推移を見きわめていきたいと思っております。懲戒審査委員会については、回数等については総務部長が申し上げます。

議 長 総務部長！

総務部長 この事件に関します委員会の招集でございますけれども、打合会議、調整会議合わせまして5回、そしてその他随時相談会2回、計7回の会議の打ち合わせを行っております。

そうした中で、今回の処分の意見という経過でございますけれども、当然こうした事件につきましても、広陵町の発足以来の状況となってきたわけでございます。当然、類似するさきの市町村の処分がどのようなものであったかというふうな情報を収集をいたしまして、各種の横領事件、あるいはまた収賄事件の全国各地の処分の状況、こういったことをこの委員会で参考に審議をさせていただいたわけでございます。そしてまた、今回のこうした広陵町の処分が前例となりまして、起こってはならない事件ではございますが、今後この処分が当然影響をしてまいる状況でございますので、慎重に審議を行いました結果、そうした期末勤勉手当の方、勤勉手当の方の戒告処分による減額という結果に答申をさせていただいたものでございます。

会議録の内容等につきましては、今、持ち合わせておりませんが、委員会等でお話をさせていただく機会があろうかというふうに思います。よろしく申し上げます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

12番議員の松野議員、所属が総務委員会ですので、細部の質問は総務委員会でお問い合わせしたいと思いますので、その点理解をして質問をしてください。 12番議員！

12番議員 詳細につきましては委員会の方でさせていただきますけれども、この中で業者の方がA、B、C、Dと名前伏せてあるんですけども、業者の場合は公にするのが当然だと思います。いろいろな形、テレビ報道とかも含めまして、このような処分された場合には公の利益にかかわるので、個人情報保護条例とのかかわりで伏せられたのかもしれませんが、それには該当しないということは明白ですし、今後そういう形でいかれると大変わからないという状況になりますので、その基本的な問題についてお聞きしたいのと。

あと一つだけお願いしたいんですけど、前から私、職員倫理条例をお願いしてきました、今、地方自治法で決められていることなものと、それが基本になってるということで、するしないについて今後の検討ということなんですが、それはもっと踏み込んだ形で、前、助役の方も資料をお取り寄せいただいたということを知っていますが、前當麻町ですね、今葛城市になりましたけれども、そこは本当にこういうときにどうしたらいいのかということで、相談できるんですね。そういう様式もありまして、やはりお互いにそういうことが日常的にどうしたらいいんだろうということをざっくばらんにやりとりができるようになることが、本当に明確に、そういう部分についての問題点についてお互いが共有して防止できるということですので、地方自治法をきっちり守ればいいのかということだけきちっと認識をお願いしたいのですが。

以上、大まかな点、2点についてお願いいたします。

議 長 助役！

助 役 議員の皆さん方にお配りした資料では、A、B、C、Dと業者名を伏せておりますが、この資料作成、職員も記号でしておりますので、一貫してこうしております。ただ、指名停止のことについては、情報公開コーナーで業者名も書いてございますので、公表していないということではないというふうにご理解いただきたいと思います。ここではちょっと名前を申し上げるのは差し控えたいと思います。

倫理条例については、先ほども寺前議員さんにお答えしたとおり、企画調整会議で、今、議論中でございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議 長 ほかに。 10番議員！

10番議員 町長のお考えは、こういうふうなやり方は私もそら賛成ですねんけども、もう少

し町民の望んでいるのは、実際職員の給料をカットして、それが町民に対してのペナルティ一やということを公表してやってると思うんですけども、それだけと違って、月1回、町長がサービス向上のために、1階のフロアに机でも置いて、町民の声を身近に聞くような場所もこしらえていったらいいのかなと、そういうサービス向上も考えたらどうかなと。

それと、これから財政赤字になる中で、5年、5億円、50人削減ですか、そういうことになりつつある世の中で、また職員のそういう二つの仕事、三つの仕事をかけ持ちしていくような仕事も多々出てくると思いますねんけども、それによってそういう今みたいな不祥事は二度とないと思いますねんけど、そういうトラブル発生になるようなこともこれにつながっていくと思いますねんけども、今後そういうことのないようにやってもらいたいと思うんですけどね。そういうことをちょっとお伺いしたいと。

議 長 答弁をお願いします。 町長！

町 長 ただいまの乾議員のご質問でございます。私は、かねてから多くの町民の皆さんにお会いし、お話をし、またお知恵をいただくということには機会を設けているものでございまして、お通夜、お葬式もそうでございますし、今回の高齢者の訪問も、50数軒各家庭を回らせていただいて、ご意見をちょうだいしているところでございます。その中でも、町長しっかり頑張ってやと、こんなこと二度と起こさんようにしてやと言う人が何軒かおいででございました。それには厳しい処分に対応してますと、二度と起こさんように頑張りますとということをお誓いをさせていただいているところでございまして、今、乾議員おっしゃるように、1階のフロアに出てということでもございますが、町長室を開放しております。どなたでも遠慮なくお越しいただくように、そうした窓口を取っておるものでございまして、職員にも人に優しい対応をするようにということで、もうかねてから申し上げているところでございます。今回の不祥事についてはまことに残念なことでございます。二度と起こさせないように、さらに職員が力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 1番議員！

1番議員 大変、今、全国でこうした公務員の不祥事、大変飲酒運転、そしてこうした事件等々も、きょうのワイドのテレビを見ていまして、こうしてやっているのは本当に残念でないと。この間、飲酒運転でああいう福岡の職員が事件を起こしたのに、また公務員が同じようなことをやってると。なかなかおれには関係ないのかなというような人が多くて、大変公務員に対する目も厳しいと。また、広陵町においてもこうした不祥事が出て、残念ながらこうした一部条例までして、町長、助役、そして職員のカットと、厳しいもんがあると

思っております。

まず一つは、1点、今後いろんなことを反省をして、今後に対する取り組みを町長の口から1点聞かせていただきたいのと。

それからこの調査、倫理委員会、調査審査会ですか、これは町の役所の中の部長級以上でやられているんですかね。特にこうした、中の小さい事件でありましたら、こうした内部の方々で集まってやられても結構ですが、やはりこうした懲戒免職という、そして横領と、大きな事件であるならば、外部の方にこうした審査をされて結果を出してもらってもいいのではないかなと、2本立てでやられてもいいのかなと私は思っているんですが、その考えがあるのかどうか。

それから、この調査の審査会ですね、やはりこれは今メンバー13人の中ですか、中に該当される方も含んでやられてるのじゃないかなと。やはり自分が、処分内容を受ける人が、その中の1人のメンバーとしてやられるというのはいかがなものかなと思いますので、その点についてきちっと整理整頓されて、調査審査会に臨んでいただけたらいいのかなと思います。その3点、よろしくをお願いします。

それから、ごめんなさいね。町長の24万円というのは、今、町長85万円ですが、80万円という計算なんですけど、この80万円って、過去に何か減額されているから、基本が80万円で計算されたんですかね。そうですか、わかりました。

議 長 答弁願います。 町長！

町 長 今後の取り組みについて町長述べよということでございますが、せっかく与えられました立派な職場でございます。職員は公務員としてやはり自負していただける、信頼を高めるということが第一でございます。会議のあるたびに、自分の職場をしっかりと生かしていただきたい、いいものに気づいていくという自覚認識を高めるように、職員に周知を徹底をさせているところでございます。昨今、飲酒運転等の事故が頻発をしております。他山の石という思いで、しっかりと我が町にも、飲酒運転を起こせば、もう即刻、退職金もすべて捨てなければいけないという、そういうことを周知をしているところでございまして、二度と起こさせない、このことも職員もしっかりと認識をしていただいているところでございまして、私どもも含めて頑張っていきたいと思っております。

議 長 総務部長！

総務部長 分限懲戒審査委員会の件でございます。内部だけの、やはり部長職以外にも、外部のそうした有識者をもって判断に加わっていただこうと、こういう思いも当然今後考えてい

かなければいけないというふうに思っております。それと同時に、やはり特別職の場合は、こうしたみずからが処分の決定を下すというふうな状況から、外部の方の組織をもって、参考意見として長が判断をするという組織もございますので、あわせてその設置等も研究をしてまいりたいというふうに思います。

それから、現在の委員会の委員のメンバーそのものが処分の対象者ということで、ご指摘のとおりでございます。ある種そうした者が加わった意見交換というの、審議がしにくうございました。場合によっては、対象者を除席して意見交換をした会議もございます。そうしたときに、今後外部の方の意見を求めるべく組織に加わっていただくというふうな状況につきましても、整理整頓をいたしてまいりたいというふうに考えております。

それから、今回の特別職の報酬につきましてですが、2カ年の報酬の切り下げを現在やっただいております。したがって、現在俸給としていただいております額のそれぞれのパーセントを掛け合わせたものでございます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第36号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 どうも議論がかみ合わないんですけれども、今、山田議員も述べた、外部の導入の問題も含めた話なんですけれども、一つは倫理条例を企画財政課で議論をしているということについては前向きな話なんですけれども、方向としては、その点の制定は考えていないというような感触を受ける答弁だったんですね。

地方公務員法というのは、抽象的な内容で当たり前のことなんです。各地で倫理条例が制定されてる、あるいは国家公務員の倫理条例についても、その規範となるトータルな中身を示しているんですね。国家公務員は、不祥事があったときに、何ぼ以上の飲食はだめだとか、いろいろかなり厳しい内容等が出てきたと。地方公務員の場合に、ここにある内容は、

やはりトータルとして、贈与を受けた場合、あるいはまた声がかかった場合、最近議員との関係でも、これは政治倫理条例との関係があるんですけども、いわゆる依頼やその他についても、記録してきちんと対応するというようなところもたくさん生まれてきてるわけなんですね。だから、そういうトータルのものとしてどのような考え方でこの不祥事を契機に考えているのかというところが問題なわけなんです。だから、当たり前なことだから、それを徹底するんだという形で終わらないところが、この問題の深いところなんです。例えば他の地域では、いわゆる公募の市民や町民に集まってもらって、そこで政治倫理条例をつくる、こういうような経緯も広がっているんですね。だから、そういう視点から、本当に企画財政課での議論というのは、生きた形で示されているのかということが問題だと思うんです。

だから、その点を改めて、この報告のその他の処置として四つあります。確かにこれは、この事件に関しての内容が中心なんですね。だから、要はトータルとして不祥事を起こさない、公務員として公正な職務に徹する、こういうところの問題をどう示すのか、職員に。個々の問題は、不祥事が起こったとき、あるいはいろんな飲酒事故が起こったときについては徹底させているわけなんですけれども、トータルとして職員にどういう形で示したのか、ここが問題なわけで、私はそういう点で、職員倫理条例の最も目指すところなわけですから、その点トータルとして職員にどんな形で示したのか。ここにある抜き打ち検査を実施するとか、あるいは事務執行体制の全面見直し、あるいは綱紀粛正の指導徹底とあるんですけども、中身についてどういう形でトータルとして示したのか、あるいは示す必要があるというように考えるわけなんですけれども、この点について再度お聞きしたいと思います。

それから、先ほど、処分したところの業者名が、いわゆる公表はされているけれども、ここでは公表しないという、その基準は何なのか。私は、新聞等でも、最近犯罪者の氏名について、マスコミと警察との関係などが再三新聞紙上に出るんですね。そのときにいつも出てくるのは、どの立場で見ているのかということが出るんです。だから、要は公表しているのであれば、なぜこういうところに出てこないのか。それはどういうふうな根拠、基準を持った形で取り扱っているのかということもきちんと考えているのかどうか。その点、再度お聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 倫理条例については、企画財政課でなしに企画調整会議、これは部長会でございまして、そこで制定ということについて議論をしているということでございます。条例を制定したから不祥事がなくなるんかということであれば、すぐさま条例を制定しなきゃならんと

いうふうに思うわけですが、具体的に職員の指導をどうすべきか、意識改革をどうすべきかというところを議論をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、水道業者名、私あえて公表しないと言ってるわけではございませんで、この資料作成のときにそうしたということでございまして、業者名を私が隠してるようにおっしゃいますので、申し上げます。箸尾水道さんと広陵設備さん、高倉水道、白記設備さんのこの4社でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 企画調整会議で倫理条例を議論しているということで、確かに条例だけですぐ変わるということはないんですね。だから、再三質問しているのは、トータルとして、公務員が公正で執行するためのトータルとしてどのような形で職員に示すことができるのか、示しているのかということなんです。もちろん、その経過を通じて職員倫理条例というのは生まれてくるもんだというように思います、条例ができたから、それですべてが終わりなんだということではないので、本末転倒のことを私は言っているのではないんです。助役言うとおりに、その本質を徹底させるということが中心なわけですから、そういうところでは、市民、町民も参加した形で公務員の公正、ここでは市民の皆さんからの負託を受け、許認可や検査、補助金の交付など、さまざまな業務に携わっている中で、職員一人一人が公正な職務の執行に心がけ、市民の皆さんから疑惑や不信を招くような行為を防止するなど、市民の皆さんとの新しい信頼関係を築くという形で、これは一つのあるところの前文ですけれども、こういうふうになされているんですね。

だから、そういうような形で、やっぱり全体、トータルとしてどんな規範で職員が絶えず町民と接するのかということが求められているというように思うので、個々のことについては、今までも再三、その都度その都度行っているわけですから、トータルとして本当にきちんとした文書で職員に指示を、あるいはまた明示をしているのかどうかということが一番中心な問題だと思います。その仕上げが職員倫理条例だというように認識すべきだと思うんですけれども、その点について再度お聞きしたいと思います。

それから、先ほどの出ている内容で、この処分の参考事例として集めたところというのは、どれぐらいのところを参考にしたのか、あるいはまたその中心的なところの市町村がありましたら教えておいていただきたいというように思います。

議長 助役！

助役 職員の意識を高めるために、文書等で常に、気がついたときは文書で、最近も福岡

市で起こりました交通事故を踏まえて通知をさせていただきましたし、職員があいさつをしないという不平不満をおっしゃった場合についても、すぐに文書で職員に周知をさせていただいております。気がついたときはすぐに連絡をするという体制をとっておりますし、町長の方にはインターネットでの町長への投書もございますし、町長直接に電話をされたり手紙を送ってこられたりいたしますので、町長もその都度速やかに職員に指示を文書でさせていただいております。今後もそのようにして、常日ごろ意識改革を進めていなければならぬというふうに思います。職員の教育、訓練というのは、休まず年中行うべきだというふうに思います。

また、組織ですので、部長、課長、職員となっております。管理職の努めが非常に重要になると思いますので、部課長会で常にその辺の管理監督のための日常気をつけていただくということを常に申し上げております。また、異変に気づいたときは速やかに報告をしていただきたいということも申し上げておりますし、指導をすぐに、気づいたときは行っていただく。この日常の繰り返しで今回のような不祥事を予防するというふうに考えてございます。今後もそのように続けてまいりたいと思います。

参考事例等につきましては、また委員会の方で報告をさせていただきたいと思います。

(不規則発言あり)

議 長 助役！

助 役 ただいまのご意見を参考にさせていただきたいと思います。町長の方にいろいろな意見が来ているということは町民参加であるというように考えておりまして、門戸を常に広げているということでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 13番議員！

13番議員 総務委員長として、ちょっと少し資料を今度の委員会に出していただきたいなというので、一つ質問させていただきます。

それは、こういう事件が起こって、特に現金を扱う部署、前にお話も聞かせてもうて、もとの税務の方の書式の方は複写もなかったとか、何かそういうようなことがあって、改善されてると思うんですよね。その辺、現金、水道、国民健康保険とかいろんなところがありますね、現金扱うところ。その改正された、今までのやり方と今回変わった方向と、その1点と。

もう1点は、その監査の仕方ですね。どのようなチェック体制をとられているか、その辺もできたら資料として出していただきたいなと。だから、それだけ委員会の方でよろ

しくお願いしておきます。

議 長 答弁よろしいか。

13番議員 答弁結構です。

議 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りいたします。本案を総務文教委員会に付託することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第37号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 この国民健康保険条例の今回の改正については、大いに賛成する内容ですけれども、この人数、予定何人なのか、それから影響額がどれだけなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、社会保険、漠然としてわかりにくいかもしれませんが、社会保険はもう少し出るところが多いんじゃないかと思うんですけれども、その辺との比較で言えば、まだどの程度の差があるのか、わかれば教えていただきたいなと思います。

それから、出産の方の手当ふやして若い女性を応援していくということは大変いいことなんですが、今現実には起きている重大な問題として、ちょっと直接というわけにはいかないかもしれませんが、出産する場所が本当に少なくなっているということで、特に大和高田市の市民病院の方では、市民以外は診ないというようなことも新聞記事で見た記憶があるのですけれども、実際大変困っておられて、親のところに戻ってきて出産できないとか、そういうケースも出ているようですし、入院日数も大分少なくなったとか、深刻な問題が出てきているわけですけれども、こういう問題についても、やはりあわせてその実態を把握しながら改善するための意見を述べていくとか、そういうことも必要ですが、その点についてはどのようにお考えいただいているのかということもお聞かせいただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 出産の見通しと申しますか、影響が何人ぐらいに及ぶのかということのお尋ねがまず1点ございました。18年度の予算におきまして、当初予算で30人と、いわゆる下

半期、10月以降については30人ということで予算確保をしていただいております。影響額としましては、30人の5万円ということで、150万円の影響というように受けとめていただけたらありがたいです。

それと、社会保険との違いについてのご提言でございますけれども、国保につきましても、その辺のところを十分認識をして、今回のいわゆる引き上げにつながったというようにとらえてまいりたいと思います。今後も実際の費用額というものを十分把握しながら対応していくべきかなと、私自身感じております。

それと、出産の機会、医療機関等の受け入れが厳しい云々というご指摘でございますけれども、ご存じのとおり、少子高齢化社会ということで、いわゆる若いお母さんが出産を心配なくやっていただけるような社会づくりが我々に課せられた使命かと思っておりますので、今後そういうことも十分認識して仕事をしてまいりたいと思います。関係の県、あるいは国に対しましても、そういった要望を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 国の準拠で、以前から35万円というようになっていたと思うんですね。それが、以前というのはいつかというのはいちとあれですけども、去年、おとしぐらいからなってるんじゃないかなと思うんですけども、そういう点で、今回、少子化対策という意味も含めて出されてきたわけなんですけれども、この点について社会保険ではさらに大きな金額が示されているわけなんです。そういうことを勘案してというように出されたということですけども、町独自でこういう問題に対して少子化対策を打ち出していくというような考えは持っておられないかどうか。これは、結局は国の準拠によるものにすぎないわけですから、そういう点についてお伺いをしたいと思います。

それから、支払い方法ですけども、市民病院などに行くと、いわゆる分娩費の前借り、いわゆる借りの制度があることが置いてあるんですね。そして、前借りをできる、簡単には前借りできる手続等が示されているということがあるんですけども、広陵町の場合には、結局、出産後直ちに支払いをするという方法になっているんですが、そういう点で母子手帳が発行されるという時点で、これは支払いが可能なわけなんですけれども、そういうような部分、前借り制度があるというぐらいになっているわけなんです。支払いの方法の改善という問題は必要ではないのかというように思うんですが。

それとあわせて、もしそれが前払いができないということであれば、病院が個人的に一切

費用が要らないような形で清算をすると。今現在でも行っている部分ですけれども、そういうのをきちんと、全国各地の分娩をされるところで、広陵町は高田市には限らないわけですから、出産される病院のところと町がその都度清算を、後ほど町が払う分について明示した形で、出産の費用負担を軽減するというような形にもあるわけなんですけど、そういう問題についてどのようにお考えなのか聞いておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 大変貴重なご意見をいただいたわけです。町独自としてどのように考えるかということでございます。残念ながら、現時点では考えていないというのがお答えになるわけですけれども、今後関係セクション、いろんなどころと協議をして、町としての考えをまとめたいなと思います。

支払い方法についてもお尋ねでございますけれども、現在、広陵町では、届けがあった際に出産が証明されれば、すぐに現金でお渡しをします。できるだけ迅速に対応しております。また、一般質問で山村議員の方からご質問もいただいております。いろいろと検討してまいり部分があるかと思っておりますので、それはまたお答えをさせていただきます。

それと、前借りについては対応が可能だというように認識をしておりますので、今までそういう申し込みもなかったということでございますので、今後そういう要望があれば対応してまいりたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに。 6 番議員！

6 番議員 今まで対応がなかったんじゃないんです。私がそれ知ってるのは、対応があって、そして前借りという制度をやってないということで受け取れなかったという事例があるんですね。だからそういう点で、今おっしゃった点は前進だというように思うんですけれども、そういう問題とあわせて、今言ってるような、この一般質問ちょっと見てないんですけども、いわゆる遠隔地、奈良県とは限らないんですね。だから、実家が奈良県外でしたら、奈良県外のところで出産される方々もいるわけですから、そういう点では母子手帳が発行された時点で出産の機関も出てくるわけですから、そういうところきちんと連絡をとって、支払いの方法についてもルール化するというような形が必要ではないのかと。

これは、一般質問とはそういう点ではもう全く違うわけなんで、奈良県外の場合については、そういう点では全く適応されてないわけなんですから、そういう奈良県内、奈良県外も含めて、出産の病院と町が連絡をとった形できちんと、あるいはまた文書で、母子手帳の持

ってこられたときにその説明をして、文書を渡して、その医院で了解をしてもらうというような形の扱いというのは必要だと思うんですけども、そういう点でどうなのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 これにつきましては、一般質問でお答えをする準備をしております。それでお許しをいただきたいと思えます。（「これはそやけどあれやろう、医療機関というのは奈良県外の場合は、これ該当せえへん」「答弁はしてくれているんで……」の声あり）前向きに議論をしていくべき内容であるというように受けとめておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。 13番！

13番議員 少し寺前議員と似ておりますが、似ておりますというか、寺前議員と同じようなことですねんけども、直接町長に。今、寺前議員も言われましたように、少子化時代になって、子供にお祝い金というようなもの、出産のときに当たってね。高齢者の方にはお祝い金というようなものを渡しておりますので、一つの事例として、うち大垣内ですねんけども、大垣内の区長の提案で、2年前から出産された方に、お金の方は言うたら1万円の金額ですけども、お祝い金としてあげております。それで、できるだけ大垣内地域の方も、子供をできるだけ多く出産していただきたいという気持ちを込めてやらせていただいておりますので、また町長の方もこれから何とか考えていただいて、お祝い金というようなものをつくっていただきたいなと思っておりますので、ひとつ答弁よろしくお願ひします。

議 長 町長！

町 長 今、地域で少子化に対していろいろと励みの対策を練っていただいていることをご報告をいただきました。私どもは、受付に来られたときは、絵本を与えるとか、記念の足形とか、いろんなことをさせていただいておるわけですが、お金でなく、やはり健全に育てていただくということで、町の方も職員も知恵を絞っていただいているところでございます。参考にさせていただいて、これからも少子化のためにバックアップをしてまいりたいと思ひます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに異議ございませ

んか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第38号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第39号、広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 この問題につきましては、まず一つですけれども、サービス公社の方でまず議論をされたということをお聞きしておりますけれども、サービス公社の理事会の方でどのような議論がなされたのかということの一つをお聞きしておきたいと思います。

それから、指定管理者制度、条例が変わったので、ここの中でも入れているというだけなのかどうか、その辺のところが大変不安材料になるわけですが、といたしますと、もし指定管理者制度を適用されるとなると、職員さんの身分とか、そのほか大きな影響が出てまいります。条例改正の中で、この条例改正を見ますと新旧対照表があるわけですが、そうすると管理を行わせる業務ということも含めて、詳しくこれは、一番最初の第3条は、指定管理者による管理ということで、はしお元気村の管理を指定管理者に行わさせることができるという、できるということになっておりますが、それ以下、この管理の中身につきましても、業務の範囲につきましても詳しくされているわけですが、この点について、指定管理者制度についてはどのようにお考えいただいているのかということを確認をしておきたいと思います。

それから、以前ですが、サン・ワークが、町の方が移ったとき、その前後はちょっとはつきり覚えておりませんが、一般の方を含めた利用の検討委員会を開かれたはずなんです

けれども、その検討委員会についてはどのような具体的な提言が出ていて、そして今回それがどういうところが生かされて、どういうところが生かされなかったのかということもお聞きをしておきたいと思います。

それから、今回ちょっといろいろあるわけですが、金額を町内、町外と分けられたのは、従前、町外の利用が大変多いということで、町内の皆さんに十分使っていただくという趣旨で料金を区別されたということは、大変理解できるわけですが、例えば町内の方で申し込みをして、それで利用できないと、いっばいで利用したいけど利用できないという状況がどの程度、どうだったのかということもお聞きしておきたいと思うんです。

それで、もし町外の方の利用が激減した場合に空室がたくさんできるということになれば、ちょっとこの条例の趣旨も十分生かされないということになりかねないので、どんな状況なのかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

町内、町外と、金額差つけられたわけですが、この差についてはどういうところを基準にされたのか。近隣も調査されたのかどうか、その辺の適正といいますか、納得できる金額というところをどのように確認されたのか、どのように設定されたのかということについてもお聞きをしておきたいと思います。

それから、名前の方については、いろいろな意見を私も聞いているわけですが、はしおという地名でいいのかどうかという部分もお聞きして、この議案説明のときにもそれに言及して説明いただいたわけですが、これは、はしお元気村というのは、先ほど言いましたサービス公社の中で議論されて名づけられたのかな、どうかなと思うんですが、できれば今後は、こういう施設の名前を変えるときにも、住民の方からいいアイデアを募集してつけていくということも大変いいのではないかと思いますので、ちょっとこのはしお元気村ということについては、何かもう少し違和感もないではないような気がいたしますが、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

議 長 都市整備部参与！

都市整備部参与 5点ばかりご質問いただいたと思います。順を追って答弁申し上げます。

まず、公社理事会での議論の内容でございますが、いろいろご意見ございましたけども、三つの点について大きく意見ございました。

まず、名称についてでございます。名称が「はしお元気村」というのはいかがなものかというご意見ございました。それから、直販所について、ここには、条例には出ておりませんが、予算の中で直販所に関する補正予算を見ておりますが、そういうことにつきまして

ご意見ございました。もう一つも補正予算に関することですが、館内、館外の改修工事の中で、館外のトイレを予定しているんですが、それにつきましてのご意見がございました。

以上、三つ大まかに申しまして、三つについて議論していただきました。そういうご意見がございました。

それから、2番目のご質問でございますが、指定管理者制度につきましては、いろいろ職員の影響についてご心配いただいているようでございます。詳細についてはまだ検討をしておりますが、方向としましては町の直営ということの方向性を打ち出しております。

それから、3番目のご質問でございますが、以前にございました検討委員会での答申の中で、それが今回の計画の中で生かされている内容、生かされていない内容ということでご質問があったと思います。この検討委員会と申しますのは、平成15年8月に設置いたしまして、4回委員会を開いていただきました。それで、12月に答申をしていただいたわけですが、大まかに申しまして、大体の答申の内容は今回の中で反映させていただいております。例えば、先ほど申しました直販所の件、それから計画しております談話室の設置の件、それから健康増進室の設置の件ということで、そういうものが答申の中に取りましたが、それらは今回の計画の中で反映させていただいております。

また、料金の改定につきましても、町外者につきましては少し高い目の料金設定ということも答申の中にごございました。ただ一つ答申の中で、少しニュアンスが変わりましたけども、そのときにはふろをメインに集客できる施設ということで答申がございましたが、「何がメイン」の声あり）ふろ、浴室でございます。浴室をメインに人が集まる施設にしたかどうかという答申がございました。ただ、そのときもいろいろ民間のスーパー銭湯のような、民間の会社、企業と申しますか、そういう企業もその当時から大分進出がありましたので、それほど大きなふろは必要ではないというふうなことで、まだ一部現在のふろ、現在そのときの当時のふろを改修したらどうかというふうなご意見ございましたが、今回はそれは反映はしておりません。

ということで、今、3番目のご質問にありました検討委員会の内容でございます。

それから、4番目のご質問、町内、町外について、料金設定についてどうかということでございます。この新旧対照表の8ページに改正案と現行の内容を載せておりますが、この中では、以前は4町、4町と申しますのは広陵町、河合町、田原本町、三宅町でございますが、これまでの施設の中でも4町という広域的な施設でございましたので、それ以外の方は高い

料金を設定するというので設定しておりました。それが、今度は広陵町の単独施設ということで、広陵町と町外ということで分けさせていただきましたので、考え方としては以前の4町以外、4町以内ということの考え方を踏襲させていただいたと。（「それはわかりました」の声あり）はい、そういうことでございます。

それから5番目の名前についてでございますが、この名前もいろいろご意見はありまして、サービス公社内でも検討いたしました。いろいろ以前から案はいろいろあったんですが、なかなかいい案が結びつかなかったわけで、今回改修の内容とともに、今後のサン・ワーク広陵の方向性を考えまして、この名前が一番適切ではないかという結論に達しまして、今回条例に上げさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 公社の理事会でいろいろな議論があったということをご報告受けたわけですが、この内容について十分に合意が得られてここの議会に提案されたのかどうかですね。もし十分な合意を得られないままに出されたのであれば、ちょっと時期が早かったというふうに言わざるを得ないのですが、その点についてももう少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

指定管理者制度につきましては、検討しているが、とりあえず町の直営という方針だということなんですけれども、ちょっとそういうふうに言われますと、やっぱり指定管理者制度に行く行くしていく段階かなというふうに考えざるを得ないんですけれども、やはり指定管理者制度より町の方の直営の方がいいということであれば、自信を持って、やはり町の直営にするという方針を断言をしていただくべきだというふうに思うわけなんですけれども。

あわせてお聞きしておきますが、指定管理者制度にするということは、職員さんの身分が全く変わるということになるわけなんですけれども、そういう点について、ちょっと難くなるかな、検討をしているということなんです。指定管理者制度になった場合の、どういう内容について、どうなるということをご現在、検討をいただいているのかということについても明らかにしておいていただきたいと思っております。

それから、検討委員会の方で検討された中で、ふるをメインにということで、これについてはいろいろな意見も出てこようかと思うわけなんですけれども、結構おふるの利用も多かったと思うんですけれども、その点で住民の皆さんから、これが住民の皆さんがわかっただら、かなり反発が出るのではなかろうかというふうに思うわけなんですけれども、その辺、利用者の現

在利用なさっている皆様のご意見はどうかということも把握する必要があると思うんです。その点についてはどのようにされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

料金につきまして、被保険者、その他というのが町内、町外になったというご説明をいただいたんですけども、そうしますと町内の利用に対しましてもかなり値上げになっているという状況になるんですけども、これはこの値上げについてはこれを機会に値上げをしたというふうな受けとめしかできないわけなんですけれども、今いろんなところで税金とか大変な負担増になっている中で、このような施設を値上げをすることについては、やはり利用される方から大きな反発が来るだろうということは容易に予想ができるわけなんですけれども、なぜこのたびこの利用料金を値上げをしなければいけなかったのかということもお聞きしたいと思います。

それと、いろいろ中を改装されるわけですが、口頭でいろいろ説明を聞きましたが、もう少しちょっとわかりにくいというふうに思いますので、図面とかで簡単なこういうふうにとというのがあれば、これは産業建設で検討されるんでしょうか、そちらの方にでも出していた方がわかりやすいので、お願いしたいと思います。

それと、条例改正の中で一つまた、13条なんですけれども、旧の方の13条では運営協議会を設置しなきゃいけなかったわけなんですけれども、今度運営協議会がなくなってしまうということについては、利用者の声が反映できなくなる、しにくくなるということは、目に見えて明らかなんですけど、なぜこの運営協議会を削除なさったのか、その点についてもご説明をお願いしたいと思います。

それと、あと産直の直販所についてなんですけど、これについてもいろいろな意見が出たということをお聞きしているわけなんですけど、先ほどの答弁で。この直販所はどなたがどういう形でされる予定なのか、そういう農家の方の具体的な参加者はどのように把握されているのかということもお聞きしたいんです。このような直販所は、あそこは余りサン・ワーク広陵を利用される方は行かれると思うんですけど、やっぱり人が今よく集まっている場所で直販所をした方が効果的ではないかと思うんですね。例えば竹取公園のところでやっておられますけど、シルバーの方が、あそこは本当に皆さんよく利用されてるように思いますが、そういうところでどのような状況なのかということもお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部参与！

都市整備部参与 今回は七つご質問ございましたが、簡単にご答弁申し上げます。（不規則発言あり）

理事会の合意云々につきましては、ご意見があったということの内容でございますので、よろしくお願いたします。

2番目の指定管理者制度につきましては、直営で行ったからずっと永遠に直営で行くということではなしに、あくまでも指定管理者制度というのは、6月議会でご審議いただきましたように、公共施設の効率化的な運営のために条例をつくったものでございますので、直営にしたからずっとそのまま直営で行くということではなしに、絶えずその内容につきましては検討を続けていくということでございますので、よろしくお願いたします。

3番目のふろのご質問につきましては、確かに利用はありましたが、いろんなご意見ございます。こういうご時世ですので、やはりいろんな財政状況を考えますと、続けていくのは困難であるというふうな同情の意見もいただいておりますし、なくなったことに対する不便やなというご意見もございます。ただ、町としましては、さわやかホールのふろもございまして、現在の利用状況の多くが町外の方でございまして、そういう町外の方ということで、今度の施設元気村が町内の住民の方を主に対象にした施設でございまして、そういう面からふろの休止を考えたわけでございます。

それから、町内、町外の料金の設定につきましては、なぜ値上げかということでございますが、先ほど申しました平成15年の利用検討委員会でも、料金の見直しについては見直しすべきだという答申もいただいておりますし、町の今現在協議いただいております行政改革委員会の方でも、公共施設の料金については見直しが必要であるというふうな内容の答申もいただいております。ということで、それらのいろんなご意見を参考にさせていただいて料金の見直しをさせていただいたということでございます。

運営協議会につきましてはでございますが、なぜなくなったかということでございますが、この運営協議会というのは、平成12年に国・県の指導によりまして、以前が雇用能力開発機構の関係で設置したものでございまして、そういうことで設置すべきであるというふうなことで、指導により設置したものでございます。なぜかと申しますと、そういう国・県の関係機関の協力関係の維持、強化のためというのが主な内容でございまして、それらに基づきまして平成12年に設置したものでございますが、平成15年でございまして、国の施設を買い取りまして、その時点で運営協議会は解散しております。それを今回、条例を削除させていただいたということでございます。

なお、皆様のいろんな利用者の方の声につきましては、サービス公社の理事会がございまして、その中でいろいろ反映していきたいというふうに考えております。

それから、最後に直販所についてでございますが、竹取公園でやったらどうかというふうなご意見もございますが、今回のこの元気村の集客のため、それから元気村の方針として、いろんな方に集まっていただいて、その中で元気村を利用していただきたいという中の一つのことでございますので、竹取公園でやるということとまた話は別で、あくまでも元気村の元気を出す施設としての方向としてやるものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 8 番議員！

8 番議員 条例の件につきまして、この前の公社の理事会でも申し上げておりましたけれども、はしお元気村と、箸尾とか馬見とか瀬南とか百済、この4カ町村が合併して広陵町になった。その段階で非常に地域意識というのが高い。非常にそれを融和させていくために、大変先人たちがご苦労なされた。それから、合併して約50年がたったわけでございます。その間、やはりそういうことで、そういう地名をなるべくなくしていこうということで、小学校の名前も全部その名前が消された。これは箸尾小学校が北小学校になり、馬見小学校が西小学校、瀬南、百済が東小学校。昭和43年に農協が、昭和43年だったと思う、農協が合併して、そのときも北支所、東支所、そして本店、また南支所というように地名を消していったわけでございます。

それで、今回そういうのは、町長の考えの中でもうそういう融和ができた、もうそういう地域的な考え方がこの広陵町になくなったということで、新たにこういうのを復活させていこうということだと思いますねんけど。その原点の、ただ、今この箸尾だけをぽっとういぐあいにするということになったら、非常にいろんな問題が出るんじゃないかと。そこで、町長のこういうことに関する基本的な姿勢、今後どういぐあいに広陵町でそういう、こういう名前をもう一回復活させていくのか。その基本的な姿勢があって、その一つとしてはしお元気村だということなら、それはそれなりの意義があると思いますねんけども、その辺の説明が一切なしで、今これさっきの答弁の中にもなかったと。その辺を町長の方からひとつご答弁をお願いしたいというのが1点でございます。

2点目は、この利用料金の問題ですねんけれども、非常に担当者がそこで苦労されるだろうと思いますねんけれども、この備考に書いてあります、使用者が広陵町に在住または勤務の場合は町内料金を適用すると。そしたら、50人なら50人の人が利用されると。申込者が広陵町内の者であれば、それは広陵町内の者としてされるのかどうか。例えば、同窓会されますよね、あそこで同窓会された。そしたら、その申込者が広陵町内の者、あるいは広

陵町に在勤する者ということになればそうなるのかというようなどこら辺が、これ多分当事者にしたら、もうそういう場合は町内ということで多分処理されると思う、ややこしいですから、町内として処理されると思うんですけども、この辺がちょっとこの料金体制の中で問題になろうかと思えます。

それと、まず分けなきゃならんのは、私思いますのは、例えば町のこういう団体ですね、いろんな団体が利用される場合、これがあると思うんですよ。町が認めてる団体、いろんな団体があると思うんです。こういう場合と一般のものとの関係ですね。一般のただ単なる普通の方が利用される場合と、これを分ける方がはっきりするんじゃないかという考えを持っております。そうしないと、例えばダンス、今度は廃止されるのかどうか知りませんが、ダンスをされると。ダンスをされて、申込者が広陵町の方だと。来られる90%以上は町外だ。そして、うかうかすればそこで料金を取っておられると、利用するについて。ある種の営業的な、もう完全な営業ではないですけども、そういう状況で利用されるという場合もあるわけなんですよ。その辺の区分をどういいうぐあいにやっていくのかということをもう少し考えられたらいいんじゃないかと思えますねんけれどもね。

というのは、ふろが大概違うんですよ。高田市のふろも違うし河合のふろも違う、町外者と町内者と分けてるんですけども、ほとんど取ってるお金は町内者として取ってますね。裸になって、この人町外か町内かという見分けがつかないというような理屈で、全部値段違うんですよ。多分あそこも、行ったことないから知りませんが、御所のし尿処理のセンターですね、あそこもそうなるんじゃないかと思えますねんけど。取ってる金はほとんどもう500円なら500円でやってると思えますねんけど。この辺どういいうお考えで、本当にこの利用料金が区分できるのかどうかという点、この2点をお願いいたします。

議 長 答弁をお願いします。 町長！

町 長 名称について山本議員からのご質問でございました。おっしゃるように、合併後はしばらく旧地名を使用をすることには問題があったかと思えます。町の方向によって東西南北、また数字によって第一小学校、第二小学校というような表示もあります。ほとんど広陵という町の名称を使っておったのでございますが、昨今、歴史、由緒のある地名を大切にしていこうと。むしろ、郷土愛、地域の盛り上がりを期待する声が高まっている昨今でございます。郷土意識を高めてまいりたいというのが私の思いでございます。

また、従前のサン・ワークは、近隣自治体で広域施設として運営をさせていただいておりましたが、今度は手のひらを返すように、我が町の施設であるというような単独のやかたと

してスタートをするものでございます。ネーミングを新たにしてスタートをするものでございます。イメージチェンジを大きく図るものでございます。名称につきましては、今後も地域名を大切にしたい、そうした地名を使っていく、これから転換期ではないかと思ひまして、今回提案をさせていただいたものでございます。このことにつきましても、多くの人たちにも事前に協議をさせていただいているところでございますが、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思ひます。

議 長 都市整備部参与！

都市整備部参与 利用料金の使用者が町内、町外どう見分けるかということでございますが、新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思ひます。6ページの第6条でございますが、新旧対照表6ページの第6条で、左側の方が今度の改正内容で、名称を変えただけで内容は変えておりません。元気村を使用する者は町長の許可を受けなければならないということで、まず使用につきましては、部屋の貸し出しにつきましては必ず許可が必要でございます。それで、次のその中の第6条第4項で、許可を受けた者が、以下使用者ということで、いわゆるこの料金表で書いております使用者というのは、その許可を受けた方ということになりますので、申込書に書いています申請者に対して許可を出しますので、その許可を受けた方が町内在住、在勤かということをお断りさせていただくということでございます。それによって、町内、町外を見分けるということでございますので、よろしくお断りいたします。

以上でございます。

議 長 8番議員！

8番議員 そうすれば、町外者の利用者みたいなんゼロでしょう。ありますか、ほとんど。これ、町外者の金額書いてるけども、きょうまでありました、町外者の利用の申し込みが。ないはずですよ、こんなん。だれか1人さえいてたら、その者が申し込んだらそれでいいんだから、無意味なことじゃないですか。それでしたら、そういう公的な団体と私的な利用と、そういうものに分けて、そういう利用料金を定める方がはっきりしているんじゃないかと、私はそう思ひますよ。例えば、老人クラブなりをする、あるいはそういう町のいろんな団体ありますやん、そういうところが利用すると。そういう場合の料金、一般的に普通の者が利用する料金、こういうぐあいに分離された方がはっきりとすると。もしきょうまであったら、町外者の利用の申し込みはどのぐらいあったか。100件の申し込みがあつて、町外者の利用がどれだけあったか、1回資料があるんだつたら答弁していただいたら結構ですけど、私の推測ではないと思ひますから。私の推測が間違つてるかどうかわかりませんが、ひとつ

お願いいたします。

議長 都市整備部参与！

都市整備部参与 町外者も確かにございました。以前の町外者というのは、4町以外ということでございますが、そういう利用も2割ほどありました。今度はそれが4町から1町になりますので、その分町外者がふえてくるというふうに予想しております。

以上でございます。

8番議員 ……団体と分けてする料金体制の形を考える気があるのかないのか。これは担当者じゃなしに、町の方。（不規則発言あり）

議長 質問者は8番議員や。 助役！

助役 施設の利用につきましては、町民の方がいろいろな事業を計画、企画されて、いろいろな会議室等ご利用いただくわけでございますので、申込者が町内の方であれば町内料金を適用させていただくということで、通常どの施設もやらせていただいております。非常にその辺の判断で、町外を規定を設ける必要がないのではないかというご意見もちょうだいしておりますし、くくり方を公共的団体と個人というふうに仕分けしてはどうかということにつきましては、この施設だけでなしに、ほかの施設もございますので、いろいろな角度から検討をさせていただきたいと思えます。

議長 1番議員！

1番議員 基本的なことをちょっと7点ばかり聞かせていただきます。

今こうした施設、大改修、修理ですね、なぜこの時期に必要なのかということの一つです。それから、なぜこの場所に直販所が必要なのか。

それから三つ目、和室の使い方についてですが、やはり前もって予約した場合は、四季、いわゆる食堂を使うようになっているようですけれども、その点どのようになっているのかと。いわゆる、前もって予約したときは四季を使えるようになっているようだが、その点はどうなのか。和室だけを四季を利用せず使う方法はあるのかないのか。必ずしもこの四季の料理を、この和室を使うときに利用せないかんのかという点も疑問を持っているのです。

それから、トレーニングルームが体育館に移るわけですが、今までトレーニングルームについては料金体系で取っておるんですが、中央体育館に行ったらこの料金体系はどうなるのか。このまま料金をもらうのかどうか。

それから、この設計図というか、見取り図というか、今現在ある入り口ですね、今閉まって何も利用はしてないところに和室を新設というように、この絵ではなっているんですが、

ろんな避難路などの表示を変えたら大丈夫だということの内々のご意見をいただいておりますので、それに基づいて今回計画させていただいたものでございます。

屋外のトイレでございますが、本当に必要かどうかということでございますが、直販所もつくりますし、いろんな通過交通の駐車場ということでご利用いただいている分もでございますので、今回計画の中で入れさせていただきましたが、いろんなご意見ございますので、実際に設計段階になりますまでにいろいろ再度検討していきたいというふうに考えております。

それから、カウンターとおっしゃいますのは、ちょうど今、避難路の正面のカウンターのことだと思いますが、これにつきましても、取るかどうかは今現在検討しております。今度、設計段階の中で考えていきたいというふうに思っております。

それから、支援スタッフにつきましては、現在の支援スタッフの期限が今度3月末で切れますので、それまでの間の雇用につきましては、現在のサービス内容の充実のためということで、そのままの雇用を考えておりますが、今後の内容によりましては、またどうするかということも改めて考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長 質疑よろしいですか。

ちょっと待ってくださいね。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 先ほど、トレーニング機器の教育委員会に移ると、そして中央体育館のトレーニング室に設置させていただく予定をいたしておりますが、これは社会体育の一環として、住民の健康づくりに、個人、団体、そういった方々が活用させていただく予定をいたしております。トレーニング機器の使用につきましては、従来から無料でございます。

議 長 助役！

助 役 町の職員2名派遣をいたしております。松井参与が答えましたように、基本的には直営という考え方で今進めているわけございまして、町職員2名については継続して配置をいたしたいと思います。ただ、改修後、来年度からの運営についてどうすべきかということについては、今後、直売所の関係等、いろいろな状況を検討いたしまして判断したいと思います。

なお、サービスカウンターもございますので、町職員は必ず配置をしておかなければならないという条件もございますので、最低必要人員は配置をしなければならないというふうに思います。

それから、トレーニング機器、先ほど教育委員会の方からお答えをさせていただいたんで

すが、一応トレーニング機器は専門的な機器でございますので、利用についてはある程度応分の負担をいただかなければならないかなというふうに思っておりますので、体育館の方で整備後、そのことも含めて検討いたしたいと思います。（「これ無料……」の声あり）無料と言いましたが、それ修正させていただきます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 一番初めの質問の中の、町長、今9月の議会に、新年度予算で大概、こうした大きな改修して、一つの目玉商品として、施政方針として出されるのが本当かなと僕は思います。だから、この今時期に、この9月のこうした時期に、どうしてこのような形の緊急性があるのかと。答弁も、皆さんの意見を総合すればああいうもんかなと、大体の絵はかけるわけですが、町長の方からもう一度お願いしたいのと。それからやはり今、農産物の直販所ですね。今、松井参与が言われるのと、我々広瀬区において、何でこんなところにつくるんだという、助役、担当部長といろんな協議しましても、今の答弁と我々が受けてるのとちょっとニュアンス違うのかなと。

というのは、人集めのために直販所をするというのも、それはようわかっているんですが、そういうことは、初めはこれ朝市だけだったんじゃないかと。短い時間で、朝早く、2時間足らずで直販所をして終わると。（不規則発言あり）そうですね。それで、それが今のはしお元気村に直接それが集票マシンとして、直販所イコール人が集まるという、イコールになるのかどうかということもありますんで、その点ももう少し、僕を感じですよ、村へ来られて説明されるのと今ここで松井さんが答弁されるのと、少しニュアンスが違うのかなと思いますし。

それから直販所についての運営体系ですけれど、広瀬の方もそこに参画をするというところで落ちつきはしましたけれども、それだけではないと。やはり、もう少しいろんな絵をかきながらあったと思います。広瀬区の集会のときにも、こういう細かいところまで質問が出たと思います。ですけれども、なかなか大体のしか答えなかったと。それでいいのかどうかと、広陵町議会というのはそんなところかと、大体のどんぶり勘定で予算計上してやってるのかというような指摘もありまして、いや、そうじゃないです、いろいろケース・バイ・ケースありますよということを説明していただいたんですが、なかなか町民については、こんな大体、直販所にしても、だれがやるのか、どういうものを出すのか、中心はだれなのかとか、そういうのがあのおときにはなかなか答えられなくて、大体こんなもんでしょうという、わかったようなわからんような話が出たかなと思いますので、その辺もありますので、もう少

しきちっとしたものをこの場所で説明いただいて、町民の皆さんに、また利用される皆さんにご理解いただくためにも、説明をお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいま、山田議員のご質問でございますが、なぜこの時期に補正なのかということでございます。

基本的には、サン・ワークそのものの所期の目的を果たした。そして今後どうするかということは、民間の皆さんでご検討をいただいていたのでございまして、本来は当年度の当初にお願いすべきものであったのでございますが、まだ十分な計画が、また企画案が十分でなかった、見送っていたのでございまして、その後、担当者が一生懸命考えてくれて、この時期になりました。来年の4月1日が基本的にオープンをいたしたいのであります。それがために、これからこの補正を認めていただいて、いろいろ関係機関と協議をし、施設の整備をさせていただこうと、そういうねらいでございますので、基本的には当初予算に計上すべきものが今日に至ったと、十分な協議ができなかったということでございます。

それから、直販所についていろいろご心配をいただいているわけでございますが、基本は朝市、野菜を中心とした朝市でございまして、それも終日やるものではありません。土曜、日曜の朝市でございまして、なるべく売れ残ればお持ち帰りをいただくと。また、朝のうちに売れたら、それで終わりというような感じでございます。人集めということも言われておりますが、基本的にはその朝市で元気な野菜を、地場産品を食べていただこうということで、元気な村から元気な食材を提供していこうということであります。

しかし、これには大きな目標、目的があるわけございまして、生産者、いわゆる農業者がやっぱり元気におつくりをいただいて、この朝市にお出しをいただくということも楽しみもできるのではないかと、生産者の喜びも期待しているところでございます。また、これらの販売、それらの機能につきましては、素人ではできないと思います。広瀬のベテランが、広瀬地区には道の駅等の構想を持っておりまして、かねてからご研究をいただいております。こうした皆さんが販売に、また仕入れに、いろんなところで担当をさせていただこうと。ここで勉強していただいて、次の会場、新しい施設づくりにご意見をいただこうと。ここではひとつ勉強の場として活用をいただきたいなど。多くの目標を持った元気村でございまして、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 3番議員！

3番議員 済みません、基本的なことになりますけれども、施設共用利用料金のことで、健康

増進室及び談話室の利用料金が100円ということですが、この根拠、また健康増進室とか談話室の中身をちょっと説明していただきたいと思います。

議 長 都市整備部参与！

都市整備部参与 健康増進室、談話室のご説明を申し上げます。

この部屋は、現在のトレーニングルームを改修しまして二つに分けます。半分は現在の健康器具、現在会議室1という部屋に北コミュニティ会館の健康器具を置きまして、一部使っていておられます。それプラス現在のトレーニングルームで使っていておられる機械で、高齢者の方でも使っていただけるものを残しまして、それと今の健康増進室の機械と合わせまして、今度の新しいトレーニングルームを改修した中での健康増進室に使いたいと。あとの半分は談話室ということで、床に畳を引まして、そこでいろいろ談話していただいたり、碁や将棋に使っていただくということでございます。

料金につきましては、1日1回、もう何回出入りされても100円だと。最低100円払っていただいて、ご負担いただくということでございます。よろしく願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 私の認識の中で、北校区の高齢者の方のコミュニティ施設ではないかということで、そういうところを有料というよりも、無料で使っていただくのが本意ではないのかなと。また、介護予防の健康器具とか高齢者のための健康増進の器具を入れていただくということで、本来なら介護予防の件からも、本当に気軽に、高齢者の方が無料で、元気に近く歩いて通えるところで、元気に通っていただくというのが本来の目的ではないのかなと。また、談話室とかでも、コミュニケーションの場として、北校区の歩いて通える、高齢者の方がどんどん集っていただけるというのが本来の使用目的ではないのかなという思いがいたしますが、いかがでしょうか。

議 長 都市整備部参与！

都市整備部参与 この施設は、特に健康増進室も、全体でございますが、一部の北校区、箸尾地区の方だけの施設やなしに、広陵町民の全体の方の施設でございますので、今までの健康増進室は、そういう近くの方のたまり場的な使い方をされてた、もう利用者が固定してたような状況でございましたし、この施設の館の全体的な方向ということで、もうただのものはないと、あくまでも何がしかの負担をしていただいて、せっかく貴重な税金を使わせていただきますので、利用料金はいただきたいということで設定させていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 しばらく休憩します。

(A.M. 11:58 休憩)

(P.M. 2:25 再開)

議 長 休憩を解き再開をいたします。

議案第39号の質疑を引き続き受けます。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第40号、大和高田市道路線の区域外認定の承諾についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 ちょっと基本的なところで教えていただきたいんですけども、これはここの高田の方の開発に伴って新しく道路つくられたということですけども、この土地は、所有は個人の所有だったのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 個人の土地というよりも、開発業者が所有している土地であったやつを市の方へということなんです。

議 長 ほかに質疑がありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第41号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第2号)を

議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませか。 6番議員！

6番議員 まず、歳入のところですけども。

議長 ページ言うてください。

6番議員 23ページですね。普通交付税の減額について、税の増収との関係で、そのふえた分が地方交付税減るという説明が一つあったんですけども、それにしても大きな減収になっているので、結局これの明細ですね、どういうものなのかということもご答弁願いたいというように思います。

それから、雑入のところですけども、シルバーワークプラザ奨励金と施設整備負担金が上がってるんですけども、負担金というのはシルバーからもらうものというような理解で。奨励金というのは、これは国のシルバーの上部団体からもらうものなのか。その場合の根拠を、どういう形で奨励金というのがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、歳出の方ですけども、このシルバーワークプラザに対応する問題として、これのいわゆる土地を借用して建設するというこの意味ですね。将来的な内容で、どのように考えておられるのか。現在は職員の駐車場として利用されているわけなんですけれども、その分の内容ですね、土地借用の内容と、将来的にここにプラザを建てて、そしてそれを何年契約とするのかという意味合いにもなってきますし、将来どういう形になるのかという考えを持って建設されるのかをお聞きしておきたいと思います。

それから、施設利用者ポイント制廃止に伴う記念品ということですけども、これは何人の人がポイントを持っているのかどうかというのは、町で把握できるシステムになっているんですか。それとも、これは廃止という広告を出して対応するのか。また、ポイントにかわる金額というのはどれぐらいなのかという点でお伺いしておきたいと思います。

それと、勤労者総合福祉センターの全体の問題で質問をするわけですけども、先ほどからいろいろ質問があったわけなんです。一番大きな問題は、何ととっても、このサン・ワークを全面的に変えるということの考え方が全体に貫かれているのかどうかという点で、どうも煮詰まってない部分があるように思えてならないんですね。

一つは、サン・ワークのふろを中心とした利用をなくすということから言って、17年度決算でも、利用料は2,100万円余りの収入になっているわけなんです。ふろの収支は別としても、これだけの収入が全体としてあって、ふろ、あるいはトレーニングの収支だけで言えばどれぐらいになっていたのか。それがなくなるということですから、その対応の部

分というのは非常に、赤字、黒字は別にして、大きな減収になるということなわけです。そういう点で言えば、サン・ワーク、ひいてはサービス公社の人員体制について、先ほども若干意見が出ましたけれども、支援スタッフ等については引き継いで利用するというような案もあったわけなんですけど、これだけの減収が出る中で、どのような新たな対応を考えておられるのかというのは明確でないように思うわけです。その点、減収分に対応する新たな問題という点でどう考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

先ほどの答弁では、産直をやるというところに人を回すかのような話なんですけれども、結局この産直の出発という点で言えば、4月1日とおっしゃってますけれども、私はこの業態を考えると、現在産直をやっておられる方、個人でやっておられる方、あるいはグループでやっておられる方、あるいはシルバーの方々が中心にやっておられるところ、いろいろあるんですね、現在もう既に。そういう方々の意見を集約しながら、広陵町内の産直への取り組みという視点を持って当たっておられるのか。ということは、逆に町の援助というのは当然必要やと思いますけれども、どんな援助ができるのかということの中身になってくるわけですから、町があらかじめこんな援助をするんだというような形での進行の仕方というのは、各経験から言っても正確なものが出てこないのではないかと。

この予算の中では、直売所POSシステムソフトウェア製作委託料というのが出ているんですけども、結局こういう内容を使うというのは、当然何人が参加するのかとか、いろいろによって変わってくるでしょうけれども、こういうこと一つ取ってみても、やはり参加しようと思っっている方々がこういう内容についての経験を積んでいく、あるいは認識を持ってどうというようなものを導入するのかというようなことが必要ではないのかというように思うんですね。だから、そういう出発点での取り組みの問題というのは、私は結局は官主導というか、官主導の必要性というのは十分にありますけれども、そこに参加を予定される、あるいはまた参加していただくと思っっている方々の意見をもっと率直な形で反映させていくという形で練り上げてきた上で建設にかかるというのが筋合いではないのかと思うんですけども、その点についてどうというような考えを持っておられるのか聞いておきたいと思います。

それから、先ほど、結局サン・ワークの件ですけれども、直営でという考え方を述べられました。これは、直営という点で、今、職員が配置されているわけなんですけれども、いわゆる指定管理者制度の問題で言えば、直営とすれば入札をやる必要がない。直営でない場合には公募をやって、それに該当しない場合については町長が選択をして、簡単に言えばサービス公社に委託すると、こういう手続をとるわけなんです、直営でやれば入札も何も要らん、

公募も要らないということなんですけれども、実態はそしたらサービス公社が実際に当たっているという実態があったわけですね。そうなってくると、これは、要は直営という形で1人か2人でやって、あとはサービス公社から配置するというのであれば、結局言葉の入れかえだけであって、実態は結局は今までと同じようなサービス公社が管理運営するという形なのかどうかということが問われてくるわけなんです。

だから、私はそういう点で、指定管理者制度という問題に対して、あたかも万能のような形で意見が述べられているわけなんですけれども、やはり少なくとも3万や5万の自治体で、指定管理者を置いて効率的にできるというような部分があるというような考え事態が、僕はおかしいと思うんですね。現実問題としては、もうける範囲の問題というがわずかであれば、だれも公募を実際してこないわけなんです。だから、そういう大きいところであれば、サービスを低下させても利益を得るための民間団体が参入するところはあるでしょうけれども、こういう小さいところでの指定管理者の問題というのは、やっぱり明確に、私はその原点の高サービスを提供するという視点と、利益がそこで生まれるかどうかという視点の問題というのは整理した上で、この指定管理者制度というのが、国の言っているこの問題については明確におかしいということを私は言うべきだと思うんです。

結局はそれを言わないで、直営にするというような変則的な取り扱いをする。直営にしなければ、公募をして、それに該当しないという判断をすれば、町が第5条で、法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるという、こういうわざわざ条例を使ってやることになるということですから、この問題については、やはり根本的なところの考え方が、指定管理者制度ができたために、サービス公社でやっていたものを形の上では町がするというような、変則的な扱いをするということによってやっていくというようなやり方というのは、私は間違っているのではないかとこのように思いますので、その点の認識についてお伺いしておきたいと思います。

以上についてご答弁をお願いいたします。

議 長 総務部長！

総務部長 まず、歳入の方の地方交付税についてご答弁を申し上げたいと思います。

今回の補正で、地方交付税については、予算にして1億3,000万円余りの減額をお願いすることとなりました。当初予算2億4,000万円の計上でございましたが、決定が2億700万円余りという状況の中で減額補正をお願いしておるものでございます。交付額につきましては、今年度の本算定で、昨年度より2億2,200万円の減額となったもの

でございます。要因といたしましては、やはり収入額の伸びが顕著であったために、交付税が減額にならざるを得ないという状況でございます。

まずもって、所得譲与税につきましては1億6,400万円の伸び、そして内訳といたしましては、所得譲与税の6,100万円、そして町民税で1億8,300万円余り、固定資産では逆に7,000万円の減額ということになってございます。いずれにいたしましても、収入税が5.1%の増加という状況になりました。

そして、需要額にありましては、国調の人口増加による需要額の増加はあるものの、一方、段階補正や地域手当の級地の新設によりまして、需要額において大幅に下がったものでございます。内容的には、経常経費で4,000万円、投資的経費で3,000万円、収入で6,000万円、合わせて1億3,000万円という数値になったものでございます。

この収入の伸びに伴う補正財源でございますが、今回8,200万円余りを計上させていただきました。当初と比較して8,200万円の増額要因でございますが、18年度におきましても税制の改正がございまして、当初これらの税制改正による影響額が試算しがたかったということもございまして、税収の方で一部計上を抑え込んだという結果に基づくものでございます。今回の税の補正につきましては、そういった税制改正の確定分によりましての補正でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、歳出面でご質問をいただいておりますが、シルバー人材センターの今回の改修に伴う敷地、土地の件でございます。現在は職員の駐車場として、その部分を借用しておるわけでございます。役所の近隣のこうした土地につきましては、将来的にはやはり有効な土地に変わりはないというふうな状況の中で、今後防災面のそうした内容の財源の見通しがつくならば、やはり取得する方向で考え合わせてしかるべきだというふうにも感じたところでございます。建物敷地につきましては、借用地に入っておりませんが、今回それらを踏まえて、シルバー人材センターの改築の用途に借用をお願いしようと、こういう思いで計上させていただいたものでございます。

なお、ワークプラザの奨励金でございますが、これは社会法人全国シルバー人材センター事業協会の奨励金でございます。こうしたシルバー人材センターの改築、新築に向けて、会員の就業、あるいは研修を行うことを目的とした施設に2,000万円を上限として奨励金が支給されることになってございます。今回2,000万円の改修費を計上し、そして奨励金の基本額は1,600万円でございますので、2分の1の奨励金の補助率ということでございますので800万円を計上し、残る200万円をシルバー人材センターのご負担をいた

だき、1,000万円の町財源を投じて2,000万円の改修工事を行うものでございます。

以上、私の方から以上の答弁とさせていただきます。

議 長 答弁。 都市整備部参与！

都市整備部参与 サン・ワークの改修の件で、まずポイント制でございますが、人数はどれだけあるかということでご質問ございました。対象人数、トレーニングルームと浴室につきましては、1回来ていただいたら1ポイントということで、ポイントカードにその点数をつけております。それで、10回来ていただいたら11回目は無料で使用できるというのが、まず一つのサービスでございますが、それ以外に100ポイント等で、100回続いて累計ポイントありましたら、その方には1,000円、500累計ポイントの方には3,000円、1,000ポイントの方には5,000円と。到達累計ポイントに応じて、今までは広陵町の商品券を発行していたわけですが、それを途中でやめるということで、今回見ておりますのは、それに対する清算の意味での商品券発行の分でございます。

全部のポイント数の対象者は、トレーニングルームで7,283人、浴室で9,143人おられますが、そのうち97%程度は100ポイント未満ですので、100ポイント未満の方は今回辛抱していただいて、100ポイント以上の方、あと3%程度の方に対してポイントカードの、現在でもって、判こ100個押しているポイントカードと引きかえに、この予算が通りましたら、その方に清算の意味での商品券を発行したいというふうに考えております。その対象者が、トレーニングの場合でしたら、全部で252人、浴室の場合が241人ということになっております。それぞれのポイント数に応じて、ちょっと金額は100ポイントから499ポイントの場合は500円、500ポイントから999ポイントまでは1,000円、1,000ポイント以上は2,000円ということで、それぞれのポイント数に応じて商品券を渡すと。ただし、中には重複して来られてる方もありますので、その方はどちらか高い方のポイントで判断させていただくということにしようということ考えております。

それから、続きましてサン・ワークの改修に伴います支援スタッフのことでございますが、先ほど申しましたように、今度の新しい事業としまして、直販所の面もございまして、公社に対する支援スタッフということでサン・ワーク、それからグリーンパレス、それから今度の直販所、いろんな面でのスタッフについても総合的に考えまして、あとの雇用について考えていきたいというふうに思っております。一応、現在の雇用期限は3月末でございます。

それから、指定管理者制度につきましては、町とサービス公社の方で協議しまして、今回

の直営ということで結論が出たわけでございますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑ございませんか。 6番議員！

6番議員 その収支の問題、ふろとかトレーニング室の収支の問題で、今後の対応をどう考えているのかということ。

議長 参与！

都市整備部参与 浴室とトレーニングルームの収支の問題ということですが、先ほど2,100万円ということで収入をおっしゃいましたが、こちらの私の持っている資料では1,500万円ぐらいだというふうに思っております。それが実際1,500万円収入があるんですが、それに対する経費が2,200万円ほどになっているということで、今度1,500万円が減るかわりにそれらの経費も減りますので、入ってこない分は経費の分で減ってくるということでご解釈いただいたらどうかと思います。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！2回目ですね。

6番議員 地方交付税の問題については、数字を改めて示していただいて、18年度のところで同様の議論しないとあかんと思いますので、決算特別委員会でやりたいというように思います。

それで、シルバーの方の賃貸料は、これは簡単に言えば、私たちは開発公社の利用というのは余りよくないというように思っているわけですが、プラスになる場合というのはあり得るわけなんですね。要は、金を借りて、利息の分と賃貸の分との関係がどうなのかということがありますんで、賃貸料というのはどれぐらい今払っておられるのか。そういう内容も含めた形で、この実態について説明を願いたいというように思います。

それから、先ほどのやっぱり勤労者総合福祉センターの問題なんですけれども、先ほどの利用料というのは、ふろ、トレーニング、その他の利用料がありますんで、それは1,500万円というのがトレーニングとふろと。その他の利用料については次からも変わらないという前提に立っておられるということですね、年間のね。だから、要は利用料は17年度決算で言うと2,100万円なんですね。その中で、ふろ、トレーニングセンターが1,500万円というように理解をしますんで、その他は変わらないという立場に立っておられるんですけども、経費については、支援スタッフで722万円の分を払っておられるわけなんですね。だから、要は少なくとも全体の利用料が2,200万円で、経費が2,000幾らだというようにおっしゃっているわけなんですけれども、そういう点で言えば、その他の経費

の部分というのは、支出のところで正確に私自身が見ているわけじゃないですけども、全体が大きく変わるわけなんですね。1,500万円は、もう収入なくなるわけですから、もちろんその分、ふろ、その他の経費はゼロになるということで、その収支についてはどうなのかというのが一つあると思います。

それと、8人のスタッフの費用が722万円あるわけなんですね。だから、そういうものも含めて、サービス公社からいわゆる派遣を受けて、人件費として補助金を受け入れて、そこに支出をしているということなわけですから、私はふろ、トレーニング、1,500万円の減収という、実質上経費を引いて、ふろ、トレーニングだけで2,200万円というようにおっしゃっているのか、その点は再度確認しなければならないんですけども、少なくとも取り除いた場合のいわゆる収支決算というのはどういう形になるのかというのを前提に数字を述べておいてもらいたいと思うんです。

先ほど言った、経費というのが2,200万円というのは何なのかという問題ですけども、そういうところで収入が減って、ふろの経費はなくなるわけなんですけども、支援スタッフの722万円というのは、その他も含めた形ではあるけれども、大きな負担要因として出てくるわけですから、結局そういう内容を踏まえて、今後の活用方法というのを産直に使うというような形でおっしゃっていたわけなんですけども、私はその産直の問題というのは、先ほどどこでだれが答弁するのかわからなかったんですけども、要は産直をやる場合のやり方の問題について質問していますので、その点も改めてどういう形で、本当に有効な広陵町での産直を立ち上げることができるのかという問題なわけですから、そういうような中身についての、現在産直を行われている方々、あるいはアンケートにとって何人が参加したいという希望があったというような形での答弁もあったわけなんですけども、そういうことをトータルとして、どういう手順でもって産直を立ち上げていくのかという問題を再度教えておいていただきたいと思います。

それから、先ほど直営というようにおっしゃってますけれども、根本的に町の直営という点で言えば、どういう配置体制をとるのか。先ほど言った実態は、サービス公社が管理運営をするという実態なのか、現在も町の職員が場所をかわってサン・ワークに移ってきて、そこでの経費削減が実現したというようにおっしゃっていたわけですから、そういう実態は、結局はサービス公社なのか、町が実質上直営として機能するのかというところの質問について答えていただけてないんですね。だから、そここのところの問題というのが、小手先で指定管理者制度の条例をつくったためにあいまいな形で解決するというのであれば、私は何の

ための指定管理者制度をつくった、条例をつくった意味があるのかという問題になってくるわけなんです。だから、そういうところの認識をどうきちんと持っておられるのかというのは、これは町長部局においてもご答弁を願いたいというように思います。

議 長 ご答弁。 助役！

助 役 まず、指定管理者のことについてでございます。さきの議会で指定管理者制度を導入できるように、どの公共施設もその条例の規定を盛り込ませていただきました。民間企業の参入を促すというねらいもございますが、やはり効率的な施設管理に指定管理者が役割を果たせるならば、その方法を導入したいということで、すべての施設に導入をできるように条例整備をさせていただきました。条例を整備したからといいましても、すべて指定管理者制度に持っていくかということは、十分議論をしていただいてから判断をいたしたいと思います。

このサン・ワーク広陵につきましても、今度、はしお元気村というふうに名前を変更するわけでございますが、今までやってまいりました、いわゆるサービス公社に管理をさせているという形は、基本的には変更しないで、町直営という意識を持って、サービス公社にその業務の一部をやってもらうという形をとっていきたい。これはもう今までと変更があるわけではございませんので、今後もこのような形で進めていきたいと思います。町が施設を責任を持って管理し、その業務の一部をサービス公社の職員に担っていただくということで進めていきたいと思います。

サービス公社に指定管理者という位置づけも、条例上は可能なんです、そのことも含めて来年の4月までには判断をいたしたいと思っております。基本的には今の現状、方法を変更する考えはございませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。（不規則発言あり）

それから、指定管理者制度であっても、先ほど寺前議員がおっしゃいましたように、赤字を出すようなところへ民間は来ないということは当然のことございまして、そういったケースの場合は、町が指定管理者を募集するときに、補てん金を幾ら出すのかという条件も示した上で募集をするということになりますので、このサン・ワーク広陵にサービス公社がありますので、わざわざ補てん金を示して民間企業を公募するというようなことはやるべきでないというふうに思っておりますので、今の形をそのままに近い形で継続したいというふうに思います。

それから、産直の方をおっしゃっていただいているわけですが、このサン・ワーク広陵で

実験的に、農家の方に農産物を直接販売していただく機会を設けたいということで、はしお元気村にそのブースを設置をする予定でございます。過日も広瀬地区へ出向きまして、これに参加をしてほしいということで、農家の皆さん方も意欲的に取り組んでいただけるものというふうに思います。過日も先進地の方々の勉強会もしていただいて、研修を積んでいただいておりますので、今後参加者を具体的に募って、産直の、いわゆる地場産品の朝市の形態を整えてまいりたいと思います。開設までに努力をいたしたいと思います。

議 長 都市整備部参与！

都市整備部参与 浴室とトレーニングの収入の関係でということで、先ほど寺前議員さんの方は、収入が減って経費が要るということだけおっしゃいましたけども、先ほどの議案で審議していただきましたように、一部の利用料金も改定します。ですので、その分の、一応今現在見ております増収額でございますが、約300万円ほどの増収はあるというふうに考えております。それらも含めまして、今後新しい元気村が有効的に、効率的に運営できるように、今後考えていきたいと思っております。

以上です。（「そしたら、その1, 500万円の収入と、それからふろ、主にはふろ、それから維持管理料、トレーニングルームの経費は幾らというのが」の声あり）

議 長 答弁漏れの場合ですか、今のは。答弁漏れか。（「答弁漏れです」の声あり）

それ、黙って言わんといてください。答弁漏れと、こう言うてください。都市整備部参与！

都市整備部参与 経費につきましては2, 155万円でございます。17年度の場合は。

（「人件費も含めて」の声あり）

含めてでございます。ですので、1, 500万円が収入ですので、600万円赤字ということでございます。（「それについては……ふろだけやね」の声あり）

そうです。

議 長 ほかに質疑ありませんか。（「答弁漏れや、シルバーの」の声あり）

シルバーの。助役！

助 役 いわゆる土地を取得して、それに支払う金利と借地料との対比をおっしゃっていただいていると思います。できましたら、先ほど総務部長がお答え申し上げましたように、いろんな用途に使用可能ですので、補助事業を今現在検討いたしておりまして、例えばまちづくり交付金等活用できないかどうか、そのめどが立ちましたら、取得も視野に入れて、また皆さん方にご相談申し上げたいと思います。それまでの間、借地で進めさせていただきたい

というふうに思います。よろしく。借地料は、今、土地だけで135万円、ちょっと正確な数字は。年間135万円の計算でお借りをいたしております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

12番議員に申し上げます。総務の所属委員でございますので、簡単をお願いします。

12番議員！

12番議員 簡単に1点だけ質問をいたします。

歳入の方の24ページの一番下、繰越金の17年度歳計剰余金というところで補正を組まれているわけですが、17年度の決算書の方なんです、それからこの事務報告書の方の数字が合わないの、どちらが正しいのか明確にさせていただきたいと思うのです。これは開発負担金の収入明細が、報告書の方では189ページ、5,000万円になっています。ところが、歳入の決算書の方の計画整備協力金、39ページなんですけれども、3,280万円になっているんですが、これは数字が違いますので、きちっと訂正をしていただきたいと思います。これは、15年度決算のときにも、この開発負担金の資料が間違っていまして差しかえられました。2回目ですから、この点は慎重に取り扱っていただきたいと思いますというふうに思います。

この開発負担金の開発内容の書き方も、平成16年度は中3丁目の積水ハウスが何戸、幾ら、大和ハウス工業が何戸、幾らという形で書いておまして、17年度の決算は中3丁目分譲住宅77戸分となっているんですが、この整合性ですね、この負担金の根拠が明確でないの、資料の出し方とか、それから数字がこのような形になるのではなかろうかというふうに思います。この負担金の根拠についても明らかにしておいてください。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 申しわけございません。189ページの開発負担金の収入明細という部分でございますが、今現在開発負担金という呼び名ももう変わっておりますし、内容そのものがちょっと以前のもので間違っ添付をしておりますので、これは早速差しかえさせていただきます。よろしくをお願いします。（「金額のこの訂正は」の声あり）

金額の訂正もあわせて差しかえさせていただきます。（「資料の方が正しいのか、それとも……」の声あり）

決算書の方が正しいということです。（「……根拠についてまだ、それもやっぱり今すぐ……」の声あり）

議 長 開発負担金の根拠。 都市整備部長！

都市整備部長 根拠といますか、もともと都市整備公団の部分について開発負担金をいただいておりますが、今の制度では開発負担金は取れないという法律上のルールにはなっております。ただ、都市整備公団がおろした大型の部分につきましては、1戸当たり40万円という部分を、開発負担金という形じゃなくて、協力金という形で、前もって公団の方とも協議の中で協力していただいているというのが根拠でございます。よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑。 12番議員！

12番議員 今、数字については、また資料の方を差しかえていただけるということですので、お願いいたします。

今、根拠の方をお聞きしましたのは、これは本来的には、答弁の中にもありましたように、負担金というのはいらないという内容なんですけど、協力金ということでもらってるということですが、この協力金の根拠も実はないのです。これは、条例化しなければいけない、こういう内容ですから、これは開発指導要綱から発生している問題ですから、今、開発指導要綱を検討されているということですが、指導要綱ではこれはいただけないので、条例化をしていくということを検討する必要があるということをご指摘をして、答弁は結構です。

議長 ほかに質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 先ほどもちょっと質問させていただいたんですが、和室が新設されてまして、ここは玄関でしたのですが、消防法によって別に問題はないというような、先ほど答弁ありましたけれども、この地図を見ますと、特に町併設棟のところを見ると、ほとんどもう万が一のところにおいて、逃げ道というか、緊急の出入り口等々が全くないわけですし、やはりこうした安全、いろんな客を収容する施設においては、もう少し明解に緊急避難的な場所を確保した方がいいのではないかと私は思ってる。特に、A型棟については、いろんなところで外へ逃げる通路というのはあるわけですが、右側の町併設棟を見ると、ほとんどもう袋小路になっているというところでもありますので、もう少し設計される段階においてでも考えられた方がいいのではないかなと思っておりますのを1点。

それから、トレーニングルームから健康増進室に変わり、またおふろがなくなるということで、特にこの健康増進室というのは、先ほどの回答の中には、箸尾の人が、お年寄りというんですか、高齢者の方が主に使えるのかなと思いますが、そしてふろもなくなったら、今までどおりトレーニングルーム、おふろという人の人数が大分減るのに、この休憩室から館内のトイレをつくられるという、そういう意味があるのかなのか。余り、何のためにこのトイレをつくられるのかもちょっとわかんないのかなと私思っています。

それから、もう一つトイレですが、野外のトイレ新設、これは直販所についてのためにつくるという理由があるわけですが、これは今先ほど答弁もありましたし、町長の方もこれから考えようかと。考えようかというのはやめる方向に考えるという、私は理解しているんですけども、やめるのにもきちっとして、もうやめた方がいいと。こうしたトイレについては、ほとんどできたときはきれいですけど、この維持管理、もういたずらして、我々のもう近くにも与楽寺公園がトイレあるんですが、もう非常に、何というか、マナーの悪さというのがあります、ましてこうしたきれいな施設の正面のところにあるわけですから、こんなはもうやめた方がいいと。そして、館内の方に一緒にあけて、朝でも、使っていただいた方が経費的にも安くなるのではないかと思いますので、その点2点ひとつよろしくお願いします。

議 長 都市整備部参与！

都市整備部参与 まず、トイレのことですが、屋内トイレにつきまして、先ほどお配りしました図面の中で、現在職員の休憩室等の部分を、館内トイレということでトイレを増設するわけです。それで、現在のトイレは、A型棟の真ん中辺にあります女子便所、男子便所がトイレでございますが、今まで和室に食事に来られた方がトイレに行くためには、人通りの多い女子トイレ、男子トイレの方にトイレ行かれると。そこで、館内の利用、例えば多目的ホールを利用されてる方に鉢合わせで、何をしに来てるのかというようなことでいろいろ世間話があったときに、一方は食事で、一方はトレーニングとかいろいろあるわけなんです、一部にそういうことで困るというような声もありましたので。ということと、案外もうそのトイレが、和室を利用される場合は飲食が伴いますので、時によっては気分が悪くなったときに、トイレが遠くて、もう途中で出したりされることもありましたので、近くにトイレをつくらうということで、今回館内トイレのところをつくらせていただくと、そういうことでございます。確かに、A型棟の方は利用者も大分ありますので、そういう利用者も多いし、今申しました事情によりまして館内のトイレを新たにつくらせていただくということでございます。

それから、もう一つは。（「入り口の避難……」の声あり）

避難口につきましては、一応の事前協議はしておりますが、実際に設計させていただくときに再度慎重な協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 答弁もうよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 8 番、議案第 4 2 号、平成 1 8 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1 2 番議員!

1 2 番議員 1 点質問をいたします。

これは、この補正で数字には出てこないのですけれども、1 8 年度の国保の特別会計につきましては、私ども共産党も賛成をいたしました。その条件の一つとして、減免制度の充実ということを町長とお約束いたしました。そこで、出していただきました資料も見てみますと、平成 1 7 年度でも 8 0 万円以下の所得の方の滞納は大変多くなっています。ですが、この資料は、何ページかと言いますと 9 3 ページですね、国民健康保険税未納者階層別内訳で、8 0 万円以下のところだけが滞納の件数が、5 年前とは 1. 6 倍にもなっているんです。それ以外のところは、町の努力もありまして、件数としては減っています、金額は別ですけども。そういう状態の中で、今減免制度を充実させて、払える国保料という形にしていけないと、また滞納、滞納ということで、滞納を回収するための時間と労力が要るわけですね。そういう点で言えば、低所得、8 0 万円以下のところでこれだけ件数がふえているということは、払いたくても払えないという実態が浮き彫りになったと言わざるを得ません。ですから、私ども賛成いたしました条件として、減免制度をどのように今検討いただいているのかということをお答えいただきたいと思います。町長、お願いいたします。

議 長 住民生活部長!

住民生活部長 いわゆる減免制度についてお尋ねでございます。

国保運営委員会においても議論をいたしました。現在の広陵町の減免制度は、所期のいわゆる目標といえますか、目指している内容に向けて合致しておるという認識を、まず私しております。減免にもいろいろな項目がございます。いわゆる失業、あるいは災害、あるいは身障、いろんな生活弱者と言っているんですか、そういう人たちに対する減免と、こう

いう部分については、議員ご指摘のとおり、従来どおりやはり努力をしていくということには変わりはないんですけども、特に老人世帯、あるいは老人だけの世帯ということでの従来の減免が突出しておったというような状況から、昨年におきまして見直しをさせていただきました。その結果、400何万円かの減免が減ったわけです。当時800万円を超えておった減免総額が、17年度におきましては350万円余りということで、減ったわけでございますけれども、実態を把握いたしますと、現役よりも所得の多い方の減免が相当大きな部分を占めていたという実態がございます。所得割額が、例えば20万円かかっている人と2万円しかかかっていない人では、減免をしたときに、減免を受ける額がもう全然違うわけですね。所得の多い人は減免額が大きくなるんです。所得の少ない人は減免額が1,000円とか2,000円。ところが、所得の多い人ですと7万円、8万円というような実態もございます。その辺のところを十分考えまして今後も対応してまいりたいと思います。やはり、本当に苦しい人とそうでない方との一律な減免制度というのは、やはり問題があるのではないかなということをお認めしております。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 ことしの3月議会のときに議論いたしましたのは、やはり所得の低い方に対しての何らかの減免制度をつくっていただくということでお約束いただいたというふうに認識しておりますので、その点については、やはり賛成、反対というのは議員にとっては大変な大きな問題でございますから、従前はこの国保特別会計には私ども共産党は反対してまいりましたが、少しでも改善をするということが、何よりも今、住民の皆さんにとって大切だということで、町長との約束を信頼して賛成いたしましたので、いかげんな形でこれを、減免制度を流されると、大変信頼関係に大きな影響を与えますので、ぜひ何らかの形で実施をしていただく。これは町長の方、ご答弁お願いいたします。

議 長 町長！

町 長 国保税の減免制度につきましては、私も気になっているところでございまして、低収入家庭、また年金所得者、いずれも国保税の負担は大変厳しい状況にございます。このような家庭を、いわゆる弱者対策を担当者にしっかりと考えていただくように指示をしているところでございます。今、部長が申しあげましたように、いろいろ問題点もあるようでございまして、単年度収入が少なくても、昨年、いや3年前に大きな田畑を売却したという場合もあるわけでございまして、こうした問題も含めてどのようにしたらよいか。ことしは収入がなくても、いや大きな蓄えを持っていると、こういう家もあるわけでございまして、また資

産も持っておられるという家庭もあるわけでございます。収入なくてもゆとりのある家庭もありますし、収入があるように見えてあっても、ゆとりもお金もないという人もございます。こうした人のために、改善策について担当者には知恵を出していただくように指示をしているところでございますので、いましばらくお待ちをいただきたいなど、そんな思いでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6 番議員！

6 番議員 32 ページの共同安定化事業拠出金の件ですけれども、いわゆる30万円から80万円のところで、これは結局は損得の問題になるんですけれども、広陵町は奈良県下での全体の流れの中で、平均的に30万円から80万円のところでの新たに該当するところというのは、奈良県平均と比べてどうなのかですね。要は、結局これは国保会計というのは、もう本当に全国的に破綻してるという中で、今、町長ご答弁になったように、自治体が非常に苦勞している状況ですので、まず奈良県の中での共同化を踏み切る場合の基礎的な数字について教えておいていただきたいというように思います。

それから、先ほどの、いわゆる減免制度の充実の問題ですけれども、担当課の方でも、実際に申告していただいて、所得が低い人を申告いただいて、できるだけ困らないような方法でやってもらわないと、取りに行く方も難儀してるんですというのが実態なわけですね。実際のところ、先ほども国保運営委員会でもこの問題、数字を挙げて述べさせていただいたわけですけれども、この実態の中で、やっぱり80万円以下の方の金額も、もう1番になってるという実態があるわけですから、先ほどの町長のおっしゃっていた内容を踏まえて、実態に即したきめ細かな内容ですね。だから、所得なり土地があってどうのこうのと言うよりも、本当に困っている方への減免制度の充実についてぜひ検討していただきたい。もうこれは担当課のところでも困っている内容なわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

これは、もう答弁結構ですんで、先ほどの共同化の奈良県下平均の実態について教えていただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 県下全体の中で広陵町の占める割合ということでございますけれども、市町村によってやっぱりばらつきが確かにございます。広陵町の場合を見ますと、奈良県全体の拠出金に対して、広陵町のこの1億400万円という金額ですけども、ちょうど50分の1ぐらいの額になっております。これは、17、16、15ですか、この3カ年間の大体の実績をもとに、そしていわゆる被保険者数の割合、双方の観点からこの1億494万1,000

円という額が出てまいったわけです。県下においては、広陵町は30万円から80万円の状況は比較的低いというご認識でいいのかなと思います、被保険者数の割合から見まして。よろしく願いをいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、議案第43号、平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 一つだけ、これも質問いたします。

この平成16年度は大幅な赤字になるのかというふうに思っていたわけですが、結果的には繰越金で2,397万2,000円という黒字が出たということですが、平成18年度から介護保険制度も変わりまして、従前のサービスが受けられなくなったと、量が少なくなったとか、このような声を幾つも耳にするわけですがけれども、その実態について、利用状況ですね、数字があれば資料として、厚生委員会、私はおりませんので、できましたら総務委員会でお願ひしたいと思います。

それと、そのような実態をどのように把握なさっているのか。そして、それについてどのような対応が必要だと思っておられるのか、この点についてお聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

2,300万円の黒字ということでございますけれども、今回の補正予算で国庫等の返還をいたしますので、実質は942万円の基金積み立て、それと17年度の基金の方の決算書を見ていただいたらいいと思いますけれども、267ページに記載しております基金残高が19万7,000円、合計961万円の基金残高しかないということでご認識をお願いしたいと思います。

それと、今申し上げられましたように、今年度から新しく改正介護保険法が施行されまし

て、特に軽度の方が非常にふえてきているというふうなことで、国の方では軽度の方についての抑制というふうな形で、新予防給付を創設したわけでございます。これにつきましては、できるだけなるべく自分で行っていただきたい。心身の状態の悪化を防いで改善をしていただきたいということで、基本的に介護保険の基本理念であります自立支援を進めるというふうなことで、今回この新予防給付というのができたわけでございます。その中には、パンフレット等でご存じのように、福祉用具の貸与につきましては、車いすとか特殊寝台とか、こういうものをが利用できないというふうな形になっておるわけでございます。

これにつきましては、今現在、我々の方でいろいろと苦情等もございまして、聞いております。今現在、認定審査会の方で、現在585件の審査を行っております。そのうちに要支援1が70件、それから要支援2が140件、総計240件が新予防給付の方の移行ということでございます。そのうちにサービスの提供を受けておられる方が90件、それから現在軽度でございますので、サービスを受けないというふうな方が95件、それから途中で病気とかけがをされて区分の変更をされたと、要するに要支援の方に移っていかれた方が25件というふうな状況でございます。

また、今回の要支援の方に移られました方につきましては、現在、包括支援センターが対応するというふうなことでございます。それにつきましてもいろいろな相談件数がございました。56件ほどございました。いろいろ相談はあったわけでございますが、介護タクシーとかベッドとか車いす等が受けられなくなったというふうなことでございます。これにつきましても、一応包括支援センターの保健師、また保険者であります職員等が、ご訪問等、電話等でもご理解をいただくようにさせていただきました。一応、31件の方についてはご理解をいただいたと、このように思っております。また、余り理解を得られなかったという方が4件ほどございます。そのうち、またそれから状態が悪くなられて、認定審査を再審査されたというのが、今は21件あるというふうな現状でございます。

それから、介護の給付につきましては、平成17年5月のサービスと18年5月のサービス、これを比較しておりますけれども、一向に利用者は下がっておりません。というのは、高齢化がどんどんして、認定者がふえてるというふうな状況で現在進んでいるわけでございます。参考までに申しますと、介護のサービスにつきましては、平成17年5月が1,707件、これが18年5月におきましては1,742件と、それから地域密着型のサービスにつきましては、平成17年度5月には5件でありましたのが、現在は14件。それから、施設サービスにつきましても、前年5月が145件に対しまして163件というふうな状況でござ

ざいます。

そういうことで、いろいろと苦情等につきまして、またこれにつきましては、先日、町内にあります居宅介護支援センター、ケアマネジャーの事業所8カ所ございます。そういう中でも、こういう新予防給付に行ってベッドが使われないというふうなことで、ケアマネジャーの方からもいろいろな話がありました。今現在、社会福祉協議会の方に無料でベッドとか車いすの貸し出しをしております。そういう中で、どうしてもケアマネジャー、また介護支援センターの方の保健師の中でぜひとも必要であるというのであれば、その辺は対応していきたいというふうなことで、社協の方に、今、依頼をしております。

また、ベッド等につきましては、今、業者の方がいろいろと認定ができなくなって戻ってくるというふうなことで、かなり軽費で貸し出しをするというふうなこともあります。そういうところにも町もいろいろと話をし、負担の少ない方向で行けるように考えたいと思いますし、この問題につきましては、第1回の包括支援センターの運営協議会がございました。議員の方2名参加していただいております。こういう問題も指摘を受けております。この辺の実態を十分に把握してまた対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑。 12番議員！

12番議員 今、詳しく報告いただきまして、ありがとうございます。

この数字につきまして、十分に書きとめられていない数字もございますので、ぜひ資料としてお出しいただきますように、よろしく願いいたします。

それから、いろいろと対応も検討していただいているようで、この点は評価させていただきたいと思うのですが、やはりたとえ1人であっても、この問題についてはその人にとって大変深刻な問題ということも多々あるわけですので、今後も社協を中心にして、個々へ対応を、本当に安心して老後を過ごせるという対応をしていただきますように。そして、それについて個々のケースはいろいろであろうかと思えますけれども、これをやっぱりルール化をしていくということも大変大切なことですので、このルール化についてどのような、町としての独自の施策がとれるのかということについて検討していただくようお願いいたします、質問を終わります。

議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 1点だけ、先ほど検討していただいている内容なんですけれども、要は要支援1、2の方が今後受けられなくなるサービスについて、特にひとり暮らしの方、男性も女性もおら

れるわけですが、そういう方々が従来サービスを受けていたのが受けられないというような状況の中身は、これは結局は介護制度の枠をはみ出しているという現状があるわけなんですから、そういう点での認識を持っていただいた対応というのは一般施策としてできないのかというように思うわけなんですけども、これはもう人数的に言えばわずかなところになってくるだろうと思うんですが、そういう点、生活支援センターやその他もろもろのところもあるわけなんですから、その対策、対応についてどのように考えられておられるのか、実態を踏まえた上での改善内容についてお聞きしたいと思うんです。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問でございますが、これにつきましても、国の方からは、軽度であるというふうなもので機械的に保険給付の対象外とすることのないようにというふうなことで、その中にも一定の条件というふうなことで、例えば車いすにつきましては、主治医の意見書を踏まえて、日常生活の範囲の移動の支援が特に必要と認められる者、要するに新予防給付が今創設されたというのを十分にやはり考えながら、本当に必要な人であれば、これは当然、我々保険者としても、包括支援センターでも対応して考えていきたいと、このように思っております。

今おっしゃいましたことにつきましては、今後開かれます包括支援センターの運営協議会でいろいろとご審議をして、できることはやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第44号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程 1 1 番、議案第 4 5 号、平成 1 8 年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6 番議員!

6 番議員 この中で、いわゆる産直で出発されたわけなんですけれども、その経済的な効果というのは、1 点でいいですけど、いろんな効果はありますけれども、いわゆる安く仕入れられているのかどうかという点で、数字上の具体的な内容が上がっているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長 教育委員会事務局長!

教育委員会事務局長 数字的な効果は今現在見ておりませんが、私は栄養面、新鮮さ、そういった面で大きく貢献していただいているという理解はしております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程 1 2 番、議案第 4 6 号、平成 1 8 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程13番、議員提出議案第12号、決算審査特別委員会の設置に関する決議については、山田君から提出され、所定の賛成者がありますので、これを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。 山田君！

1番議員 決算審査特別委員会設置に関する決議について、次のとおり決算審査特別委員会を設置するものとする。

記

一つ、名称、決算審査特別委員会。

二つ、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

三つ、目的、決算審査。

四つ、委員の定数は8名であります。山田光春、松浦敏信、吉田信弘、寺前憲一、長濱好郎、八代基次、吉岡章男、竹村博司、各議員8名でございます。

五つ目、活動については、今定例会の会期中とする。

以上でございます。よろしく。

議 長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようでございますので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第12号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第12号は原案のとおり決議されました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には13番、吉岡議員、副委員長には6番、寺前議員と決定されましたので、ご報告をいたします。

議 長 次に日程 14 番、議案第 47 号、平成 17 年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第 48 号、平成 17 年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 49 号、平成 17 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 50 号、平成 17 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 51 号、平成 17 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 52 号、平成 17 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 53 号、平成 17 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 54 号、平成 17 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 55 号、平成 17 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第 56 号、平成 17 年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。

これは、質疑は決算特別委員会の設置のときに、当初予算のときは施政方針演説に対しての総括質疑ということは受けますが、決算については特別委員会での集中審議ということで、質疑は省略して、特別委員会で十二分なる質疑をお願いするということでございますので、よろしくお願いをします。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑を省略します。質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を決算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号、48 号、49 号、50 号、51 号、52 号、53 号、54 号、55 号及び 56 号は、決算審査特別委員会に付託されることに決しました。

しばらく休憩をいたします。

(P.M. 3:45 休憩)

(P.M. 4:05 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後 6 時まで延長いたしたいと思っておりますので、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、午後6時まで延長することに決定いたしました。

議長 次に、日程15番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言をしていただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いをいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないので、よろしくをお願いをいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

9番議員 それでは、時間も迫っておりますので、駆け足で行きたいと思えます。

17年度決算数字より町政の安定化は進められているのかと、このようなポイントでちょっと質問したいと思えます。

今議会は決算議会でございます。本町は県内でも数少ない人口増加地帯。広陵町と香芝ぐらいが人口増加で、あとはすべて人口が減少してきていると、奈良県内の実態でございます。人口増加地帯であり、ニュータウンの家の販売も順調に進んでおります。今、中3丁目の家の分譲しております。もう見る見るうちに5,000万円、6,000万円の家がどんどんと売れていってると。このような状況は、非常に奈良県内でも珍しい状況でございます。

しかし、町政の決算数字をちょっと見てみます。この資料の14ページに載っているところでございます。町政の決算数字を見ると、地方交付税、大きな収入ですね、地方交付税は厳しい数字になっております。5年間で約5億円ぐらい減ってると。24億3,200万円、20%の割合。5年間で5億円減ってる、毎年1億円以上減ってきていると。

町民税、固定資産税をこの資料により見てみますと、これは他町より安定しております。35億9,500万円で約30%。他の周りでは20%とか、もっと村へ行くと、これが10%ぐらいしかない。このような状態が続く中、本町は30%、3割維持ですね、30%を維持しているところであります。効率よく財政運営をすれば安定化につながりますが、決算数字よりどう見ているのかを聞きたいと思えます。いわゆる財政改革の進み方はどうなのかと。例えば、財政力指数を見ますと、3年平均で0.595が、単年度だと0.597、ちょっと上がってきたかなと、このような見方でいいのかどうかというところですね。

公債費比率、これを見ると19.1%という数字出ております。もっともこれ債務負担行

為まで含められないけませんので約22.7%。22.7%が、いわゆる借金の支払いになってる、終わってるというところでございます。

町税の滞納分も約5億6,000万円ほどありましたが、これはどのように進んでいるのでありましょうか。

このような点から、17年度決算数値、今回決算上げられましたから、町政の安定化はどのように進めていっているのかと。また、この見方はどうなのかということについて、大局的な見方についてお聞きしたいと思います。

2番目、これは今回一番大きく変わりました。自立支援法、10月からの体制はどうかということで、今回は市町村地域生活支援事業、これをちょっと取り上げてみました。

ご存じのように障害者福祉、障害者の福祉、今回自立支援法ということになったんですが、大きくは二つに分かれます。一つは、国がメインとする事業。これは一つのメインとする事業。もう一つは町、いわゆる広陵町ですね、広陵町がメインとする事業。この広陵町がメインにする事業が、いわゆる市町村の地域生活事業でございます。これについて、国の事業は国の法律やいろいろ物すごい細かく決められてますので、それはちょっと横へ置いておきまして、市町村がする事業、これについて今回お聞きしたいと思います。

いよいよ10月1日より自立支援法による新しいサービス体制がスタートします。本町も鋭意取り組んでいると思います。これについては、県も今、鋭意取り組んで、新しく相談支援従業者研修、介護保険の場合はケアマネジャーというのがいろんな相談に乗るんですが、障害者の場合は相談支援専門員、このような方が相談支援業務をやりなさいということで、既に県では予定者リストを出して、研修を今やっているところでございます。この予定者リスト私も持っているんですけど、研修をしているところでございます。県も研修を行い、備えているところでございます。地域生活支援事業などは、各自治体、いわゆる各自治体が自由にやりなさいと、こういうことになってますので、各自治体の福祉への取り組みの差などが、これが一目瞭然と言うんですが、一目瞭然でわかるようになってきます。本町は他町より、先ほど言うたように、財政的に、町独自の収入が非常に割合3割占めてますから、多いんです、周りの上牧、河合とか、高田とか、これ見てもうたらわかります。財政的にゆとりがございます。

大きくどのような事業があるかと言うたら、コミュニケーション事業。これ何やと言うと、手話の通訳さんとかこういう事業するんですね、コミュニケーション事業。日常生活の用品を給付する、このような事業。移動支援事業、あるいは地域活性支援センター事業、その他

事業など、他町より誇れる事業はどうかということでございます。

この市町村がする事業については、先ほど国より、各市町村に助成金はあったんですかな、あったと思います。非常にこれが安いんですわ、予想してたより。こんなん全部事業しても大丈夫かな、みんなできるのかなという、私もちょっと心配しているんですが、このたび各地方自治体ごとに、人口別によって決まっていますので、総額で幾らですよ。あとは市町村がいろいろ使いなさいと、このようなことになっております。何分これは新しい事業であります。もう利用者の人も事業者も行政も、なかなかこれは具体的に中身が見えてこない事業。どういうのかなと、利用者の人はどういうふうにご利用していくのかなと、行政もどういうふうに予算割りつけていったらいいんかと、なかなか具体的な形が見えてこないというところでございますので、この辺はどう考えてられるのかということについてお聞きしたいと思えます。

あと、山田議員の方からも同じように質問出ております。作業所はどうやとか、手話通訳はどうやとか、こんなん出ておられますが、まず私が包括的にどのようなことを考えているのかなということについてお聞かせ願いたいと思えます。

次いで3番目、これがまた先ほどの自立支援法に関連しまして、地域自立支援協議会が必要だが、考えはどうかということでございます。これは、今回10月1日から新しい制度が始まりますので、市町村が相談支援事業を初めとするシステムづくりに対し、これから新しい事業が始まりますから、市町村が中間システムとして中核的な役割を果たす協議の場として設置するものであります。また期待も大きいものであると。これは、利用者の方についても、新しい利用法はどうしたらいいんやと。また、私はこれから、今こういうようないろんな認定区分があるんですが、これはどういうふうに使ったらいいんや。あるいは、地域のいわゆる財産ですね、地域でそういうふうな福祉に対するいろんな使えるところがあるのかと、このようないろいろな問題が出てまいります。これが、先ほども言うたんですが、相談支援専門員という制度をつくって、これが介護保険のケアマネジャーにかわる職種なんですけど、これは奈良県が相談支援員というのは指定しますので、その研修が始まっております。

広陵町からは、これはまた相談支援専門員、非常にハードルが高くて、なかなかこれに値する人がいないんですわ。私持っている資料では、広陵町から2名しかおらないと。ほかにもいるとは思いますが、2名しかいないと、こういうことなんですわ。1人の方は、佐々木君といって、うちの福祉課の佐々木君って、若い中堅の職員なんですけど、この方は若くして県庁にちょっと勉強で派遣されてたんですよ、二、三年前から。県の障害福祉課で

すわ。私も県の障害福祉課へ行って、この佐々木さんにいろいろ最初は教えてもらってたんですね。いろいろチェックしてもうたり、この方がお1人ただいま研修を受けております。もう1人いてるんですわ。ただ、その人はちょっともう56歳、57歳、もう年行ったおっさんで、やはり今回このような新しい活動は、若手とか中堅を中心として、新しい、今、障害者福祉について取り組んでほしいかなと、私そう考えているとこでございます。

今回の新法によりまして、障害程度区分、これ今ちょっとどンドン、障害程度区分というのは新しい活動で、認定しているところです。あるいは支給決定、あなたについてはこれだけ支給できますよ、あなたはこれだけですよということで、全く新しいシステムになりました。そのため、難しいために、今いろいろ相談支援専門員という専門職をつかって相談に当たりなさいというのが県の方針でございます。支給決定に対する不服、あるいはこれにちょっと不服やと、身近なところで相談するところはないのかなとなると、この佐々木さんという人が、私その専門員ですから相談しますよと、こういうふうになります。地域生活支援事業の準備などを果たす役割は大変大きいんじゃないかなということを考えております。これについては、こういうふうな協議会が必要だと思いますが、本町ではどうでしょうか。

しかし、この協議会、本町単独でやるといったら、これはなかなかしんどいですよ。今言うたとおり、広陵町は2人しかいないんですわ、現時点ではですよ。それに対して、知的障害者が150人、精神障害が約100人以上おられますわ。身体障害、約500人いてるんですよ。全部で700人、800人の相談、そんなん1人や2人でできるんかということ、これは非常に難しい。実際その人が利用、使うとなつて、相談事業もあるし、上限管理という費用の問題も出てきますので、いわゆる介護保険のケアマネジャーにかわるような業務も出てまいります。そんなんで2人でできるわけないので、この辺広陵町単独というのは非常にしんどいと思います。その辺もちょっとにらみながら、これは今後どのようにしていくのかということについてちょっと聞いてみたいと思います。

4番目、これは非常に具体的な話でございます。いよいよごみの指定袋制、これがありまして、今、住民への説明会進んでいるところであります。私にもちよいちよいと問い合わせがあります。広陵の近隣の自治体、この周り、上牧、河合、あるいは隣の田原本とか高田とか樫原とかあります。広陵町は、個別収集では最後まで、要するに指定袋制ではなかったんですわ。あと残ってるのは香芝だけ。だから、香芝はステーション方式なんです。皆、そこへ持っていかなあかんんですわ。個別に収集で、最後まで無指定で、いわば無料化というんですか、これは広陵は最後やったということだったんですが、今回指定袋制に変わりました。

住民にはなかなか今までの透明のごみ袋がいいん違うかというようなのがありますが、戸惑いもございます。各地区での説明会の様子はどうだったでしょうかねと。うちの南3丁目にもあったんですが、私ちょっと行けなかったんで、状態ちょっと、うちの家内が行きましたので、それちょっと聞いております。出てくる意見など、それはどうでしたかと。

今まで広陵は無指定だって、隣の高田市が指定することになったときにどうなったかというのと、周りは皆指定制、お金有料化になつとる。広陵の中にごみを持ってくる人がいてるんですよ、通勤の途中にぼいとほうって。あるいは、正月前の休み、私、3丁目の清掃センター、わかるんですけど、正月前の休みにどっさりあの中、前に積むんですわ。どうもこれは何かよその人、近くやから、よその人違うかなと、袋に名前書いてへんですから。ということで、周りが全部有料制になると、広陵の中に持ち込まれる。これは高田川とか南郷の人、川の堤防を掃除すると、ごみいっぱいほうってあるんやて。これは、高田市が有料化になったためにいっぱいほうってあったと。これも一つ問題だなということで、ごみがふえた、いわゆる不法投棄ですね。これについてもどうなのかと。

また、この説明会聞きに行った人が、そらごみ袋わかったと。これ一体どこで売ってるんやと。なかなか具体的な、いやどここの店でっせとか、なかなか出てこないんですって。それで、こういうふうにはやっぱり利用者としては、プラスチックの問題やったら、その他プラって何をその他プラにしてるんやとか。大きなお人形さんあるんですって、子供の。このぐらいやったらどうせ袋に入れてほかしますわ。そんなもん有料やんかと。いや、もうちょっと大きかったら粗大で出したら、そしたらそれやったら無料なんですよ。そんなん有料と無料どこで線引きするんやとか、何か細かい話になると、ああ大変やなど、こういうふうなところも出てきたと聞いております。

そのようなことで、現在までの相談状況、その中で出てきた問題、あるいは我々もちょっと知っておきたいですからね、どのような問題が出ているのかと、来ているのかということについて質問したいと思います。

以上、四つお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま坂口議員からご質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず初めの17年度決算について、財政安定化は進められているのかどうかお尋ねでございます。答弁といたしまして、平成17年度決算につきましては、決算書でもおわかりいただきますように、実質収支において黒字決算をお示しすることができました。懸案事業であ

ります新清掃施設の建設を初めとする大型予算の執行に対し、国においては三位一体の行財政改革の断行、これらの影響を受け、大変厳しい財政運営の中での決算となったわけでございます。

議員の皆さん方の行財政運営に関する懸命なご指導とご鞭撻、また職員の節度ある財政運営と徹底した経費節減努力により、一応の健全化を保ちながら、町民の皆さんへの効率的な行政サービス提供が図り得たと自負しているところでございます。多くの行政需要が増大する反面、今後も交付税の減額や補助金の削減などにより、経常収支比率や起債制限比率などの財政指標については予断を許さない状況にあります。効率的で節度ある財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に2番でございます。自立支援法が10月からの体制はどうか、市町村地域生活支援事業についてお尋ねでございます。答弁は、市町村地域生活支援事業については、障害者自立支援法において法定実施の位置づけであり、議員の質問の中にもありまして、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5事業は必須事業であり、任意事業となるその他の事業と合わせて、合計6項目となります。ご承知いただいておりますとおり、厳しい財政事情の中、福祉の後退にならぬよう、事業実施内容等について、大和高田市、香芝市、葛城市とも連携して、現在検討を行っているところです。事業に当たっては、より内容を精査して、実態の需要にこたえられるよう、対象者要件や利用できる範囲を検討し、障害福祉計画策定委員会のご審議も賜り、円滑な運営を図ってまいります。

次に、3番でございます。地域自立支援協議会が必要だが、考えはどうかと。必要性と組織の役割を問われました。ご質問の協議会につきましては、相談支援事業の運営評価や困難事例への対応のあり方、地域の関係機関のネットワークづくりのための協議などを行うために設置されるものであります。各市町村においても、広域対応の動きもあり、その内容から単独で機能する体制を構築することは、極めて至難であると考えております。県の指導等を初め、関係機関の連携によって遺漏のないよう対応させていただくものであります。また、障害程度区分や支給決定等に対し不服がある場合については、県知事に不服申し立てができるよう制度が確立されております。

次に、地域生活支援事業につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、現在検討を行っているところであります。社会福祉に詳しい坂口議員でございます。これからも私ど

もにお知恵をいただきたいと思います。

次、4番でございます。ごみ指定袋制住民への説明会の進み方はいかがかとご質問でございます。指定ごみ袋制による有料化について、住民のご理解とご協力を得るため、8月下旬から3人1組、15班編制にて町内の大字自治会に出向き、説明会を実施しているところです。現在まで32会場での説明会を実施いたしておりますが、引き続き残りの大字自治会についても説明会を予定しているところです。また、広報による啓発にも努め、11月からの有料化実施に向けしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

説明会場でのご意見、ご質問を集約しますと、11月からいきなり有料化とせず、試行期間をとらないのかと、また減量が進んでいるのなら有料化をする必要もないのではないか、あるいはもっと低い価格にできないのかなど、有料化に否定的な意見もお聞きしていますが、有料化やむなしとして環境美化への財源の充当を求める意見や、不法投棄への対策、庭木の剪定枝でございますが、取り扱いについてのご相談、また袋の意匠についても図案化した方がお年寄りや子供にもわかるのではという提案もございました。さらには、販売場所についての要望などもいただいております、これらいただいた意見は、対処できるものについてはしっかり対応し、今後の課題につきまは参考としたいと考えているところです。

今回の説明会は、どの会場も参加者が多く、住民の皆様、特に女性の方々の関心の高さを痛感しているところでございます。町民の皆さんの貴重なご意見、ご提案に、この席からありますが、厚く御礼を申し上げます。行政に生かす努力をお誓いを申し上げ、答弁といたします。

議 長 それでは、2回目の質問を受けます。 坂口君！

9番議員 まず、1番目の質問でございます。決算、今回決算出ました。ここにも町長の、今、回答ございました。黒字決算をお示しすることができた。5億6,900万円ばかりの黒字決算と、このようなことでございます。しかし、私これで安心してはいけないと思います。この数字は、いわゆる前年度からの繰り入れの、前年からの持ち込みの数字も入ってるところでございます。

この決算の数字の中で、財政改革の進め方ということのポイントから言いますと、いわゆる先ほど私が聞きました公債費比率2割、債務負担までが2割超えちゃうと、このような数字になっているのが示されております。当然、起債制限、これも厳しくなる。ごみの方で大分借りましたから、起債制限もだんだん厳しくなってくると思います。このかわりと、本町の財政、今、真美ヶ丘ニュータウンどんどん人間ふえておりますので、ある程度の収入の

増というのは予想はされてるとは思いますが、この町長の回答にもありました起債制限比率、あるいは経常収支比率、この辺についてもまだまだ注意をしていかないけない。私もそう思います。これからの18年度予算、今どんどん執行している最中ですが、この辺についてもさらなる町政経営の改善の策、先ほど私言いましたように、財政指数係数ちょっと上がってきたなんか。だから、こんなもん安心していいんかなということの心配もありますが、今後の取り組み方は、この決算だけ見ますと赤字でいいということにはなりかねないんですが、今後の取り組みとしてはどのように対処していったらいいのか、その考えについてお聞きしたいと思います。今回の決算の数字よりどうして取り組んでいくか、それについてお願いいたします。

議 長 2回目の答弁。 総務部長！

総務部長 本年度の決算を中心に、近年の財政事情についてご質問をいただいております。ご指摘のように、安心してはられないという財政の厳しい状況はございます。しかしながら、今年度については黒字決算を得ることができました。国の三位一体改革の中で、本町における財政事情につきましても大きく左右されるわけですが、交付税の減額、そして補助金の減額、そして見返りの税源移譲というふうな施策の中で、税制改革もかつてない大きな改正が図られておるわけですが、税率の改正も、来年度以降は、住民税におきまして、所得税におきまして改正がなっておるものでございます。

こうした状況の中で、本町の徹底した経費の切り詰めというふうなことについて、平成17年度の決算においても、行財政改革を中心に経費の節減を図ってきたわけですが、いろんな面で行政改革に関する5カ年、5億円、50人の削減というふうな観点の中で、17年度の決算も既に財政上の効果としてあらわれたものでございます。今、17年度のこうした財政健全化措置におけます金額といたしましては、人件費の減額を初め、そして補助金の整理、合理化、そしてまた公共事業の見直し等によりまして、17年度の効果というものは1億300万円というふうな見地で試算をしております。18年度以降の当初の計画も、1億円というふうな形で、5カ年、5億円を目標に、行革に徹底して取り組んでいくというふうな構えでございます。

近年の財政事情につきましても、決算説明において助役の方から申し上げましたですけれども、地方財政調整基金を初めとする積立基金の減少、そしてまた減債基金についても減少をしております。ある反面、財政指標でありますご指摘の経常収支比率、そしてまた公債費比率についても、やはり危険信号である状況とはなっております。今後、真美ヶ丘の入

居の増加に伴いまして大変な財政事情が出てくるわけですが、節度ある財政運営のもと、きっちりとした財政計画並びに行政改革の実施計画とともに、健全財政を維持すべく努力してまいりたいと考えております。どうぞよろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長 坂口君！

9番議員 ありがとうございます。

真美ヶ丘ニュータウンに住む議員としては、真美ヶ丘ニュータウンの早く人口の張りつきをと以前から言うてるんですわ。町の力、いわゆる財政の力は人口なんですよ。基準財政額を上げると、人口を上げると。2番目の質問の生活支援、これが人口割に国から来るんですわ、地域生活支援というのはね。人口が、よそを見たら減少してくると。ちょっとこれはもう大変な問題になります。

先ほどの財政、しかるにまた財政的にはいわゆる借金、公債費150億円と債務負担行為36億円、約180何億円。それに対して基金、貯金ですね、14億円と、あと何や基金4億円か、18億円。この割合は、借金総額の大体貯金は15から2割ぐらい持っておけば、返済、毎年の返済ですよ。このまま、例えば毎年返済でけへんとなっても、貯金があれば返済できるんですわ。ということは、毎年やっぱり2割ぐらい、20億円ぐらいの貯金以上持つとかんと、何かの拍子で、夕張市じゃないですけど。夕張市の場合は、借金の返済ができてる間は何の問題もなかったんですわ。いよいよ借金返されないというようになって、そこでもう破綻してしまって、500何十億円という借金が出てきたと。ジャンプしてるからわからなかったんですけどね。

そういうふうな問題もございますので、私の希望としては、この基金、いわゆる借金の総額の15から2割ぐらい持っていかなんと、毎年何もなかったも1年間は払えるというようなことに、家庭と一緒にですが、ひとつお願いしまして、あとは真美ヶ丘ニュータウンのちょっと所得の高い人をちょっと入ってもらうて、固定資産税とか住民税で年間100万円近く払うてるんですよ。町民税と固定資産税と。中には国保かけてる人もいますから100万円以上は払ってますので、一つの家族で。そのような人をちょっとどんどん入っていただいて、財政のさらなる効率と改革をしていきたいと思えます。

じゃあ、1番目の質問は、まだ今後もありますので、この程度にしたいと思えます。

2番目の質問、これが1番目の質問とちょっと関連されるんですが、難しいのは地域生活支援事業。これは広陵町独自、市町村が独自でやりなさいよということで、10月1日から

ぽんとほられたんですわ、正直な話。今まででも国が音頭取って、ああこうですよ、ああですよとしてよかったんですが、これになった途端、非常に厳しい予算になってきたと聞いております。厳しい予算でも、中にもかかわらず、指定された事業をしていかなければいけないというところがございます。我々勉強として、総枠はできてるんですよ、補助金というのは。地域生活こだけせいと。それ一体どのぐらい内示あったんでしょうか、言えるもんやったらちょっと言うていただいて。

というのは、この事業に関して、私も頼まれているところがあるんですわ。今まで無料のところ、今回お金払わなあかんかなという心配されてる方がおられるんですよ。それは何やというと、手話通訳の派遣なんですわ。今まで何か無料でしてもらってたんですが、これ今回また1割負担なるんですかねと。コミュニケーション事業というんですけど、そういうなんを心配されてたので、ちょっと一遍聞いてみますわというようなことに言うとききました。わずかな金額やったら、今までどおり、これは市町村単独で、市町村が独自でやればよいということなんですわ。その辺の考え方ですね。だけど、国からの補助金が物すごい少のうて、市町村の持ち出しはごっつい大きいといったら、これはまた考えなあかんかなと思いますので、その辺割合的にはどのような予算の割合があるかなということで再質問したいと思います。

あと、細かいこと言うても、これ実際10月1日から動かんことには非常に見えてこないというところがございますので、ひとつ行政と一緒に協力して、地域の福祉の力というのも生かして取り組んでいきたいと思いますので、今の国からの内示の枠はどのくらいかと。今言うてるコミュニケーション事業の手話の通訳というのはどう考えていったらいいんですかねと、こういうふうな声も寄せられておりますので、再質問としたいと思います。考えでいいですよ、言うてください、お願いします。

議長 質問2に対して2回目の答弁。 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、予算的なものについては、今現在十分に我々も把握していないというのが現状でございます。交付税措置とか補助金で対応するとか、いろいろ言われておまして、今のところまだ不明ということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、生活支援事業の中のコミュニケーション事業でございます。今回、9月8日に障害者計画の策定委員会を開催させていただきました。議員の方2名も参加していただいたわけでございます。その中での一応の考え方は、やはり原則は、通常の個別給付につきましても1割というのが決まっております。そういうことで、この生活支援事業につきましても、

やはり1割をいただくというのが原則的な考え方でいてるわけでございます。

それで、コミュニケーションの事業につきましては、現行のままの料金というふうなことで対応をしていきたいと。ただし、利用者負担につきましては、現行の場合は利用料はなかったわけでございます。しかし、1割というふうなことでございますけども、公的機関を利用される場合の手話通訳等につきましては無料とさせていただいて、私的な部分につきましては1割をいただくというふうなことでご審議をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長 坂口議員、3回目の質問でよろしいな。

9番議員 はい。この問題も、国から粹示されてないということで、なかなか空をつかむような議論になりますので、これはまた具体的に10月に入ったら実際動き出しますので、また12月議会でもいろいろお聞きしたいと思いますので、これはこの辺で置いときたいと思えます。

3番目、これも非常に大切な事業なんです。いわゆる町で事業はされないかんというのはわかるんですけど、何も町の公務員がこんなんできるわけでも何でもありませんね。あるいは、また親の方、あるいはいろんな事業所、あるいはいろんなボランティアから、それぞれのいろんな各種団体までが入っております。地域自立支援協議会、これはぜひとも必要と思えますので、これは早急に立ち上げてください。それに対する、だれが音頭取ってするんやという事は、これはもう佐々木さんが、あの優秀な、池田部長のちゃんと配下におられます。県にいてるときから優秀やったですよ。私いろいろちょっとたまに質問するんですわ。こういうシステムはどうですかと、わざと聞くんですよ。いや、これはああです、こうですと、県に出られてたときからああいう細かいこと教えてくれました。特にそういう県の障害者福祉課におられましたので、その方がいろいろされると思えます。

あと、これ目標としては、大体単独でできんかったら連合体で、何かどうかわかりませんが、協議会が大体必要と思えば、大体どのぐらいでこういうのは具体的に動き出すのか、体制はいろいろ事務局等とかいうような話もあるんですが、その辺は具体的な話出ておりますかね。どうでしょう、考えられてます、具体的に進めようとした場合の。考えでいいです、その辺をちょっとお聞かせください。

議長 健康福祉部長、2回目の答弁です。

健康福祉部長 まず地域自立支援協議会、これにつきましては自立支援法の中には記載はされておられませんけども、厚生労働省の資料によりますと、こういう名称の記載があるわけでござ

ざいます。こういうのは、やはり相談業務ということで、やはり協議会は必要であろうという認識は持っております。ただ、今現在、対象者が非常に少ないわけでございますので、町長が申しましたように、広域でというふうなことで、今現在、何回か広域で検討の会議をいたしております。そういうのが、今、現状でございますので、よろしく願いいたします。

議 長 坂口君！

9 番議員 3 番については、以上のようなことで結構でございます。

4 番目について、これはちょっと具体的なことも私のところに届いておるんですわ。例えば、こういう方おられること、聞かれているんですわ。ごみ袋45円ですねと。普通やったら10円ですねと。そしたらその差額はどういうところに使われるんですかと。これは非常に大切な質問でして、やはり出た差額は具体的に、これこれしかしか、このような皆様方のために使うんですよとか、ここの町長の回答でも、何か有料化ということは、何か差額が出てくるん違うとか、そんな金どこへ使うん違うとか。やっぱり住民はこういうことに非常に敏感に感じるんですわ。その辺、今からもう少し説明なり必要じゃないかなと。要するに、いわゆる普通やったら10円で買ったの45円で売ったら、町のもうけなん違いますかとか、その差額は何か町が手数料で入ってくるんでっかとか。非常にお金、主婦ばかりが聞いてますので、そんなどないなってるんですかと、一遍議員さん聞いてくださいよと、こういうようなお言葉ありましたので、今回聞いてみたいと思います。

それともう一つ、この袋に入れるので、説明会でこれこれしかじか、プラスチックやとか、その他プラはこうやとかいうで一応説明してくれたんですって。だけど、袋に入れりゃ有料になると。袋に入れらんと、出して、粗大ごみやったらただで持っていってくれるのかな、今。そうなってるんですわ。

ある程度大きいもん、お金の要らないような出し方としては、例えば先ほど言うんですが、こんな大きな人形さんありますよね、こんなクマのベアさんあるんですけど、小さく切り刻んで袋に入れて出したら、これはお金やと。大きかったら、そのまましたら粗大ごみになるから、これはただやと、こういうようなこともあります。それで、その他プラとって、ペットのふたはどうなんやとか、トレイじゃなくて、何か言ってたな、その他プラに入るんか、あるいはプラスチックに入るんかというふうな問題もありまして、有料と無料の、こういうふうにしたら有料になります、こういうふうに出したら無料になりますというのが、具体的に。例えば運動靴、子供の運動靴あるんですって。これは何に出すんですかと。何か考えたら、燃えるようでも、何か燃えないような感じもするし、粗大のような感じもするし、

登山靴はどうですかとか、そういうふうに非常に具体的な質問されます、女の方は。その辺ちょっと。

今までほんまはただやから燃える中に突っ込んで出してたと、こうことなんですけど、いざこうなると、有料制になるとなった途端に物すごい関心が出てくるんですわ。これは有料の方に持っていきべきだろうか、あるいはうまくすれば無料の方に出したらいいのかというふうな、非常にシビアな反応が出てまいって、私のとこに対する電話も、そんなこと聞かれても私ちょっとわからないので、非常に関心が高いというのがわかりました。

ということで、この辺の後の周知の仕方をどうするのかと。不安は、有料で出さないように済む、無料化の出し方というんですか、これを一つ詳しく言うていただいたら、ある程度の心配点もなくなってくると思いますので、その辺の対策。（不規則発言あり）いや、粗大で出したら無料で取ってくれる。こういうようなことになってますので、ちょっとその辺の対策、細かいこともどういうふうに考えたらいいでしょうか、お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、指定袋有料化によります手数料収入、これの使い道についてのご質問でございました。いわゆる不法投棄対策等々いろいろあるわけでございますけれども、説明会でも住民のご意見として、やはり広陵町全体の環境美化というんですか、環境整備、住みよい環境、あるいは雑草の除去、そういった全般的な環境美化に使うことによって不法投棄も防げるのではないかなというように、我々も考えるところはございます。その辺で用途をちゃんと明確にしながら使わせていただきたいなと思っております。

それと、容器包装プラ、あるいはその他プラ、無料と有料になるわけですが、あるいはその他プラが、例えば粗大に入った場合、無料であると。非常にシビアな点でお考えをいただいている方もございます。我々としましても、有料そして無料の線引きについては非常に難しいなというのは、実際のところ実感として持っております。これはやはり住民の皆様の良識というか、常識にお任せしなきゃならない部分も若干あるのかなと思っております。

会場におきましては、各班がいろんなサンプルをお持ちしまして、その他プラスチックと容器包装プラスチックの違いについて詳しく説明をさせていただいております。また、現在、各家庭に配布をさせていただいておりますガイドブック、これについても見直し作業中でございます。若干有料化よりはおくれるかもわかりませんが、ちゃんにご理解いただけるような、わかりやすいガイドブックを各家庭にお届けをしたいと予定をしております。

それと、今までも広報に挟み込みということで、ごらんになってない方もあるのかもわか

りませんけれども、分別の仕方、有料化の内容については、何種類か回覧もしていただきましたし、各戸配布でしたものについても、二、三種類ご家庭に届いておると思います。それで万全とは考えておりませんが、今後も機会あるごとにPRをしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議 長 坂口君！

9番議員 いずれにしても、11月から施行されますので、万全の体制でお願いしたいと。

（「袋の販売先」の声あり）袋の販売先もう決まってるの、袋の販売先聞いたんやけど。

議 長 販売先。

9番議員 どこで売ってるんやというような質問。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それにつきましても、町長の答弁の中で申しております、まだ正式に契約を結んでいるという段階ではないんですけれども、今現在20数店から申し込みの内容が届いております。今後も地域の意見の中で、店舗の少ない地域もございまして、いろんな形の販売場所の確保について要望も受けております。具体的に申しますと、JAの各支店に頼めないのかとか、あるいは郵便局、簡易も含めまして頼めないのかとか、こういうご意見もございまして。これらを早急にまとめまして、お願いできるところはお願いをしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 答弁。 町長！

町 長 先ほど、坂口議員から、高田市が有料になると川にごみを捨てるというご質問がありました。昔は川に捨てるというのが常識でして、私どもも高田川によく捨てたものでございます。大雨が来ると、本当に川がきれいになったんですね。実は昨日、国交省の主催の大和川フォーラムというのがございました。北側国交省の大臣が奈良に見えて、盛大に開催をされたところでございます。

そこで、川をきれいにしようという動きでございまして、私感心したのは、上流の奈良県の役割、また下流の大阪府は何を思っているのかどうか、こういうことがよく知らされました。上流の奈良県は、下水道の普及や、また郡山などは200リッターの過程でいっとき水を保管する、そういう役割をしているんですね。私どもは、耐水といいますか、舗装もすぐに流さないというような舗装をしたり、校庭で水をためておくとかいう、いっとき水を流さないような、いろいろ上流はやっているんですが、下流域は何をされてるのかと言いますと、大雨が降ったら、もう川の遊んでいる犬走りと言いますか、そういうところはもうごみいっ

ぱいやと。これ、奈良県みんなごみ流してるんです。市民みんな総出でごみをきれいに片づけるそうですね。こういうことのないように、お互い上流、下流の役割をしっかりと果たしていこうということを誓い合ったところでございまして、本町もいろんな大和川の支線を持っておりますので、先ほどの話のように、有料化になると川へ捨てたら得やというような考え方を起こしますと、大変な大阪からお目玉を食らいます。また、王寺にも一時ごみが流れ着くわけございまして、王寺の役場にもすごく頑張っているわけございまして、こんなことのないように、これからも気をつけてまいりたいなど、このように思った次第でございますので、つけ加えてご説明を申し上げておきます。

議長 それでは、以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に八代君の発言を許します。

1 1 番議員 議長のお許しを得ましたので、発言させていただきます。きょうは大変長時間でお疲れとは思いますが、もうしばらくおつき合いのほどお願いをいたします。

きょうは三つほど質問をさせていただきます。

1 番目の質問でございます。馬見中・馬見北地区に交番、または駐在所の新設に再度積極的行動を理事者の方にお願したいということでございます。本町では現在、1 交番 3 駐在所で町内の安全確保に当たっていただいておりますが、馬見中、北地区はこのような施設はございません。町長におかれては、この件に関し日ごろから大変ご努力をいただいております。十分承知をいたしております。町長が警察機能の充実についてという要望書を高田警察署に提出されましたのが平成 16 年 10 月でございます。約 2 年近く経過をしております。また、昨年 7 月の議会におきまして、私はこの件に関して一般質問させていただきます、非常に肯定的なご回答をいただき、これまた先ほど申しましたように感謝をしております。そして 10 月には、当議会におきまして、全会一致で警察施設の設置を求める意見書を採択していただき、県知事及び県警本部長に提出をいたしました。

今回、香芝警察署が平成 19 年度に新設され、本町はその管轄になることが予定されているのであります。また、先日、県警本部長が交代いたしました。当地区の現在の治安安全状況につきましては、理事者の皆さん方や議員の皆様も十分承知のことではあります。改めてここでは申し上げませんが、駐在所を、あるいは交番をぜひとも新設していただきたいという声が、当該地区で日ごとに高まっております。それでこの 2 年を経過した、新しい警察署はできる、そして県警本部長がかわったと、こういう節目にもう一度町として強力に要請していただくような行動をお願いできないかということにつきまして、町長のご見解をお

尋ねたいしております。

続いて2番目の質問でございます。悪質な、あるいは町納税意識の極めて低い納税者に対し、行政サービスを制限、または停止できるようにする条例を制定されてはどうかという提案でございます。例えば、仮称で、町税の滞納に対する特別措置に関する条例。その辺の名称はこれからのことですが、本町は、ほかの多くの自治体もそうでありますように、多額の町税滞納に苦慮しております。

せんだっての議会におきましても、県に対して町税回収機構のようなものをつくってはどうかという意見書も出しました。非常に議員におきましても関心の深いことであります。本町においても、町税の滞納者に対し、各種の制限措置を講じていることは承知しております。しかしながら、これは条例に基づいてはおりません。滞納額の減少に大きな効果があったようには、現実の滞納額の推移から見て結論づけることはできません。そこで、条例制定により公的裏づけをすることが必要ではないでしょうかという意味でございます。

滞納に対する強い措置は、町の税源確保のため必要なことは当然であります。一番大事なことは、町民の税に対する不公平感を払拭し、税に対する信頼を確保する、このためにぜひとも必要であると考えるのであります。条例は、行政サービスの制限とか停止が目的ではなく、十分な資力、収入がありながら、納税をせず、または納税相談にも応じない納税意識の低い滞納者や、法令に基づく処分に対して差し押さえ対象財産の名義書きかえ等、滞納処分を逃れようとする行為が認められるようなことが対象にしたらいと思います。滞納があっても、分納誓約書を提出し、確実に納税している場合は除外すればいいわけでありまして、また、弁明の機会を設け、不服申し立てもできるようにすればいいと思います。

行政サービスの制限、停止の対象としては、各種お祝い金、補助金、奨励金の停止、あるいは町との取引の停止、つまり物品の購入や業務の委託、あるいは工事請負のための入札参加の停止、あるいは一般廃棄物処理等の許認可の停止等が考えられるのではないかと思います。条例には、この辺、解釈のいかんによってあやふやにならないよう具体的に記述する。

以上、簡単に私見を申し上げましたが、要は制限、停止の条例制定は手段でありまして、目的はあくまでも滞納額、滞納者の減少であります。条例を制定すれば、税に対する町の確固たる信念が住民にひれきされ、そのアナウンス効果も期待されると思います。

近々の例といたしましては、栃木県の大平町でございますが、6月議会におきましてそういう条例が制定され、10月1日から制定されるようであります。このような条例を制定した自治体の数はまだ少ないと思いますが、税滞納の問題は自治体共通の課題であり、今後増

加してくるのではないかとと思いますが、町長の見解はどうでありましょうか。

3番目の質問でございます。青色防犯灯と犯罪抑止の効果についてでございます。

県庁へ行かれた方は、夕方のことですが、ひょっとしたらご存じかもわかりませんが、県庁庁舎の前の水銀灯が青色防犯灯に変わっておりますとの記事が、朝日新聞の4月4日の新聞に、奈良版に掲載されております。青色は人を落ちつかせる鎮静色であり、犯罪抑止に効果があると言われております。奈良県警がその導入を各自治会に呼びかけ、かなりの早さで普及しております。全国からも視察が相次ぎ、広島、静岡、群馬、高知、沖縄等の各県警が既に青色防犯灯を導入、準備中の都道府県もほかにあります。奈良県発信の犯罪抑止効果対策が全国に広がりそうでございます。議員諸氏の机の前に、先ほど、これに関する新聞記事、及び奈良県警の意見表明等配付しておきましたし、理事者におかれましてもそれをごらんになっていただけたら結構かと思えます。

毎日新聞の8月10日号では、香芝市の逢坂自治会、約1,400世帯であります。地区内の街灯502基をすべて青色防犯灯に切りかえた記事が掲載されております。きっかけは、県警防犯担当者がテレビの番組で、イギリス、グラスゴー市で青色の街灯を設置したところ、1年間で1万件的犯罪が減ったというテレビ記事を見たり、あるいはそれによって心理カウンセラー、大学に問い合わせ、その有効性を確認、奈良市内の自治会に設置を呼びかけたのが発端でございます。女児事件の現場に近い奈良市北部の秋篠台地区が一番最初に全国で初めて設置いたしました。犯罪抑止効果として、広島市の中区、天理市の、ここから近くの自治体でございますが、二階堂駅前、大和高田市近鉄大和高田駅前等、各地で犯罪の顕著な減少が報告されているようであります。

県生活安全企画課は、青色に人の気持ちを鎮静させる効果があることが科学的に実証されている、また波長が長いので遠くまで見通せる利点がある、色彩の効果で人の心理に訴えて犯罪防止を進めたいと考えていると述べております。奈良県での設置条項は、皆様にお渡ししております資料を見ていただきたいんですが、18年3月31日現在、24カ所で569基でありましたが、その4カ月後、7月31日現在では38カ所、1,510基と、わずか4カ月で3倍弱と、急激な増加をしております。

本町においても、高田署からこの件につきまして、説明、導入等の話があったのではないかと推理をしておりますが、どうでしょうか。また、町としての見解はどうでありましょうか。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま、八代議員からご質問ありました事項についてお答えを申し上げます。

まず初めの、馬見中・馬見北地区に交番等の新設に再度積極的行動をせよとご質問でございます。八代議員におかれましては、交番新設に要望活動、大変なご尽力をくださっていますことを、感謝でございます。答弁として、ご質問の馬見中・北校区に対する交番の新設については、かねてより機会のあるたびに実現の働きかけをしているところであります。昨今も、高田警察署長を初め、関係者と、場所及び建物について候補地と考えられる現地の下見も数回確認協議をいたしており、県警本部におかれましても、設置の必要性につき認識をいただいているところであります。平成20年4月から開設を予定されております香芝警察署の設置とあわせ、今後、警察署管轄の再編に向け、本町における交番設置について協議を重ねるとともに、地域の皆さんの力をかりて、実現に向けて努力を積み重ねたいと思っています。

2番の町税滞納者に対する行政サービスの制限、停止する条例の制定についてのご質問でございます。町税の滞納に対する制限措置に関しましては、県が市長会及び町村会の声を聴し、行政サービス申請時の滞納状況の確認に関する指針を打ち出されたところでございます。この指針は、市町村税の滞納者に対して市町村が提供する行政サービスに一定の制限を加えることにより、受益の負担の適正化、並びに滞納者の納税促進に資することを目的として策定されたものでございます。もとより、本町では既に、滞納者については、関係組織や団体の役職登用、個人表彰、指名資格、行事参画などや各種補助金、助成金支給に条例と同様の内部規定を設け、こうした町の指針を町民に対し周知を促し、理解を求めているところでございます。

基本的には、こうした制限措置を待たずして、収納対策本部や管理職からなる納税推進委員により、納税を促すため全力を傾注しておりますが、条例化につきましては、今後県下自治体の動向を見据え、検討してまいりたいと存じます。

3番でございます。青色防犯灯と犯罪抑止効果についてでございます。ご質問の青色防犯灯の青色は、副交感神経に作用して落ちつかせるという鎮静効果があるとともに、青色の外灯は見通しがよく、人目につき、心理的にも落ちつくため、犯罪抑止効果が期待されるものであります。また、奈良県が全国に先駆けて青色防犯灯を導入していることを受け、高田署管内の大和高田市や香芝市においても、駐輪場や自治会で青色防犯灯が導入されており、本町においても高田警察署生活安全課より、設置効果や内容説明を受けているところであります。

す。とりわけ、箸尾駅前駐輪場の蛍光灯を青色に変更することをモデルケースに、公共施設や大字自治会の防犯灯につきましても、順次地域性、効率性を配慮しながら推進してまいりたいと考えております。

以上のおりでございます。

議 長 それでは、2回目の質問を受けます。 11番議員、八代君！

11番議員 1番目の警察施設の設置に関しましては、これはひとつ今後ともよろしくお願いを申し上げます。ということで、これは答弁は結構でございます。大いに期待しております。

次に2番目の問題でございます。条例設置を提案いたしましたし、また全国的にこのような条例が制定されている自治体は、今のところ極めて少数であるということも知ってはおります。先ほどご答弁の趣旨を読ませていただくと、このような制限措置は、別に納税効果があれば条例までせんでもいいやないかなと、こういうことだろうと思えます。

そこで、昨今の納税状況でございますが、17年度の決算の報告書によりますと、例えば町税で9,755万4,000円の不納欠損、同じく健康保険税で3,022万5,000円。あと、自動車税と小さいのもありますけども、この二つで約1億2,800万円ほどであります。そうして、このような処置をしましても、なおかつ町税で、まだ3億4,697万5,000円、健康保険税で1億9,184万8,000円、合計まだ5億3,876万3,000円残っております。もしこの17年度には、せんだって不納欠損額を思い切ったと。当然、取れないのは取れないということで、それはやむを得ないんでありますが、もしこれが従前どおりの処理でありましたら、この合計で6億6,650万2,000円の滞納があるわけです。これと16年度と比べてみたら大体わかるわけですが、もしこれ不納欠損処理をしておかなければでありますね。そうすると、非常に金額が大きいわけがあります。

例えば、先ほどの少子化対策で、お産に対して5万円増額したと。該当は30件で150万円ぐらいだとか、いろいろ金額はあります。あるいは5年で5億円の財政支出を減らす。そのためには、各種団体に対する補助金、お祝い金等、3,000円、5,000円、1万円、非常に細かく、始末言うたら始末ですね。そういうことをいたしております。それはそれで当然のことでもあるし、あるいはそこまでしなくてもいいんじゃないかというやつもあります。もしこの滞納の金額が、これ1割でも2割でも上がれば、それはそれで非常な金額になります。それも、それしかし、とりもなおさず、やはり町民の税に対する不公平感を払拭するというのが、私は一番大きいんじゃないかと思えます。そういう点で、ひとつお考え

をいただきたい。

そこで、ちょっと関連質問であります。地方税法における滞納処分の規定について、まずお伺いをしたいんであります。

それから2番目、延滞税の徴収の強化についてどのように考えておられるか。法的手続とかいろいろありますが、その辺についてであります。

それから3番目、滞納すれば、当然延滞税の、ここで言うたら延滞利子税とか、広陵町の場合どういう正式な項目か、ちょっと私は勉強不足で知りませんが、要は当然納めるべき期限に納めていない税金があれば、その経過、納めるべき日にちまでの経過日数に対して、延滞利子税に相当する14.6%の利子税的なものを徴収する必要がありますが、この規定は広陵町ではどうなっておるのか。つまり、本来延滞税を取るのか、取らないのか、取らなくてもよいのか、その辺の基本的なことが条例でどう決められているかであります。当然取るべきものであれば、それは取るような処置をしなければならないと思います。もちろん行政でありますから、病人の布団を引っぱがすようなことはしてはならないと思いますが、私は先ほどから話をしておりますのは、資力がありながら払わないというモラルの低い納税者に対してでありますから、当然取るべき延滞利子税は取る必要があるのではないかなど。その点につきまして、平成17年度、16年度の延滞税の徴収は20万円か30万円か、極めて少額であります。例えば、これ6億何ぼあったわけですけども、1億円平算で延滞税がありましたら、延滞利子税の徴収は1,460万円になるはずであります。しかし、実際は6億円あるわけで、当然取れないのは別ですよ。だから、今であれば5億3,800万円、そこから少ない健康保険税等少額を除きましても、固定資産税中心で3億何千万円あるということですから、まず延滞利子税の徴収、これだけでも相当な徴税効果があります。

先ほど、ごみの指定有料化でどのぐらいネット収入あるんか、3,000万円前後だそうであります。1億円の延滞利子税をもらうだけで1,460万円あります。しかもこれには、何遍も言いますが、住民の税に対する不公平感の払拭、納税意欲の向上に極めて効果がありますので、その辺も考えていただければと思います。その辺いかがでございますか。

議 長 2回目の答弁をお願いします。 収納対策本部長！

収納対策本部長 まず滞納、不納欠損の部分でございますが、地方税法の15条の7第1号の4項及び15条の7の第5項、そして時効を迎える18条の1項で、これにより不納欠損処分をさせていただいております。これは、過日、全員協議会、総務委員会の延長で、3月に開かせていただきまして説明させていただきました内容でございます。

また、延滞税という形の質問でございますが、国税徴収法で延滞税ということは、国は延滞税というような形で延滞税は取らなければならないという要綱がございます。ただし、地方税法では延滞金。延滞金としましては、同じように第1項では、国税徴収法と同じように延滞金は取らなければならないと。第2項に、都道府県・市町村は、条例により取らねばならないというのが条例で規定せよという形になっております。ただ、我々県の方、そして葛城税務協議会の中で、12市町村団体ともこの部分は協議をさせていただきました。現在において、延滞金をまともにとり取っておる市町村は、今のところございません。

それで、私どもも本年、今ちょっと資料を持っておりませんが52万5,000円、昨年度は20数万円の延滞金をいただいておりますが、これは現年分が最終的に納期が終わった中で、期ごとに督促そのものを出しております。そして、最終に催告出す中で、すべての部分をその年の延滞金を交えた中で納付を送らせていただきます。その部分で払ってこられた方はそのままいただいております。それが延滞金です。それと、滞納処分するに当たり、差し押さえ、その分は督促料、延滞金ともに交えた中で本人に請求いたします。その分がいただいた中で、その部分を落とした中で52万5,000円何がしという形の延滞金が入っております。しかし、多くの滞納の部分、本税もまともに入っておりませんので、延滞金の話をするには、これだけ延滞金がたまっていると、14.6で回ると、この部分をやっぱりいただかんなんというような形で納税者と話をしまして、納税者の方はできる限り本税という、これで堪忍してほしいというような形の、今のところは交渉の手段として使っております。

しかしながら、今後、議員もおっしゃったように、やはり延滞金は税の公平感とともにもらっていかねばならないと。その分、県下一円、協議会でもよく協議した中で、早急にいただいく方向を広陵町からでも発信したいと考えておる次第でございます。

議 長 八代君！

11番議員 3回目の質問です。

私の資料では、前年度は20万円台、昨年度は50何万円とおっしゃいました。金額的には倍増しておりますけども、1,000万円の滞納で、1年間で146万円になるわけですから、50万円ほどということは、約その3分の1です。つまり、実際延滞料を徴収された対象税金は400万円にも達しないわけであります。そして、それは滞納された中の比較的まだ納税意欲のある方から取ったのではないかなと、私は推察せざるを得ないんであります。つまり99%は取れてないと。つまり6億円あります。半分は不納としましても、3億円あ

るわけですからね。だから、実際は99%は取ってないということでもあります。もちろん、私は減免をしたらいかんということではないわけでありまして。例えば、2年、3年でも滞納者に対して分割納税の誓約書をもらうときに、これきちんとやっていたら、これはもちろん延滞税はいいですよとか、いろいろ交渉はあると思いますが、現実の問題としまして、99%が徴収できてないというのは、本来取らなければならないという税金で99%不納ということは、現実にはしてないと。もちろん、これは調べたら、広陵町だけやなしに、大体こういう小さな自治体では、町と納税者の距離が極めて低いし、人間関係が国税に比べてノーマスであるとか、いろいろ取りがたい要件があるのは十分承知しておりますけども、やはり悪質な納税者、特に固定資産税に至りましては、その対象する資産があるわけでありまして、その辺を十分考えてひとつやっただいて、公平感あるような徴税態度を示していただけたらいいかなと思っております。

そういう点で、大変担当者におかれては非常に余り愉快的な仕事でないということも十分承知してしておりますけども、やはりそういう点で町の確たる信念に基づいた処理をされたら納税の徴収率は上がるんじゃないかなと。1%上がったって、これ現在であれば500万円あるわけですね。少なくとも、1億何千万円の不納処理をしなかったと。だから、私は不納処理せないかんかったら、どんどんしてもうと。ただし、とるべき法的手続をとった上で、取らなければならんやつは取る、取れないやつはそれだけの処理をしていただくというように、ひとつお願いをしたいと思ひまして、これは答弁結構でございます。どうぞよろしくお願ひをしたい。

議 長 3番目の質問に、質問事項3、2回目の質問になります。

11番議員 では、3番目の質問でございます。

先ほどの質問に関しまして、理事者の方にも、それから議員の皆様方にも青色質問に対する資料を置いておきましたが、現実的に防犯灯あるわけでありまして。水銀灯でやってるやつもあるし、蛍光灯のやつもあります。

私はせんだって、この参考資料にある逢坂の自治会長、奥村さんに会うてきました。現在は香芝市の自治連合会の会長もしておられ、10年間逢坂の自治会長をずっと歴任しておられるそうではありますが、そこで逢坂地区502灯ですか、全部まとめてやったということでもあります。もちろんあそこは蛍光灯でしたんで、それを青色の蛍光灯に、はっきり言ったらかえるだけですから、金額何ぼかかったかと言いますと、球は四、五百円、1個かえるのの手間賃ですね、これが3倍ぐらいしまして、約二千二、三百円かしたと。そのうち自治会の

役員が下働きを手伝いまして、約502灯全部かえて100万円ほどで済んだと、こういうことでもあります。約500ですから、2,000円でいけたと。また、夜見てきました。幻想的な感じでいいんですが、白色の蛍光灯に比べてやや暗いかなという感じはしました。しかし、あそこは20ワットの青色防犯灯でありまして、これを36とか40のそういうようにすれば、消費電力はそれだけふえますけども、より明るくなるというような感じはしました。それで、そしたら次100万円、大変な金、一個別自治体でありますと金でありますけども、いや現在でも蛍光灯は一斉にかえてないから、500ほどありますから、毎月ぱっぱっぱ、あちこち10とか20とか30、しょっちゅうかわるわけですね。だから、それを一遍にやっただと。だから、100万円要ったけど、これから1年何カ月持つかわからんけど、その間は全然要らないんやと。だから、実質的には何も100万円丸々要ったんではないんやということでもあります。

そこで、私は思い出したんですが、ここにいる皆さんにいろんな資料をつけておきました。これには朝日新聞や毎日新聞や奈良新聞やら、私、把握したんはそのぐらいですけども、恐らくほかの読売や産経にも同じく載ってたんじゃないかと思います。わずか100万円の投資で、全国紙に再三再四載つとるわけであります。極めてアナウンス効果の多い、私は自民党の世耕さんじゃないですけども、その自治会には非常に広報にたけた方がおるんじゃないかなと思いました。

例えば、広陵町で、これは半分が笑い話として聞いていただいたら結構ですけど、町長は「人に優しい、人が優しい広陵町」ということで売り込んでおられます。そこでもう一言、「人に優しい、人が優しい、安全な町広陵」とか、「安全の都市宣言」とか、そういうようなことをしまして、町の関係所をやっていきますと。これをうまく新聞に載せていただくと。栗山古墳を発信するとか、いろいろありますけども、広陵町が安全の町広陵ということのを売り込むようにやりますと、今、大字地区の方で50戸連檐しているところに対しては、住宅も建てるように処理はされておるわけではありますが、そういうことをどんどん売り込めば、安全の町広陵ということのを、今、非常に安全に対する住民の意識が高いときですから、この近隣の自治体から、安全やったら広陵町へ行こうか、こういうことになれば、その波及効果は非常に大きいんやないかなと。これは半分余談ですけども、先ほど言いました、余り大きなお金がかからない。もちろん、水銀灯のあるところはちょっと設備が要りますから、これはこれとしてまた別個考えたらいいわけではありますが、そんなことも蛍光灯であるところであれば、そういう点を考えて、警察も非常に積極的にやっておりますんで、そういう点で

余りお金を使わない。私はかねがねこれからの自治体はハードを充実するんじゃなしに、わずかなお金で済むソフトを充実させまして、広陵町をひとつ安全な町ということで、大いに、一自治会のあれでもあんだけの新聞に載っ取るわけです。町がやっていただいてやれば、わずかな金で極めて大きな発信効果があると思います。その辺で、質問の答え言うわけやないですけども、ちょっと率直な町長の気持ちを聞かせていただければと、それで終わりますけども。

議 長 答弁をお願いします。 町長！

町 長 貴重なご意見を拝聴いたしたところでございます。しっかりと町をPRをしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議 長 これにて八代君の一般質問は終了いたしました。

大変申しわけございませんが、お諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、午後6時30分まで延長いたしたいと思っておりますので、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後6時30分まで延長することに決定いたしました。

次に長濱君の発言を許します。

7番議員 7番、長濱、議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

通告書にありますように、奈良県高田土木事務所管轄の工事についてお聞きいたします。もちろん町は、管轄外のことでございますので、わかる範囲で答弁をお願いし、もしわからない点は後日早急に問いただしていただければ結構です。

まず1問目、高田川河川公園事業、仮称高田川箸尾河川公園、場所、広陵町高田川箸尾地先、整備区域、2万平方メートル、約400メートル、整備年度、16年、17年度の2カ年事業、施工者、奈良県高田土木事務所、この工事についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、2年事業が3年になった理由を知りたい。ただし、地元の寺戸並びに南大字からは一切のクレームがついたことはございません。そのことを申し添えておきます。

二つ目、この行為の基本計画には、水生植物浄化水路が計画されておりますが、長年馬見川からの染色汚水が集中放流されてくる場所であります。そこで、この染色汚水を根本的に改善される考えがあるのか。これについては町長の見解をお尋ねします。

三つ目、河川公園完工と同時に、左岸側の堤防をおんどり橋まで歩行できるように町道認定し、舗装をしていただきたい。これは、地元の住民の切実な願いでございますので、よろ

しくお願いをしておきます。

それから2問目、県道の桜井田原本王寺線、都計道路にかわり計画された、いわゆる三笠産業前の道路についてお尋ねします。わずか300メートルほどの県道拡幅工事にもかかわらず、その3分の2程度が未完成でございます。そのため、ドライバーが自主的に一方通行規制を余儀なくされているのが現状で、朝のラッシュときには信号とも重なり、特に西行きの車が停滞するため、信号周辺は非常に危険な状況が続いております。そこでお尋ねします。

2年半の間なぜ着工しないのか、あるいは何かできない理由が生じたのか。町がわかる範囲でお答え願います。今わからなければ、県に問い合わせいただき、後日早急に答弁をいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。よろしくお願います。

議 長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 長濱議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、一つ目の高田川河川公園事業についてお尋ねでございます。続けて1、2、3の事項がございますが、続けてお答えを申し上げます。地域の人々に親しまれる公園ということで、16年度、17年度の2カ年で計画されたものですが、公園の最上流部に馬見川の合流点があり、汚濁水が公園内に流入するという、予想しなかったことが起こりました。18年度において、その部分を改良すべく延長となったわけでありまして。今後はその汚水の抜本的な対策とあわせ、広く、多くの人が川辺で憩う公園にしたいと、県と協議を進め、実現に向け努力をする所存であります。

なお、舗装の件につきましては、遊歩道として事業計画をし、実施する方向で協議を進めてまいりたいと考えています。

先ほど、坂口議員のときに大和川フォーラムのことを申し上げました。そのときにも出ておりましたが、人の生活は川から遠ざかり、川の愛着が失われたと、このように言われています。私は、昔の川を取り戻したいと思っています。

次に県道桜井田原本王寺線の拡幅工事についてでございます。全長の3分の1だけ完成して、なぜおけているのかとご質問でございます。県道桜井田原本王寺線の拡幅工事につきましては、広域間の主要な道路として、町民及び周辺の人々が待ち望んでいる道路であります。現在、用地の取得に手間取っているため、工事が進んでいません。県、特に高田土木の用地課及び工務2課、計画調整課の3課がこの事業を担当していますが、町としての役割がありますので、かねてより県に協力をしてまいりました。また、議員の方々や地元の方も、いろんな方面でお世話をいただいた道路であります。最近になって用地の見通しもよく

なっけてきています。1日も早く工事を完成し、供用開始の運びとなるよう、町が協力し、県に対して力強くバックアップをいたしたいと思ひます。

以上のとおりでござひます。

議 長 それでは、2回目の質問を受けます。 7番、長濱君！

7番議員 答弁ありがとうございます。

相手が県でござひますので、町の方はできるだけ早く、みんなに納得のいくようにどうか進んでいただきますよう、お願いをしておきます。

もう答弁結構です。

議 長 次の質問のやつあるやろ。もうええの、次のやつ。

以上で長濱君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会いたしたいと思ひます。ご異議ござひませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会をすることに決しました。

なお、本日行われなかつた一般質問につきましては、あす12日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会といたします。

(P.M. 5:44延会)

平成18年第3回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成18年9月12日

平成18年9月12日広陵町議会

第3回定例会会議録（3日目）

平成18年9月12日広陵町議会第3回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
6番	寺前憲一	7番	長濱好郎
8番	山本悦雄	9番	坂口友良
10番	乾浩之	11番	八代基次
12番	松野悦子	13番	吉岡章男
14番	青木義勝	15番	笹井正隆
16番	竹村博司		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

5番 山本 登

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡 仁	助 役	山村吉由
教育長	安田 義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田 誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾 寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川 勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神 理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志
局長補佐 野 瀬 一 吉
書 記 上 田 勝 代

議 長 それでは、ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 まず日程1番、一般質問を行います。

11日の一般質問に引き続きまして、これより松野さんの発言を許します。

12番議員 皆さん、おはようございます。きょうは雨の中、本当にたくさんの傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。きょうはまちづくりをメインにした一般質問をさせていただきたいと思います。では一般質問、早速始めてまいりたいと思います。

今、馬見北5丁目のアパート建築反対運動に、平岡町長も大変ご尽力いただいていることに、5丁目住民を代表いたしまして、まずお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。また、山村助役や担当職員さんにもいろいろ力を尽くしていただいていることにお礼申し上げます。

さて、この馬見北5丁目では、自治会の総意で一戸建て、アパート禁止、200平米以上の区画、建物高さ10メートルという内容の環境基準を決めています。10年前にも、ある地主さんがアパートを建てようと言われましたが、3年に及ぶ話し合いで、定期借地権による一戸建てにさせていただきました。ところが、今回は地主さんと十分な話し合いができないまま、強引にアパート建設がされようとしております。馬見北5丁目では、まだまだ空き地が多く、今回アパートが建ってしまうと、次々とアパートやワンルームマンション、また敷地の小規模開発が進められることを強く懸念をしております。

そういう中で、自治会が一致団結をして、今、運動に取り組んでいるところです。この夏大変暑かったわけですが、7月24日から8月10日まで工事が強行されないように、朝6時から夕方4時半まで建築予定地の前で連日監視活動をいたしました。また現在は、アパートの施工者であるダイワハウスに対して、調停を申し立てているところでございます。なぜダイワハウスかといいますと、先ほど説明しました10年前のアパート問題のときの営業マンが、北5丁目の環境基準を知らず、自治会を無視してアパート建築の強引な営業をし、その一方で北5丁目の一戸建てのお客さんには、北5丁目には環境基準があり、アパートは建ちませんと説明して、何軒ものダイワハウスの家を建てています。このような誠意のない営業に対して、調停の申し立てをしているところでございます。さらに地主さんに対しても、調停を申し立てることも検討をしているところでございます。

また、この馬見北5丁目のこの運動は、何も北5丁目だけの問題ではございません。真美ヶ丘では、北4丁目さんが真っ先につくられたわけですが、環境基準ですね。それからまた、馬見中2丁目、南3丁目、そして北の方も1丁目から2丁目、もうほとんどのところで、自治会でこのような環境基準、あるいは、まちづくり協定をつくっているところですよ。

今までそれぞれの自治会で大変な運動をして、ご苦勞をされてまいりました。一昨年は、馬見中2丁目、ワンルームマンションの建築反対の運動があり、また北4丁目でも自治会として大変努力をされてきているところでございます。さらに現在南4丁目では、大規模なマンション建築の問題や社員寮跡に福祉施設開設の問題など抱えておられます。この問題は、2回目の質問で具体的に取り上げてまいりたいと思います。

そして、ここに傍聴におられる在来地域の皆さんは、なぜアパートがいけないのか、ニュータウンの人は身勝手ではないかと思われるかもしれません。その経緯についてご説明をさせていただきたいと思います。

そもそも、真美ヶ丘の方は公団が開発いたしまして、広陵町、そして地権者の方々との話し合いの中で計画が策定されたわけですが、住都公団の、旧ですが、支社長ですが、これも、これは真美ヶ丘ニュータウンのまちづくりの記録の冊子なんですけれども、冒頭の中で真美ヶ丘ニュータウンは二上山、葛城山、及び大和三山が眺望されます馬見丘陵という歴史的風土の中で、自然と調和した都市づくりを目指し、地元地権者約500人の参画のもと、計画的に開発し、もって地域社会の発展に寄与せんと着手したものであります。そして、これから市街化への熟成が図られていくわけですが、心の通う快適な、本当の意味での都市づ

くりが実現されるものであり、まさに都市は住む人みずからがつくり上げていくものでありますと、このようなごあいさつを書いているわけですが、こういう中で地権者500人の参画といいますと、地権者の中から代表を選びまして、真美ヶ丘地区、真美ヶ丘土地区画整備審議会という審議会をつくりまして、そこに土地所有者が17名代表で入っております。学識経験者3名の、20名で構成されているわけですが、そういう中で真美ヶ丘は、集合住宅用地とそれから一般の戸建ての住宅用地に、見られた方もあると思うんですけども、このような色分けをいたしました。そして、200平米以上、一般住宅地は200平米以上、一戸建て、こういう区画割りで整地されております。

私たちは、この真美ヶ丘ニュータウンに移り住むときに、大分昔の人、以前に来られた方でしたら、私はこのような写真を業者からいただいて、このような落ちついた、いい町並みになりますよと説明を受けて、たくさんのローンを組んで、引っ越しをしてまいりました。多くの皆さんがそういうような形で、真美ヶ丘に、この地域は戸建て住宅建ちますよということで、説明を受けてこられた、こういう経緯がございます。

そしてそれを、さらに裏づけるものとして、広陵町は昭和54年4月に、このような都市開発指導要綱をつくりました。この中で真美ヶ丘ニュータウンについては、一戸建てについて200平米以上の区画割りを守るということも明記されているわけです。そういうところにしたがって、まちづくりが進められてきたわけですが、さらに加えますと、これ換地のときに私の家ももらったんですけども、公団から土地所有者の方に換地されるときに、ここに広陵町の指導に沿って建てるよということ、ここも一戸建ての地域は200平米以上の敷地ということを守ってほしいということを書いております。そしてその後、この開発指導要綱が13年4月に、この開発指導要綱が500平米以下の小さい開発に対しては、この指導要綱、1区画200平米とか、アパート、集合住宅建てるときは100平米以上とか決めていたものを、500平米以下の小さい開発については対象にしないということ、改悪をしてしまいましたので、最近真美ヶ丘の中でも突然ワンルームマンションが建ったり、また突然小さな区画割りの建物が建ったりと、大変町並みが乱れてきている。これが今の状況でございます。

今回の北5丁目の問題も、この指導要綱が変えられていなかったら起きなかったと思われまます。今回の地主さんも指導要綱には従う姿勢を見せておられます。ところが、広陵町はさらに指導要綱の規制緩和を考えている、このような状況でございます。4月の議員全員協議会で、先ほどの南4丁目のマンション建築に当たって、1戸100平米、集合住宅は1戸1

00平米の基準があるんですけども、これを緩和したいと説明がありました。そのとき、もちろん私は意見を述べて反対いたしました。公明党の山田議員も松野さんの言うとおりでという趣旨の発言を述べられ、そして寺前議員も同様の趣旨の発言を述べて、それ以外の議員さんは町の体制に対して賛成もなかったものですから、今、とりあえずそのときには保留になったという状況がございます。

そして、町は今度、今、改正するための委員会を立ち上げたそうですけれども、この改正に当たっては、町は住民の声を生かした改正をすべきは当然であります。集合住宅の規制は現状維持して、自治会の協定、環境基準などの協定については、それぞれの自治会の同意を求めることを開発指導要綱に新たに盛り込んでいただきたい、このことを強くお願いをする次第でございます。

現在、南1丁目のミキハウス跡地で大型の開発が進められておりますが、今後はさらに南3丁目も清掃センターの跡地の利用について、自治会と話し合われることとなります。住民の声を生かしたまちづくりは、本当に大切です。また当たり前のことです。これ以上、町並みの乱れが起きないように、住民の意思に反した町並みにならないように、どうか速やかに住民の声を生かした指導要綱に改定すべきことを重ねてお願いをしたいと思います。

また、もう一つ、真美ヶ丘の町並みの裏づけといたしまして、広陵町は平成16年3月にマスタープランをつくりました。住民の声を聞くために、その当時広報2ページにわたって、素案を皆さんにお知らせをして、そういう中で皆さんの意見を聴取すると、聞くということで、そういう形の住民参加でマスタープランつくったんです。その中では開発地域、真美ヶ丘ニュータウンについては、真美ヶ丘ニュータウンとして計画的に住宅地開発された地区においては、戸建て住宅が建ち並ぶゆとりある都市型住宅地区として、今後も良質な住環境の維持、保全を図るということを明確にしているわけですから、広陵町は戸建て住宅の良好な町並みを守っていく責任がございます。ですから、これを守るためには、広陵町はまちづくり条例を制定していただく、これは大変重要な問題でございます。指導要綱は、これは要綱ですから、法律じゃありませんので強制力が伴いません。まちづくり条例は、議会で議決する条例でございますから、強制力も一定伴うわけですから、大きな効果があります。そういう点で、ぜひ広陵町は住民の声を生かしたまちづくり要綱をつくっていただきたいと思いません。

そしてこれは、何も真美ヶ丘ニュータウンだけの問題じゃないんです。広陵町はことしかから県の方の特区を受けまして、調整区域ですね。調整区域も家が、建物が建てられるような、

そういう改正をいたしましたから、これから在来地域の、今まで家が建てられなかったところにも、どんどん家が建ってくるようになります。この農業委員会が開かれているわけですが、農業委員会の中で議論されていることは、今このような状況の中で虫食いの崩壊を招く恐れがあることや、資産保全的農家がふえてきている現状を打破しなければならない。道路網の整備として、住環境によるスプロール化が無秩序に進化して、本町が自然環境の保全を図った田園自立都市を目指していることにかんがみ、住環境と農業振興、その他産業が総合的に調和のある土地利用を推進することが、地域資源の有効利用を導く手段を農業振興計画にゆだねて、基本計画を策定するということをうたっておりますが、このような計画をまちづくりの条例に反映していかないと町並みはどんどん、広陵町壊れていく。このようなせば詰まってきている状態がございます。どうか町長、指導要綱を緊急に住民本位の指導要綱に改定していただき、そして住民の声が活かされたまちづくり条例をつくっていただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

2番目に移ります。

広陵町の行政改革についてですが、これは簡単にいたします。広陵町は第3次行政改革大綱に関する答申が提出されましたけれども、是非についてもさらなる研究、検討が必要である。今後の町の取り組みについてどうか。いろいろ細目にわたって答申が出ましたけれども、基本的には負担増、サービス切り捨て、そしてスリム化していくと。行政をスリム化していくということが基本ではなからうかと思えます。すべてが悪い、すべてがいいというものではございませんので、この中身を一つ一つ丁寧に、住民の声を生かして検討して訂正していくと、実行に移していくということがぜひ必要ですけれども、今後の取り組みについてお聞きをしておきたいと思えます。

三つ目が、男女共同参画事業推進についてでございます。

これは大分前にも質問、10年ぐらいになるかもしれません、したことあるんですけども。この男女共同参画事業の一つの中に、やはり役場の中でそれが実行されていなければ、なかなか難しいという状況になると思えます。役場の実態を見ますと、職員数男性が114名、女性が110名でございます。そのうち、部長級13名、全部男性です。次長も2人男性です。課長級になりまして、男性18名に対して女性がようやく1人入っていると、このような状況でございます。課長補佐級は男性31名、女性18名でございますが、依然としてやはり女性の能力を十分に生かせるような職場になっていないのではないかと指摘をせざるを得ません。そのようなほかのところ、役場とか県とか行きましたも、女性の部長さんと

かいろいろいらっしゃるのを目にしまして、とても新鮮に思うこともあるわけですが、さらに教育委員会の委員さんの改選がありまして、町長も努力したけれども女性が見つからなかったとおっしゃっていましたが、教育委員5人のうち、男性ばかりでございますから、そういう審議会の方は30%女性を入れると聞いていますけれども、ぜひこの管理職に、広陵町の管理職につきましても、女性の能力が十分に生かせるような環境をつくっていただいて、男女共同参画事業推進のかなめになっていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

4番目、公園等の管理についてでございますが、これはサービス公社の質問で、もう既にしておりますので、簡単にいたします。

近年、公園や緑地の雑草など目立つようになってきました。特に歩道の木の剪定が大変乱れて伸びていたり、草が大変生えていたりということも、よく目につくようになってまいりました。また、公園では幼児が安心して遊べるような管理が必要です。草が生えていたり、汚れていたりすると、どうしても環境が悪くなって、遊具もいたずらをされるということになってまいりますので、このような公園、そして緑地の管理、今後具体的に対策を立てていただきたいということをお願いして、1回目の質問を終わります。

議 長 それでは、ただいまの質問に対して、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま松野議員からご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

まちづくりについて、ご質問をいただきました。開発の指導要綱の改定、住民の声を生かした改定をせよと。また、まちづくり条例の策定をしてはどうかというご意見でございました。真美ヶ丘のまちづくりについては、松野議員は地域の皆さんと熱心にお取り組みをいただいていること、まず感謝を申し上げます。

答弁といたしまして、開発指導要綱は住民の生活と環境を守り、良好な住環境の形成と秩序あるまちづくりの実現に寄与することを目的としています。現在の要綱は、平成13年4月1日に改正されたものをもとに指導をしています。昨今、社会経済情勢は著しく変化をし、本町も量的な成長から安全性、利便性、快適性などの質的な機能の向上を図った上で、特色のあるまちづくりをつくりながら、健全財政の維持も必要であり、土地の有効利用を図らなければなりません。

以上のことを踏まえ、現在要綱の見直しを中堅管理職により、検討委員会を立ち上げ、また都市計画の専門家としての意見も取り入れ、検討した上で町民の声を反映すべく、議会と協議をさせていただき、秩序あるまちづくりを目指して、生き生きとしたまちづくりを行い

ます。条例の策定については、上部官庁の意見や専門家の方々からなる委員会メンバーの意見もよく聞きながら、判断いたしたいと考えます。

次に2番でございます。広陵町行政改革についての今後の取り組みについてどうかとご質問でございました。

本町におきましても、少子高齢化の進行と、収入財源の減少、さらに福祉に要する経費の増加は避けられず、財政運営に関し大きな転換期を迎えております。この苦しい時期に、広陵町行政改革推進委員会に改革内容を諮問した結果、慎重に検討を重ねていただき、本年7月4日に行政改革大綱に関する多岐の項目について答申をいただきました。改革に関しましては、答申に先駆けて実施してきた職員数の削減や行政経費の抑制、財政健全化施策の展開など、既に改革を実行し、成果を見ている内容を踏まえ、現在関係部署におきまして答申の各項目について、実行の可否を検討し、さらなる改革に向けて目標年次や目標数値の設定などを含め、実施計画の策定を進めているところでございます。今後も、人に優しい、人が優しいまちづくりを進め、皆さんとともに将来に向かって、安定した住みよい町を築いていくために、全職員挙げて取り組んでまいります。

3番でございます。男女共同参画事業推進についての取り組みと今後の計画についてのご質問でございます。

少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は必要不可欠であると認識しております。そうしたことから、職員研修にも女性問題をテーマに取り上げ、また地区別学習懇談会においても、違いの違いを考えてみましょうと題して、男女の違いについて意見交換を行ってまいりました。さらに女性問題につきましては、心配事相談、法律相談と各種相談窓口において、相談をお寄せいただいております。また、女性の社会進出におきましては、自己啓発や自覚認識の向上心を配慮しながら、役場管理職員や各種行政組織団体への登用につきまして、積極的に取り組んでいるところでございます。今後も共同参画社会の実現に向け、住民を対象とした講演会、セミナー等の開催を検討するとともに、相談窓口の充実にも努めてまいりたいと存じます。

次は4番目、公園等の管理についてでございます。

公園や緑地の草刈りは、広陵町施設管理サービス公社と契約を行い、年2回、多いところは年3回定期的実施しております。町民の皆さんのご協力のもと、美化運動を推進しなが

ら、みんなの公園として管理していく方向で考えています。

次に公園遊具の点検ですが、これについても、広陵町施設管理サービス公社と契約を行い、月2回の点検をお願いしています。不都合が見つかった場合は、直ちに使用禁止の判断もしながら即刻修理を行っております。また竹取公園につきましては、年1回の精密検査も専門業者で実施しています。これからも安全管理には万全を期してまいります。そして、遊具等で不都合なところがあれば、気づいた人が役所に連絡していただけるようなシステムづくりをし、町民参加型の利用法をも考えていきたいと思っております。

以上のとおりでございます。

議長 それでは質問事項1に対して、2回目の質問を受けます。 12番、松野さん！

12番議員 では2回目の質問を具体的にしていきたいと思えます。

今、ご答弁いただいた中で、大変わかりにくい答弁だったように思います。

まず一つですけれども、特色のあるまちづくりをつくりながらということですが、この特色のあるまちづくり、真美ヶ丘につきましては従前から、先ほど説明しましたように、戸建てのまちづくりでございますが、それを特色のある戸建てのまちづくりを今後も推進していただけるのかどうか、その点についてまずお聞きしたいと思えます。

そしてそれをするためには、指導要綱につきましては、とりあえず緊急にいろいろな協定とか、環境基準とか、自治会持っておりますので、その持っている自治会に対するの同意を得るということを指導要綱に盛り込んでいただけるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

そしてこの中で、だれがつくるかといいましたら、委員会と上部官庁の意見、専門家の方々などの意見を聞きながらと書いてございますが、私は先ほど町の方のパンフレットにもありますように、まちづくりの主人公は住民なんです。住民の声をどのような形で聞いていただけるのかということ、具体的に教えていただきますようお願いいたします。

それから、この上部官庁の意見とか専門家の意見ということですが、私は奈良県の方の担当課に電話をしてお聞きしたわけですが、この真美ヶ丘につきましては大変良好な住宅地であることを認識していると。そして広陵町もそれは当然認識しているはずですという答えでした。そして、私は地区計画について、広陵町が100%の同意が要るといっていただけますけれども、法的な根拠は何でしょうかということもお聞きしましたら、法的な根拠はありません。100%は必要だということではありませんということでした。住民から提案される場合は3分の2の賛同があれば提案できますということですので、このあたりの数字が一つの新しい基準になるかと思えます。地区計画は法律にのっとったものですから、これは

だれに気兼ねなく地区計画は策定できるもので、その奈良県の担当者は、そのような地区計画等についてはいいことですねという評価をしていただいております。そして、奈良県の都市計画というこのパンフレットなんですけども、このパンフレットには奈良県では既に52の地区において、地区計画を定めているということを書いております。そして計画的な土地利用実現のための規制として、良好な市街地環境形成のために、地区計画の決定ということも書いているんですね。ですから、奈良県としてもそのような形で、地区計画で町並みを守っていくということは、一つの方法として大いに認めており、また推進という言い過ぎかもしれませんが、私が電話した範囲内ではそのように受けとめたところでございます。

そしてこの地区計画におきましては、広陵町も平成5年に、この地区計画手続条例を定めまして、このようなパンフレットもつくっているんです。残念ながら、もう役場の担当課にはなかったわけで、私が持ってた分だけしかございませんが、これにつきまして、広陵町はこの制限内容の具体例もわかりやすく書いているんですね。この地区は一戸建ての専用住宅地にしようということが決められます。建築物の敷地面積は最低何平米確保しようということが決められます。建物の高さの最高限度は何メートルにしようということが決められます。そのほかいろいろ決められること、壁の色とか、緑化を進めるとか、大変細かいことも、この地区計画という条例をつくれれば、広陵町で、今の真美ヶ丘の、従前から200平米区画割りされていた良好な町並みを守っていくことができます。この地区計画について、やはり町の方が率先して策定をしていただきたいと思います。当然、住民の方は大いに協力できるところは協力いたしますので、その点について、地区計画についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、そのような個別の地域ごとの地区計画をつくっていったら、その上でやはり全体としてのまちづくり条例が必要だということを指摘しておきたいと思います。これは行革の中にも提案されていまして、住民参加のまちづくり基本条例をつくるというような中身がございました。ですから、この手続的な問題として全体のまちづくり条例もどうしても必要ですし、マスタープランを踏まえたまちづくり条例ということは、あちこちでなされていることですので、せっきゃくマスタープランも策定されている今、ぜひこの地区計画と合わせてまちづくり条例も策定していただきたいのですが、その点についてもご答弁をお願いをしたいと思います。

それから個々の問題に入っていきたいと思うんですけども、まちづくりのですね。5丁目のまちづくりにつきましては、今、工事の方も少し進んできているような状況がございま

すが、5丁目の住民は地元の5丁目が大好きで、そして後ろにおられる皆さんも、自分がお住まいの地域大好き、広陵町が大好きな皆さんでございます。ですから、私たちは最後まであきらめないで、ぜひ私たちが願う、そして代々策定してこられたまちづくり、もとどおりの、前からのまちづくりをあきらめないで推進するために、あちこちをお願いをして頑張っていく決意でございます。

そこですが、今、町長の方も本当に努力していただきまして、4者協議の呼びかけもいただいているところですが、ぜひこの4者協議を実現させていただきたいと思います。今のところまだ何もお返事いただいているわけですが、いろいろな知恵を使っただいて、この4者協議応じていただけるように、とりわけ地主さんに協議に応じていただけるように、お願いしていただけないでしょうか。この取り組みについて具体的にお聞かせいただきますよう、お願いいたします。

次に南4丁目の問題に移ります。

村本寮の跡にエリシオン老人施設が建ちました。そしてこのときに、自治会は戸建て住宅か、高齢者施設かということで、住民投票もなされたそうですが、今あいている空き地については戸建て住宅ということを確認されて、認識して、自治会と調整されたのでしょうか。そういうことでおられたところが、その戸建て住宅が建つまではお祭りに使ったりとか、有料ですが駐車場で活用してくださいということになっていたのが、わずか半年で駐車場打ち切りとなりまして、突然降ってわいたのが先ほど全員協議会の方で出されましたマンション建設でございます。

この点につきまして、いろいろ自治会の方も努力されまして、この指導要綱の規制緩和には明確に反対という要望が町に届いているはずでございます。またさらに、戸建てを要望しているということも、要望の中に入れておられたように思いますけれども、有料老人ホームにするのか、分譲住宅にするのか、アンケートを行った結果、自治会の同意を得て、この誘致を承諾したものであるということで、そういう経緯を含めて、今回の問題についてはマンション建設反対、そして指導要綱の規制緩和反対ということで要望を出されているわけですが、これについてどのように対応していただけるのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、南4丁目におきましては、社員寮がたくさんありまして、さらにその中の一つが障害者施設を誘致されるという、このような話もありまして、南4丁目では住民投票をなさいました。そうしますと、165人の方が誘致反対、42人の方が賛成というこ

とで、圧倒的多数でこの障害者施設につきましては反対ということになったわけですが、この点について認識していただいているかどうか、お聞きしたいと思います。それからこの点について確認いただきまして、こういう状態ですから、県の方は地元の同意がないと認可できないということを言っていたそうですけれども、これを踏まえて町の方も県の方に対して、このような地元の反対があるので認可しないようにということを具申すべきだと思いますが、していただけるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、南3丁目の方は今後の問題になってきますが、清掃センターの跡地利用について、今後地元と協議されることになると思いますので、まだ先の話ですが、今、図面を見まして、グリーンベルトにしてほしいとか、道路の出入り口を変えてほしいとか、いろいろな要望が地元でも話し合われております。これは大きな開発になりますので、地元の同意が要るということを認識していますが、このような点についても、変更をする余地を持っていただいているか、そして地元の合意を大前提にいただけるのかということをお聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

議長 答弁。 中尾都市整備部長！

都市整備部長 たくさんのご質問ですので、順を追ってまとめてお答えさせていただきたいと思っております。

指導要綱につきましては、今現在、中堅職員と答弁の中で書いておりますが、広陵町の中のいわゆる職員の課長補佐を、それもいわゆる消防でありますとか、水道でありますとか、下水でありますとかいう、各セクションの中心となっている職員を集めて、協議委員会を立ち上げております。また、過去において開発の部分で仕事に携わった者を集めて、助役が委員長となって、以下10名ですか、委員会を立ち上げてやっております。

その中で、いろいろご質問いただいたわけですが、住民の意見をどう反映されるのかという部分につきましてであります。今現在は、住民の方を個々にということでありますと、いわゆるその地域の部分の意見が偏って出てくるという懸念もされます。また真美ヶ丘地区、旧在来地区という両方集めましても、それぞれの意見が出ましてもまとまらないという部分もありますので、今現在、基本の方針をつくるためには、やはり職員の中で意見を集約するのが肝要かというふうに思っております。またその部分のまとまりがつきましたら、専門家の意見を聞いて、訂正するところは訂正して、基本の方針をまとめていきたいというふうにも思っております。この内容につきましては、真美ヶ丘地区の今良好な環境をどう守

るかという部分の改正の部分と、いわゆる在来地区におきましても、先ほど松野議員さんのご質問の中にもありましたように、今回、建築基準法34条の8の中で、361ヘクタールの大きな部分がいわゆる市街化区域並みの内容が可能になるという部分になっておりますので、そういう部分にどう対応するかという基準もあわせて、今つくっているところでございます。

次に地区計画でございますが、もちろん地区計画そのものの内容は把握はしております。ただ、奈良県の中でも52の地区が今現在行われているということをお聞きしておりますが、いわゆる地区が完成された、いわゆるほとんど住居も建設も終わってという地区であれば、またそれをどう守るかという内容の中で地区計画というのは、基本的にはやりやすいという部分が出てくるわけですが、いわゆる真美ヶ丘の中で、まだこれから成熟しきってない、いわゆる個人の換地もたくさん残されているという部分の中で、どう地区計画ができるかというのは、なかなかいろんな部分がございますし、個人の権利や今住まわれている、もちろんお方の環境を守るという部分もございまして、いろんな面で研究が必要だろうというふうに思っております。その上で、いい内容といいますか、地区計画ができればというふうにも思っております。それは方向としては、ご質問にもありましたように、当初の総合計画やマスタープランにも整合した内容でなければならないというふうに思っているところでございます。その辺につきましては、今後ともいろんな内容を踏まえまして、議員の皆様にもいろんな意見をお聞きしながら、まとめていきたいというふうに思っております。今のところ、内容につきましては9月をめどに基本をつくりたいということで、今現在、毎週決められた日時に集まってやっているというところでございます。（不規則発言あり）はい、そうでございます、そうです。

それと次に、5丁目の取り組みについてでございますが、5丁目の取り組みに、済みません。それともう一つあったのは、指導要綱の内容を地元の意見の反映できる内容にしてほしいという、住民の声を指導要綱の中に、住民のいわゆる同意がなければできないというような内容にまでやるべきだというご意見でございますが、その部分につきましても、住民の同意がその開発の許可の条件にしてしまいますと、また別の意味で法律の部分に抵触するという難しい部分もありますので、今のところ考えておりますのは、住民の意見をよく聞くようにとか、住民の同意を得る努力をするという内容のことで、要綱をつくるのがいいんじゃないかなという思いもしております。意見、住民の方のいろんな反対といいますか、意見があったときに、もっと住民の意見をよく聞きなさいよという指導もできますし、努力が足りま

せんよという指導もできますし、そういう内容で要綱をまとめられたらという方向で、今、進んでおります。

5丁目の部分につきましては、4者協議というお話でございましたが、今、町長の方からは施主の方並びに施工企業の方にも、強く意見を言っておられて、地元の意見をもっとしっかり聞くようにと厳しい指導をしていただいておりますので、今現在、最終的に5丁目の部分につきましては、最終的にその企業の支社長の方が返答するというので、最終的に別れておりますが、いまだに最終の返事がまだ来ていないという状況です。ですので、またその返事を持ってまた協議をさせていただきたいというふうに思います。

4丁目の部分につきましては、戸建て住宅と限定しておったのではないのかということでもあります。200平米以上の戸建てということ限定してという話ではなかったとは思いますが、そういうことが望ましいという話があったと思うんですが、ただそれを町のサイドで限定するとかしないとかというお話は、町の方でできる話ではないとは思いますが、そういう真美ヶ丘の部分については、そういうことが望まれてるし、望ましいという話があったと思います。要綱の見直しの中で、マンションの部分について、いろいろ議会の方にも意見をお聞きしたところでございますが、今現在要綱の見直しそのものは、マンションの面積に対する戸当たりの面積の内容につきましては、変更する意思は持っておりません。今ある要綱の内容を遵守するように施工業者の方にも申し渡しております。

それと次の、障害者の施設の部分で、先日いろいろ自治会の中で選挙をといますか、投票をされまして、165対42という結果のことは十分お聞きしております。県との協議につきましても、地元の意向を踏まえながらよく協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それと清掃センターの跡地でございますが、グリーンベルトの問題ですとか、地元の声をよく聞いてほしいという部分につきましては当然のことですので、今後とも地元自治会とはよく協議の上で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上が大体ご質問の内容だと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 12番。 松野さん！

12番議員 ありがとうございます。

まず順を追ってですけれども、マスタープランと同じ趣旨でと、方向でということですので、引き続き真美ヶ丘につきましては、一般住宅地は戸建て住宅ということだけでしていただけるということでもいいのかどうか、再度この点は一番問題ですので、確認をさせていただきた

いと思います。

それから、法律について、同意については、法律の論争はいろいろあるのは私も承知しているところですが、憲法では、地方自治体が条例をつくるということについては保障されております。そういう中で、今とりわけ手続条例とか、それから分権の一括法が策定された後は、その独自のまちづくりの条例もどんどん自治体がつくるようになってきて、国の方もそれを認めざるを得ないような方向が出てきているというのも事実でございますから、この点は指導要綱も、表現の問題になってくる場合がありますが、もう少し厳しい形で事前協議の義務づけ、これはできるはずですから、事前協議の義務づけ、そして事前協議が成立しなかったときに、そのあとのいろんな対応もまたできるはずです。それでそれについては、また余り細かくなりますので時間もありませんから、具体的なところは今後協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

主なところはそういうところですが、やはり指導要綱を改定してしまう前に、住民に説明会を開いていただいて、合意を確認していただくという方法をぜひとっていただきたいと思っております。真美ヶ丘地域でも、北と南という形、あるいは中と三つに分けてもいいんですが、あるいは全部でも構いませんけれども、とにかくそういう住民に働きかけをして、説明会を開いて住民の意思を確認していただく。また、在来地域も本当に大きな問題になってまいりますので、ぜひ在来地域は一括というわけにはいかないと思っておりますが、3カ所でも分けていただいて説明をしていただいた上で、その状況を踏まえて議会の方にご説明いただきたいというふうに思っておりますので、再度この点については答弁お願いいたします。

また個々の問題につきましては、本当によくご協力いただいているので、先ほどからも感謝をしている旨をお伝えしているわけですが、本当にこの北5丁目におきまして4者協議ができるかできないかが、本当に一番大きなかぎになってくるという状況ですので、引き続きぜひ対応方よろしくお願いをいたします。

それから南4丁目の問題につきましては、マンションの面積変更する意思はないということとでうれしく思うわけですが、今マンション建設予定地という看板が立っているんですけど、やはり今ああいう住民の合意がない形で看板を立てられると、一層混乱を大きくしていくものになると思っておりますので、ぜひちょっとこの看板を撤去するようにお願いしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

福祉障害者施設の方については確認されているということで、地元の意向を踏まえるということなので、ぜひこの点についても県の方に町としてもきちっとお伝えいただきますよう

に、よろしくお願いをしたいと思います。

3回目の質問はそういうことで、戸建ての住宅地についての確認と、住民合意についての手続、地元説明会を開いていただけるのかどうかということについて、お聞きしておきたいと思います。

それから、まちづくりの基本について広陵町が先ほど紹介しました地区計画のあらましの中には、まちづくりの考え方を紹介しましょう。よいまちづくりをするためには、自分さえよければというような自己本位な考え方は改めなければなりませんと明確にうたっているわけです。ぜひこのようにパンフレットもつくっているわけですから、地区計画は合法的ですし、地区計画を指導要綱でまずは防御した上で、地区計画も早急に策定していただく努力をお願いしたいのですが、その辺、再度その点だけお願いいたします。

議 長 答弁。 中尾都市整備部長！

都市整備部長 真美ヶ丘の200平米以上の戸建てに限定するというのは、少し法律の部分でできないということを考えております。200平米の戸建ての良好な住環境が理想だと、望ましいという町の基本方針は変わらないということだけ、お答えさせていただきます。指導要綱の中での、いわゆる事前協議の義務づけだとか、住民の説明会ということ（不規則発言あり）変更にあたってですか。

12番議員 説明会というのは、この今回の改定にあたって住民の合意を得るために、そういう形で説明会をしてくださいということで、事前協議の問題と別個ですので、お願いします。（「再度、答弁」の声あり）

都市整備部長 事前協議の義務づけという部分につきましては、いわゆる開発の中で許可基準そのものがほとんど県にあるわけなんですけども、その中で町に事前協議をするというルールがございまして、その中で町としていろいろ事前協議の中で指導しているという部分ですので、いわゆる日ごろいろんな開発の許可の中では、町としてその事前協議をしっかりとやっている、指導要綱をもとに事前協議やっているという内容です。松野議員さんのお話ですと、より事前協議を強化といいますか、内容のあるものにとのお話だとは思いますが、そういうことも承知しておりますので、新しい指導要綱の中ではもう少し町の姿勢がはっきりするような内容にしていけたらというふうに思っております。

それと5丁目の看板の部分でございますが、（不規則発言あり）済みません、南4丁目ですね。看板の部分でございますが、マンションを建てるなという部分のことを、町が強制的にということとはできないと思いますので、ルールの中での範囲であればと、町が強制的にそ

の看板を取るとか、それを出すなどかいう指導は行き過ぎになるというふうには思いますので、住民の方がいろいろ反対されているので、もう少し内容は変えられませんかというぐらいの協議しか、町としてできない部分もありますが、いわゆる反面、個々の財産を守るといいますか、使う部分について守っていかなければならないという部分の両方ございますので、いわゆる法律の中で指導していくという形を取っていかざるを得ないというふうには思っております。

以上です。

議 長 町長！

町 長 南4丁目の障害者施設でございますが、この施設は当初から地元の同意を取っていただくということを事業主に、私のとこ申し上げているものでございまして、投票の結果、大差でここには設けないと、こんな施設は要らないということで地元のお声をいただいております。自治会長さんからも連絡を受けておるわけでございまして、町としても地元の意見を尊重して、当初の事業計画ではさせないということにしております。資産活用を考えるように、障害者施設も大事でございますが、当地区にはだめですと、このことをしっかりと事業主、並びに県に働きかけをしているところでございますので、ご安心をいただきたいと思っております。

議 長 松野さん、次の質問に移ってください。（「答弁漏れがある」の声あり）答弁漏れ。

12番議員 説明会、地元への指導要綱改定の説明会は、できるかできないか。

議 長 部長！

都市整備部長 いわゆる指導要綱を改正する中で、地元説明会というお話ございますが、それは住民の代表であられる議員の皆様には、十分に説明するというので地元の住民さんに説明するというにかえたいというふうに思っております。

議 長 次の質問に。 松野さん！

12番議員 では、次の質問に移りたいと思います。

もう時間がないので、第3次行政改革大綱、これは寺前議員も後ほど質問することになっておりますが、この中から1点だけ、大変私は気になるところがありますので、お聞きしたいんですが、図書館を民間に移すということを、ちょっと待ってくださいね、この中に、民間委託の推進の中で図書館業務が入っているんですが、図書館業務は民間委託には全くなじまない内容だというふうに言わざるを得ませんが、この点についてどのようなお考えを持っておられるのか、確認しておきたいと思っております。

議長 答弁。 大西行政改革推進本部長！

行政改革推進本部長 ただいまおっしゃっていただきました大綱の内容について、実施するかどうかについての検討項目としてとらえております。図書館の運営そのものを民間に移すかどうか、結論に至っておりませんので、内容等方針が決まりました時点には、議会の皆様方にもご報告を申し上げます。今の段階では決まっておりません。

議長 よろしいですか。

以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、松浦君の発言を許します。どうぞ。

2番議員 議長のお許しをいただき、2番議員の松浦敏信が質問をさせていただきます。傍聴席の皆さん、おはようございます。私の質問は短いので、しばらくのご清聴をお願いいたします。

日中の暑さはまだまだですが、朝夕はさすがに冷気を感じます。食欲の秋、そして運動の秋、教育現場では運動会の練習、地域では秋祭りの準備といったきょうこのごろ、このところ暗いニュースが続く中、皇室において41年ぶりの男子誕生、久しぶりの明るいニュースにほっとしたのは私一人ではないと思います。きょう3時30分より、親王さまの命名の儀がとり行われるよき日に当たっております。国民の一人として、心よりお祝い申し上げます。

さて、町内におきましては、中学校、柔道部、野球部が全国大会で活躍を、立派な成績を残してくれたことをご報告申し上げます。私も滋賀県、愛媛県の方へ応援に行っていました。町として、本当に喜ばしいことでもあります。これを通して、運動、体育の大切さを学び、地域の結束の大事さを感じさせていただきました。

そんな折に、体験農園を通して人の輪が広がっていくことを願い、貸し農園に、ファミリー農園について質問をさせていただきます。

貸し農園の開設されている目的と現状をお尋ねします。広陵町のファミリー農園は、大垣内と赤部、みささぎ台、3カ所を聞いております。1区画10坪のところと、また1区画5坪のところがあり、合計227区画の利用があります。平成18年4月より農地収容は特区制度とともに、民間での貸し農園もできると聞いております。広陵町内にも遊休土地はたくさんあります。このような土地の管理、または活用を考えておられるものですか。土地所有者からの貸し農園の要望があれば、対策指導の方法があれば教えてください。

次に第2番目に、全国的に高まっている防災に対する取り組みについて、また地域ボランティア育成についてお尋ねします。

奈良県は恵まれたことに、地震災害の大きな経験は少ないと安心はできません。いつ東南海地震が起こるかもしれません。県や国の組織があっても、突発的な出来事は対応できません。できにくい。過去の統計からも地域の防災組織によって、災害率は低くとめられています。我が町でも自主防災組織、必要と思います。町として啓発運動またよし、防災計画、事前計画はいかがですか。

よろしく願い、1回目の質問を終わります。

議長 それでは、ただいまの質問に対して、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 ただいまの松浦議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

質問の1番は、広陵町の貸し農園利用状況についてお尋ねでございます。町のファミリー農園は、松浦議員のお申し出のとおりでございます。特区により、農園を開設することができるようになりました。農園の開設に適正な面積は10アール以上が望ましいと考えます。それは利用者の利便性を思い、駐車場、トイレ等の設置、水道工事の新設等、投資効果も配慮し、借り手の方が土に親しみ、また地域との触れ合いや共同作業、競って作り合う喜びなど、いろんな喜びがあると思われれます。そして、自分のつくった作物をいただく喜びも味わっていただくことも大切でございます。特に、団塊の世代には求められているものでございます。所有者の要望があれば、関係機関とも連携を図りながら、実現に向けて指導していきたいと思っています。

2番目の防災対策について、ご質問をいただきました。防災に対する取り組み、地域ボランティアの育成についてのご質問でございます。

答弁として、災害発生直後の初動期では、情報等も混乱し、公共機関による適切な対応が困難となることが予測されることから、地域住民が相互に助け合い、人命救助や初期消火並びに情報の収集、伝達に努めることが、被害の拡大を防ぐものと考えられます。このため、7月の区長自治会長会並びに8月の民生児童委員協議会において、大字自治会単位での災害発生時の対応における自主防災組織の重要性について、研修を実施させていただいております。地域防災力の向上を目的とした自主防災組織の結成促進については、県が全市町村を対象に研修会の開催、個別指導等の推進を図っているところであります。これは自主防災組織の組織率が全国平均が64.5%に対し、奈良県は27.1%で、全国ワースト4位という結果になっているためであり、5年後には全国平均値に近づくよう推進されているものであります。

こうしたことから、本町においても地域防災の使命感を担っていただいている消防団にゆ

だねるところが多く、団員の確保と意識向上における研修などとともに、なお身近な自警団組織の充実と自主防災組織の結成促進に努めてまいります。また防災訓練を町全体や、大字自治会単位で実施し、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えております。災害時における地域ボランティア活動については、さきの自主防災組織同様に、被害の拡大を防ぐ重要な役割を果たしてまいります。本町におけるボランティア組織に関しては、現在登録のあるボランティア団体はもとより、最近では郵政公社や民間企業においても、災害に即座に対応できる専門的な知識を有する防災リーダーや防災士などによる防災意識の高揚に広がりを見ており、こうした育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上のおりでございます。

議長 それでは2回目の質問を受けます。 2番、松浦議員！

2番議員 ありがとうございます。

ファミリー農園に入園したい待機者がおられますか。また待機されたファミリー農園につきましては、一人につき1区画ですか。農園の管理運営方法は、これはどうなっていますか。この3点お願いします。

議長 答弁。 中尾都市整備部長！

都市整備部長 ファミリー農園の借りたいとおっしゃられる方につきましては、毎年農園の応募数が多いので、抽せんということになっておりますが、あるときには、言葉は悪いですがけれども、けんか腰で抽せんしているというときもあります。それほど多くの方が望まれておるといふ現状でございます。ですので、いわゆる一人で何区画もということは一応ご遠慮いただいているというような状況ではございます。管理につきましては、シルバーの方のお願いをしたり、地元の自分の区画の部分は、自分で管理していただくということをお願いするという内容になっております。

議長 2番、松浦君！

2番議員 いろいろ聞かせていただきましたが、大体3年に1回ぐらいですか。

あと一つは、私の要望ですけども、待機者があるほど人気があると思っています。今後5年間で戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が次々と定年を迎えられます。この世代の方々の第2の人生サポートするためにも、全国に遊休土地をネットワーク化して情報提供ができるような、緑のネットワークですね、こういうネットワークをつくっていただきたい。こういう方法、システムを広陵町が率先して構築されるのはいかがと思います。すぐに実現できるとは思いませんが、今から準備にいただければ、ぜひとも何年か後にこのようなシス

テムができればと思います。私の近所にも、30歳代の新所帯がふえています。土曜日、日曜日は土いじりを楽しみたいと望まれている人たちもいますので、よろしくお願いします。

以上で、答弁結構でございます。

議長 次の質問に移ってください。2番、松浦議員、次の質問。防災対策のやつね。

2番議員 防災の自主組織をつくりたいというのは、急に災害が起きますと、県、町のいろいろな法律的、また組織の中にはシステムはありますが、一番、神戸のように震災が起きますと、直ちに必要なのは、隣近所、また自治会の皆様の力があってこそ助かる、災害の死亡率は下がっております。そういうことで一つ、そういう組織をこぞって、奈良県では、この間新聞に応募がありましたけれども、ほとんど少ないと聞いております。これからはその点をよろしく願いたいしまして、質問を終わります。

議長 答弁は。答弁よろしいか。

2番議員 結構です。

議長 わかりました。

それでは以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

次に山田君の発言を許します。

1番議員 皆さんおはようございます。今日は傍聴の方、大変朝早うからご苦労さまでございます。9月度の一般質問をさせていただきたいと思っています。

まず初めに、広陵町と畿央大学との教育分野での連携を密にした協定をとというのが一つ目でございます。

畿央大学が広陵町に開校して約5年がたち、大学のある町として発展しているところであります。今、地域の活性化に積極的に貢献していこうとする大学がふえているようであります。内閣府に設置されている都市再生本部が2005年12月に大学と地域の連携、共同による都市再生の推進、文部科学省が2004年度から大学の地域、社会と連携した特色ある取り組みを現代的教育ニーズ取り組み支援プログラムとして選び、高く評価するなど、国としても地域貢献に乗り出す大学に注目しているのであります。地域一帯となることができる分野から、協力を得てやってみる必要性を感じておるわけでありまして、その考えを聞くわけでありまして。

一つ目は、教育実習生の小・中学校への長期受入れ。二つ、教授・学生について専門的授業に協力してもらおう。三つ、不登校の子供たちに対する同大学が持っている知識を発揮して支援してもらおう。四つ、同大学の講義の一部を小学校、中学校の教員に開放し、受講する。

五つ、地元企業の経営者と学生の相互の交流。地元企業を訪問する現場参加型教育の実施。
六つ、食育基本法ができ、食育を町民運動にするためにも、この畿央大学が持っている知識を取り入れて連携する。七つ、そのほか大学との連携点について問うのであります。

二つ目であります。遊休農地対策の考え方について問うのであります。

議会だより51号、11月の編集後記に、私は「広瀬の里も黄金の秋を迎え、農家の人々も稲刈りに精を出される光景を見ると、心の安堵を覚える。米は10アールにかかる労働時間が30年間で約4分の1に短縮し、省力化が進んだ品目だが、自然災害や病虫害などまだまだ農家の苦労は変わらない。私はいつも、田植えが始まり稲が成長するのを見るたびに豊作でありますように、台風等で災害がないようにと祈っているのであります。人間は食べないと生きていけない。食べ物を大事にすることが命を大事にすることであると、農民の幸せや笑顔がその国の幸福を決めると、実りの秋、農民と喜びを分かち合いたい」と書かせていただいたのであります。ことしもその季節がやってきました。しかしその反面、農地の有効利用、遊休農地対策、農家の後継者の問題等々、農業を取り巻く環境は厳しくなっていることは皆さんも承知のことと思います。

今回、質問する遊休農地対策についてであります。農地は単なる私有財産ではない。地域社会の共益、国民社会全体の公益にかかる、半ば公共財的性格を有していると思っております。公共の財として農地に対しては、地域に住む人々の暮らしにかかわる生活共同財、国民食料の安定供給のための財、国土資源、環境の保全の財など、社会的評価、公共の財産としての性格が変わったわけでも、失われたわけでも決してないのであります。農地の多くは、一定の領域における有機的地域集合というまとまりの中でなければ、個々の農地としてもその機能を十分に発揮できないという特殊な財であります。水田に例えて言えば、一定面積に区画された点としての補助、面としての水田の地域的広がり、線としての水系のネットワーク。こうした点と面と線が相互に織りなす有機的地域集合単位のもとでこそ、個々の水田機能もまた発揮されるという仕組みになっているのであります。そのことを無視し、単なる私有的感覚で農地を転用したり、耕作を放棄したりすれば、おのずと集合財全体の価値破壊を招くことになるのであります。

今、私の住んでいる広瀬区の中を見ても、転用による自動車解体のための使用許可が出ている。また、遊休農地が多く耕作放棄であり、周辺農地の水路の機能の低下、景観の悪化、交通安全上交差点での見通しの悪さ、病虫害の発生、雑草が枯れて万が一たばこの火でも落とされたら火事にでもなりはしないかと、防災の点の面からも心配、懸念が地域の住民の皆

様には広がっているのであります。特に点々として面積の広い遊休農地を活用する方法、対策として、国の制度を取り入れた対策を早急に考えてもらいたいと思っているが、その対策はあるのかを尋ねるのであります。

三つ目であります。町立図書館の将来の方向性についてであります。

広陵町立図書館は、平成9年7月開館以来9年目を迎え、18年6月に500万冊の貸し出しをすることができた。開館当初は8万冊でスタートしたが、18年3月で20万冊の蔵書となり、その間、日本一の貸し出し冊数になったこともあり、親しみのある図書館であることは間違いないところであります。本の閲覧や、貸し出しの場と考えられがちな公立図書館。町の厳しい予算の中で、図書購入費が減少するなど限られた予算内でのサービスや運営の工夫が問われているのであります。開館して10年、地域の情報拠点としての一面もあってもよいとは思っていますが、図書館の将来の方向性とあり方について問うのであります。

四つ目でございます。障害者自立支援法施行に当たって、障害者福祉サービスの安定した拡大を実現する抜本改革として成立した障害者自立支援法は、2006年4月より施行され、10月より全面施行がなされるのであります。障害者自立支援法は、別々になっていた障害者福祉サービスを一元化することにより、精神障害に対する福祉サービスを、身体、知的障害と同時に位置づけるとともに、サービス給付の安定した財源の確保を実現し、障害者福祉サービス全体を、より体系的なサービスへと再編を図ることにより、今後の障害者福祉の発展の基盤となるものであるが、一方では当事者の負担のあり方、新たな報酬体系のもとで、事業運営、さらに新たな事業体系の移行等についてさまざまな課題の指摘がなされているところであります。また、新たな制度への理解が必ずしも十分でないことから、多くの不安を当事者の方々からいただいていることも事実であります。こうした実態や当事者の方々からの要請を踏まえ、障害者自立支援法の円滑な全面施行を実現するために問うのであります。

一つは、小規模作業所等の地域活動支援センターへの移行を円滑に進めるため、必要な財源の確保を図るとともに、移行が困難な小規模作業所等についても、その事業の継続を確保するために必要な支援を行ってほしいと思っておりますが、その考えを聞くのであります。

二つ目。障害程度区分の適切な判定が行われるようにすること。

今、新たに障害者程度区分の認定と、支給決定等が行われるわけだが、区分認定は介護保険のプログラムが使われており、それでは行動障害が特性である知的、精神障害者にとっては正確な認定が行われないのではないか。これまでより低い認定になれば、利用してきたサービスが使えなくなる。今後どういう対応をするのかといった点も指摘されているのであり

ます。その点も含めて聞くのであります。

三つ目。地域生活支援事業に位置づけられる手話通訳の利用に際し、利用者負担のないよう配慮についてでございます。

まず1回目を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 それではただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの山田議員の質問にお答えを申し上げます。

まず初めの畿央大学と教育分野の連携を密に協定をせよということでございますが、1番から4番までの質問については後ほど教育長がお答えを申し上げます。私はその中の5番でございますが、畿央大学との連携、地元企業と経営者と学生の相互の交流、それから現場参加型教育の実施ということで申し上げます。

地元企業の経営者と学生の相互の交流についてのご提案ですが、学校との連携をより一層深くし、現場参加型の効果があらわれるよう、一層の交流の場を図ってまいりたいと考えます。

次に6番目の食育基本法による町民運動でございますが、食育は地産地消の観点から、地域の農産物をさまざまな経験を通して、食に対する知識を得て、健全な食生活を実践することが大切であると考えています。特に広陵町では、奈良の特産品推進事業で、特産品を利用した料理方法や成分分析を畿央大学にお願いしているところであります。それにより新たな、なすからソフトクリーム、シャーベット等の新製品の開発もご提案をいただいています。レシピとしての報告書はまだ先になるかと思いますが、既に開校以来、食生活の専門家の南先生の講演を多方面でしていただいているところであります。民間企業からの依頼による新製品の模索も手がけていただき、産官学が連携を図り地域の活性化のため、日々努めているところであります。食育を通して町民運動に発展できることは、食育が果たす役割が大であり、実現するために町におきましては鋭意努力し、今後に期待するところであります。

次、2番の遊休農地対策の考え方を問われています。

答弁として、平成15年度に農業委員会を通して全農家を対象に意向調査を実施しました。遊休農地としては14ヘクタール余りに及びます。現状の休耕田は45ヘクタールで健全な管理がなされている状態であります。しかし、遊休農地となる理由は周辺全体が不耕作地で耕作できない、また貸したら返してもらえないやら、後継者がいない等の問題から耕作されていないのが現実です。また、遊休農地を貸し農園に有効利用することも考えられます。隣接者に迷惑をかけていることを承知しながら、手をかけない所有者に対しては、町から草刈

りをするように文書で通知をいたしております。また個人でできない場合には、シルバー人材センターを紹介しています。今後は農業委員会を通して、農用地利用増進事業で安心して農地の貸し借りができるようにPRしてまいりたいと考えています。遊休農地の解消のため、点在する農地の地域を特定し、モデル的な解消プログラムに取り組み、本町の規範となるよう努めてまいりたいと考えています。

3番でございます。町立図書館の将来の方向性について、ご質問をいただきました。

町立図書館は開館以来多くの方々に利用していただき、平成18年3月末で4万5,580人の登録者となっています。貸し出し冊数では全国でもトップクラスの図書館として運営しており、将来も堅持してまいりたいと思います。ことしは、図書館システムを一新してホームページを立ち上げ、インターネットによる図書館の案内及び蔵書検索等ができるように、利用者のサービス向上を図りました。また全国のふるさと情報として、自治体などが発行するパンフレットの入れかえを行い、身近に全国を知ることできるとともに、広陵町の啓発にも努めています。今後は限られた予算の範囲内で、工夫を凝らし図書資料の有効活用に努め、ビジネスに役立つ専門書や、高齢者の余暇活用の参考になる図書なども数多く取りそろえ、障害を持つ人々はもちろんのこと、乳幼児から高齢者まで幅広い層の利用者が気軽に立ち寄れる図書館、また子供たちも学校図書とあわせて町立図書館読書活動の充実にも努めるとともに、さらに広陵町の発展を支える情報拠点として町民に役立つ図書館を目指して、職員、司書の資質能力の向上に努めてまいりたいと存じます。

次は4番目でございます。障害者自立支援法施行について。小規模作業所等、また障害程度の適切な判定は行われるのかどうか、さらに手話通訳の利用についての3点のご質問でございます。

無認可の作業所を含む小規模作業所の地域活動支援センターへの移行につきましては、既存の規模に応じて相互の移行累計が定められており、町内にあります小規模作業所につきましても、NPO等の法人格を取得され、この事業への移行を行われる場合には町が委託する他の地域活動支援センターとの均衡を図り、現行補助水準が後退しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、程度区分の判定でございます。現在専門研修を受けた職員が認定調査を初めとする一次判定を行い、その後、葛城市との機関の共同設置によります障害程度区分判定審査会において、適正に審査判定をしていただいております。

3番の手話通訳の利用につきましては、市町村地域生活支援事業のコミュニケーション支

援事業に位置づけられており、これの利用者負担につきましては、熟慮を要するものであると認識しております。坂口議員の答弁で、近隣市町とも連携している旨お答えいたしました。が、身体、知的、精神の3障害の統一に配慮しつつ、応分の負担をいただくことも視野に入れて、利用形態等の方針を早期にお示しし、理解を得てまいりたいと考えております。

以上のおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 山田議員の質問、広陵町と畿央大学と教育分野での連携を密にした協定を。その部分の中の1番、教育実習について、2番、教授、学生について専門的事業の協力、3番目、不登校の子供たちに対する同大学が持っている知識、4番目、同大学の講義の一部を小・中学校の教員に開放することについて、それから食育についての教育分野での啓発について、それから、その他の部分についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず本町と畿央大学は、大学設立時から教育分野で相互協力を実施しております。例えば、教育実習では実習生は母校、また附属校で実施することが基本であります。特別な事情がある場合の受け皿として本町で実習を受け入れ、協力しております。実習期間は教育職員免許法施行規則で定められている期間のみとしております。実習生による長期的な授業の補助、単独事業を実施することは法律上困難であります。

大学とは専門的知識、授業のスキル等の習得には教員の学校休業中を利用して、他の大学をも含め、各種研究講座、公開講座、実験講座等に参加させていただき、教員の資質向上を図っております。その他教育ボランティアとしても協力を願っております。

教育分野での食育の啓発については、前回、山田議員にも答弁いたしましたように、幼稚園、小学校の家庭教育学級等を利用して、早寝・早起き・朝ご飯の必要性を、心身の発達にに応じての心理学的、医学的な見地から専門的に講義をお願いしております。

大学との連携については、地域と一体となって今後もできる分野から協力を得ながら行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 それでは各質問事項に対して、2回目の質問を受けます。 1番、山田君！

1番議員 回答があったように、畿央大学と町の教育委員会は、また他の大学との公開講座、そして実験講義等に参加し、教員の資質向上にと、教育ボランティアと協力し連携してきたと、現在学校教育には児童・生徒の学力向上、教師の授業力向上、非行、問題行動や不登校への対応など、新たな課題も加わり、関係諸機関との多様な形での連携が求められているの

であります。これからの教師はさまざまな課題への対応力や指導力が求められており、教師を志望する学生が学ぶ大学においても、学生を小学校、中学校などの教育現場に送り出す前に、こうした現実への対応力や課題への実践的な指導力を高めていく必要があると思っているのであります。

大学と行政との連携には、調査協力、共同研究とさまざまな可能性があり、行政側からは地域の教育資産の活用、また大学からは地域貢献、地域に根差した教育の推進という観点から、それぞれがさまざまな連携の可能性を模索していくことが大切だと思っているのであります。

先ほど町長も答弁がありましたように、地元の経営者等についての質問の中にも、学生が現場方参加型の効果が得られるように、一層の交流の場を図ってまいりたいと答弁がありました。学生が社会体験、職場学習の場として、また町の役場を活用し、各部各課の調整を図り、一定期間学生が就業体験をする。学生の発想は町の職員が思いもつかないような新鮮なものが多く刺激になると。これは、いろんな地域、大学がある町としての市役所等がこうしたシンクタンク的なこの役割を担っている市もあるようでありまして、そうした点も踏まえて、これからも文部科学省等、またいろんな機関においても、こうした地域にある大学と、今、町長、教育長いろんなことで協力しているということは、大体どこの大学でもやっておられるわけですけれども、地域ともやっておられますけれども、もう一步やはりこの持っているものを活用していただければなと思っております。またこの点も踏まえて、町長、教育長、何か意見がありましたら述べていただき、なかったら結構ですが、その点お願いしときます。

議 長 町長！

町 長 今ご提案をいただきました一定期間就業体験、いいことだと思います。私も常々大学の学長とそのことを話し合っているところでございますが、さらに実施に向けて協議を進めていきたいと思っております。

議 長 教育長！

教 育 長 教育分野での連携なんですけども、実のところご存じのようにまだ畿央大学もできてで、私とよく相談もするわけですけども、一番最後に答えましたように、本当にできる部分からやっていきたい。と言いますのも、やはり学生と現場との時間的な差というものもありますし、また子供たちがなじむということから考えていったときには、まだまだ課題等もあるわけですから、夏期休業中とかいろんなところでも考えていきたいなど、このよう

に思っておりますし、校長会を通じて実際に畿央大学との連携、どのように模索すればいいかというようなことも投げかけております。連携は深めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思っております。

以上です。

議 長 1 番、山田君！

1 番議員 きょうの毎日新聞でしたか、やはり奈良県下における不登校の数も増加が、ふえていくというようなことも、きょうの毎日新聞の奈良版に載っておりましたし、こうしたことも踏まえて、こうした不登校等の対策についても、この大学が持っている能力を生かしていただければなと思っておりますので、今後ともできるところから活用していただいて、相互の活力が生むように頑張ってもらってほしいなと要望して終わりたいと思っております。

次、二つ目については遊休農地対策の考え方についてであります。平成15年に調査して遊休農地は14ヘクタールあると、今、答弁がありました。それから3年たつわけですが、理由の中にも後継者がいない等々の問題があるのは承知しているわけでありまして。全くといってよいほど進んでいないのではないかと。この遊休農地対策についてですよ。

理由はいろいろあると思うが、農業委員会を通して農用地利用増進事業で安心の農地の貸し借りができるようにしたいと、今、回答されましたけれども、この内容は具体的にどのようにするか、成果あるものにするにはどのようにするか、まず教えていただきたいと思っております。やはりやりますと言うんじゃないでして、机上の話はもう結構です。もう前へ前進するのみでありますので、その点よろしくをお願いします。

議 長 中尾都市整備部長！

都市整備部長 内容の話でございますが、いわゆる、今、現状としましては、遊休農地を抱えておられる方が安心してお貸しできるという、相手方がはっきりわかるということであればつくっていただきたいと、かわってつくっていただきたいという方がほとんどだというふうには認識しておりますし、また昨年いわゆる産直のアンケートとりましたときにも、ほとんどの方が今かわって担い手ができるのであれば、その人にかわってつくっていただきたいという結果も出ておりますので、そういうかわってつくっていただける方をどういう形でアピールするかというのが遊休農地の対策に直接つながってくるんじゃないかというふうに思っております。古いといいますか、風習の中で、貸したら返してくれないから貸さないという方がたくさんおられまして、安心して貸すという担い手づくりを、これからつくっていくのが、その解決に一番近道なんじゃないかなということで、その担い手づくりの方策を考えたいと

いうふうに思っております。

議長 1番、山田君！

1番議員 特に、先ほど言いましたけれども、私の住んでいる広瀬区については、この遊休農地で整備されて、草刈り等もされてきれいにされている、また交通安全上、それから防災的なもの等についてもきちっとされているようであれば、まだまだ地域の方も理解されるわけですが、やはり今、稲穂がこうして実って、こうしてみると非常に水の体系はどうなのか、またこの秋、冬になって枯れたときにたばこの火でも落とされたらどうなのか等々、この地域の抱える問題は多いと。

また地域の方がそのおうちに行って、お願いされるわけですが、やはり先ほど部長が言いましたように、貸したら取られるのではないかというような懸念もあって、また地域の農業委員の皆さんが行っても、隣のおじさんだから信用あるようであるし、そういう面から見ると、やはり役所の方からペアで、タッグを組んでそうした説明をされてもいいのではないかと。そういうのも必要ではないか。それがこの遊休農地の対策の一つにあるのではないかと思っています。

特に広瀬区については、農業に対するこの地域ブランドについても、一生懸命とられて、エコファーマー等もとられて、農業に対するこの姿勢はあると思っています。ですから、その遊休農地を見るときもっと有効に使いたいなど、あるところはなすびばかりを固めて、そしてあるところはほかの産物を固めて有効利用したいという、この農業をやられる若い人はそういう話もあるわけでありまして、そういう面から見てもどうか先頭になって、この遊休農地、別に広瀬区ばかりではないわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

今、少しずつ、地域行ったら草刈っておられる方もあるんですよ。これは8月ぐらいに私が資料提供のために見せた、写真撮ってきて、見てもろうたもんで、皆さん見ていただいて、このような状況です。今、少しずつ、草、何か言われたんですか、役所から。言われたからやられるという、だれか役所から何か書類が行ったのかなと思ったら、やはりすぐにこうした草刈りもされて、交通安全上見えやすくなったなど思っているところもたくさんありますが、それもやはりあの大きな農地を一人で、一人は鎌で刈ってはりますわ。なかなかこれはできまへんな。そういう点も含めて、対策を練ってほしいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

遊休農地の活用で、活力ある地域づくりと私は思っておりますけれども、どうぞ役所の皆

さん先頭になって、この遊休農地の解決のために頑張ってもらえたらなと思っていますので、よろしくをお願いします。

毎日新聞に、やはり日本の農業の未来に不安と、こういう遊休農地についても、このような声という欄の新聞を切り抜いて持ってきました。夏草が茂る休耕田が点在するのを見ると複雑な思いになると。我が国の食糧自給率は40%足らずで推移しているということだと。フランス130%、アメリカ119%、イギリス74%などで、日本は先進国中でも最低のレベルのようだと。人が生きていく上で最も重要な食糧がこのようないさまで心細い限りであると。日本の原風景とも言われる棚田が後継者不足等で荒地化が進んでいるという。せめて近郊の休耕地は行政側が音頭を取り、有効活用を考えてほしい。狭い日本の国土、荒れる田畑がなくなるよう願わずにはいられないと。これは兵庫県明石市の男性59歳の方が、風景を見ながらこうした感想を述べられておりますので、我々の地域もこういうようになるのかなと思いますので、ちょっと読まさせていただいて、次の対策を練っていただければと思います。

次に三つ目、図書館についてであります。

町長の答弁もありましたが、登録者数の数は平成18年3月で4万5,580人、そのうち広陵町の方は2万1,738人、47.7%。広陵町以外の方ですね、これが2万3,842人で52.3%を示しているわけでありまして。貸し出し冊数もトップクラスであり、将来も堅持してまいりたいとあったわけでありまして、県内においても公立図書館においては、町内の方々にだけ貸し出す施設が増加しているようでありまして。特に北の方に行けば、奈良市においても生駒市においても、住民だけ、市民だけ、町外は貸さないというような、三郷町もそうになりましたし、そういう面から見ても、そのような、今、流れの中にあるのではないかと。しかし、この近辺においてはまだまだ香芝市との友好関係もあるし、というのでこの登録者数はこうなっているんですが、この間聞くと、やっぱり登録者数というのは町外の方が多く、町外の方が多く、それは裏を返せばこの図書館がいいから行きやすいから、借りやすいから、雰囲気がいいから、もううれしいところはうれしいです。けれどもその反面ですね、財政的な考えもあればその点もあると思っています。

それで、今回提出されているサン・ワーク広陵についても、やはりダンスホールを使う、そしてふろも使う、町外の方が多くからやめようやないかという町長の発想もありまして、別に私は図書館をこのようにせいとは言いませんのやけども、町長の考え方はどのような方向性があるか、まず1点聞かせていただきたいと思います。

それから、このトップクラスを維持するのも、やはり館内のつくり、それから開館日の多さ、それから開館時間の長さ、それから本に親しむ工夫がいっぱいある。こうしたことが全国一のトップクラスの図書館の、この運営している中においては、これが必須条件になっているように思うわけです。ですけれども、今、町長の答弁、私は1回目の答弁は100%に近い答弁いただいたと感謝しています。ビジネス図書館についてのこれからの対策等々についても、もう大変100%に近い、私はですよ、思っておりますし、感謝しているんですが、これからこの図書館を10年を迎えて、どう維持をするかということについては、やはり今四つ、五つ言わせていただいたことについては、どのように考えておられるのかお願いしたいと思っています。

それからもう一つ大きな問題が、全国の図書館でも蔵書の紛失が相次いでいるのであります。それから広陵町の図書館の実態はどうかと。蛍光ペンでべったりと線が引かれた本、落書き、汚れ、切り抜きと、飲食物などのしみ、汚れ、私も時々図書館で本を借りるために、ぱっとひらくわけですが、線を書いたり汚れたりしみがついたり、たくさん目にするわけです。これほど、そうした対策に頭を痛めている、この全国の図書館運営についての職員も多いわけでありまして、この何か対策して、何か特効薬があるかどうか。特効薬があるかと問われたら、大概の図書館の館長はないですわと、それはモラルですなというのが回答ですけれども、やはり私は年間を通して多額の税が失われるので、この対策を聞くわけですが、やはりこの間資料を見せていただくと、大体1,060冊がなくなると。それで予算も、金にしたら137万5,242円が、この汚れたりして廃棄したり、持ってこらへんとか、要するになくなるというような数字が出ているものでありまして、これが多いのか少ないのかと問われれば、私はまだ少ない方かなと、もっとほかの大きな市の図書館行けば、もうすごい、これは仙台市なんていうたら、大きいですよ。本の紛失が8,200冊、それから金額にしたら1,600万円というような、このような、それは専門書とか、自分が高い専門書があったら買えないから取ってまおうかと、そういうようなところにあります。図書館に行けばトイレのトイレットペーパーまで持って帰らないでくださいという紙も張ってあるぐらい、トイレットペーパーまで持って帰るから、本ぐらい持って帰るの簡単だろうと思うんですが、その対策をやはり取っていただく必要もあるのではないかと。私はこの貸し出しカードの機械を通すのも、もう少し工夫があってもよいと思っているんですよ。やはりレシート、この電話番号とか、貸し出しはあんたは何日までですよと書いてあるんですが、もう少しそこに破損本が急増していますとか、本が泣いていますとか書いて、ちょっとそこにはさんでいた

できれば、少しでも効果が出るかなと思っておりますけど、ちょっとした効果で、出なかったらやめたら結構ですし、その一つのことでもやってみてもどうかと思ってますし。またある図書館では、やはり目の前にこういう汚れた水で膨らんだ本であるとか、落書きされた本とか陳列して、そういうのを防いでいると。そういうことしか手がないのではないかというようにも言われておりますね。その点、先ほど質問した点を答えていただいて、対策をお願いしたいと思います。

議 長 答弁をお願いします。 町長！

町 長 びっくりする言葉を聞きましたが、町外には図書館を貸さないと、そんな町が出ていようございしますが、私どもの町は非常に公園に恵まれておりまして、県立公園、また竹取公園、豊富な駐車場もありまして、非常に子供を公園で遊ばせながら図書を借りることができると、こんなキャッチフレーズで随分近隣の町村から多くご利用をいただいているところでございます。こんなことが広陵町はいいところやなど、生涯学習にも学校教育にも環境が優しく整っていると評価をいただいているところでございますが、これにも数多くの予算を費やすわけでございますが、引き続きやはり広陵町の役割、地域の役割を果たして、また広陵町に土地を求めるとか、広陵町にお勤めをいただくとか、何らかのご縁があるかと思ひまして、引き続き私は貸し出しを続けたいなと思ってます。

ことは夏休みに職員にしっかり勉強をしていただくということで、予算も組ませていただきました。先日、職員の勉強したことを発表していただいて、図書館から二人勉強していただいて、私も聞かせていただいたんですが、東京の足立区の図書館、また国際子ども図書館を勉強してくれました。今、新しい図書館のニーズとといいますか、そんなことを学んでくれたのでございまして、意欲のある司書に私は感謝をしております。きっとこの二人は、町の図書館に何らかの生かしていただける、行政に反映をしてくれるものと期待をしているところございまして、職員の意欲的な取り組みが町を支えてくれていると、そのように思っているところでございますので、引き続き私は貸し出しを続けたいと、そんな思いでございます。

議 長 答弁。 教育長！

教 育 長 図書館の維持というんですか、蔵書の件なんですけども、これは私自身も、言われたように、特効薬はないと思います。ただ我々、私自身は、教育現場にいたということで、一応こういう理論があることだけ知っておいていただいて、それをどういう形で生かすかということなんですけども、実のところ、ブローケンウインドーズセオリーという言葉があり

まして、直訳すれば破れた窓の理論とこういうんですけれども、言えば軽微なとき、小さなときにそれを修理をしていけば、大きくはものはないと、こういうことで。実際には、この学者も言っているんですけれども、人間というのは、人は匿名性が保障されている、責任が分散されている、そういうときになってくるとどうしても人間は情緒的、衝動的、非合理的な行動をしたくなると、こういうことなんですけれども、それを例えば図書館に生かしてみれば、例えば今マーカーでしたり、または切り抜きしたり、そういうことになってきたときに、例えば今セロハンで張るのあるわけなんですけれども、そういうのを張ったときに、このここはとって小さな黒の字でも入ることができますので、そういうところで本が泣いていますとか、こういうことをしてはだめですよとか、そういう地道なことなんですけれども、それはやっていかななくてはならないのじゃないかなと思います。

例えば、施設設備のときになってしまいますと、天井を破るのは1秒なんですけれどもそれを修理するのは、我々素人では五、六時間もかかるわけなんですけれども、それを何ぼか続けていくと、やっぱり直っていく。

それからもう一つは、やっぱり自分が借りる人というのは、職員に見られているんだなというようなことを考えていったときに、やっぱりあいさつ運動、その中で先ほど言われたように、例えば貸し出しのしていくときに、何か声かけて、何か工夫して声かけていったときに、やっぱり自分はこの職員に覚えられているんだな、そんなことが出てくるんじゃないかなと、こんなことを思うわけですけれども、これは本当にこう職員の毎日の毎日の、地道なところから少しずつでも減らすことによって、また大きな効果が出るんじゃないかなと思っております。すぐに特効薬はないわけですけれども、漢方薬的なもので少しずつでもそういうことを実施しながらやっていけたらと、このように思いますので、図書館長とも話しして、そのことについては考えていきたいと、このように思っております。以上です。

議 長 1番、山田君！

1番議員 今、教育長言われましたようにですね、やはり貸し出しするときの接待の仕方等々、この図書館運営して、この貸し出し冊数が多いというところの一つの中の一つですね。いろいろありますけれども、やはり接待に対するマナー、あいさつというのが一つの、幾つかある貸し出し冊数のトップレベルを維持する中の一つですね。そういうことを考えてもらいたいなと思っています。

社団法人日本図書館協会によると、全国の公共図書館は1,300カ所これでふえたと。少子高齢化で学校、公民館が減る中で、これほどふえた公立の施設はないと。文部科学省の

調査でも、町民が要望する施設の中では断トツであると。それだけにこの図書館というのは、運営についても、いろんな面についても期待されているというところでもあります。本の貸し出し数のほか、地域交流、多様な情報の発信基地として期待も大きいと、この館長は話されているようでもあります。

町長の答弁も、今後は限られた予算の範囲内で工夫を凝らし、図書資料の有効活用に努め、ビジネスに役立つ専門書や高齢者の余暇活動の参考になる図書なども多く取りそろえ、障害の持つ人々はもちろんのこと、乳幼児から高齢者まで幅広い層の利用者が気軽に立ち寄れる図書館。また子供たちも学校図書とあわせて町立図書館読書活動の充実に努めるとともに、さらに広陵町の発展を支える情報拠点として、町民に役立つ図書館を目指し、職員司書の資質能力の向上につとめてまいりたいとあります。今まで、先ほど二人の職員が、東京等で研修された成果も踏まえて、大きな成果を出していただきたいなと思います。

それから2回目に質問した時間の延長とか、そういう点については、開館日をふやすとか時間の長さとか、そういう点についてはどんな考えを持っておられるのか、ちょっとお伺いしていきたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 前と、以前の議会の中でも答弁したと思うんですけども、やはりこの立地条件、それから交通機関、そういうようなことを考えていきますと、やっぱり時間的な延長というのは難しいのじゃないかなと、私自身はそのように考えております。やっぱり、借りる人の安全性というようなものを考えていかななくてはならないのじゃないかなと、このように思っておりますので、やっぱり時間の延長というのは難しい問題だなと、このように考えております。

以上です。

議 長 1番、山田君！

1番議員 4番目の障害者自立支援法について、お願いしたいと思います。

これですね、答弁の中に事業への移行を行われる場合には、現行補助水準が後退しないように努めてまいりたいと考えておりますと、今、町長のお答えがありました。ありがとうございます。将来においてもこうした予算的なものを期待しているところでもあります。

そこで、その障害者自立支援法の施行に当たって、地域生活支援事業についてですが、広陵町すみれ作業所、いわゆる小規模作業所が法人化を取って、地域活動センターに移行を求め、広陵町が委託した場合、地域活動支援センター事業の概要については、事業の具体的内

容を見て、すみれ作業所の利用者数から等見ても、3型に該当するものと考えられるわけであり
ます。事業運営財源は、町の一般財源、交付税措置で実施される基礎的事業は、平成18年
度の内定通知書の補助金交付額、約800万円だそうです。プラス国庫補助加算額150
万円。標準額を上積みすると考えてよいのかどうか、まず1点ですね。

どちらも裁量的経費であり、平成19年度以降に新しい体系に移行した場合に、先ほど言
った額が裁量で減額した場合は、広陵町独自で補助してほしいと、すみれ作業所の方は考え
ておられるわけですが、その考えはどうなのか。それから自立となお一層の安定的な運営を
考慮して、葛城市、高田市と北口4町との共同して、多機能型の運営を目指して、合同研修
をやっておられるわけでありましたが、行政としてはもちろん知っておられるとは思いますが、
それは承知されているのかどうか。されてなかったらされてなかったで結構です。

先ほどの2市4町のいろいろな事業をやっている資源をもとに、共通して友好的に生かし、
自立に向かって取り組みを進め、地域活動支援センターから多機能型共同事業運営をほかの
市や町の手をつなぐ育成会、作業所とできるよう研修会を開催されているようで、内容はで
すね。それで現在のすみれ作業所は、他の町の作業所と比較しても、非常に施設そのものが
狭いと、もう町長も承知の上であります。敷地面積、建物の内容を見ても、葛城市、旧新庄
町のふれあい作業所などを見ても、敷地が565平米、建物が328平米、延べ床面積が3
60.6平米と広陵町のすみれ作業所の延べ床面積の94.6%と比較しても、広陵町のす
みれ作業所は4分の1程度しかない。現状を知っておられると思いますが、その感想を聞
くと、まず。

それから地域で自立してともに暮らすという、自立支援法を生かし、障害者のニーズをく
み取り、あるいは障害者の意向に基づき、必要なサービスを提供すること等により、自立し
た日常生活または社会参加を営むことができるよう、地域で支援していくことを理念に置き
ているわけで、今、障害福祉計画の策定が進んでいるわけでありましたが、正確なサービス必
要量を見込み、整備目標値を設定及びその確保のための方策も必要であります。そうしてみ
ると、町内の障害者を受け入れる事業所として拡張する、充実するという考えはあるのなか
いのか。障害者が地域で自立してともに普通に暮らせる町にするため、町内の10のグルー
プホーム、ケアホーム、福祉や働く場、それらを支える支援者体制づくり、社会参加支援相
談機能の充実と、関連するすべての機関と、住民、障害者とネットワークづくりが急務であ
ると考えております。

この障害者自立支援法の施行に当たって、一つ、運営財源は将来も確保していただけるの

かどうか。町内の障害者を受け入れる事業所として、拡張、充実する考えはあるのかなのか。三つ、現在のすみれ作業所の施設についての感想を聞く。この3点について、町長、担当者、お願いいたします。

議 長 答弁をお願いします。 池田健康福祉部長！

健康福祉部長 いろいろご質問をいただきましてありがとうございます。

まず、今はっきりと町内のすみれ作業所というふうな事業所名を申されましたので、我々もその方で申し上げたいと思います。

今おっしゃいましたように、地域活動支援センターの方に移行されますと、議員がおっしゃいましたように、地方交付税の補助事業ベースと、それから国の補助金であります機能強化型ということで150万円、これは確定をしております。これは聞いております。しかし、地方交付税の部分については800万円とかいうふうにおっしゃっておりますけども、ちょっとその辺は我々も不明で、非常に財源的には不安を持っておるところでございます。この事業につきましては、相談事業とかいろいろな事業あります。そういうところにも委託をして、交付をしていかなければならない。というふうな形で、この辺につきましては今ご存じのように、この作業所につきましては、補助金につきましては県が3分の2、17年度ベースではあったわけなんですけれども、18年度ベースでは2分の1というふうなことで、今回こういう制度になりますと、すべて市町村で負担をしていかなければならないというふうなことでございます。財源が確保できなかった場合につきましては、これはまた県の方にも財源の援助というふうなことも、話をしていかなければならない。そういうときには、議員の方もよろしくお願ひしたいと思います。できるだけ現行の補助金を維持したいというのが、今、町長も申しました考え方でございます。

いろいろとおっしゃいました、今この生活支援事業を実施したいというふうなことで、今、法人格をとということで、すみれ作業所の方は事務的に進められております。もっと拡大して多機能というふうなことで、本来の事業所としてのサービスを提供したいというふうな夢も持っておられます。そういう話は十分に我々も聞いております。そういうところにあって、支援できる部分につきましては、町として支援をしていきたいというふうな考えでございます。

また施設の問題につきましては、近隣市町村で非常に狭いというふうなことも、過去に施設の建設というふうな話もあったわけなんですけれども、その辺がうまく話し合いができなかったというふうな経緯もございます。今こういうセンターに移行されて、当然、市町村が委託をするという場合には、作業所の方についても、その施設の使用料等についても、お支払い

しなければならないというふうな話もございます。そういうふうなことから、施設については今後作業所と町とのいろいろな面でお話をしていきたい。またこういうセンターがまたどこかまでできるかわからないと、こういう場合には、そしたら町はどういうふうな対応をしていかなければならない。この辺が町長も申し上げているように、均衡を図っていかなければならないというふうなことで申し上げているわけでございます。そういうことで、今後はいろいろとご意見もあろうかと思えますけれども、お互いに話し合いをして、いい社会づくりをしていきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

議 長 1番、山田君！

1番議員 時間がないから次のときにやります。言うだけ言うて、後で答えちょうだい。

すみれ作業所については、本当にああいうお子さんを持って、今日まで苦勞されてきたと。今これできるのは、我々、これちょっと言い方悪いですけども、商売上こうした商売され、そういう人を集めて商売されると。けれども、すみれ作業所とかいうのは、本当に昔から、そういう今の体制のないところからこうして積み上げて苦勞された作業所であるということをご承知であると。町長も、町長になられるまではそういう施設で働かれて、ノウハウはすべて知り尽くされておると思えますので、どうぞよろしくご理解いただいて前へ進みます。（不規則発言あり）

それから2番目に、やはり地域支援事業の充実について、やはりこの必須科目とかこの町であるとかいうのはありますけど、この負担軽減について、私はちょっとお願いしたいんですよ。時間もなくて申しわけないですけども、この地域生活支援事業について、やはりコミュニケーション支援事業であるとか、日常生活用具給付事業等であるとか、やはりこうしたことについては、特にこの日常生活用具給付等事業については、生活保護がゼロ、所得1の人は1万5,000円、所得2の人は2万4,600円、一般の人は3万7,200円と。これはどの辺から数字出されてるかわかりませんが、ある市に行けばこの所得はゼロ、所得1の人は6,000円、そして所得2の人は1万2,000円とか、一般の人は2万4,000円とか、非常に軽減が多いですので、また後で言います。

議 長 発言時間が終了いたしましたので、以上で山田君の一般質問は終了いたしました。しばらく暫時休憩いたします。

(P.M. 0:20 休憩)

(P.M. 1:32 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

3番、山村議員の発言を許します。 山村議員！

3番議員 山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

秋篠宮ご夫妻に、待望の第三子が誕生され、日本列島は祝賀ムード一色に包まれました。新しい命の誕生は大変うれしいことです。厚生労働省の発表によると、ことし1月から6月の上半期の出生数が54万9,255人を数え、前年同期に比べ1万1,618人ふえました。上半期ベースで前年を上回るのは、2000年以来6年ぶりだそうです。かけがえのない幼い命を大事に育てることは、すべての命を大切に作る人間主義の政治に通じます。公明党が目指すものも、一人一人が心からうれしいと喜び合える社会づくりにあります。愛する郷土広陵町で子供たちが健やかに育つよう、また住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのため、今後も一生懸命働かせていただく決意ですので、よろしく願いいたします。

まず、1番目の沢の浄化センター入り口交差点にある植樹柵についてですが、植えてある木が成長し、伸び放題の状態です。県はもちろん、地元住民の方も手入れはしてくださっておりますが、「靴下の町 広陵町」の看板に木がかぶさっており、外観もよくありません。また横の歩道が通学路になっていますが、見通しも悪くなっています。河合町との境界であり、まさに広陵町の入り口であるところなので、整備を要望いたします。そこでご質問をいたします。

1、靴下の町広陵町の看板のかけかえの進捗状況をお聞かせください。

2、木を伐採し花を植えてはどうでしょうか。

3、その管理を地元地域住民に任せてはどうでしょうか。住民と行政による新たなパートナーシップ、協働の試みとして注目を集めているアダプト・プログラム制度があります。アダプト・プログラムは、1985年アメリカテキサス州の運輸局が地域住民に担当区域を割り当てて清掃協力を呼びかけたアダプトハイウエーが始まりです。アダプトとは養子にするという意味です。

日本でも90年代後半から、自治体での採用が始まり、全国で150を超える団体がこのシステムを採用しています。街路や公園などごみが散乱しやすい公共の場所を、養子、里子に見立て、行政側と合意書を交わして里親となった住民や団体が一定の区間を一定期間担当する形で、清掃や草花を植えつけなどの美化活動を行っています。行政側は清掃活動の用具などを貸し出すほか、事故などの際の保険について責任を持ち、集められたごみを収集するなどして里親を支援します。自治体が財政難となっている中で、地域住民の参加意識に訴え

ながら、環境整備を進めていく制度を広陵町全町に広げてはどうか。

2番目の児童の放課後保育についてですが、放課後、子供たちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりを推進するため、文部科学省と厚生労働省は地域子ども教室推進事業、文科省と放課後児童健全育成事業、厚労省が連携して行う放課後子どもプラン、仮称ですが、を創設いたします。具体的な連携方法や推進体制などは来年度予算の概算要求までに両省間で検討するが、2007年度中に全国すべての小学校区約2万3,000カ所で、空き教室などを利用してスタートさせたい考えであります。1、放課後対策をスピードアップする。2、子供の安全を確保するとの観点から、プランの実施については学校の協力が不可欠と判断。基本的には教育委員会が主導し、福祉部局との連携のもと、実効性のある放課後対策にしていく。各市町村では、校長や教頭を構成メンバーとする運営組織を設置。福祉部局職員や教員を目指す大学生、教員OB、地域のボランティアなどの協力を得て子供たちを預かる。場所は当面児童館や公民館なども認め、将来的には小学校内で実施していくとあります。

読売新聞によりますと、スタッフは教員OBや地域住民で、勉強やスポーツのプログラムを用意して、児童が放課後を学校で過ごす環境を整えるほか、共働き家庭の子供向けにはさらに時間を延長する。子供が安心して遊べる居場所づくりや、子育ての負担軽減による少子化対策につなげるのが目的とあります。保護者の方々から、放課後児童育成クラブの時間延長や、学年の引き上げ等のご要望がありますので、朗報であり、非常に期待しております。来年度から全小学校で実施できるのかどうか、広陵町の取り組みをお聞かせください。

3番目の子育て支援についてですが、なかよし広場が大変好評で、なかよし広場で出会った方たちが仲良くなり、お互いの家に遊びに行くようになった例をお聞きしております。お母さんたちから開催回数をふやしてほしいとの要望がありますが、さわやかホールでの開催では場所的に厳しいのではないのでしょうか。サン・ワーク広陵を再整備し、来年4月を目指しての改修案が提出されておりますが、変更もまだ可能だと思います。施設の一部を子育て支援センターとして活用してはどうか。また認定こども園、幼児虐待ネットワーク等、子育て支援の課題は山積しております。こども育成課の設置を再度要望いたします。

4番目の出産育児一時金の支給方法についてですが、公明党の推進で出産育児一時金の支給額が、ことし10月から35万円に引き上げられます。広陵町でもこの9月議会において、国民健康保険条例を改正する議案を上程していただいております。現在の制度は、出産後に請求し一時的に高額の分娩費を親が一たん立てかえる必要があり、制度の改善を求める声があります。他の自治体では一時金を受け取るまでに1カ月近くかかる場所もありますが、

広陵町では出生届を出せば、即時に交付する対応をしてくださっているのは存じております。しかしさらに親の負担を軽減するため、保険者から直接医療機関に分娩費を支払うことで、出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた額を支払うだけで済む、受領委任払い制度を導入してはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

議 長 それでは、ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山村議員のご質問にお答えをいたします。

冒頭にお話をいただきました、子供がふえているという上半期であります、うれしいことでございます。

ご質問いただきました沢の浄化センター入り口交差点についてでございます。3点申されました。順を追ってご説明を申し上げます。

「靴下の町 広陵町」の看板は、過去に5カ所設置いたしました。それが台風や老朽化で現在六道山、沢の2カ所となりました。点在するいろいろな看板は本町をイメージするものや、具体的に案内する観光用看板等、文化財をスポットとするものなど、町の文化に触れる重要な役割を果たしているものと思っています。このような看板はより効果を果たすため、新たに総合的な見地から関係機関と連携を取りながら、より効果的な設置を図っていきたいと考えています。木を切ることにつきましては、奈良県の道路附帯施設でもあり、協議の上対応したいと思っております。

次に地域の方がお手伝いしていただくのは、町としては管理上理想的な姿だと思っています。早速実現する手続をとりたいと考えます。アダプト・プログラム制度の導入につきましては、クリーンキャンペーン等を通して実施しています美化運動を行政の役割として、住民との協働によります美化に邁進していきたいと思っています。

2番の放課後保育につきましては、教育長が答弁をいたします。

3番でございますが、子育て支援についてでございます。ご提案いただきましたサン・ワーク広陵の再整備における子育て支援事業の開設については、現在さわやかホール4階大会議室で行っておりますなかよし広場の実施回数をふやしてほしいと参加者の声があり、充実を図るためにも、サン・ワーク広陵での開設に向けて準備を進めているところでございます。また認定こども園など、今後の子育て支援政策につきましては、幼保一元化研究とともに取り組んでおります。なおこども育成課の設置につきましては、現在行政組織のスリム化に努めており、原課担当係として充実させたいと考えております。

4番目でございます。出産育児一時金の支給方法について、ご提案をいただいております。ご質問の出産費用に対する受領委任払い制度につきましては、出産は病気に当たらないため、保険適用とはなっておりません。そのため町といたしましては、現在、出産育児一時金は、出生届のとき、また出生届前であっても、母子健康手帳に出産したという証明があれば、申請に基づき即時交付を行う対応をしており、大変喜んでいただいているところでございます。

ご提案の受領委任払い制度につきましては、平成18年8月30日付で、文書で厚生労働省保険局長から奈良県知事に通知があり、それを受け、奈良県福祉部長から市町村に対し、被保険者が窓口で出産費用を支払う負担を軽減する観点から、保険者は被保険者が医療機関等を受け取り代理人として、出産育児一時金を事前に申請し、医療機関等が、被保険者にかわって出産育児一時金を受け取る仕組みの導入に努められたいとの文書送付を受けたところでございます。実施につきましては、医療機関等、関係機関との協議も必要となりますので、少々時間がかかると存じますが、前向きに取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 山村議員の質問に、放課後保育について答弁いたします。

放課後保育の言葉は、8月29日の新聞紙上で知り得ました。内容とほぼ同じ事業は、本年5月下旬、全国町村教育長会議の資料の中に、文部科学省の推進する地域子ども教室推進事業と、厚生労働省が推進する放課後児童クラブの設立を、少子化担当大臣の少子化対策の観点から、文部科学省、厚生労働省の両事業を一元的に実施する方向で決定され、総合的放課後対策事業として（仮称）放課後子どもプランとなりました。このとき、事業の内容として、事業連携の基本的な方向性と、今後の進め方について示され、特に具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算請求時までには両省間で検討するとのことになっております。本町といたしましては、当を得た事業として、国や県に期待し、積極的に推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 それでは山村さんの質問事項1に対して、2回目の質問を受けます。3番、山村さん！

3番議員 本来なら、広陵町をアピールする役割を果たすべき看板ではありますが、今は本当に目立たない状況であります。その、「靴下の町 広陵町」の看板5カ所のうち、2

カ所が健在しているとのことですが、あと3カ所はどこでしょうか。また18年度の予算で、かけかえの予算が計上されておりますが、同じところに設置されるのでしょうか。沢の交差点の植樹柵は、地域住民から見ましたらどういう意味を持って設置されたのでしょうかという疑問のお声があります。ある方からは、全部取ってしまったら、もっと見通しがよくなっていいのというお声もあるほどであります。どうか県ともよく協議していただいて、早急な改善をお願いいたします。

アダプト・プログラム制度は、県も導入しております。この広陵町で行われるクリーンキャンペーンをアダプト・プログラムという意味でとらえておられますけれども、このクリーンキャンペーンは年何回行われておりますでしょうか。

議 長 中尾都市整備部長！

都市整備部長 靴下の町の看板でございますが、今現在2カ所残っているわけでございますが、残っているところにつきましては別に壊して建てかえるというつもりではなく、そのまま使えるところは使うという形でやりたいというふうに思っております。また本年5カ所の場所を考えているわけですが、したがって新しく今現在二つの地区以外に5カ所できるということになります。場所そのものにつきましては、今まであったところをベースにしながら、全く新しいところも2カ所できるわけですので、よく目立つといいますか、わかるところをよってやりたいというふうに思っております。

それと浄化の入り口にある、いわゆる木が植わった植柵の部分なんですけど、当初は浄化センターがつくられたときに、浄化の入り口だということで、浄化のシンボリックに建てられたというふうに思いますが、最近県の方と協議をいたしまして、いわゆる形態がよくないので取ってこないかということも要望しております。その話の中で、県がすぐ動けないんだったら町の方でやってもいいかということも申し入れております。その中で、町にお任せするという返事も聞いておりますので、町の方で何とかやりたいというふうに思っております。

クリーンキャンペーンは、年に1回、失礼2回ですね、2回行っております。いわゆるクリーンキャンペーンをやってるからアダプト制度をもう使っているよということじゃなくて、アダプト制度そのものは、大変広陵町の将来のいわゆる公園や公共施設の管理にとってかかせないような仕組みだと、そういう形でありたいというふうにも強く思っておりますので、どしどしそういう制度そのものを、広陵町全域にわたるような仕組みにしたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 3番、山村さん！

3 番議員 ありがとうございます。

本当に早急に対応してくださるということをご期待しております。このアダプト・プログラムですが、そうやって受け皿をきちんと制度化してくださることで、地域の住民意識が高まっていくと思うんです。私も不法広告物の撤去作業のボランティアをさせていただいておりますが、やはりやっぱり、いつも意識して広告物を見てしまって、こんなところにもあるという形で、時には他の町のところでも目についてはがしたくなる時もあるんですけれども、こうやって行政が下地をつくって呼びかけていただくことによって、住民意識の種がまかれて、協働の意識が大きく花咲いてくると思いますので、非常に期待しております。

あるアダプト・プログラムに参加している方の新聞の投書があったんです。それを読ませていただきますが、異常気象の影響か雑草が所構わず生い茂っている。私のジョギングコースである河川沿いの歩道の茂り方も半端ではない。ごみと絡んで環境美化を著しく損ねていたため、皆さん一緒に里親制度に登録して、2カ月前から数人のメンバーと週一、二回の活動ペースでクリーン活動を、除草ですけれども開始した。生い茂る雑草は根が強く、歩道の一部を壊すほどの勢いで広がっている。生命力の強さに驚き、汗まみれで葛藤すること、2カ月間の労作業で見違えるほどすっきりきれいになった。川面を渡る風は心地よく、道行く人との対話や激励に、さわやかな疲労と充実感を覚える。市民の導線であり、憩いと散歩コースである歩道がだれにも振り向かれず、雑草とごみで覆われ泣いているようだ。利己主義、無関心、生命軽視が横行する現代社会の一面を、鋭く映しているかのよう。作業はまだ始まったばかり、美化運動の輪を広げながら、さわやかに持続していきたいとありました。本当に今一番心配しておりますのは、ごみの有料化が11月から始まり、不法投棄が行われるのではないかということ、皆さんすごく心配されております。今でも河川、堤防を走りましたら、ぼい捨てというのは本当に目に余るような状態ですけれども、これについての対策はどう考えておられるでしょうか。

議 長 吉村住民生活部長！

住民生活部長 広陵町全体の環境美化ということ、やはり基本に置いて、町長もいろんな質問の中でご披露されております大和川の環境改善、そういった事業ともタイアップさせながら、不法投棄のされるようなおそれのあるところの美化に、基本的に努めていきたいと、今そう思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 次の質問に移ってください。3番、山村さん！

3 番議員 お取り組み、よろしく願いいたします。

この放課後保育のことにつきまして、ある方から私のもとにメールが届きまして、その方は核家族でフルタイムで働いておられる方で、本当に深刻な悩みをお持ちでした。特に夏休みは、勤務の状況がありますので、小学校2年生のお子さんをお持ちですが、保育のサポートを使い、送り迎えを時間給600円を払って、往復行きと帰りで1,200円を毎日払いながら、児童育成クラブに預けておられるという状況をお聞きしまして、本当にこれはどうにかならないかなということをお聞きしていただこうかなと思っていた矢先に、こうして、私も新聞紙上で知りまして、本当にこれはうれしいことだなと思って、教育長がいつも言っておられる開かれた学校ということにつながっていく。また、地域の方々との交流を生かしながら、子供たちが今は本当にゲームとか遊び方の質が変わってきて、本当の遊び方を知らない子供たちが多くなっている中で、これを充実させていただくということで、違う学年の子供さんたちとの交流とか、また地域、また高齢者の方々との交流というのを、すごく期待して、広陵町での取り組みを待ちたいと思っております。

東京の江戸川区で、すくすくスクールということをもう既に実施されているのがあるんですけども、これは文科省の地域子ども教室推進事業の一環として実施されているもので、ボランティアが放課後、子供たちに体験学習など支援するもので、校庭や体育館で、すべての江戸川区の小学校で行われておりまして、1年生から6年生までの子供たちが、大人たちと一緒に遊んだり、勉強したりしているそうです。全国初の高齢者事業団など高齢者の健康といきがいづくりに取り組む伝統が生きていることもあるが、同区の取り組みは積極的で、協力者として登録されている大人は、多い学校で80人ほどいらっしゃるそうです。高齢者の活躍が評判を呼んでいるそうであります。午後5時の活動終了後、子供たちの自宅近くまで送りながら本人が帰宅することも、お年寄りとお年寄りが一緒に帰宅することも少なくないということが報告されております。

行財政改革とともに、高齢者の地域貢献、子供とお年寄りの交流という視点からも、今後の展開が楽しみです。高齢者の多くの方々には、学びたいという気持ちとともに、教えたい、伝えたいという意欲と能力を持っていらっしゃると思うんです。これから定年によってこれまで会社人間だった多くの団塊の世代、地域で活動する機会がこういうことでふえていくんじゃないかということをお聞きして期待しております。こうした人々の円熟したパワーを生かすことで、地域社会は豊かになっていくんじゃないかなと思います。また、子供の安全対策においても、子供をねらった凶悪事件が相次いだことから、今でも町内の方々も協力して下校時に子供と通学路を歩いて、見張り役をするような動きもあります。こうやって地域が必要

としている人材と、やる気のある高齢者を結びつけていく知恵と工夫が地方議会や行政に求められていると思いますが、いかがなものでしょうか。

議 長 答弁。 教育長！

教 育 長 結論的にいいますと、私は地域の教育力を上げていくのにはいい方法だなと思っております。しかし、答弁のときにも言いましたように、私のところに実のところ来ているのは、紙1枚だけなんです。実際にそしたら絵をかこうと思っても、実際にこれから予算措置、それから形態、そういうことを考えていったときにも、どのようになるかなという心配もしているわけですが、この1週間ほどのテレビ見てますと、この間NHKの方も杉並区の方でのことをやっておりましたし、またいろんなところで、これらしきものもやっております。どんな方法になるかもわからないんですけども、本町は5校あるわけですが、児童・生徒数も変わりますし、また空き教室の数も違います。すべてが一堂に同じ方法でやれるかということについては私自身も心配があるわけですが、そのことについては長期的にも考えながら、早く実施をしてまいりたい。そして地域のいろんな方の力を学校の中に取り入れながら、地域の教育力というものを推し進められたらなど、このように思っていますので、またご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 3番、山村さん！

3番議員 まだそういう通達というか、はっきりとしたものが見えない状態ですので、もう本当に期待するというお言葉だけを添えて、2問目は終わりたいと思います。

3番目の子育て支援で、町長様から本当にサン・ワーク広陵を子育て支援の事業に使うということを回答をいただきまして、本当にありがとうございます。本当に、サン・ワーク広陵での改修はこれから始まりますけれども、常駐というか常在でそういう施設を使用していただく方向なのか、それとも今のように間借り状態で開催する方向なのか、私自身というか、皆さんのご期待というのは、毎日、できましたら毎日、そういう広場を開放していただくことが一番の望みであると思います。隣の香芝市においてもおうちの公園というのが福祉センターにありますけれども、月曜日から金曜日、朝9時から5時まで祝日はお休みですが、市内在住の未就学の、幼稚園就園前のお母さんとその保護者の方には開放されて、交流をしながらとか、またご相談をしながら、子育ての不安を解消することができる自由な空間として設けていただいておりますが、いかがでしょうか。

議 長 山村助役！

助 役 なかよし広場については、いろいろご好評をいただいております。非常に成果が上がっているというふうを考えております。サン・ワークにつきましては、部屋の利用形態等もございますので、どういった需要があるのか、それから部屋の利用実態も踏まえながら、できれば毎日開設できればいいんですが、その方向に向けて検討協議をいたしたいというふうに思います。今の段階で正確に毎日開催しますとも申し上げられなくて申しわけないんですが、以上よろしく願いをいたします。

議 長 3番、山村さん！

3番議員 これも本当に、町当局から本当に前向きなご回答をいただきまして、非常に、皆さんのご期待があるということをごさらに申し述べて、お願いさせていただきます。

4番目の出産育児一時金、本当に厚生労働省からの通達が、通知が県からまだ町にあったということで、これは本当に強制的なものではなくて、町の判断にゆだねられたところがありますので、前向きに取り組んでくださるというご回答いただきましたので、これもあわせてよろしく願いいたします。本当にこの出産育児一時金は、それであれなんですけれども、妊婦健診というのが1回、母子手帳交付時に1回健診というのをいただいておりますけれども、妊婦の費用負担の軽減ということで、もう1回できましたら健診を受けられるような補助をしていただけないかなと思います。いかがでしょうか。

議 長 池田健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問にお答えを申し上げます。

少子化対策というふうなことでご提案をいただいたわけでございます。現在、母子保健事業の妊婦の健康診査1回、これは奈良県もすべて、県が契約の関係をしておりますので1回。全国的には、かなり回数をふやしておられる市町村もあるというふうなことを聞いております。そういうことで、今後、少子化対策の事業の経済的支援のというふうなことで参考にはしていきたいと思っております。現在、ご存じのように、国とか都道府県、市町村、民間が少子化対策事業を進めておるわけでございます。出生率が非常に下がってきていると。現在若干上がったというふうなことでございます。そういう傾向で、ヨーロッパの方では、非常にそういう出生率が下がるのが抑制されてきているというふうなことを聞いております。これを見ますと、やはり施策的にはヨーロッパとも変わらない施策をしておるわけなんです、我が国も。ただその事業の充実の問題があるというふうな指摘があるわけで、我々もそれを認識しておるわけでございます。特にいろいろな事業をしている中で、多くの方を対象にする事業、

要するに今ゼロ歳から12歳の国が進めております児童手当、これにつきましては当然、財源は国、都道府県、市町村、それから企業も加わっておるわけでございまして、こういう施策をもう少し充実して、経済的支援をするのは一番いいのかなというふうな思いで、これは県を通して我々も国の方に要望していきたいと思うわけでございます。

山村議員の政党は、子育て支援に何か40年の歴史あるというふうに以前お聞きさせていただきましたので、今回の児童手当につきましても、この辺につきましては非常にご努力いただきましたので、再度ご努力をお願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

議長 3番、山村議員！

3番議員 ありがとうございます。

本当に広陵町、未来に伸び行く町でございまして、しっかり子供を育てるということは、広陵町の未来が明るいということになりますので、本当に町の取り組みということに期待しております。また議員の方々が、本当にこの出産育児一時金の議案審議に対して、本当に前向きな意見を多く寄せてくださったことが、私は本当に希望を持っております。本当に広陵町議会も町当局も力を合わせて、子育て支援に大きく取り組んでまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長 そうですか。以上で、山村さんの一般質問は終了いたしました。

それでは、次に乾君の発言を許します。

10番議員 青木議長のお許しを得て、登壇し一般質問いたします。10番の乾 浩之です。今回は4項目13点について質問しますが、4項目めの2点は、過去にも質問しましたので、実質11点になります。ご答弁よろしく申し上げます。

では1項目め、少子化に歯どめがかからないと、年金などの社会保障制度や社会構造を将来にわたって維持することが難しいので、少子化社会対策法とともに、次世代育成支援対策推進法と改正児童福祉法も15年度に国会で成立しました。そして、子供を安心して生み育てられる社会に向けた取り組みのために、16年度中にも支援策や数値目標を盛り込んだ行動計画を策定することが、全自治体と1万2,000の大手企業に義務づけられたこと。私はそのころ議員就任1期目で、この法については何も理解できませんでしたが、さすが先輩議員の山田議員は16年6月の第2回定例会で、行動計画に関して一般質問されています。私は2年おくれで3点質問します。

1点目は行動計画の内容について、項目が多いとのことですがよろしく申し上げます。2

点目は策定委員会の構成について。3点目は策定委員会発足してからきょうまでの経過の概略について。

以上で1項目めの質問を終わり、次2項目め長期ビジョン樹立のために関係して4点質問します。

第1点目は、去年実施された国勢調査結果による、本町の年齢3区分構成比をもとにしての、30年後の本町の年齢3区分構成比の推計値を示してください。第2点目は、30年後の合計特殊出生率の推計値を示してください。第3点目は、経済のグローバル化による国際的な競争の結果は、日本の労働賃金制度を変え、完全失業率5%、フリーターやニートは社会現象化、何でも急速に激化していく時代です。その実態把握は困難ですが、だからこそ、なお一層行政当局は情報網を駆使して、来年のこと言うたら鬼笑うということわざがありますが、30年、50年先を予見しての施策、適切でなかったため、泥縄式の事例が県下に惹起してきました。具体性豊富な数字から予見しての計画樹立はますます必要だと思います。さて現在、私は、所得格差は進行中と感じています。町長の所得格差の有無についての所見を聞きたい。4点目は、格差の有無に関係なく、高齢化社会への対策で広陵町の特徴的な策を聞きたい。

以上で2項目めを終わり、3項目めの議員定数関係に移ります。

3項目めは、3点質問します。1点目の質問に入ります前に、約1年半前から18回にわたり、研究、討議、協議を真摯に根気強く取り組んでいただき、広陵町政発展のために、広陵町第3次行政改革大綱に関する答申を、7月4日に答申していただいた委員の皆様にお礼申し上げます。

さて第1点は、答申書の中の議員定数削減について述べられていますが、町長の素直な所見を聞きたい。2点目は、奈良県下の12市と15町の定数削減状況を知りたい。3点目は、国には人口と産業形態が似通った自治体を分類した類似団体というものがあると聞いています。あれば広陵町はその何区分に属しますか。できましたら、その関係資料を提示してほしい。

以上で3項目の質問を終わり、最後の4項目め、地域の活性化に関して3点質問します。

まず1点目は、大型店舗イズミヤが安部新田に進出することを聞いていますが、町当局として地元業者との共存共栄策や、地元住民の雇用面での優遇策を考えていただいているのかどうか。2点目は、公共交通運行システム導入調査の進捗状況と、中和地区福祉有償運送共同運営協議会のその後の様子を知りたい。最後は、3点目は百済73号線と県道田原本広陵

線の整備事業と百済公園の進捗状況を再度聞きたい。

以上で、壇上での私の一般質問を長時間にわたり聞いていただきまして、ご清聴に感謝申し上げます。ありがとうございました。

議 長 それでは、ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。 平岡町長！

町 長 ただいまの乾議員のご質問に、お答えを申し上げます。

まず行動計画でございまして、3点ございました。続けて申し上げます。

急速な少子化が進む中、少子化に的確に対処するため、平成15年7月に少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法が制定されました。次世代育成支援対策推進法では、市町村、都道府県及び規模が300人以上の事業主に行動計画の策定が義務づけられております。平成16年度末に策定いたしました広陵町次世代育成支援行動計画は、福祉以外にも幅広い分野を、総合的、包括的に取り入れ、平成17年度から平成21年度までの5年間の前期計画となっています。またこの前期計画を平成21年度末までに内容を見直し、平成22年度から平成26年度の5カ年の後期計画を策定することになっております。

行動計画策定に当たりましては、住民ニーズを把握するため、議会、青少年健全育成協議会、民生児童委員、医師、学校長などによる次世代育成支援ニーズ調査委員会を設置し、平成16年2月に調査を実施いたしました。議会、そして地域住民及び児童関係団体、保健、医療、教育、警察等の代表者16名による、次世代育成支援行動計画策定委員会及び庁内関係課長7名による次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議を平成16年7月に設置し、審議検討いただきました。子供が健康に育つ環境づくりに、子供の元気と元気な子育てを支援する環境づくりなど5項目の基本方針と施策や事業を定めていただき、特に延長保育事業、一時保育事業、つどいの広場事業及び放課後児童健全育成事業などの特定14事業や、スクールカウンセラーの配置、家庭教育学級の実施、交通安全教室の開催や、子ども110番の家の設置などについて、目標事業量を設定し、現在その達成に向けて取り組んでおります。

2番でございます。長期ビジョン樹立のためということで、ご質問がございました。

平成17年度に国勢調査を実施いたしましたが、詳しい集計結果はまだ届いていません。本町は人口増加率が県下で2番目の4.4%でした。お尋ねの2035年の本町年齢3区分構成比の推計値は、人口問題研究所の2030年データ予測では、人口は3万3,631人で、高齢者社会、65歳以上でございますが、その対策については2000年を1としたとき、2030年の比率は2.3倍になると予測されています。奈良県下の平均は2.8倍でいずれも高い比率となります。合併推進構想では、平成42年で4万93人。町の第3次基

本構想の中では、平成22年で3万8,000人であります。

次に3区分の人口ですが、35年の区分としての資料はございませんが、平成21年の予想では、3区分別人口としましては、ゼロ歳から14歳が15.2%、15歳から64歳が67%、65歳以上が17.5%となっています。合計特殊出生率、これは15歳から49歳までの出産率であり、平成17年現在で1.21人でございます。また所得格差の問題につきましても、これまでの小泉内閣三位一体改革路線の終盤期になって、勝ち組負け組などという世論を耳にいたしますが、このことを感じ取る一つの指標といたしまして、本町の平成18年度における一定所得に対する課税標準の段階を見てまいりますと、納税義務者のうち10万円以下の占有率は3.6%、453名でございます。10万円を超え300万円以下では68.6%、8,644名でございます。300万円を超え1,000万円以下で25.3%、3,202名でございます。1,000万円を超える占有率は2.5%、309名でございます。ここ数年の住民税の課税標準額だけをとりえてみた場合、低額所得者と高額所得者と称される占有率は小さく、一定の平均所得家庭がその大部分を占めており、極端に所得格差が生じている状況ではないと感じるところでございます。

次に、高齢化社会への対策についてであります。今後はますます増加が予測されます高齢者につきましては、各種社会保険制度におきましても、制度改正等により、予防重視型施策への転換が図られております。これらを反映して、本町におきましても、健康長寿を目指し、住みなれた地域社会で互いに支え合いながら、生き生きと健やかに安心して暮らしていけるよう、地域の人々のご協力をいただき、生活に密着した保健福祉や防災対策の施策を、高齢者の目線から推し進めてまいりたいと考えるものであります。

次に3番目の議員定数のことでございます。三つ、ご質問をいただいております。広陵町第3次行政改革大綱に関する答申のお尋ねでございますが、各自治体における議員定数問題について、世論をにぎわせている昨今でございます。基本的に申し上げるならば、議員定数が少数であれば経費面に対する節減効果が出ることとなりますが、議会は住民の意見を反映する言論の府であることから、議員定数のあり方については、議員諸氏によって検討され、結論を得られるべき問題ではないかと考えます。

お尋ねの県下市町村の議員定数削減状況でございますが、平成17年4月から本年8月までに、議員定数の減員をされた市町村は8団体であり、さらに平成18年9月以降に議員定数を、減員するという条例を既に可決されている市町村は14団体であります。

次に類似団体に関するご質問でございますが、これは人口と産業構造により、全国の市町

村を類型別に分類し、その結果同一の類型に属する地方自治体をいわゆる類似団体と申し、類型別に示された指標を、財政運営の適正化と健全化を図るための比較検討の資料として活用しているものでございます。平成18年度における累計は、平成12年度国勢調査の結果に基づき、中核市と特例市についてはそれぞれ5類型、都市については27類型、町村については38類型の合計75類型に分類されております。本町は町村類型Ⅶ-4に分類されて、県内の自治体では田原本町と斑鳩町が同じ類型に分類されております。県下市町村の類型及び議員の定数に関する資料は別にお配りさせていただいております。

次は、地域の活性化について、ご質問でございます。大型店舗イズミヤの進出に伴って、優遇策を考えているのかどうかでございます。

答弁は、大型店舗イズミヤ進出については事前協議中でございます。協議の段階で明らかにされていることを申し上げたいと思います。共存共栄については、店舗のスペースの一角で、地元の農産物や靴下等、特産品の販売コーナーをつくり、地元をアピールしたいと言われております。また多くの人手が必要であり、これらの雇用は地元優先雇用を申し出られており、ご理解をいただくとともに、各種の管理業務について、サービス公社、シルバー人材センターなどの活用をPRしているところでございます。しかし、事業実現が第一でございます。事業計画調整許認可に向けて努力してまいりたいと思っております。

次に4-2、地域の活性化についてでございます。公共交通運行システムの導入調査等の進捗状況でございます。

答弁として、公共交通問題に関しましては、去る6月議会で答弁させていただいたとおり、年度内に交通運行システム導入調査を実施してまいりたいと考えています。現在、調査実施に向けて作業を進めており、その調査結果により成案をまとめてまいりたいと考えています。また中和地区福祉有償運送共同運営協議会についてでございますが、9月12日に事務局となる大和高田市において協議会が開催されます。実施法人等からの申請件数は、現時点で高取町2件、橿原市1件、香芝市2件、御所市1件と、本町1件であります。本町の1件は、本町を活動区域とする三宅町に所在する、知的障害者授産施設ひまわりの家からの申請書の提出で協議されるもので、今後障害者や介護認定者の利便が増すものと考えております。

最後でございますが、地域の活性化に関して、百済73号線と県道田原本広陵線及び百済寺公園の進捗状況を問われているものでございます。

答弁として、百済73号線の進捗状況であります。ただいま地権者の方とは基本的な内容では合意をいただき、契約のための手続を進めているところであります。整備手法につい

ては、曾我川から高田川までの東西約4キロメートルを、農道整備としてまちづくりやまちづくり交付金による道路改良事業、そして交通安全等、施設整備事業などの事業を考えております。

次に、県道田原本広陵線の進捗状況でございますが、奈良県の施行で東小学校から東へ約540メートル、百済の信号までの区間で車道幅員6メートル、歩道幅員2.5メートルを設け、全道路幅員9.75メートルとする道路拡幅工事でございます。平成18年度現在において、丈量図と図面の作成が完了し、工事の位置が確定いたしました。10月ごろから用地の一部になりますが、地元地権者へ用地交渉に入ります。これが18年度奈良県で予定されている事業計画です。

また、この事業の完成は、平成20年度の予定です。工事が完成しますと、東小学校の通学路として安心・安全が確保される道路になります。

次に百済寺公園の進捗状況につきましては、契約の基本事項は円満解決いたしました。今、話し合っていますのは、土地収用法によります税務手続について、正式文書をお渡しすることが残っています。このたびの円満解決に当たって、議員各位を初め、地元の皆さんのお力添えに感謝を申し上げます。

以上のとおりでございます。

議 長 それでは質問事項1に対して2回目の質疑を受けます。 10番、乾君！

10番議員 町長ありがとうございます。

行動計画長期ビジョン樹立のための答弁をいただき、意を強くいたしました。なかなか難しい点もあると思いますが、よろしくお願いします。

3番目の議員定数削減に入ります。議員定数について、もう少し町長のお考えを言っただけかと思っていましたが、ちょっと余りにも少なかったように思いますねんけど、私は町長の5年、50人、5億円削減策に対しては敬意を表しています。それと同様に、私は議会の方も削減しなくてはならない時代がやってくると思います。近隣市町村は1割、2割削減されてきています。人口にも関係あると思いますが、町がそのまま行けば財政赤字になってくるのも間違いないと思います。北海道の夕張市のような、倒産して国の管理になるような町にはなってもらいたくありません。町長としては、これから先、自主財政でやっていけるかどうかをお伺いしたい。またそれと、合併問題について、少し聞きたい。よろしく申し上げます。

議 長 ご答弁。 平岡町長！

町長 もう少し言及せよとのことですが、議員の削減につきましては世論のムードは公務員の削減、また議員諸氏の削減の方向に向かっておることはご承知のとおりだと思います。議員の皆さんが深いご理解をいただいて、しっかりご議論をいただきたいと、私はそのように思います。そのことをお答えを申し上げた次第でございますが、十分ご理解を願っているところだと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

将来の財政のあり方についてもご心配をいただいているようでございますが、何ととも一番経費を減らしていくのには、職員の削減、人件費でございますが、県下の市町村と私は数字を見比べをいたしました。やはり広陵町が、奈良県下で一番人件費の削減が厳しい、非常に多くのご理解をいただいているということでございます。近隣町村とは比べものにならない、そんな状況でございます。人口はふえる、香芝、広陵はふえる地域でありながら、削減も厳しくさせていただいております。この常時の雇用から臨時雇用とか、いろいろな形で変えたり、いろんな方法では取り扱いはしておりますが、削減効果を十分、5億円の効果はもう既に果たしているところでございますので、引き続き厳しい財政事情、総理がかわって地方交付税がどうなるかわかりませんが、この国の動向をしっかりと見据えながら、財政健全化に進めてまいりたいと思っております。

また合併についてもご質問がございました。広陵町はご承知のように、4市1町合併を進めるべく、県から指導を受けているところでございまして、県の近ごろの新聞紙上では人員が少なく、また11の市にまとめるという構想は果たしてできるのかどうか、問われているところでございます。我が町におきましても、近隣市町村が寄り集まれば、合併の話をさせていただいているところでございます。議長さんも同様でございますが、お集まりいただいたときにも、いろいろと協議を重ねていただいております。私は4市1町よりももう少し大きく、橿原を中心とした人口60万、大きなまちづくりでスタートすることには、さほどご異議がないような印象を持っております。小さくなればなるほど難しい問題が多く残っておるわけでございますが、引き続きこのままでは生き残れるということについては、厳しさがあるようでございます。当面奈良県下では、1万未満の市町村の合併を強く求められているところでございます。我が町につきましては、大きなまちづくりをする観点から、少々県の指導もおくれるようでございます。そんな国や県の動向を見守りながら進めているところでございます。

議長 10番、乾議員！

10番議員 よろしくお願ひします。

次に、地域活性化に関してに移ります。

先ほど町長の答弁の中で、大型店舗イズミヤに対して、地元の農産物、靴下特産品販売コーナーをつくり、地元をアピールする場所を設ける約束をもうされていますという答弁いただきましたけども、これは地元の業者もそういうことを町長がしているということをご存じなのか、そういうのも聞きたい。これ、町長がそういう施策というか、そういうことをやっただけでいるということを経営者が知っていたら、私もそういうのをやりたい、また店舗の方も私もそんな店舗借りられるのかなど、そういう気を持っている業者もいると思います。そういう窓口をまた業者に紹介していただけるのか、またしたってもらえるのか。そういうところを聞きたい。

議 長 平岡町長！

町 長 この大型店舗につきましては、工場跡地で周辺駐車場は調整地域でございます、県等の許認可が必要でございます。また実現できるかどうかは、まだわからない、不確かなものでございます。事業が具体化していない状況でございます。しかし、イズミヤさんの管理職が見えて、私どもは地元で寄与できるような施設づくりを申し出をしているところでございまして、また業界からも地元を大いにPRをしたいと、こういうことを受けているものでございます。町内の事業者には、また町民には、十分なPRはまだしていません。

議 長 10番、乾議員！

乾議員に申し上げます。質問事項の最後の質問事項で、今2回質問されましたから、これ3回目の質問で最後ですので、小さい項目の2、3についても質問をされる場合であれば、一緒にやっていただきたいと思っております。10番、乾議員！

10番議員 それで、いつごろその大型店舗が工事をしてくるのか、またいつごろ完成の予定か、そういうのを今わかるのかどうかもわかりませんが、またわかりましたらよろしくお願いたします。

それと、この前から百済の廃川敷地のパーク公園をつくるという話を聞いてましてんけども、その進捗状況もどうなっているのかわからない、そういう点もお聞きしたいと。

それと、百済神主地域に中間ごみ処理業者が来るといううわさが立ってましたけども、実際にはそういうことが、業者が来るのか、また役場の方にそういう計画書やとか、県の方にそういう書類を出して提出しているのか、そういう業者が来ないように町としても対策をしているのか。百済住民の皆さんは、そういう業者が来ると言うて、絶えず不安がって、どうなってんのかな、どうなってんのかなと、多々聞かれます。その辺のまた答えもいただきました

いと。それと、いつも公共交通運行バスシステムの導入の件で、私はいつも言わせていただいていますねんけど、また一日も早く町民の足が復活できるよう、現実できるようによろしくをお願いします。

議 長 3回目の答弁。 中尾都市整備部長！

都市整備部長 イズミヤさんのオープンとしては、イズミヤさん側の予定なんですけども、21年春にオープンしたいという構想を持っておられるといういうことを聞いております。

それと、百済のパークゴルフ場ですが、ことし測量に、ことしといたしますか、今年度ですね。今年度事業で測量に入りたいという計画をしております。したがいまして、20年、21年で事業を施工するという予定となっております。私の方はそれで終わります。

議 長 答弁をお願いします。 吉村住民生活部長！

住民生活部長 百済神主地区における中間廃棄物処理場の計画について、ご発言がございました。その概要につきまして、私の把握しております範囲で申し上げたいと思います。

この計画はあくまでも案の段階という内容でございます。しかしながら、県の担当セクションの方への働きかけ、問い合わせが行われたということを受けまして、広陵町といたしまして、どういう状況なのかという話の過程におきまして、簡単な計画案を町の方へことしの4月中旬に案文という形で、お出しをいただきました。それにつきまして、町内部でも調整をする中で、やはり大字の地元へ、こういう話があるということをお伝えすべきであろうということで、実は時間はかかったんですがございますけれども、8月15日に百済大字区長さん、あるいは総代さんがお集まりの席へ、町長からこういう計画の話があるという内容について、文書、書面をもってお届けをいたしました。それに対しまして、百済大字総代7名さんが協議をされた答えとして、9月4日に町長あてに文書が届いております。内容は細かいことはあれでございますねんけども、区民に諮るまでもなく、7人の段階でこれについては、地域の状況と申しますのが、公民館が隣接地にある。あるいは児童公園が隣接地にある。あるいは生活排水の根幹にある広陵町の上水道の井戸もごく近くにあるというような、もろもろの観点からこの計画については、地元としては受け入れがたいということの、地元としてのお考えを町長あてにちょうだいしております。これをもって、町としては今後、業者さんがもし計画を持ってこられても、その対応でやっていきたいなという思いでおりますので、よろしくお願いたします。

議 長 答弁。 笹井総務部長！

総務部長 公共交通運行システム導入調査につきましてですが、ただいま導入可能性のあるシ

システム、そして本地区において想定されるべく導入形態、それらさまざまな導入検討項目について、支援業務を近く委託発注をいたす事務処理を行っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 パークゴルフ、聞いてたん違うんか。パークゴルフのこと聞いた。聞いてなかったかな。

以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく暫時休憩いたします。

(P.M. 2:50 休憩)

(P.M. 3:13 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

最後に、寺前君の発言を許します。 寺前君！

6 番議員 それでは最後の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に行政改革大綱についてであります。これについては、この一般質問のされた方々の関連した問題がたくさん出ていたわけです。乾議員の格差問題、また山田議員の障害者支援自立支援法の法の問題、これもすべて小泉内閣の5年間の行政改革という大きな流れの中から生じてきた問題であります。

そもそも、この第3次行政改革大綱については、去年の3月にまず総務省から発表されました。そして4月には、21世紀ビジョンという内閣府の報告書が発表されました。そして6月には、骨太の方針2005が発表されたわけであります。このような流れが、今現在、各自治体に多大な問題点を投げかけた状況であります。そしてこの第3次行政改革大綱については、総務省はいわゆる新値を行政改革指針という形で、2010年3月時点で民間委託の推進、定員管理の適正化、給料の適正化をどこまで進めるかという数値目標を掲げた計画、これが集中改革プランでありました。またそして、新しい公共空間を形成するための戦略本部へと行政の役割を充てんさせていき、三位一体改革によって常に地方財政は国庫補助負担金、地方交付税等のマイナスの状態になっているわけであります。このようなもとの、第3次行政改革が広陵町で審議され、そして報告をされたわけであります。

2006年8月号の「広報広陵」に、初めてこの行政改革推進委員会が答申書を提出ということが出されました。この経緯は、議会は全く昨年暮れの間中間報告を受けた以降も、この内容については報告すら受けていなかったものであります。急遽、活性化委員会の開かれた日の後に、行政改革の担当部長を議長が呼ばれて、私たちもその内容を聞いたところであり

ました。

このように、議会の関与の問題にしても、この行政改革大綱のつくるつくり方について、問題を感じざるを得ません。

もう一つは、この行政改革大綱がどのような審議の内容で進められたか、町民がこのことについて知る機会があったのかなかったのか。こういうことについても、今までの行政改革とは、一味も二味も違う内容で進行されました。結局、町長が委員を選任し、その委員の方々が18回に及ぶ審議を重ねられたということをおっしゃっているわけです。広報に述べられて、また報告書にも述べられているわけですが、こういうことの中で、本当に住民に関係のある問題が審議されていたにもかかわらず、議会にも中間報告が出されて以降も、全く蚊帳の外に置かれた。その最たる象徴的な問題が、報告書の中で、政務調査費の問題があったかと思えます。

中間報告でもこれは議会の改革の項であったわけですが、議会は政務調査費についても、また経費削減についても、みずからのところで頑張れる、まずやりやすいところからやっという形で、政務調査費についても一人月1万円のカットを決めたところであります。しかしこのことについても、報告書は全く触れておらず、中間報告のままの提案をされていたという状況でありました。私はこの問題について、いかに議会が関与しない形で進められたかという問題の象徴であったのではないかということを思わざるを得ません。もちろん、私たちはその問題の大きなところは、住民の声が全く閉ざされたまま進められてきたところにあると思えます。そういう点については、2回目以降の質問をさせていただきたいと思えます。

また、この点については、第3の住民協働のまちづくり推進の項目について、質問をさせていただくつもりであります。

2番目に消防署体制の充実の問題であります。

これは防災計画とも密接に関係するものであり、地震災害の備えについては議論をしているわけですが、その一つに消防署の体制強化が上げられています。現状は奈良県下でも人口当たりの充足率は、広陵町の広陵香芝消防は不十分であります。広陵消防の場合、夏季の場合8人体制。通常、実態は8人から9人が必要なわけですがけれども、香芝消防との相互応援は、当然同じ消防署ですから想定されているわけですがけれども、香芝消防では本部日勤勤務者の体制を考えれば、広陵消防にはさらなる人員配当が必要であるということが想定されます。こういう問題についても、先日、私の地元赤部で災害訓練を行ったわけですがけれども、

その中でも状況を聞き取っていたものであります。こういう点についての体制強化の充実をどのように考えるのかということについて、質問をさせていただきたいわけであります。

3番目に、広陵町のホームページ等の、いわゆる電子広陵推進の取り組みであります。

広陵町のホームページの内容の充実の取り組みについては、どのようにされているのかということが問われます。観光商工で商工会へ、いわゆるリンクしても、それが出てこなかった。現在は直っています。すぐに町にこのことを言った後、直ったようであります。また6月議会の条例改正も、例規集にはまだ現在もそのままであります。議会のホームページについての扱いも不十分。住民への情報発信の大きな柱として、認識は持っていると思うわけですが、どのような形で取り組まれておられるか聞いておきたいと思っております。

I P電話の設置についても簡単ですが、聞いておきたいと思っております。

4番目、町営住宅についてであります。

これについては、いわゆる資料報告の中で述べられている部分がありますので参考にしていただければと思っておりますけれども、現在、広陵町の町営住宅では環境問題が大きな課題になっています。疋相町営住宅については、取り壊した後その場所についての扱いをどうするのか。六道山の町営住宅についても、入居が中止になった後、空き家になっているところとなっていないところがあって、その管理運営は非常に難しい、厳しい問題が起こっております。また古寺についても、古寺の駐車場の問題など、あるいはまた事故が起こった後の、いわゆる取っ手の取り付けのアンケートなども行われているわけですが、そのような状況で公営住宅を取り巻く環境の問題が一つ問われています。それにつけて、いわゆる去年ですけれども、公営住宅施行令の改正があり、その管理運営が大きく変わろうとしているわけがあります。これはもちろん、強制的な拘束力を持つものではないわけですが、通達として今現在、県に発せられ、市町村のところでも届いているところ、届いていないところがあるかのようなわけですが、その実態についての議論をさせていただきたいと思っております。

5番目ですが、これは先ほどから述べられているように、公共交通システムの取り組みの現状について、系統的な質問をさせていただいている内容ですので、させていただくところであります。

6番目についても、安心・安全な通学路、学校の取り組みの問題として、系統的に取り組まさせていただいている問題であり、その後の取り組みが進展があったのかどうか、具体的な内容について問うところであります。

以上、1回目の一般質問を終わらせていただきます。

議長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いいたします。 平岡町長！

町長 寺前議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。今議会は最後の質問者に寺前議員がなったわけですが、6項目にわたり、弁舌さわやか、簡潔に9分間でおまとめをいただきました。

まず初めの、第3次行政改革大綱についてでございます。

行政改革推進委員会に関し、住民との接点や、審議の姿が見えてこないのご質問をいただいておりますが、委員にご就任いただいている方々は地域住民であり、各方面で種々ご活躍をいただいている方々でございます。また、行政改革推進委員会の審議過程につきましては、会議録の公開をいたしております。答申でございます、住民協働のまちづくり推進の項目についてのご質問につきましては、分権型社会にふさわしい町政を推進するためには、前提として住民に信頼される、公平、公正で透明な行政運営が不可欠であると考えております。今後、住民が町政に参加する機会の拡充に努め、行政情報の積極的な公開、行政評価システムの導入などに取り組むとともに、現在策定中であります実施計画において、具体的な方策をお示ししてまいりたいと考えております。

次に、消防署の体制の充実についてでございます。

香芝広陵消防組合の職員の充足率については、条例定数を消防吏員120名と規定しており、現在の職員数は105名で、条例定数に対する充足率は87.5%であります。なお、平成19年度には6名の職員採用をいたしますので、充足率は92.5%になる見込みであります。

一方、地方交付税の算定基準における職員1人当たりの住民の数は約850人ですが、本組合の場合1,006人とやや多くなっております。これは、各消防組合管内における区域面積や住宅形成等においても異なってくるものであり、本組合の出動体制といたしましては、現有職員数と機材設備において効率的、効果的な運用が図られているものと考えております。

3番でございます。町のホームページ等、電子広報推進の取り組みでございます。

広陵町のホームページは平成10年1月に開設して以来、パソコンやインターネットが一般家庭へ急速に普及し、町内外へ広陵町の情報発信する手段の一つとして、今や重要な役割を担っているものと認識しております。ホームページの掲載内容につきましては、各部署で保有する情報をもとに、常に更新、充実に努めておりますが、ご利用に際し求められた情報を提供させていただくことができなかつた事例がありましたようで、大変残念に感じてお

ります。関係機関とのページ連携、いわゆるリンクにつきましては、相手方の設定変更等により、接続ができなくなる場合が起り得ますが、今回ご指摘いただいたことにつきましては、早速確認し、既に修正を済ませております。今後も町民の方の視点に立ったページ構成や内容の充実、また関係機関の情報と容易に連携できるように努めるとともに、町民の方へ新鮮な情報をより早く提供させていただくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

次のIP電話に関するご質問でございますが、これもIT技術を応用して、電話料金を安価にする目的で、一般のご家庭にも普及し始めた新しい電話システムでございます。役場での応用に関しましては、IP電話回線により、本町と出先施設を結ぶことにより、各施設の電話を内線化することができ、町民の方の利便性が向上するとともに、電話回線を一括管理できることから、運用経費の削減を図ることができるものと考えます。現在、本町の電話交換機の更新時期を見きわめながら、機器更新に係る費用と得られる効果について検討を行っているところであります。

次、4番目でございます。町営住宅についてでございますが、現在町営住宅の取り壊しで空き地となっているところは疋相で9件、空き家となっているところは六道山と平尾で14件であります。疋相の空き地についてはフェンスをして管理しております。空き家については玄関を閉鎖しております。これについては安全管理上見回りを行い、時々部屋の状況を確認しております。また、害虫等の発生には特に注意をしているところであります。今後の空き地利用につきましては、まとまった空間となった時点で貸し農園や駐車場等、多方面で利用方法を考えていきたいと思っております。

町営住宅の整備については、給水タンクのペンキ塗り、集合郵便受けの補修、配水管の整備などの整備を行っております。また8月6日の愛知県営住宅バルコニーの転落事故を受け、国からバルコニーの整備点検について指導がありました。このことからバルコニーの安全点検について、町営住宅入居者に周知し、安全確認とともに注意を促しているところであります。

次に公営住宅法施行令等の改正であります。これについては、国土交通省住宅局から公営住宅管理制度が見直され、この指導に基づき運営しているものです。次の見直しについては、入居収入基準の見直し、施設対象者の家賃算定基準の見直し、収入超過者、高額所得者の家賃の算定方法の合理化等を行うものであります。広陵町におきましても、国が今後5年ごとに改正する内容を踏まえ、国の指導のもと、現実に即した適正な管理運営のできる広陵

町営住宅管理条例等の改正を行っていきたい所存であります。

次に5番目でございます。公共交通システムの取り組みの現状でございます。

さきの乾議員にもご質問、ご答弁申し上げましたが、公共交通システムにつきましては、交通運行システム導入調査の実施に向け作業を進めており、こうした実現には最近の交通体系において、県下及び近隣町の動向を見きわめながら、具体的に検討してまいりたいと考えております。また福祉バス、福祉タクシーにつきましても、中和地区福祉有償運送協同運営計画の中で協議を進めているところでございます。

次の6番、安心・安全の通学路等につきましては、教育長が答弁いたします。

以上のとおりでございます。

議 長 それでは、安田教育長！

教 育 長 寺前議員の質問6、安心・安全な通学路、学校の取り組みについてお答えいたします。

安心・安全な通学路につきましては、教職員やPTAが下校班別にともに歩きながら、児童から見た危険箇所、大人から見た危険箇所の意見交流を図り、安全マップづくりを進めており、真美ヶ丘第2小学校は特にPTAが力を入れていただき、高田警察署で高い評価を受け、他の学校へのモデル例となっております。実物はこういうものでございます。そして、地域から盛り上がった安全マップづくりを全町内で取り組み、安全・安心の意識の向上を図っております。また多くの関係団体、機関からの協力を得ながら、より一層の安全・安心の輪を広げていきたいと願っております。3月議会で申しました青色パトにつきましては、7月から3台の車両を導入し、啓発に努めております。通学路の安全対策には絶対的な法則はなく、今後も地道な取り組みであります。家庭と学校、地域が一体となって継続的な取り組みを実施しなければならないと考えております。

以上でございます。

議 長 それでは、質問事項1について2回目の質問を受けます。6番、寺前君！

6番議員 2回目の質問をさせていただきます。

先ほどからの問題で、この改革大綱については18名の委員、18名でしたかね、委員の皆さんは真剣に議論をしていただいたという点については、18名ではないですね。していただいたということについては異論のないところであります。

しかし、私たちはこの問題について、住民との接点の問題が今後の方策とともに、みずから審議をした中にも取り入れるべきではなかったのか。この答申の中に、住民協働のまち

づくりという項目があります。この中では、その前提として住民に信頼される公平、公正で透明な行政運営が不可欠であります。情報公開制度の充実、行政情報の積極的な提供など、住民との情報の共有を進め、住民の町政参加の機会の拡充に努めるとともに、監査機能の充実強化や事務事業の公平、公正な確保に取り組むことということが大前提となっているわけです。

この中でもいわゆる意見公募制度の導入検討、これはパブリックコメントと称して、住民から意見を、公に意見を取り入れる方法。これは全国的に非常に進んだ形で行われてきています。また、審議会の見直しなどもあるわけですが、住民との協働による町政の推進という項目で、住民参加を推進するため住民と行政がともにパートナーとしての相互の役割を果たし、町政を協働して進めることが大きな課題となっている。施策の計画策定など、各段階での住民参加を図り、道路河川云々ずっと書いてあるわけなんですけれども、また今日地域の問題などを、自主的に解決する住民活動の重要性が再認識され、地域に密着した福祉やまちづくり事業を初め、さまざまな分野での住民活動の役割が期待されている云々があるんですね。協働への仕組みづくりというところでは、住民が主体の行政運営が実現するため、住民活動と町政に関する情報を、住民への公開から住民と共用する体制へ移行する。さらに住民ニーズを的確に把握するために、さまざまな方法で意見を聞く制度の導入を図ること。こういうことが答申に上げられているわけです。

また、住民主体の政策立案の推進というところでは、政策形成段階からともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築する。こうなってるんですね。住民との協働による事業の推進、あるいは住民との協働で安心・安全なまちづくりの推進、住民との協働による防災体制の整備。こういうような形で言われているわけなんですけれども、私はここでお聞きしたい点は、これが審議されている最中、いわゆるこの行政改革委員会が審議されている最中にこのこと自体審議していること自体に、どのような意識を持たれたのか。私はこれほど大きな行政改革大綱を、重大な答申がなされていて、中間答申を受けて、既にその実行のもとに、ごみ袋の有料化については実行されようとしています。また、下水道料金の見直しについては議会に提案されましたけれども、現在、議会が余り芳しくないということで、一たんは引き下げておられます。

こういうような状況の流れの中にある中で、私は答申の中に政策形成段階からともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築することということがあるんですね。私は審議されている方々自体も、あるいはまた町自体もこの審議に参加しているわけですから、

このことについて本当に真剣に考える意識があるとするれば、私は少なくとも、この行政改革大綱の答申する前に、以前にも住民アンケートをとったこともあります。いろいろな施策についての進んだ経験も広陵町、持っているんですね。なぜこのような重要な答申が出され、そして重要な内容が議論されているにもかかわらず、住民に一度たりともこの内容について、途中経過の公表などをしなかったのか。議事録の公開と言っていますが、それはだれが知っていたんですか。私はそういうような問題に対する意識を真剣に考えているということであれば、一方では住民負担に対する答申等については、いち早く真剣に答申を受ける前にも実行されているんですね。なお一層、この問題は政策過程の形成にとって重要な問題だというのは、今、最も重要な広陵町での施策の一つです。そういう問題に対する町の取り組みの問題として、どのような意識をされてこれが出されてきたのか。この答申の中身について、中身を知りながらこれは今後のことだという形で認識をされたのでは、余りにもお粗末であります。既に住民負担の部分については、答申の出る前にこの答申の中身を取捨する形で実行されているわけですから。そうすればもう一方の住民参加という、本当に今後の地方自治を担うための最も重要な部分についての実行については、やはり少なくとも何らかの方法で、この委員会の開会、18回も行われているわけですから、その中で実行すべきだったと思います。中間報告についても、共産党がその資料提供をして初めて出していただいたという経緯があるわけなんですね。だからこういうような問題について、議論の進行過程の中でどんな意識を持ってこれを書かれたのか。住民負担の問題については実行された。住民が意見を反映する問題については、実行も何もなさっていない。この点の極端な開きについて、どんな認識を持っているのかお伺いをしたいと思います。

それとまた、これについては松野議員が質問していた中で、町の担当者、町長初めご尽力されているという点については、実際の行動の中ではご尽力していただいております。それは認めさせていただきますし、評価できる場所だと思います。しかし、先ほどの答申の中に二つの種類あるんですね。一つは、障害者施設の問題や、まだ具体的な問題として上がっていないところの問題、あるいは自治会の会長、役員一部で町と話し合った問題についての修正をする過程の問題などについては、町は率先して住民の意見を聞いていただいていると思います。

しかし、この開発指導要綱の問題、これは不動産業者の方々と密接に利益の絡んだ問題なんですね。こういう問題については、なかなか、うんと言わない。これは再三開発指導要綱の問題については、真美ヶ丘団地の中では住宅形成段階から再三の問題として、いろいろな

機会あるごとに運動が起こり、意見が上がっていたと思います。カラオケの問題については、その点について町長がご尽力されて、そしてどっかに行っていた。これは前の町長のときだったと思います。そういう個々の問題については、住民の意見を聞いていただけるという機会はあるんですけども、きちんとした、いわゆる要綱、条例、そういう問題については、なかなかうんと言わない。これは一つには、国の施策の問題が絡んでいるということわかります。県も、開発指導要綱については規制緩和をどんどん進めなさいという形で、この間の流れは、今は違いますよ。この間の流れはそういう流れで押し進められてきました。

しかし、地方分権一括以降、地方自治体は急遽みずからの考えを取り入れて、法に抵触しない方法を編み出してきてるわけなんですね。これは、逗子市やったかな、鎌倉の近くの勉強にいったところや、また宝塚もそうです。真鶴もそうでした。いわゆる法的に抵触する問題については、手続きをきちっとするという条例をつくって、本当に業者が住民合意を形成されなければならないような仕組みづくりを考えているんですね。パチンコの問題にいても、宝塚では最高裁で一定の限界を生じた。その後、直ちに審議会、専門家含めた審議会をつくって、今度は具体的に、住民の合意形成がない場合にはできないような形での条例改定をされたんです。真鶴でも、強引に業者が建築するために、強引に法律に基づいて進行しました。しかし町は、その地域説明会を義務づけるとか、いろいろな手だてをとって、業者が実際に実行できない、法律には抵触しないけれども実行できない、そういう担保をとった条例をつくっているんですね。これは全国的に今広がっています。これは地方分権一括以降の大きな地方自治の流れであります。

先ほど合併の問題もおっしゃいましたけれども、今、全国的に1万以下、2,000、3,000の小さな村が集まって、これは少しではないです。毎年小さくても輝けるまちづくりというフォーラムを、市町が主体になってやっておられます。これは、農山村の大事さをどう認識するのかという大きな課題もあって、日本が荒廃するような、規制緩和で荒廃するようなことがあってはならないというにしきの御旗などを持って、本当にみずからの手で財源がなかってもまちづくりができるんだという実践を、長野県の坂井村などは非常に住民とともに協働で、公共事業まで住民と一緒にやるというような手だてもとっておられる。

こういうような流れがある中で、私は少なくとも、この中で、このここにあらわれている大事な問題、住民負担を答申された問題と、政策段階から住民協働の方向を打ち出しているという問題について、今、全国的な流れを取り入れて説明させていただいたわけですけども、その問題についての認識、この答申に書かれている内容も含めて、ご答弁をお願いして

いただきたいと思います。

議長 答弁をお願いします。 大西行政改革推進本部長！

行政改革推進本部長 まず基本的な内容をご質問いただいております。審議の内容につきましては、一応行政改革委員、それぞれ個人の考えで検討され、協議をされてきた内容のもとに、委員会の側からとして特に意見を求められた場合、あるいは意見を聞きたいとかいうような内容の状況がありましたときには、事務局としてもお話をさせていただくことはありますけれども、そういうような内容の委員会展開がない以上は、こちら側としての積極的な話しかけはいたしておりません。実としては、答申の内容につきましては、委員会の委員の皆様がまとめていただいた意見でございまして、実施するかどうかということについては、この答申そのものがすべて実施かどうかということには当たらないというふうに考えております。実施計画をまとめて、実施する内容についてどうするか、これは町長が施策として打ち出していく内容であるというふうに私自身考えております。

それから、審議中どのような意識を持ったかというご質問をいただいております。あくまでも住民の代表である委員さんによって、ご審議をいただいております内容を尊重させていただいてまいったということで、お答えをさせていただきたいと思います。

それと、内容によっては先取りした状況で改革が進んでいるという内容のお言葉をいただいております。しかし、16年12月から委員会の審議が始めていただきまして、そのままでは18年度予算の内容に、数値的目標を組み込むことができないということが見えましたので、委員会の方をお願いをいたしまして、今までの、それまでの審議の経過を踏まえて、まとまっている内容を中間答申をいただいたと、本来ならばこのような行政改革大綱の答申等につきまして、諮問の内容に関する答申等につきましては、中間報告というようなものは余り意にそぐわないものではないかという思いを持ちますけれども、その数値的目標等を予算的な内容に反映させていく、その町側の意向も委員の方が酌んできまして、それまでの経過をまとめていただいたものが、昨年の12月にいただいた中間答申でございます。

それと、政務調査費のことについてご指摘をいただいておりますけど、中間答申の内容の中でいただきました内容と全く同じ経過の内容として、今回の答申の中にもいただいているというふうな経過をたどっております。審議の内容はどうであったかと、その審議の内容すべてについて情報公開コーナーの中で会議録の公開をさせていただいておりますので、十分ご活用いただければありがたいと思います。

終わります。

議 長 答弁漏れ。 中尾都市整備部長！

都市整備部長 指導要綱の件でございますが、地域の説明会を義務づけるとかいう形で、他町でそういう事例もご紹介いただきましたが、いわゆる地域の住民の方の意見を大切にするとするのは、これはいわゆる行政の基本的な姿勢でありますので、それは基本を守るということでは町として当たり前のことだというふうに認識しております。

また一方、法治国家の中の法を守るという役目も、行政はしなくてはいけないということも当然のことですし、その辺をうまく調整する役割を、町としてやっていきたいというふうに思っております。

議 長 6 番議員！

6 番議員 答弁まだ不十分ですけれども、時間がありませんので、次も行きたいので、3回目やらせていただきます。

一つは、行政改革の問題で、委員の皆さんが一生懸命やっていたというの、委員の何人かの方の意見を聞いて、それは十分わかるんです。しかし、その問題は、要は、今ここにある中身について、結局は住民との接点が、これだけ大事な内容にあるにかかわらず、国の出ている方針やその他のところ、あるいはまた地方自治、全国町村会やその他の出ている内容に基づいてやっておられるというのがこの中身なんです。これは決して新しい問題でもないんです。今、地方自治の流れの、その大綱はここにあらわれているわけなんです。だから、そういうようなことについて、私は事務局として、あるいは町長としてこういうような重要な問題について、先ほど言ったように、実行している問題、実行していない問題について、私はこれを真剣に受けとめるという立場から言うと、やらなければならない問題があったのではないかと。これの答申が出る前に。それは、委員の方々に要請することも必要であったのではないかとこのように思うんです。部長、中尾部長は住民の意見を当然尊重して聞くというのは、基本中の基本だと、それは実行していただいているんです。町長も、職員の方も、その点は個々の問題としては、一生懸命やっています。これは、認めさせていただけますし、その点については何ら不信を持っているものではありません。それではないんです。

要は、行政の遂行の仕方としてどういう形が必要なのかというところで、この先ほどの大綱に書かれている内容についてどうなのかという問題なんです。個々の職員の方々は、民生部長にしても、介護の部長にしても、中尾部長にしても、本当にそれこそ、個々の問題については、誠心誠意取り組んでいただいているのは、もう私たちが日常間近で見ていることです。

から、何ら間違いないんです。それを、その一つ一つを系統だった体系にするというところ、これは町長の責任ではないんですか。私はそういうようなところで、やはり住民協働のまちづくり推進、政策形成段階からともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築する。その前にも読みましたけれども、もう読みませんけどね。こういうことに対して、町長は実際に職員がこの方向に、個々の問題についてはその方向に考えを持っていただいているんです。これを政策として築き上げるというところでの指示がないからなんですよ。町長は、この問題についてきちんとした政策として出せる指示を、この答申に基づいてきちんと、この議会の中で表明していただくことができるかどうか、聞いておきたいと思います。この1点で結構です。

それからもう一つは、先ほど行政改革部長おっしゃいましたけど、私は政務調査費の問題なんかは、議会も本当にいろんな意見がありますけれども、こぞって経費削減のために活性化委員会でかんかんがくがくの議論をやっているんです。その中で、附属行政機関への参加に対する報酬については、もうもらわんところじゃないかと。その前には、6月議会できちんと、政務調査費の半分にするということについて同意をしているんです。答申の出る前ですよ。ところが、中間報告の答申と一緒になんです。これはおかしいというように思わざるを得ないんですよ。私は少なくとも、不十分ですよ、私から言えば本当に不十分ですよ。私はいろいろ言いたいことはありますけれども、少なくとも、だけでも、政務調査費の削減や附属機関への報酬を受け取らないということについては、活性化委員会の委員のすべての人が積極的に合意した内容なんです。そういうところについては、改革委員会でも評価してもらわないとですね。行政、中間報告と同じ文書になっているというのは、全然その過程のものを提供してないということでしょう。こういうことについて、これは答弁結構ですけども、事実として私は、議長も怒っておられましたけれども、事実として指摘しておきたいと思います。

議長 答弁をお願いします。平岡町長！

町長 いろいろご意見をいただいておりますが、役所は町民のための役所でありまして、私どもも町長に選ばれているのも、町民の皆さんに選ばれて、町民のための行政を責任を持ってやっているのでありまして、選ばれた者が勝手にやってるのではないわけでございます。

基本的には、町民みずから多くの人たちが参加して、まちづくりの方向性を決めるというのが一番民主的ではありますが、これでは経費もかかり、時間もかかるわけで、代表者によって、また選ばれた人によって、役所は運営をしているわけでございます。

近ごろ、これが任されている人の信頼が、信用がなくなっているのかどうか知りませんが、どうも逆戻りをしているようでございまして、有権者といいますか、町民といいますか、そんな人たちが何か一番責任のあるような言われ方をしている、そんな社会の状況でございます。住民主体であるとか、住民の意見を聞くとか（不規則発言あり）いやもちろん、そのようなことでございます。多くの人たちの意見を聞いてやると、これはもう基本でございます。当たり前でございますが、それがためには、私は一人でも多くの町民の声を聞きながら、職員もそうであります。多くの声を聞きながら、職員個々の考えでは事業は進めておりません。皆さん、そして議会の皆さんの声を聞きながら進めさせていただいているのでございまして、住民の声を聞くな、このままやれというようなことはだれ一人、言っておりません。このごろの風潮はそういうように変わってるんですから。（「構築するということについて支持するのかどうか」の声あり）もちろんそうであります。当たりのことですね。住民の声を聞いてやりなさいと、これは当たりのことでございます。（不規則発言あり）もちろんそうです。私は住民の声を支持をして、町民にしっかりと声を聞いて、行政を運営展開をしていきたいと思っています。

議長 次移ってください。 6番、寺前君！

6番議員 2番目に入りたいと思います。

この消防力の問題というのはですね、2000年に全面改定されてるんですね。そして、2005年に基準の見直しが行われているわけなんです。その中では、消防力の整備指針、市町村が消防力の整備をするに当たっての単なる目安というのではなく、各市町村がこの指針を整備目標として、地域の実情に則し、具体的な整備に取り組むことが要請されている。こういうことの内容なわけですね。これは実際には2000年に改正されて、2005年に改正されて、実態に即したような記述の変更をされているんです。しかし、それでも香芝広陵消防、広陵香芝消防の基準は、この消防力、消防庁が示した消防力の基準には達してないんです。これは災害対策、特に地震対策の中では、この消防力、消防団とともに、この消防力の整備というのは、全国でも本当に真剣に行われている内容であります。

広陵町では、香芝広陵消防は、この内容で120人目標という形で消防署自身は出してます、これは。しかし、実際の目標、いわゆる消防力という構成された目標は、基準人員で199人なんですね。先ほど、地方交付税歳入の基準で見られたように、850人と1,100人ということで、これも相当な開きがあります。広陵町は、奈良県下の中でも一番その部分では、対人口比、いわゆる基準から言うと少ない部類なんですね。少ない部類ということ

は、消防職員に負担を多くさせているということなわけです。そういうような実態、実情を前提に、いわゆる消防力、組織法で改正された消防力の基準でも199人が必要だということについての認識はおありなのかどうか。そして、このもとに基づいて、広陵香芝では120人ということで、目標を立てておられます。来年度は6人採用するということに確かになりました。105人から106人ですので、111人。今現在、病気で休んでおられる方が1名ないし2名おられるようですけども。そういう形でいうと、香芝広陵消防の実態からいっても、非常に、実態じゃなくて目標からいっても非常に厳しい問題です。これは、この120人目標というのは、きちんと認識されて、財政的努力をしながら、実行しようとしてされている数字なのかどうか。そして基準値、消防組織法の基準でいうと、199人になっているということについてはどうなのかということについてお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、広陵消防については、香芝消防は本部要員が日中はいつもおられるわけなので、その対応が取りやすいんですね。ところが、広陵消防は、残念ながら8人ないし9人体制でやっておられるので、救急と消防が同時に出ると1人しか残らないと。これ1人で連絡をし、その他の手配もしなきゃならないという状態になるわけです。もちろん時間との関係で応援が来るわけですから、その間頑張ればいいということになるんですけども、こういう点でいうと、広陵消防についてはもう少し人員配置を厚くする必要があるというように思うんですけども、今後新しく6人採用して、そしてもちろん消防学校に行って基礎訓練を受けながらという期日があるわけですけども、その点についてどのようにお考えいただいているのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 答弁。 笹井総務部長！

総務部長 ご質問の消防署職員、それと基準というご質問をいただいております。

実態といたしましては、広陵消防署においては、ご指摘のとおり、通常8人から9人の体制で、消防署単位での火災等の災害時の出動は、二隊運用の体制がとられております。そして、災害の初動体制につきましても、香芝消防と相互応援体制により、効率的な運営を図られているというのが実態でございます。

そしてまた、基準の認識でございますけれども、地方交付税の算定基準となります一人10万人、こうした職員数の標準団体117人をもとにいたしますと、職員1人当たりの住民の数は、現在850人ということになってございます。そして、広陵消防組合の1人当たりの住民の数は1,006人となっております。そして、当然120人の当面の整備目標といたしましても、条例定数につきましては、消防吏員で120人、その他の職員5人というこ

とになってございます。199人の、平成18年度の消防施設の整備計画の実態調査の資料といたしましても、今回の改正等につきましては、基準人員は199人という確保をするという、人員確保の数値としては認識をしております。こうした災害、あるいは火災に対する現状でございますけれども、やはり地域、地域の消防団活動、そういうったことにつきましても、消防署の協力を当然していくわけでございます。地域の防災活動につきましても、有事の際につきましては、当然、自主防災組織という充実もとっていかなければならないというふうな状況の中で、今、最大の効果を出すべく、職員の現在の充足率で消防組合の運営がなされておるといふような認識に立っております。どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

議 長 6 番！

6 番議員 これはまた別の機会に議論をするとして、3番目に移りたいと思います。

3番目については、町のホームページの問題です。ここに電子広陵町推進指針というのがあります。これインターネットでホームページから抜き出したものであります。広陵町の電子広陵推進指針というのは、15年11月1日に情報化委員会によってつくられて、町長が最初に、初めにあいさつの前文を書かれているんですね。町長、覚えておられますか。余り、ぎょうさん書くので。これは残念ながら、職員の体制の問題その他いろいろあるというように思うんです。実際に広陵町でインフラ整備を一度提案しかけて、非常にただ1億円以上でしたかね、多大な費用が要するというので、いわゆる線を引くだけでそれだけ要するというので引き上げましたけども、そういうことについてはそれでいいんですけども、それ以外に本当にこの電子広陵町eーまちネットですか、eーまちK o r y o、eといういうのは、電子という意味だと思わんですけれども、そういうことでやろうとされているわけなんですね。ここには、広陵町のアイデンティティーを推進することが必要であるとか、これ町長の言葉ですよ。中央政府に依存した体系が機能した時代は終わり、みずからの生きる時代を創造するような地域社会の基礎体力をどのように向上させるかが問われている。広陵町がおもしろいといわれるアイデンティティーを打ち立て、民間活力を引き出す施策、戦略的事業展開等を打ち出し、実現のための経済的、財政的強化が必要である云々ずっと書かれていて、職員一人一人の意識改革とともに、制度、業務改善を積極的に行い、IT社会にふさわしい効果的、効率的な新行財政システムの構築や、ずっと書かれてるわけなんです。新生広陵町というて、3番目にあるんですけどね。本指針は、広陵町の情報社会への進展を促進することを目的とし、すべての広陵町民及び企業にIT技術云々というふうに書かれてるんです。

私たちはこういう点では、セキュリティーの問題等で、政府がとり行っている問題については、大いに異論を持っている部分もあります。これは、この本議会においても質問等していただきますので、その部分は省きたいと思います。

しかし大切なことは、今、町民一般も非常にパソコンの普及が進みました。そして、本当に信じられないほどの資料収集は、パソコン一つで十分にできるような状況が生まれています。広陵町の職員も、いわゆるパソコン室でありとあらゆる資料をそこから取り出しておられます。これは非常に変化した状況だというふうに思うんです。

こういう中で、町長に、これはいろいろありますが、隣の香芝市のホームページなんです。こっちが広陵町のホームページなんです。香芝市のホームページというのは、結構変化に富み、あるいはまた更新も早いです。ほかのところもそうなんですよ。広陵町のホームページというのは、ずっとこの形態で時々変わってます。時々変わってます。中身については変わってる部分があるんですよ。ところが、それは表から見たらわからないです。先ほど言ったように例規集でも、6月ですかね、ことしの6月か3月かどちらかまであれされてて、ごみの条例になった、それはまだここにあらわれていませんでした。きょう現在は知りませんよ。あらわれていませんでした。

そういう形で、私は情報収集の問題や広報の問題というのは、ホームページによって進めるといふ、この内容が、非常に問われているんですね。これはもっとよくなる自治体ホームページ、これは議会で取ってる本です。ここにずっといろいろ連載されてます。この中に自治体HP活性化のチェックポイントというような形で、ここ書かれてですね、インターネットの媒介特性とは何か。主な特性として即時性、双方向性、検索性が挙げられ、特に双方向性と検索性が挙げられ、特に双方向性と検索性は印刷電波の媒体にないメリットであるというふうに書いてるんですね。広報の果たす役割等もいろいろ書かれています。

そういう点で、この香芝と広陵を見比べて、どこを見るかという問題はいろいろ異論は、意見はあるでしょうけれども、まず分量が全く違いますね。それと、議会の広報について、私自身は少なくない、余り詳しくない方なんで、聞いていると、議会で同形態、形式でつくっていただいたものであれば、いわゆるパソコンに入力できる、いわゆる何て言うのかな、CDに納めてもらえばそれを入れるだけでできるということだったわけでありまして。その根本的な問題というのは、変換するときの作業がいろいろある、TM、何か方式があるんですけども、その方式に各課が整えた形で意識、認識を持っていただいて、その方式で事務遂行をしていくなれば、具体的にもっと担当課だけ違って、いろいろな形での担当課が直接ホー

ムページに参加できるということがあります。ここに西宮市の、進んだところということで西宮市が上がってましたので、西宮市のホームページをとって、西宮市の実行して非常に役立ったというものがあるんですけど、それももう省きますけれども、そういう点で、私はこのホームページを通じて、もっともっと情報公開とともに、双方向性の意見を収集する、こういうものが取り入れられるということがあるんですけども、その前提としてホームページの広報というのが重要だとおっしゃってました。ホームページの広報、だからホームページが住民に役立つものがたくさんありますよということのものが、まずなければだめなんですね。それと、それ自体を広報する、それによって広陵町民がそこに開いて参加するということが必要なわけですけども、そういう点での具体的な認識を持った取り組みはされているかどうかということをお伺いします。

これはまた、推進、これは行革のあれですね、この中にITを活用したサービス向上というのがあるんです。これはもう当然知っておられるわけですね。ITを活用した云々、かなりいろいろあります。町政情報の電子的手段による提供、ホームページの刷新云々、ずっといろいろあるんですよ。これ自体をやっていくということが、一つはこの電子町ということと、具体的にってるんですね、一体になってるんです。こういう点について、推進するための体制づくりというのを、どう考えておられるのかお願いします。

議 長 答弁。 平岡町長！

町 長 端的にまとめて。

私は職員に、現状を満足する職員はもうだめだと、こう言っているんです。現状を満足すれば、もう発展はとまると、いわゆる現状不満足型の職員を多くつくっています。これ、香芝市のを聞きますと、随分おくられているようでございまして、スピードが必要でございまして。しっかりと、他の町の状況を見据えて進展するように、職員にはっぱをかけてまいります。

ありがとうございました。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

これにて本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4:15散会)

平成18年第3回広陵町議会定例会会議録（最終日）

平成18年9月22日

平成18年9月22日広陵町議会
第3回定例会会議録（最終日）

平成18年9月22日広陵町議会第3回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:11開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|--|
| 1 | 議案第57号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて |
| 2 | 議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第36号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第41号 平成18年度広陵町一般会計補正予算(第2号) |
| | 議案第45号 平成18年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第57号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて |
| 3 | 議案第37号 広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて |
| | 議案第38号 広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて |
| | 議案第42号 平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第43号 平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第44号 平成18年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号) |
| 4 | 議案第39号 広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについて |
| | 議案第40号 大和高田市道路線の区域外認定の承諾について |
| | 議案第46号 平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算(第1号) |
| 5 | 議案第47号 平成17年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第48号 平成17年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第49号 平成17年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 議案第 5 0 号 平成 1 7 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 1 号 平成 1 7 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 2 号 平成 1 7 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 3 号 平成 1 7 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 4 号 平成 1 7 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 5 号 平成 1 7 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 6 号 平成 1 7 年度広陵町水道事業会計決算の認定について
- 6 議員提出議案第13号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて

議 長 まず初めに、議案第 5 7 号は本日追加議案として提出されたもので、この際よろしく審議お願いいたします。

議 長 それでは日程 1 番、議案第 5 7 号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第 5 7 号について説明をさせていただきます。

今回、改正をお願いいたします内容は、議案書の 2 ページに掲げてございます。条例第 2 条第 1 9 号中の第 1 1 条第 1 項という表現を、第 1 条の 2 第 1 項に改めるという内容でございます。

これにつきましては、現在の情報通信技術の著しい発展、あるいは社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報に対する意識の高まり、そして的確に対応するため、住民基本台帳の閲覧制度が見直される必要がございます。その背景となっておりますのは、各地で行政書士による不正な閲覧が起こっており、人権問題となっております。

また、中には犯罪に発展したりするような事象がございます。そのため、現行の何人でも閲覧できるという内容であった住民基本台帳法第 1 1 条を、国または地方公共団体に限定するとともに、新たに 1 1 条の 2 を設けられ、公益性の高い統計調査、世論調査、あるいは学術調査などの用に供するための閲覧に限定をするという改正が本年 6 月 1 5 日に国会におい

て全会一致で可決されました。

今回、この改正をお願いいたします広陵町手数料徴収条例の第2条第19号中の表現を改めて改正をさせていただいて、手数料を徴収することができる内容にしたものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議 長 それでは本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託されることに決しました。

暫時休憩いたします。

(A.M. 10:17 休憩)

(A.M. 10:36 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開をします。

次に日程2番、議案第35号、36号、41号、45号及び57号を議題とします。

本案について総務文教委員長より、委員会の審査の結果についてを報告を願います。

総務文教委員長、吉岡君！

総務文教委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。

9月11日の本会議において付託されました4議案につきまして、9月14日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第35号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについては、先般の職員の不祥事にかかわる特別職の処分に係るものでありますが、関連して管理職への管理監督責任の懲戒処分については、懲戒処分の基準、職員倫理条例の設置についての考えについて伺い、処分の基準については定めている自治体もあり、今後研究しなければならないと考えているが、現在は職員による分限懲戒審査委員会で個々のケースを判断して町長に報告し、最終町長が判断することになっている。

処分の基準や職員倫理条例の設置については、今年度中に定めるかどうかも含めて研究を進めたいとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについても、さきの議案第35号に関連し、同様に教育長の処分に係るものであり、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第41号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第2号）については、シルバーワークプラザ施設整備について伺い、現在シルバー人材センターは水道局真美ヶ丘配水場の一部建物を事務所等に借用して運営されていましたが、配水塔の耐震補強工事により事務所移転を迫られ、出跡地に移転をしようとするものです。施設の計画案では、これまでもあった事務所、研修室に加え、新たなものとして独自事業の作業所、作品の販売室、ふすま工房の作業室、作品展示コーナー、技能訓練講習室などを予定されているとのこと。

サン・ワークのリニューアルに関するものとして、直販所POSシステムについては、コンピューター管理により、バーコードの作成や農作物をだれがどれだけ納めたか、だれの品物がどれだけ売れたかなど、携帯電話にも連絡することができるものを考えているが、販売所の規模によって見直しもあるとの説明。

また、リニューアルの改修工事の計画にある屋外トイレについては、執行する段階で必要性を再検討することや、体育館に移すトレーニング機器の使用料については、高額なリース料もかかっていることもあり、基本的には使用料をとる方向で考えているが、機器の配置等の状況を見て使用料を定める条例改正を次の議会にもお願いしたいとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、平成18年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）については、真美ヶ丘第2小学校の給食保冷庫が6月8日に突発的な故障が発生し、学校給食に支障を来すことのないよう緊急に購入したものであるとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、本日、本議会の冒頭で付託を受けました、追加議案の議案第57号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについては、先ほど委員会を開き、平成18年6月15日に改正された住民基本台帳の一部改正に伴う町条例の条文整理で、これまで住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、だれでも閲覧を請求できる体制であったものを、個人情報の見地から、国や地方公共団体や、統計調査、世論調査、学術研究のうち公益性が高いもの、もしくは地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いものに制限が加えられたもの

であるとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査結果と報告といたします。
終わります。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第35号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。討論ありませんか。 1
2番議員！

1 2番議員 賛成ですけれども、意見をつけて賛成としたいと思います。

今、このようにいろいろと今後の二度と起きないようにということで努力し、また検討いただいていることはよく理解するところですが、いろいろ答弁の中にも職員の倫理条例とか、処分基準を決めていくとか、この点についても検討していただいているという、こういう報告でございましたが、ぜひこの職員倫理条例と、それから処分基準については制定していただきますように、強くお願いいたしまして賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をします。

議案第35号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案どおり全会一致で可決されました。

次に議案第36号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論は打ち切り採決します。

議案第36号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり全会一致で可決されました。

次に議案第41号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をします。

議案第41号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第45号、平成18年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第45号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり全会一致で可決されました。

次に議案第57号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第57号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり全会一致で可決されました。

それでは次に日程3番、議案第37号、38号、42号、43号及び44号を議題とします。

本案について、厚生委員長より委員会の審査の結果についての報告を願うことにします。

厚生委員長、竹村君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました5議案について、9月14日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果について報告いたします。

まず初めに議案第37号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについては、10月1日から出産育児一時金30万円を35万円に引き上げるもので、制度的に全国一律で国民健康保険だけでなく、公務員の共済組合保険や社会保険庁の政府管掌保険も同様の状況であるとの説明を受け、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第38号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて、本制度は18歳未満の児童を養育する母子に対する医療費の助成制度で、その70歳以上の入院者に介護保険の趣旨と同様に10月1日からホテルコストを自己負担いただくこととなる健康保険法の改正とあわせて整合を図るため改正となることで、広陵町には該当者がおられないとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第42号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、保険財政共同安定化事業の新制度について伺い、これまでの80万円を超える高額医療費に対するものとは別に、30万円を超え80万円までの医療費についても、県内市町村が費用を拋出し合って、医療給付の負担を平準化し、各保険者の財政を安定化させるため、10月から適用されるもので、平成17年度数値では、これに該当するレセプト件数は951

件、4億円余りであるとの説明や交通事故などによる第三者行為の求償事務についても詳しく伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第43号、平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、平成17年度歳計剰余金は17年度10月からホテルコストが自己負担となったことによる影響と、基金の取り崩しが黒字になった主な要因で、償還金では公費負担の国庫、県費が翌年度清算となっているためのものと説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第44号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）について、未整備の区画の将来的な見通しについて伺い、毎年20件近くの希望があり、今の残区画が今年度中にはかなり減るものと予測して、19年度に1列21区画の3列を整備し、これで四、五年は対応できるものと考えている。長期的には三百数十基の未整備の残区画について過度の投資とならないよう状況に応じて整備を考えていきたいとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第37号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第37号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり全会一致で可決されました。

次に議案第38号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 委員長、担当の方からご答弁いただきたいなと思って質問をさせて、一つだけお聞きしたいことがあるんですけども、この70歳以上の人が18歳未満の子供を扶養するということですけども、例えばこのケースとして、親が亡くなって、それで孫を扶養としてするという場合もこの助成に対応するのかどうかということを確認したいと思います。

議長 吉村住民生活部長！

住民生活部長 そのとおりでございます。（「3等ということですね」の声あり）はい。

議長 ほかに質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 12番議員！

12番議員 ただいま質問いたしまして、高齢になっても18歳未満の子供を扶養するというケースもまれにはありますがあるということを確認いたしました。とりわけそういう状況の中で子供を扶養しなければいけないということになると負担が大変でございますから、まれなケースであったとしても負担増になるということについて反対いたします。

議長 反対ね。はい。

議案第38号については反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第38号を原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり賛成多数で可決されました。

次に議案第42号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第42号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり全会一致で可決されました。

次に議案第43号、平成18年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第43号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり全会一致で可決されました。

議 長 次に議案第44号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑は打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第44号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり全会一致可決されました。

議 長 次に日程4番、議案第39号、40号及び46号を議題とします。

本案について、産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告を願います。 産業建設委員長、乾君!

産業建設委員長 皆さんおはようございます。

本委員会は、さきの本会議において付託されました3議案について、9月13日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第39号、広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについては、当該施設は当初広陵町と河合町、田原本町、三宅町の4町の広域施設として補助を受け、建設利用されてきましたが、平成15年度に雇用・能力開発機構から広陵町が買い受けたことから、町単独の施設として来年4月1日、リニューアルオープンに向け、施設の名称をはしお元気村に改め、設置目的、施設利用料金などもあわせて改められたものです。

利用料金の改正については、これまでの4町の広域圏利用者料金と、広域圏外の料金設定から町内料金と町外料金の設定になり、去年、グリーンパレスの利用料金の見直しを行い、それと同程度の値上げをお願いするものであること。また、講座事業についての参加利用については無料であるが、貸館事業に対しての利用は他の町にはない施設でもあり、リニューアルの経費の投入なども考慮し、最小限の費用負担を利用者をお願いするものであると説明を受けました。

さらに、施設のリニューアル概要や、それに伴う職員の配置、経費の動向、地場産品直売所についての説明を詳細に伺いましたが、利用料金の設定は一律で、経済活動を伴わない利用には考慮が必要であるとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第40号、大和高田市道路線の区域外認定については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決するものと決しました。

最後に議案第46号、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成17年度に発行した商品券のうち、換金を済ませていない金額が決算で確定したものであるもので、17年度における商品券の発行状況を資料で詳細に説明を伺い、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第39号、広陵勤労者総合福祉センター条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 反対の討論をさせていただきます。

まず最初に、約9%ほどの値上げになるということでもあります。そしてこの点での値上げの理由はグリーンパレスの宿泊施設と同様の考えをもって、基準をもって値上げをしたということでありました。

この点では設置目的、第1条の設置目的と大きな解釈の違いが生じているということを挙げさせていただいたわけであります。設置目的の第1条では、住民の福祉の向上及び健康の増進並びに余暇の活用を図り、もって文化活動及び交流の促進並びに産業の進行に寄与し、元気な広陵町への活性化を即するためということになっているわけであります。

名称ははしお元気村ということにされたわけですがけれども、こういう目的からいっても文化活動等に寄与していく。特に広陵町内の方々が利用するという場合に、旧箸尾地域を中心にこの拠点を活用していただく、そしてそれが一層交流を発展させ、文化の向上に役立てていく、こういうことが望まれているわけですから、雇用事業団から買い取り、これも低額で買い取ったわけですからその恩恵も含めて全体の今度のこのはしお元気村については、名前が示すとおり、その旧箸尾町に設置されているわけですから、特にその近辺の方々の活用が強く期待されているわけです。そういうところでグリーンパレスと同様の貸し館業と同じ感覚でこの料金の値上げについてはおかしい。設置目的に合致しないということを挙げさせていただいたわけであります。

特に、この問題については、各種料金の値上げがメジロ押しにされているという状況の中では、町が設置目的に従って地域の方々が活用しやすい料金の設定が強く求められるわけであります。

私たちはグリーンパレスの宿泊施設の料金値上げのときには賛成をしています。それは経済活動が伴うものが多数見られるということでその前提に立ったわけですがけれども、今回のこの問題については、経済活動を伴わないような場合についても値上げをするということも含まれているわけですから、到底容認できないものであります。

その活用については町長も委員会で答弁があったように、町内の方々が登録をして活用できるというときにはできるだけ無償にする範囲を広げていただくということをあわせて要望して、反対したいと思えます。

議長 ほかに討論ありませんか。 15番議員！

15番議員 議案第39号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

この議案は現在の広陵勤労者総合福祉センター（サン・ワーク広陵）が改修され、来年4月から装いも新たにはしお元気村として再スタートすることにより、名称変更や利用料金の改定などに伴う条例改正であります。今度のはしお元気村も公的施設であります。施設管理維持費も相当分必要なところから受益者負担として利用者に適正な費用負担を求めることにつきましてはやむを得ないと思われま。それから考えますと、今回の改定分につきましては、必要最低限のものであると判断いたします。

また、料金設定でございますが、改正前は周辺4町の公益的勤労者福祉施設ということで、雇用保険の被保険者とその他ということで区分設定されておりました。しかし、その後に国施設を広陵町が買い上げたことにより、広陵町の単独施設になったことで、今回の改正では町内在住、在勤者とそれ以外という区分で料金設定され、改定率にも格差がつけられており、また、冷暖房費の新設や営業目的の料金設定もあることから、決して一律改正ではなく、広範囲にわたり利用形態に応じて配慮された改正内容であると思われま。私はこの条例に賛成いたします。

以上。

議長 ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 ただいまの賛成討論に対しまして反対の討論をしたいと思ひます。

まず、適正な費用負担で必要最低限のものだということでの賛成意見でございましたけれども、この適正な費用負担という物差しはなかなか難しいというふうに思うんですけれども、だから何がどういふ部分で適正なのかということを考えれば、決して私は適正だと言い切ることはできないというふうに思ひます。むしろやはりいろいろな形で運動だけでなく、いろいろな形で社会参加活動をどんどんしていただいて、元気な暮らしをつくっていただく、豊かな暮らしをつくっていただくための、このはしお元気村のより一層活発に利用していただくためには、やはり今大変、先ほど寺前議員も言ひましたけれども、税金等の負担がどんどんふえている中で値上げをしていくということについては適切ではないというふうに思ひます。

それから、この中で利用形態によって差をつけたということについては町内、町外の部分についてはどこまで効果があるかはわかりませんが、それはそれでいいとは考えておひます。

あと、従前でしたら運営協議会があつて、利用者の意見も聞くことができたわけですが、今回の改正の中では運営協議会がなくなってしまうので、利用者の声が適切に反映さ

れるという保証がないというところが大きな問題の一つです。

それから、今回直ちに指定管理者制度を導入するというわけではないですが、説明をお聞きしていると、今後についてもこのはしお元気村について指定管理者制度が適切とは到底考えられませんので、この点についてはきちっと従前のままで町の方で運営をしていっていただくということは強くお願いをして、反対といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第39号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり賛成多数で可決されました。

次に議案第40号、大和高田市道路線の区域外認定の承諾についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第40号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり全会一致で可決されました。

議 長 次に議案第46号、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第46号は委員長の報告のとおり、原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

(A.M. 11:16 休憩)

(P.M. 1:02 再開)

議長 休憩を解き再開をいたします。

議長 次に日程5番、議案第47号、48号、49号、50号、51号、52号、53号、54号、55号及び56号を議題とします。

本案について、決算審査特別委員長より委員会の審査の結果についてを報告を願うことにいたします。

決算審査特別委員長、吉岡君！

決算審査特別委員長 決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会は、さきの本会議において付託されました10議案につきまして、15日、19日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。
審査を行った順に行います。

初めに議案第47号、平成17年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。一般会計の決算収支は、景気はやや好転の兆しはありますが、自治体においてはまだまだ極めて厳しい状況が続いております。

事務事業の見直しを図り、節減合理化と事務事業優先順位の厳しい選択、財政健全化価格の設定等、入札制度の改善などに努められた結果、実質収支では3億3,422万円余りの黒字決算となりました。

歳入面では、歳入の中心となるべき町税、地方交付税は前年度よりわずかにふえておりますが、地方交付税にあっては5年前に比べ約7億円も減少しております。

歳入の中心となるべき町税の未入、未済額についてその現状と今後の滞納整理への取り組みと、中期財政計画、財政調整基金などについて詳しく伺いました。

次に歳出面については、議会費では議事録作成委託料及び郡議議長会負担金等について。総務費では委託料である、特に電算関係の不用額、また、委託に伴う成果、歳出全般にわた

る不用額に対する考え方、各負担金補助及び交付金などについて。

消防費では、現在における消防活動にあつての防災計画または職員定数や今後の消防署体系の方策などについて。

民生費では、福祉作業所運営補助金に係る今後の考え方。

老人福祉費に係る委託料各種、福祉医療貸付金等などについて。

衛生費では、火葬業務委託料、葛城清掃事務組合負担金、再生資源集団回収助成金などについて。

農商工費では、靴下リサイクル事業補助金や地場産品販売促進補助金、住宅リフォーム補助金、関連しては指定ごみ袋の販売店等の進捗状況。また、農業生産者の今後の育成について。

土木費では、街路管理委託料、また、交通安全施設整備に関して今後の進め方。同じく借地公園について。

教育費については、人権教育、教職員の雇用体系、図書館の利用状況などについて詳細にわたり伺いましたが、予算過程からの執行とその姿勢に反対との意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第48号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、収納率78.36%であるが、未納者の所得ランク別実態と過年分も含めたその分析について軽減状況、減免状況。また、レセプト点検の効果などについて詳しく伺いましたが、減免の内容について反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第49号、平成17年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、対象者の推移及び医療費の状況などについて伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第50号、平成17年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、滞納が生じている理由、居宅介護サービスにおけるケアプランの実態、また、減免措置についても詳しく伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第52号、平成17年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一般会計からの繰入残高累計は17年度末で4億3,000万円あり、あと367区画整備できることの将来計画など詳しく伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第51号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、下水道使用料の未納者の実態、入札内容、都市計画法第34条第8号の3における市街

化調整区域への住居促進にかかわる下水道事業との兼ね合いについて。また、合併浄化槽の検討はといった点などについて伺いましたが、消費税にかかわる料金体系に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第53号、平成17年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、食教育にかかわるアンケート調査について、給食賄材料費の内訳について。また、その購入方法、地場産品の使用などについて伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第54号、平成17年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第55号、平成17年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、換金業者の状況または商品券の購入意識の拡大方法はということについて伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第56号、平成17年度水道事業会計決算の認定については、老朽している石綿管が1.4キロメートルほど残っており、今後入れ替えて行くこと。有収率向上の経緯などについて。また、県水の受給状況や今後の意向などについて詳しく伺いましたが、これも消費税にかかわる料金体系に反対との意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

審査の結果は以上のとおりであります。今後も財政環境は極めて厳しい状況が続くものと見込まれていることから、予算の執行にあたっては効率性、有効性に十分配慮されることを望むものであります。

簡単ではありますが、決算審査特別委員会の審査の結果報告とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第47号、平成17年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員！

6 番議員 平成17年度の一般会計決算の討論をさせていただきたいと思います。

まず最初に、私たちはいつも指摘しているところですが、地方自治体の役割任務は当然地方自治法に定められています。1条の2あるいはまた第2条に憲法に基づく地方自治を守っていく、この精神が求められ、住民の福祉の向上に努力していくという大原則が打ち立てられています。

また、それとともに法の改正によって地方自治の自由裁量を高めようとする方向も強まっているのも事実であります。

しかし残念ながら、地方自治体を取り巻く環境は依然として1自治体の努力によっても限度があることについても私たちは認めているところであります。昔から言われる三割自治という言葉が象徴するように、この広陵町においても住民の要求、願いを実現させていく、この取り組みは本来住民が要求を持って運動体として進めていく、こういう関係なくして簡単に実現されていないというのが実態だと思います。そういう点で予算の立て方の問題が問われるとともに、国、県に対する姿勢の問題がそのときに、根本的に問われてくるものだと思います。そういう大きな転換点もありました。

平成5年の3月には地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針の策定についてというのが平成4年の12月に閣議決定されたものを3月に総務省が各自治体に求めた指針であります。これは地方自治法252条の17の5を根拠とする地方公共団体の組織及び運営に資するため、技術的な助言をするという根拠に基づく内容です。今までの行政改革の指導とは若干違った内容を持っていたわけでありまして。

この特徴は、一つは計画的な行政改革の推進と説明責任の確保という住民の視点からも述べられている点が大きな違いであります。その中にも集中改革プラン、これは平成17年度からおおむね5年間の具体的取り組みの計画をやれという内容でありました。

これは行政改革推進上の注意事項としてもうたわれており、8点について述べられています。そういう内容の一つは行政の担うべき役割の重点化、定員管理及び行政の適正化、公正の確保と透明性の向上、電子自治体の推進、自主性、自立性の高い財政運営の確保などというようになっていたわけでありまして。こういう問題で総務省が各自治体に求めた点は先ほどの住民から見た視点という問題も今まで以上に新たにつけ加えました。

一つは、地方行革は地方公共団体みずからが住民や議会との監視のもとに進めていくべきものであることは言うまでもないということを明言したものであります。もちろんこれについて毎年度フォローアップを実施、その結果をよく公表することとし、各都道府県において

は市区町村に対して総務省の同様の助言等を行うことを求めているというようになっているわけであります。

また、この内容の大きな点は、再三議会でも議論をしてきたことではありますが、一番変わった問題は広陵町でも指定管理者制度の条例化が今年度実施されました。このように国の小泉内閣の改革によって格差是正から格差が広がったと言われている内容は市場原理の導入を地方自治体にも求めたものであります。このような内容が特徴であり、またそれが新しい行政改革の指針となっています。

こういう問題に対して町長がどのような立場をとるのかということは、住民の暮らしを守るという視点から非常に重要な内容であります。

私たちはこの点について、例えば国民健康保険税特別会計、介護保険制度などと比べる場合に、一層自由度が高いのが一般会計であります。こういう点では別の視点で町長の態度が求められて当然だというように思います。

こういう内容を見てみるときに、私たちはまず何といても消費税の問題が挙げられます。この決算予算では消費税の業者に求めた、自営業者に求めた免税店が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。決算委員会ではこの数字が広陵町にどのような形で現れているのかという点については不明だとおっしゃったわけですが、業者の生活、あるいは業者の実態は非常にこの消費税の免税店が1,000万円に引き下げられたために、大変な事態に陥っているのが現状であります。

また、このような問題に対して町長が本来住民の暮らしを守るという視点から、国に対して明確な意思表示を明らかにすること、これが強く求められたものであります。

ご存じのように、格差是正は国の根本的な税制改革等々から行われるものであり、最高税率の引き下げが行われた、あるいはまたこのように消費税が3%から5%に引き上げられたと、1%引き上げによって2兆円の財源が生まれるという安易さから、消費税の増税等が議論されてきているわけですが、これは明らかに税の根本原則、累進課税をもって税の公平性を確保する。また、これは近年言われている格差是正の立場から見た場合にも、この消費税というのが庶民増税の最たる不公平税制であるということが言われているわけであります。この問題に対しての明確な態度というのを求められるものだと私たちは思います。

こういう点で町長の姿勢が一般会計の問題を見る限り、国に対する不十分な態度という点で反対せざるを得ない理由であります。

また、予算編成における住民の声が届くシステムをつくること、この問題も再三私たちは

求めてまいりました。今回、行政改革大綱では協働への取り組み、仕組みづくりという点でこのように述べています。

住民が主体の行政運営を実現するため、住民活動と町政に関する情報を住民への公開から住民と共有する体制へ移行する。さらに住民ニーズを的確に把握するためにさまざまな方法で意見を聞く制度の導入を図ること、これが行政改革大綱の答申に出されている内容であります。

こういう点で言えば、平成5年度の予算編成のとき、あるいはまたこの予算執行に行われてくる過程の中においても、この点についての意見を一般質問等行ってきたものでありますけれども、明確な態度はとられていません。各種機会から、あるいは広陵町民の1,500人以上に上る町政へ参画されている方々から意見を聞いている、こういう形での踏みとどまりになっています。また、今回においても広くこの意見を求めるための啓蒙を行っていく、こういう視点にとどまっているわけであります。この平成5年度の一般会計のときにはこの視点は現在よりも立ちおけている状況であったと思います。

また、この予算においては配偶者特別控除の廃止が実施され、広陵町でも5,000万円以上の増税が行われています。こういう点についても反対する理由であります。

また、先ほどの消費税の問題については、町長の姿勢とともにこの予算にあらわれている点であり、反対せざるを得ません。

また、同和行政の残存物がいまだに残っている問題であります。これについては共産党の県会議員、今井光子氏が県会で問題にしている中で、ヤマトハイミール20億円の同和融資の問題を系統的に取り上げています。奈良県が1989年と90年にヤマトハイミール食品協同組合に貸し付けた20億円の中小企業高度化資金、3年据え置き20年返済で同和対策で無利子という有利な条件になっていた問題であります。

これは共産党が指摘するまで県は返済が始まった93年から2000年度までの8年間、返済猶予を繰り返して一切の請求をしてこなかった。2001年のときからやっと請求を開始した状態、現在でも352万円しか返済されていないという問題で住民訴訟が起こっている問題であります。

奈良県が特に全国的にも総務省の同和対策事業の廃止を受けてから、法律の廃止を受けてから、依然として自治体へその通達をしないという、全国的にもおくれた県になっています。そういう縛りの中で広陵町においても同和対策事業の問題について、一つは人権教育と称して教育分野ではその点を実行しているわけですがけれども、この問題も資料で明らかになって

いるように、部落解放同盟の運動体への参加、あるいはまた運動体の方針を県の教育委員会を通じて広陵町の教育委員会もそれに従っている、従わざるを得ないという関係になっています。こういう点については本当に自由で平等な関係を維持するためにも、同和行政の残存物、特に人権教育と称して部落解放同盟の運動体の言いなりになるような関係を断ち切っていく、そのことを明確にすべきであります。こういう点が私たちが反対する理由であります。

ところがもちろん、私たちは一般会計の予算の中で、町長が努力をし、やっておられる点については高く評価しているものであります。その特徴の一つは住宅リフォーム制度の実施であります。これについては平成17年7月から実施されたわけですが、決算資料では39件の資料、経済効果として20倍の経済効果があらわれていたと、こういうことを報告していただいています。

また、その他においても町長が住民の立場で実施している問題という点を否定するものではありませんが、今、国、県との大きな矛盾のところにある自治体として、地方6団体の意向も踏まえ、あるいはそれ以上に、先進的に国、県に対する意見、住民の立場に立った意見を堂々と述べていただく、このことが不足しているということが反対の大きな流れの中です。その他三つ、四つ反対をつけ加えましたけれども、一般会計予算に対する反対の態度表明といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 2番議員！

2番議員 長々熱弁いただきましてありがとうございます。

平成17年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

最近、景気は明るい兆しはあるものの、まだら模様で、地場産業、中小企業では依然として厳しい状況下であり、歳入においてはその中心となるべき町税、地方交付税は昨年度に比べ少しは増加しているものの、地方交付税に当たっては5年前に比べて約7億円もの減収となっております。

そうした中で、歳出では不可欠である新清掃センターの建設事業、関連する交通安全設備事業等の周辺整備、また、将来を見据えた大和路情報ハイウェイ回線接続事業や、小学校教育用コンピューターシステム購入事業などに適切に執行されており、また、職員数の削減、三役特別職の給与の減額、収入役の廃止など、その節減に努められ、予算全体を見ても適正で効率的な予算執行であると思います。

住民参加型の予算編成や、その執行については、現在、町内に1,500人の各種役職の方がおられ、種々意見を聞いた中で反映されているものと思っております。

消費税については、現在は一般に広く定着しており、増税などについては国の税制全体の中で論議される問題であると考えております。

また、現在行われている人間教育は、同和教育だけではなく、人権に関して幅広く行われているものであり、今後もさらに総合的な人権教育、人権啓発の推進を図っていくべきであると私は考えているところであります。

以上、賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 反対の立場で討論をいたします。

今、賛成討論の中で交付税が7億円もの減額になったと、5年間でですね、そういう問題を指摘をされていたわけですが、このような交付税の減額について、4団体の中の市町村の方でも地方として国の方に強く要請をいただいているということは知っておりますけれども、その上でですけれども、やはり今、明るい兆し、依然厳しい兆し、両極面があるというこのような賛成討論でございましたが、広陵町にとってみましたら、広陵町の住民の皆さんの中で地場産業にかかわる皆さんなど、本当に厳しい状態が続いているということ指摘せざるを得ません。

そういう中であって、まず第一に優先すべきなのがこの広陵町民の暮らし、安心して暮らせる広陵町をつくる、これが自治体の仕事なんです。こういう中でやはりこの先ほどの配偶者特別控除の廃止とか、定率減税の半減とか、このようなことが次々とされてきて、そして大変増税にあえいでいるというのが今の実情でございます。

こういう中であって、やはり広陵町としてそのような国に対する増税の問題についても、広陵町の収入がふえるからと放置するのではなく、国の方に対して、県を通じてでも、とにかくこのような住民いじめの施策はやめるようにということを強く主張していただかなければなりません。これが広陵町の町長としても大変大きな仕事でございます。

しかし、町長の方はいろいろと機会を見ては国、県に物を言っているということもお聞きしたことございますけれども、去年の予算要望でしたか、見せていただきましたが、広陵町から県に対して予算要望を具体的にされているという部分がこのような内容、全くございませんでした。本当に広陵町として県にもきちっと物を言っていく、県を通じて国に物を言っていく、直接国に要望していく、国立市などではこのような国に対しても直接自治体として厳しい批判、あるいは要望をしているところでございますから、ぜひ真剣に広陵町民の生活、暮らしを考えるのであれば、このような増税の問題についてもきちっと国の方に要望してい

くべきであります。この点がございます。

そして清掃センターの問題なんですけれども、新しい清掃センターをつくることに対しては大いに賛成をしてきたわけですが、この17年度予算の中ではRDFでの工事を建設するという点については、私たちは一貫して反対してまいりました。建設されたあかつきに、本当に事故が起こらないか大変心配な問題、そしてごみの減量化に対して逆行する、さらにこのRDF工場の建設に対しては多額な費用がかかる、今、財政難のときにあえてこのような新清掃センターの建設を選択されたことについては大いに反対をするところがございます。

また、解放同盟の人権教育の問題ですが、今、人権教育という名のもとに行われていますけれども、やはり従前からの流れが断ち切れていないというのがこの今回提出していただいた資料を見ましても明らかであります。内容を従前の部落解放の問題だけじゃなくて、ほかの一般的な人権教育を入れているからいいんだということではないんです。いろんな形でのいろいろな角度からの人権を見直していくことについては大いに結構なんですけれども、やはり団体としての、運動団体としての部落解放同盟をきっぱりと排除した中で人権教育を進めると、このことが今求められているし、国の方もこのようなことを求めている、法的にもですね、そういうことですから、この広陵町でもなかなか難しい点はございますが、その点きっぱりと指摘をしていただく必要があることを指摘をしたいと思います。

また、高齢者の方々も本当に負担が大きくなってきているわけがございます。そして高齢者、障害者の皆さん、サービスが受けにくくなってきている状況の中で、独自の地方の施策が必要になってきています。独自の地方の施策を一層研究して、その制度からこぼれ落ちる住民の皆さんを救っていくということが今、切実に求められているのですが、こういう点については従前どおりという形で積極的な姿勢が見られないのは大変残念に思います。

そしてこのような部分についてさらに研究をし、周知をしてサービスを広めていく、このことは意見としてつけ加えておきたいと思います。

また、図書館の資料費の削減がございましたが、この点も意見としてつけ加えておきますが、中学校のアンケートで一番広陵町で人気があったのが図書館です。その図書館、やっぱり資料が新しいから利用される、魅力があふれているというのが一番大きな柱になるわけなんですけれども、今後、個性あるまちづくりを進めていくということに当たって、本当に町の予算全体から見れば500万円、これは大層な金額ではございません、この一番自慢できる図書館をさらに充実して、広陵町の自慢を大きくしていく、このような形をとっていった

だきたいということを、この17年度予算では減額されておりますので、意見としてつけ加えておきたいと思います。

また、開発負担金の問題につきましては、開発協力金ということですが、これについてもさらに適切な形での徴収を研究していただく必要がある。今の状態では幾分の問題がはらんでいるということを指摘せざるを得ません。これも意見として改善を加えておきたいと思います。

以上の点を加えまして、反対の討論といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 私は17年度、この一般会計決算について、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

国の三位一体改革の中、安心して住めるために努力している決算ではないかと、それなりに評価しているところでございます。清掃センターも含め、大変財政の中、三位一体の改革の中で努力されているその決算ではないか、まあいろいろなこの問題点はあるとは思いますが、またそれは後ほど言わせていただきたいと思います。

やはり、国からの押しつけ決算だとか、そして同和行政である、それから消費税、これがいつもの共産党さんのパターン。そしてそこに何か二、三尾ひれをつけながらこの決算に必ず反対される、それは結構かなと思います、それなりの主張があつて結構かなと思います。やはり同じ共産党の議員がおる中でも、やはり同じような国のこういう予算、三位一体改革の中でもこの予算、決算は賛成される自治体もあるということをご承知だとは思いますが、皆さんにご報告しておきたいと思います。奈良県下にももちろん及ぶ自治体もあります、そういう人たちはどのように国の押しつけの予算であるとか、そういう点で反対されるのか、私読んだことはないわけですが、わからないわけですが、また立場が変わればこない変わるのかなと思う点もつけ加えたいと思います。

それから、決算特別委員会の中にありました、やはり今いろんな環境問題等も含めてですね、やはりポスターの件についても、やはりるる質問し、当局から選挙管理委員会から等々も指摘していただいたこととございますので、その点については関係ある政党の皆さん、どうか公害にならない、環境のためにも、美化のためにもどうか自分たちの主張するだけじゃなくして、やはり権利を守り義務を果たすと、それを一つ行動としてやってほしいことをまず最初をお願いしたいと思います。

それから、国からの押しつけの決算だと言われているが、この地方財政の果たす役割につ

いては、我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体で実施されている。その結果、政府支出に占める地方財政のウエートは、国と地方の歳出決算、最終支出ベースで約3対5となっていると。国と地方の財源、税財源配分の見直しをもされているようであります。

行政事務の分担も公共資本、いわゆる公共資本の配分においても、分担についても、やはり町においては都市計画、そして町道、準用河川、それから公営住宅、下水道、また教育においては小学校、中学校、幼稚園のこと、それから福祉については生活保護、児童福祉、国民健康保険、介護保険、上水道、ごみ、し尿処理、保健所等々、その他については戸籍住民基本台帳、消防等ですね、そうした厳しい国家予算の中の地方財政の中のこうした行政事務の分担をし、町民の生活を守るためにやった独自決算であり、何も国からの押しつけの決算ではないと思っております。

それから、従来の同和行政についてではございますが、従来の同和教育の中身は、人権にかわりその具体的な内容も大きく変化してきているわけであります。広陵町においても、部落解放の地域がないし、その組織の力も予算、決算の中に影響を与えるわけでもないし、言いなりになった行政ではないと思っております。

運動体への参加もおかしいというこの反対理由になりましたが、やはりそうした運動体に参加することによってこの同和行政、人権教育の理解を得るためにも必要ではないかと、今後はそうした一層の人権啓発の推進に取り組む場が必要だと思っております。

それから、消費税については、国民に浸透してきている、理解されているように私は思っています。公平性は確保されていると思っております。やはり消費税は物を買わなかったら何も消費税を払う必要がないわけですから、これこそ寺前議員が今言いましたように、この消費税は不公平税制の最たるものと、それはどうかなと私は思うわけであります。その消費税の財源も地方交付税の国税5税の中の一つは所得税、法人税、酒税、消費税、タバコ税の一定割合とされているわけであります。地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障するためのもので、地方の固有財源であり、この消費税については一般会計の予算、決算の反対する理由には値しないと思っております。

それから、個々の成果報告も検証してみましても、やはり決算カードを見ましても、やはり主なところ、新しい新清掃施設の整備事業、それから地方特定道路整備事業、古寺中線、それから百済赤部線、交通安全施設と、また、小学校においてはコンピューター購入事業、

真美ヶ丘第2幼稚園園舎増築事業、また、巢山古墳の整備事業等、主なものもこうしたこの中にやられた成果が出てると思っておりますので、やはりいいなとは思っております。

それから、決算カード見ても実質収支は黒とは、一応は黒になっているが、地方債、債務負担行為額の多さ、経常収支比率、公債費比率の数値の高さも懸念されるわけでありまして。

今後の予算編成についても、十分な運営をやってほしいことを希望したいと思います。

それから、収納対策本部も設置されて、やはりそれに対する、その納税に対することもしっかり取り組んでいただけたらと思っておりますので、そうしたことを希望し、賛成といたします。

以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。 8番議員！

8番議員 追加で、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、反対討論の中で消費税の免税店が下がった。あるいは配偶者特別控除が廃止になった。あるいは交付税が減額になった。これすべて国の政策でございます。

広陵町はこれをどうすることができるのか。国立市は都や国に物を言っている、物を言うてどうにかなったのか。ただ物を言っただけじゃないのか。今の共産党の姿勢が丸々と見える考え方だと思うんですね。政治家といたら口に出したらそれを実行できるものでなくてはならない。たとえ町会議員であったかて、一たん口にしたことは必ず実行させる、実行するというのが政治家の信頼される姿勢じゃないかと思うわけでございます。ただ、言うだけ言うたというのみたいなん、への突っ張りにもならないというのが私の考えでございます。

また、ごみのRDF、これが非常に高価で問題だと。これもきょうまでのいきさつをここにおられる町会議員の皆さんは十分ご承知だと思います。やはり地元といろいろなこと協議をし、このやり方でやると、それで地元を受け入れていただいたということでございます。

それをあえてこの決算書の反対理由にする、全くおかしんじゃないかと。決算というのは予算があって、それに伴うその執行されたんが適正なのかどうかを審議するところだ、私はそう思っているわけでございます。その中であえて言えば、あえて言えばですよ、この中にあります歳入部分の不能欠損9,700万円、これを問題にするんならまだわかるんです、私から言えば。あるいは延滞がまだ十分解消されてないということの問題にされるんならわかるわけなんです。しかしこれも前のときに説明受けましたとおり、全く取れる状態ではないということでしたというところがあるかと思いますが、ただ、そこまでに至ったいきさつについては怠慢があったんじゃないかというときはそのときの議論の中にもあったとお

りでございます。

そういうことでこの決算を見まして、本当にどない言うて反対しようかなという形で反対しているとしか私は思えない、そういう意味で私は賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。採決をいたします。

本案については反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第47号は原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第47号は原案どおり賛成多数で認定されました。

それでは次に議案第48号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 反対討論をさせていただきたいと思います。

消費税の問題は下水道のときにもう一度反対説明をさせていただくとして、一つは反対に対する姿勢の問題が指摘されました。反対するからにはそれが実行されることに全力を尽くすのが政治家の責任だというようにおっしゃったわけであります。

これは民主主義の原理についてどのように考えているのかという問題で、それは恐ろしい気がいたします。主権在民の考え方という点は、結局は政治の世界における国民の意見というのはいろんな形で政治に反映されます。そして最終は国会の法律として自民党の多数派として各奉仕されている方々が決められる。この法律に対しては、私たちは従わざるを得ない、当然であります。消費税の問題についても私たちは当然法律で決められたものについて実行をいたしております。

しかし、この消費税に対する考え方は、それを認めるかどうかは全く別の次元であります。この点について言えば、議員が物事の政策の問題について語る場合に、それは住民の間に、

少なくとも広陵町の住民の間に一定の考えがあるということであれば、当然、議会活動を通じてそれを実現させるために努力する、当たり前のことではないかと思うんです。それを否定する考え方、私はそれは多数独裁の考え方にすぎない、行き着くところはそのようになります。

住民の行動についても請願行動があります。書面による請願行動があり、そして住民が決められた問題に対する変更を要求する形、これはさまざまな方法があります。それぞれの指示する団体を通じて反対をしていただく、議員を通じてやっていく、こういうことであります。

議長 6番議員に申し上げます。議案についての。

6番議員 国民健康保険税の問題について反対の内容であります。

この問題についても同様の内容で反対する立場について反対するための理由をわざわざつくって、反対のための反対をやっているのではないかという反論が予想されますので、今述べたところであります。

こういうように、少数意見ということであっても、反対の問題についてはきちんと議会の中で議論をしていく、これは議会制民主主義の基本中の基本であります。そしてこのことを否定することになれば、ナチスドイツ、あるいは戦前の日本のごとくな主権在民の姿が消えてしまう、このような内容になってまいります。こういうことをまず指摘しておきたいと思っております。

今回の国民健康保険税の問題について言えば、先ほどの一般会計の問題よりも一層自由度は少ない。こういう点では私たちは町長はじめ職員の方々が非常に苦労しながら予算編成をしていただいていると、この点については大前提として大いに認めるところであります。

そういう中であって、今回の場合に、特に出てきた問題は、結局は減免制度、任意減免制度の問題であります。これについては議会に何ら相談もなく任意減免制度の老年者控除の部分を、老年者控除の減免規定の部分を減らしたわけであります。決算書に出てくる問題は、16年度では減免世帯数は243件でした。それが171件になりました。金額で言うと、16年度は834万9,000円が減免されました。しかし、この決算上では354万5,000円、約500万円の減免がなされなかったということであります。

もちろんこれは老年者控除、老年者減免ばかりではないことは当然であります。しかし、主要な大きな問題はここにありました。町の説明は、この減免の廃止はお年寄りでもお金をもうけているところについては、これについてはきちんと取っ払いこうと、これは公平に資

する問題であるというようにおっしゃっておりました。

この問題を角度を変えればそういうことも当たらないことはないです。ということは、老人のお年寄りの中の所得の格差というのは明確にあります。しかし、どの視点で格差が大きいかという点は、明らかに認識が違うものであります。一つはいわゆる標準所帯、政府が言う標準所帯の数字は、大体4人家族で平均で23万円程度の年金所帯だというようにおっしゃっていますけれども、委員会等でも述べましたように、現実問題として現在の年金者の平均というのは、大半は4万円から5万円です。これは国民年金が異常に少ないからだということでありましてけれども、このような問題の視点から言えば、やはりお年寄りの多数は所得の低いところに固定されている状態があると、こういうことが言えると思います。

そういう点で、標準世帯と言われる部分のものが多いうように認識するのか、しないのかによって、このとらえ方は非常に違うわけですが、少なくとも広陵町における減免制度の問題については議会に提案をしていただいて、そして全員協議会等で議論をしていただく中で住民に理解をしてもらう方向性を努力していく、こういうことも欠かせない過程だというように思います。これが先ほど言った住民参加の今後の予算編成の問題と密接に結びつくわけですが、ちなみに、現在の年金の所得階層別の資料は委員会で述べていますので、この場では省略させていただきます。

また、なお減免と同時に国民健康保険税の滞納の状況も委員会で具体的な議論をいたしました。そしてこの減免の状況は深刻な問題を帯びているという点は委員会でも本会議でも述べたものですが、改めて平成13年度の最も滞納金額の大きかった階層は200万円を超え500万円以下のところでした。しかし、平成17年度の滞納者の状況は、ゼロから80万円以下の世帯が最も滞納が大きいという数字、これは滞納の対応が激変しているわけです。もちろん取れるところから取るべきである。そしてまた悪質な滞納者についてはあらゆる手段を使って取っていく、こういう点について私たちは異論を言ったものではありません。

しかし、現実にはこの滞納額の状況の変化は大きな変化だと言わざるを得ません。

こういう点で私たちは減免制度の充実を求め、町長はこの点について理解をしていただいているところです。こういう内容についても今後の政策過程の中で実現されていくよう強く望んでいるところであります。

平成6年、また平成7年度の予算、8年度の予算の中におけるこの減免の充実についてあらゆる角度から町長に要望していきたいというふうに思いますので、お願い申し上げます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 2 番議員！

2 番議員 いろいろと何回も言いますが、いろいろ熱弁いただきまして本当にありがとうございます。いろんな幅を広く持っていておりますが、私は賛成の立場として申し上げます。

病気にかかりますと国保でも本当に今は感謝しております。反対者がいますので、議案 4 8 号を賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の運営は年々厳しくなる状況にあり、その中で経費の節減、事業執行の効率化に努めておられると思います。納税相談や申告指導を行い、個々の事情を把握し、納税意識を高めていただくことは、私は必要な措置だと理解しております。

どうもありがとうございます、賛成討論です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1 2 番議員！

1 2 番議員 今の賛成討論は全くかみ合っていない賛成討論だったと言わざるを得ません。

今の主張は財政が厳しくなっているのに、納税のための推進をしろと、これだけの賛成討論でした。実態の方をどれだけ議員は把握されているのでしょうか。今、本当に所得の低い人の滞納率が高いということは資料を見ていただいても一目瞭然ですし、さらに所得の低い方が増税の中でさらに保険料も値上げになっていく、そういう中でますます払えない状況が生み出されているというこのような実態をやはり分析をして、理解をすべきであります。

ですから、一律に納税対策さえ強化すれば収納率が上がるという状況ではありません。ですから、こういう問題については払えるような税体系に改善をしていくということも大きな課題となってくるわけです。

先ほど減免の話がありましたけれども、やはりその一つとしては町独自の減免制度を充実をしていくということは抜き差しならない切実な問題ではありますが、この 1 7 年度におきましてはこの減免制度が大きく後退をした重大な問題であります。この点につきましては 1 8 年度の予算の中で減免制度の充実を町長にお約束していただきましたので、そこに大きく期待をするところでございますが、1 7 年度の決算につきましてはそのような状況でございます。

そして国保会計が年々厳しくなっている、これも事実でございますが、これは制度的に厳しくなっている、先ほどの払えない収納率が悪くなったのも制度として、そして今の増税の中でなっているという、大きな原因があるわけですから、当然この国保会計もそれ以外にも、高齢者の方もふえてまいりますし、医療費もたくさん必要になってくる中で、

財政が厳しくなるのは当たり前であります。ですからこういう問題に対して私たちはやはり一般会計からの繰り入れも場合によっては、今すぐにといいことではないですね、17年度はとりあえず何とか黒字で最終迎えることができたわけですから、そういう部分で17年度に求めるわけではありませんが、今後はそういうことも検討することが必要になってまいります。

どっちみちこの問題を言いますとまた賛成討論の中で一般会計も厳しいじゃないかと、このような反対の意見が出てくることは推測をするわけですが、先ほど山本議員がこの審議をするとすれば不能欠損の問題だけじゃないかと、こんなような指摘をされましたが、そんな不能欠損の問題、数字合わせであれば会計監査で十分です。議員の仕事は何かということを理解されておりません。議員はこの予算に対して住民サービスを基本にして適切な項目で適切なサービスが実施されたのか、このことをチェックすることが大きな責務でございます。こういう観点から言えば一般会計厳しいですが、新清掃センターの中の予算を2,000万円、3,000万円融通することは十分可能な範囲でございます。広陵町全体の会計から見てもその程度の予算をやり繰りすることは町長の裁量で十分にできる範囲でございますから、議員としてはこの一般会計も含め、このような住民サービス、いかに住民の暮らしを守るのか、命を守るのか、このようなことの項目、どのように適切にサービスされているのか、この点を審議することが一番中心であることを理解をしていただきたいと思っております。

そういう点から今後そういう点も周りでしている自治体も幾つかあるわけですから、調査、研究をしていただくことをお願いいたしまして、反対討論といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 私は賛成討論からでちょっと言わせていただきます。

私は持病の病気を持っておりまして、何度も何度も入院を重ねてまいっております。その中で高額な医療費がかかっておる中、自己負担というのは非常に少なく、私たちにとっては非常に助かっている制度だと、かように思うわけでございます。

そして事業の方でも健康保険には入れなく、国民健康保険しか入れないということで、事業主は病気したときにはかなりの金がかかります。そのときにこの制度があるために、立てかえはするけれども、後から役場から、保険の方から帰ってくる、この制度は非常に助かっておるということを説明して、賛成討論とさせていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。それでは採決をいたします。

本案については反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第48号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり賛成多数で認定されました。

それでは次に議案第49号、平成17年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 賛成をいたしますが、意見を加えたいと思います。

まず一つは、先ほど国保の会計のところでは制度の存続と、本当にいいことだということでおっしゃっておりまして、私たちも国保の制度、そしてまた老健のこの保険制度について基本的に大いに賛成し、何としても存続をさせていかなければならない、このように考えているところでございます。そのために今後、現在高齢者の方々の医療費が大変負担大きくなってきております。そしてさらに一層今後も新たな保険を、老人の方の保険をつくっていきこう、こんな動きも強くなってきているところでございます。もう射程距離に入っているような状況の中で、ぜひこれ以上高齢者の方の負担をふやしたら本当に大変なことになるんですね。この前も先般お伺いいたしましたけれども、医者代が払えないから医者へ行ってない、ヘルニアなんですけどね、医者へ行ってなくて、今動くのが大変ちょっと困難になってきたということでおっしゃっておられました。でも医者へ行くお金がないんです。ですからこの高齢者の医療費負担増にならないように、ぜひ町長頑張ってくださいますように要望いたしまして、賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。採決いたします。

議案第49号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は全会一致で認定されました。

次に議案第50号、平成17年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 この介護保険の決算につきましては反対の立場で討論をしたいと思います。

この介護保険につきましては、去年の決算では賛成いたしました。が、17年度の予算につきましては反対をしているんです。その問題点と言いますのがホテルコストの導入とか、介護保険制度の移行、そして介護保険料など審議をする年だったんですね、17年度は。その審議の中で誠実に議論をしていただけたかどうかという、そういう議論を昨年度いたしました。そういう中でその前向きな状況が見られなかったもので、それを根拠に反対をしているわけです。この17年度、私も策定委員会に入らせていただいて、とにかく介護保険料の大幅な値上げ、100円でも200円でも抑えてほしいということで試算もし、そして職員の皆さんあるいは策定委員の皆さんにもいろいろと意見を言ったわけですが、やはりホテルコストについては突然もうこうなりましたという状況でしたし、今回の介護保険の意向につきましても、やはり大きな懸念があったわけですが、そして今、18年度になりまして、やはりいろいろと介護用品が借りられないだとか、あるいはヘルパーさんの派遣時間が少なくなったとか、派遣を打ち切られただとか、予想どおりの問題が起きてきている状況でございます。こういう点について予算も使われております、策定委員会についてですね。あるいはまた広陵町独自でそういう問題について対応していただいたかと言うと、残念ながら対応が17年度でしていただけなかったという点で反対といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 11番議員！

11番議員 反対する議員がおられますので、賛成の立場で討論させていただきます。

どんどん高齢化が進んでおります、その中で今回の介護保険の改定は広陵町は2,500円から4,000円、確かに率にして60%という大幅な値上げでありますけれども、全国平均では4,090円ぐらいと聞いております。すなわち、非常に高率になったのは前回の2,500円の決定が若干甘かったかなと、あるいは2,500円、私はそのときは議員で

ありませんでしたので詳しいことはわかりませんが、前回の2,500円決定の折にいろんな意見があったように聞いております。

すなわち、実情を無視して、余り、これは対町民の方から見ればお金を出すのは安ければ安い方がいいに決まっております、しかし結局、前回の決定で実用は無視して、あるいは計算を度外視して安く決定したから今回跳ね上がったんじゃないかなど。恐らく前回2,500円やなしに2,800円か2,900円にしとけば、今回そんなあれにはなっていないと。したがって、今回4,000円に上げましたけども、やはりこれは来たるべき広陵町の高齢者の対象の人数がどうなっていくか、あるいは今の介護保険の受給してる方の情勢とか見て決まったように私は思います。もちろん低所得者に対する激変緩和措置もありますので、この辺は賛成したい、はっきり言って思います。

それから、先ほど松野議員は、これ本件と直接関係ないんですけど、あえて私は言わせていただきますが、先ほど松野議員は山本議員とか松浦議員の発言に対しまして何か議員の見識にも劣るようなことを言われました。

そうしますとね、私それを聞いてまして、この前、つい先だって決算委員会がありました。そのときに私の前におられる寺前議員はその決算委員のこの件に関しまして賛成か反対か、堂々と議論は述べられたんですね。その議論の結果として出てくる反対か賛成かの意見が全然本人わからない、わからなくて傍聴席におられる今井県会議員と松野議員に賛成か反対かどっちやねん、私はそれを聞きまして思わず吹き出しました。

議員は自分の見識で反対か賛成をすべきであります。今後、共産党さんお二人の議員には十分党内で研修されまして、そういう失笑が起こるような事態がないように、あえてお二人を非難されたわけでありますから、当然これを意見として言うてあるわけやからね、だからそういうことをございます。

以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 今、指摘されましたように、特別委員会における私の意見は修正させていただきたいと思います。非常に不勉強のそしりないということで反省をしているところであります。

ところが、今、八代議員が賛成した問題については、全く17年度のこの介護保険の予算に対しての意見は全く述べられていないわけです。これはやはりこの決算に対する討論をやっているわけですから、私は少なくとも、一言でも17年度の決算の中身について意見をいただいて、賛成討論をしてほしかったと思います。

また、私は特別委員会でこの介護保険についての減免制度の問題についてはいろいろ問題点があり、町に要望をさせていただいたところでもあります。

ところが、現実にコストの、いわゆるホテルコストと言われる食費、あるいはいわゆる部屋代等についてですね、この決算書にどのような形であらわれているのかという点についてきちんと議論をするところについて忘却しており、本当に議員としての、これは17年度の一般会計のときにはこの問題について本会議でも議論をしたものですけれども、決算の段階で忘却してしまして、本当に見苦しい姿を見せてしまったというふうに思います。そういう点で非常にこの問題については一層努力して、議会の議員として恥じない勉強をしながら頑張っていきたいというふうに思います。

そういう点でこの問題については修正し、反対したいと思います。

以上です。

議長 ご苦労さんでした。ほかに討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 この介護保険はやはり将来にわたる、持続できる介護保険制度へのこの再構築を目的にし、やはりこうしたものをするためにこの予防サービスの創出を柱とする改正介護保険制度ができたのであります、昨年6月に制したわけでありまして。やはりその今その反対討論のありましたけれども、その前にやはり寺前議員のやはり委員会のあの無視した発言に対して、結果に対してはやっぱり反省すべきところではないかなと思ってます。全体が軽視されておりましたのでね。（不規則発言あり）

17年度は賛成しているさかいに賛成しているよと言うたんですよ。ですから、やはり低所得者に対しては、やはりこうした配慮もやはり国の方でもされているわけです、私たちの公明党の方も一生懸命こうした低所得者に対しては配慮させていただいたところでもあります。それで利用者の選択のもとで良質なサービスが提供され、ちょっとごめんなさい、行間違ってらわ。

厚生労働省の試算では65歳以上の高齢者が支払う第1号保険料は従来の制度のままだと月3,300円の保険料が12年度には月6,000円に上がってしまいますが、改正の結果最も出た場合4,900円に抑制できるとしてあります。さらに昨年の改正で第1号保険料が負担能力をきめ細かく反映した設定に変わり、年金が年80万円以下で、ほかに収入がない低所得者には従来より低い保険料率が設定されました。

また、昨年10月から特別養護老人ホームと老人保健施設、介護療養型医療施設を対象に、住居費と食費を介護保険の対象外としました。これは在宅の場合、家賃や住宅ローンに加

えて光熱費や食費を自分で払わなければなりません、施設では居住費や食料が保険給付されており、在宅サービス利用者との負担の公平化を図る観点から実施されたものであります。

そのほか、介護保険法施行前に市町村の設置で特養ホームに入所していた人に対して、施行後5年間利用料と食費の合計額が法施行前の食費徴収額を上回らないよう、負担軽減措置が講じられましたが、公明党の強い主張で軽減措置がさらに5年間延長されたわけでありませ

す。
こうしたこの町における介護保険制度についても、やはり持続可能な介護保険制度にするためにも必要であると思っています。

以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決いたします。

本案については反対者がありますので、起立により採決をいたします。

議案第50号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり賛成多数で認定されました。

しばらく休憩をいたします。

(P.M. 2:16 休憩)

(P.M. 2:35 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開をいたします。お静かに願います。

次に議案第51号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員!

6番議員 反対討論をさせていただきます。

一つは、ここに全員協議会に出された下水道料金の現行料金及び値上げの案が出されまし

た。案が出されて、全員協議会で案が出されて撤回をさせていただいているところであります。

しかし、現実には行政改革大綱にはこの下水道料金の引き上げの問題が指摘されています。この問題に対する考え方というのは、非常に大きな問題が含まれています。

一つはもともと会計はいわゆる特別会計を設定したわけですが、この設定当時、企業会計という考え方はとらなかったわけであります。この点で水道会計とは全く違う道筋を歩んでいます。

今現在、企業会計という認識のもとにこの料金の適正化が考慮されているわけですが、この問題は広陵町単独の問題で決められる問題ではないということを委員会で指摘してまいりました。

一つは現在の広陵町は第一浄化センター、第二浄化センターに別れてし尿の処理を行っているわけです。もう一方では葛城清掃組合の中で御所に莫大な先行投資を行って処理を行っています。現在も2本立てで行っている現状であります。

そしてまた、し尿汲み取り業者の方々にこの公共下水道が減少するために、毎年700万円前後の、700万円でしたかね、900万円前後の、900万円代のいわゆる損失負担を補てんをしているところであります。これがし尿汲み取り、いわゆるし尿汲み取り行政にかかわる全体像であります。

こういう中で、今、住民負担をどうするのかという議論は、当初の方向から言って成り立たない問題であります。なぜならば、広陵町はそのことを無視した中で、無視した中でのというのは訂正します。広陵町は広陵町の処理、いわゆる維持処理費だけでも使用料としてもらおうではないかと、こういう確認が議会でされていた経過があります。

現在、手数料は2億円以上に、使用料は2億円以上に上がっているわけであります。この点について広陵町での処理の費用は2本立てであります。一つは広陵町内での下水処理にかかる維持管理、もう一つは流域下水道に放出するための第二浄化センター、第一浄化センターにかかる維持管理費であります。

この点は奈良県全体ではないですけれども、第一、第二浄化センターに当初計画から自治体の数は決まっています。この数の状況がどうなのかということで、この負担の中身が非常に変わってくるわけです。

委員会では青木議長が端的に指導していただいたわけですが、いわゆるふろ屋のふろを建てるのは経費、全員で建てたけれども、いわゆる100人ふろのふろの水の入れかえやその他はそこに入る方の、100人入れば100人の維持管理で平等だけれども、50人

で入って100人の費用を負担するというのはちょっとおかしいということではないかということだったわけです。そのとおりであって、いわゆる維持管理が広陵町は進んでいる自治体です。つまり、100人の中で50人と仮定すれば、50人の中でもパーセンテージが最も高い自治体です。本来、100人で維持する必要があるのに、50人で維持をしている。50人で維持をしているけれども、その中でも広陵町は公共下水道の普及率が非常に高いために、全体の割合は高いわけであります。

こういう状態を見過ごしたまま、広陵町だけが下水道の県の流域下水道の維持負担の条例が、ギャップが開いている、開き過ぎている。広陵町が一番この奈良県下でも使用料が安いという形だけで取れるものではないということであります。こういう問題が委員会で議論をしまいいりました。まだこの点の資料についてはいただけていませんが、ちなみに、平成11年度流域下水道維持管理費負担金の決裁で奈良県全体であります。収入は60億1,989万6,000円、そして県債、いわゆる借金が8億5,400万円であります。その他いろいろ一般会計繰入金が3億9,960万3,000円になっています。

一方、支出の点は清掃センター維持管理運営費、これがいわゆる清掃センターの下水処理の必要経費、処理場運転委託費、汚泥処理費、電気代、薬剤費、機器修理費等であります。これが28億5,466万1,000円。そして下水道の借金の返済が34億3,000万円であります。こういうところの問題も支出の枠を膨らませている問題で、明らかにこれは先行投資の部分で、今後利用する方々が年次をかけて返済していく部分であります。

また、流域下水道センター管理運営費で8億4,600万円もあります。こういう問題も、いわゆる今後払っていく先行投資の部分は、これから広陵町民になられる方々も負担していくという部分が非常に含まれているわけです。そういう点での全体の数字を明らかにしながら、今後の維持管理をどうするのかという議論は町民参加のもとで議論していく必要がある。

今この問題で料金が高くなるということであれば、公共下水道に接続する方の数は急激にしばむ可能性は強いというように思います。こういうような状況が下水道の全体の姿でありました。

そしてなお、この問題で下水道の料金に、いわゆる消費税が上乗せされております。消費税の問題については先ほど公明党の山田議員は公平性が確保されているというようにおっしゃったわけであります。しかし、税の専門家而言えば、消費税は累進課税を破壊する元凶であり、不公正税制の典型である、このように専門家では認識されています。それでもなお消費税を拡大しようというのは、消費税自体がいわゆる当初は内税と外税を明確にして進んで

いました。今回の、昨年度ですか、改正では、この問題を隠す、覆い隠すために、すべて内税にすべき、内税という基本を確立しました。いわゆる消費税が幾ら取られているかわからないという布陣を打ったわけであります。それは消費税の数字が表に出ないということで、今そういう点では抵抗があり、いわゆる小売店等々は消費税何ぼという表示をしていますけれども、これはしなくてもいいという法律に変わっているわけですが、消費税の持つ抵抗感が非常に強いところがあり、今なおスーパー等については消費税が幾らという標示をしているものであります。

ちなみに、なぜこの消費税がいわゆる不公正税制の最たるものかという点は、思い起こせば簡単であります。もともと物品税というものがありませんでした。物品税についてはいわゆるぜいたく税と言われて、いわゆる金持ちが買う率が高い、宝石や高級家具等については物品税の税率が高く設定されておりました。しかしこの問題を解消して、一律にすべての購買者に消費税を掛けようという形で掛ったわけですが、抵抗感が強く、自民党自体も衆議院の公約における中で、いわゆる食料品非課税の公約を打ち出した時期がありました。ところが、これはうやむやにされたものであります。

公明党も消費税反対をされていたときには、この消費税の反対の理由の第一番目に、不公平税制の最たるものだということを挙げておりました。しかし賛成に回ればこのことを忘れていくというのが実態であります。

このような流の中で、消費税の問題についてなお大きな問題がはらんでいるのは、やはり数字であらわれてくる低所得者層にかかる税負担率の大きさであります。これは政府が出している数字自体にも、低所得者層についての消費税負担率というのが高額所得者に比べれば倍以上の負担率にあらわれています。

もちろんこれは当然の数字でありますけれども、物品税の修正から今日に至る流れの中では、消費税の不均衡税制という問題は、格差を是正するためにも一つの視点として見なければならぬところだと、累進課税の元に戻るべきだということを述べる学者もいるわけですが、大企業、財界は依然としてこの問題については消費税で税を取っていく、このことを主張しております。

そして消費税が発生した時点から今日にかけて、消費税の総額と法人税の減税額を比べる場合、数字についてはここに持ち合わせがありませんけれども、法人税の減税分そっくり消費税の増税分となっています。国全体の税収の変更が非常に多くなっているというのがこの数字であらわれているとおりであります。こういう点で私たちは消費税の問題に対するねば

り強い問題で、もう受け入れられているというように山田議員がおっしゃったわけですがけれども、私たちは今般10%、2けたを要求する財界の動きに対して、この問題を最後まで反対貫くためにも、現在の消費税の矛盾に対する取り組みを強めているところであり、またこの問題を反対する理由であります。

以上です。

議 長 ちょっと待ってくださいね。寺前議員の発言の中で私の名前が出ましたので、大変誤解を受けたらいけませんので、私は産業建設委員会で議長として傍聴した中で、寺前議員の質問に対して理解のしにくいところがあるように思いましたので、非公式に、例え話で言ったというだけのことでございますので、そのことを十二分に、そういうことです。

6番議員 そのとおりでございます。難しい話をするよりも議長の指摘をして受け入れました。

議 長 結構です。

そういうことでございますので、誤解があってははいけませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは討論ありませんか。 11番議員！

11番議員 反対者がありますので、反対者がおられますので、賛成の立場で討論させていただきます。

下水道料金につきましては、後でちょっと言いますけども、今回の決算委員会で下水道料金の種々の説明をしていただきまして、これはもつともだなと、極めて漠然としたあれで賛成といたします。

しかし、広陵町の水洗化率は84.9%、それからこの事務報告書の資料によりますと、広陵町の下水道料金は、ここの資料では18市町村のうちの安い方から見て2番目と、つまり非常に安いわけですね。本来、水洗化率をこれだけ高めたということは、それだけの設備投資がかかっているわけですから、その固定の負担を考えたら当然高いのが普通になるわけですが、水洗化率が非常に進んで、なおかつ下水道料金が非常に安いということは、それだけ町の理事者あるいは担当者の方がそれぞれ努力されて、事務の結果が済んでる思いします。

それから、今後財政健全化でいろんな価格設定、先ほど寺前議員が述べられましたように、現在の累積した投資額の償還どうするかと、将来に備えて下水道管の置きかえ等によって、今のまま下水道料金があるままでいけるはずはないということで、去年でしたか、理事者の方から下水道料金の値上げについて検討してくれという問題提起がありましたけども、当時、

私と山本議員が正副しております、その点では理事者の資料不足もありまして撤回していただいたという経緯がございますけども、今後ともやっぱり理事者の方では精いっぱい合理化に努力していただきまして、一つ非常に安い、低廉な、合理的な値段を今後とも維持してもらおうようお願いしたい。

それから、消費税について反対されるという意見がありましたんで、これはまあ反対理由はそれでいいんですが、じゃあ私もほんなら消費税について寺前議員は自分の意見を述べられましたんで、私も消費税につきまして簡単に述べさせていただきます。

普通の所得税はこれは入り口で課税するものであります。給料とか、収入とか、そして計算して課税するものであります。消費税は出口で課税するものであります。出口で。つまりお金を使った時点で払うわけですね、だから所得税の場合は入り口で、例えば給与所得であれば100%捕捉されるわけです。もちろん善良な自営業者の方も恐らく100%課税所得してはるでしょう。しかしそうでない方はかなり売上控除とか、いろんな面で脱税を図って節税をしてはるわけですね。ところが、消費税は出口で課税するわけですね。そこには選択の自由があるわけでありまして。100グラム200円の牛肉を食べれば、現在であれば10円、100グラム1,000円の肉、上等な肉を食べれば50円払うと。したがって、若干の累進制は残りますけども、しかし選択の自由がありますから、金持ってる人が高い肉を食べていただいて、そして国家財政に寄与してもらおう。なお私はいつも100グラム200円の肉しか食べておりませんが、選択の自由があると。

それから欧米では消費税率はもう20%は常識なわけです。ヨーロッパでは。ということは、ヨーロッパが比較的自由的な、自由社会で、それが浸透しているということはその国の国民がこれは極めて公平な税制であるということを経験した上だからこそ成り立っているわけがあります。

そういう点で、言い出したら切りがないですけども、まあ寺前議員、あるいは松野議員の共産党さんの反対意見で消費税につきまして云々はよくわかりましたんで、消費税のいきさつにつきましては国政の壇上で共産党さんの意見を拝聴しますんで、以降できたら打ちどめしていただけたらいいかなと思います。

議 長 ほかに討論。 12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。

まず最初に、先ほどの決算のときに八代議員の方が私の発言も含めて中傷だというふうにおっしゃいましたけれども、私は議員としてこうあるべきだということを指摘をさせていた

だいたまで、これはまったく中傷には当たらないし、そのようには、正当な考えを述べさせていただいたということですので、今後もこの考えを堅持していくつもりでございます。

それから、今の賛成意見についてですけれども、この決算を見てもっともだ、漠然とした観点だが賛成だということですが、やはりこれはご自分できちっとした観点を見ていただいて、これが適切だということでの賛成意見を私はやっぱり言うていただきたかったなというふうに思うんですけれども、そういう設備投資が高くて償還どうするか、本当に悩ましい問題です。

前から言ってるんですけども、この収入と利用料の料金と、それから設備投資等々の相関関係についての年次計画、償還終わるまでの年次計画を以前1年ごとの表をずっと何十年か分を計画立てられていたという表をいただいたことがあるんですが、その後そういうの欲しいということを再々言いましたが、1回も出ていません。そのときの計画が変わったのであれば、修正したそういう償還最終までの計画を提示していただきたいと思います。

それは見通しですから、当然修正があって当たり前なんですね。そういう計画について、やはり年々皆どういうところが問題であったのかと、その解決のためにはどうしなければいけないのかという点を議論をして見直していくことこそが今こういうところで求められているというふうに思いますので、これは理事者の方にそういう償還終わるまでの見通しについて、年々の資料をつくって提出していただくようお願いしたいと思います。

そして、今、安い方から2番目だからいいのではないかということでした。安い方から2番目、本当にありがたいことだと思いますけれども、八代議員もおっしゃったように維持してほしいと、安い値段を、おっしゃっていました。こういう点では何番目やからいいのだという比較の問題ではなくて、やはり生活全体の中でどの負担、負担が本当に大きくなっているという中で考えれば、この値段、料金を維持してほしいという、こういう部分では八代議員と私は意見を一致することができるというふうに確信をいたしました。

消費税の問題ですけれども、所得税は入り口で課税して、消費税は出口で課税して、選択の自由があるからいいのだということをおっしゃいましたけれども、これは選択の自由がないんです。食べ物は絶対食べなきゃいけないんです。値段の格差はあるかもしれませんが、着る物は最低限必要なんです。

そういう部分で先ほど八代議員、欧米では20%が常識だとおっしゃいましたが、これは食料品とか日用品、あるいは子供にかかる学用品とかですね、こういうところは消費税って課税されていないんです、アメリカもそうなんですよ。ですから、日常どうしても必要な部

分について消費税は課税しないというところで公平感を保っている。

従前の日本の、先ほど寺前議員が言いました、物品税と同じ位置づけになっているというふうに認識する必要があると思うんです。そういう点でやはりこの消費税は公平ではないということは明らかです。

例えば、20キロの荷物を持つのに15キロの小さい子供とそれから100キロもある体の大きいお相撲さんと、その20キロの荷物を持ち上げる負担感全然違いますよ、これを所得に置きかえていただいたらいいんです。ですから、そういう意味で公平感を考えていただきたいというふうに思います。先ほど、そういう点で言えば大変不公正ですね。

それから、山田議員も先ほど一般会計の方で共産党払わなかったらいいんだと、消費税、おっしゃいましたが、合法的に払わなくてもいい方法があればぜひ山田議員教えていただいたらありがたいと思います。加えまして反対といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 8 番議員！

8 番議員 先ほどの件でございますが、消費税に共産党さんが反対される、それを主張されることに私は反対しているんじゃないんです。どうぞ反対はやっていただいたら結構だと思うんです。

ただ、この予算について、現在も水道、下水道の予算、これについて消費税があるから反対と。消費税は国保でさっき、今、松野議員もおっしゃいましたように、合法的に逃れる方法があれば教えてほしいと。町長もそうだと思います、この消費税、逃れる方法があったら教えてほしい。逃れる方法がない、国税でそれに従ってこの決算が組まれている。だからそれでそのことでなぜここに消費税が入ってるから反対だということになるのか、その辺は私の理解のできないところでございます。

どうぞ反対はやっていただいたら結構なんです。ただ、この決算書ですね、予算に基づいての決算書、そしたらそれについて僕の言ったようなことだったら監査委員が監査したら十分じゃないかと。監査委員は数字が適正になってるかどうか、帳簿が正しいかどうか、それを監査するんであって、我々はそういうのではないわけなんですね。だからその中でこういう不用額が多過ぎるんじゃないかとか、あるいは欠損額が多過ぎるんじゃないかとか、いろいろそういう問題を議論、審議するというのが我々の立場だと思うんです。その中でこのぐらいならやむを得ないんじゃないかということで承認していくと、この数字が頼りない、これ正しいかどうかわからん、監査委員やってもらって正しいかどうかわからんというのなら審議のしようがないから監査委員に監査していただいて、この数字は正しいもんだというこ

とに基づいて我々は審議しているということで、ちょっと共産党さんの私に対する話はおかしいんじゃないかと。

私はそれともう一点ですね、よくわかりました。共産党さんは。さっきいみじくもおっしゃったとおりです。予算に反対しとったら決算、どんな決算やっても反対しなくてはならないですよ、そら確かにそうですわ。私はここへ来て11回の予算、決算、予算は10回、決算は11回やらせていただきました。全部予算に反対ですよ。それに伴った決算は全部反対ですよ。ただ、それだけの理屈でしょう。だからその反対があったら1回出していただきたい。だからこんなはよろしいですわ、前向きな話やからね。

だからそういうことで私は別にこれで決算として何ら問題はないと、値上げするか、値上げしないか、17年度は値上げしてません。今度値上げするか値上げしないかの問題はそのときにしっかりと議論をして決めていけばいいと、このように思っておりますんで、それもこの決算に対する反対理由にもならない。そういうことで、どうぞ私は賛成いたしますので、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第51号を原案のとおり認定することについて賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第51号は原案どおり賛成多数で認定されました。

それでは次に議案第52号、平成17年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは討論を打ち切り採決をいたします。

議案第52号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は認定されました。

次に議案第53号、平成17年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をいたします。

議案第53号は委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は認定されました。

次に議案第54号、平成17年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をいたします。

議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は認定されました。

次に議案第55号、平成17年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 賛成ですが、意見をつけて賛成としたいと思います。

この詳しい明細の方を資料としていただきましたけれども、まず一つはこれが51%が職員さんが消化しているという状況になっています。この問題については、この最初の議案が出てきたときに職員さんが購入するということについては問題があると多くの議員が指摘をしておりました。こういう中で51%が職員が購入をし、そして1人当たりは5.6万円ぐらい大体なると思うんですね、この間に、17年度。ですので、その辺がやはり職員さんの負担にならないようにすべきでありますから、強制はされていないということは聞いておりますが、ぜひこの半分も職員さんが買わなきゃいけない、買っているような状態で引き続きどんな効果があるのかなということを疑問に感じざるを得ません。ですから、まずとりあえずはその辺のところをもっと職員さんの負担を軽くするような、買わなきゃいけないような状況は雰囲気として、あるいは指示ですね、具体的な、そういうことがあればやめていただきたいということを一つ意見として加えたいと思います。

それから、どういうところで使われているのかということは決算委員会の方で議論があったと、一定の報告があったということはお聞きしているわけですが、商品券の製作費用と、人件費を負担してつくっているわけですから、やはり地元の商店に、とりわけ個人商店に大きなやっぱり成果があるような形を生み出していくべきではないかと思うんですが、こういう、どのようなところで使われて、どのようなやっぱりプラスがあったのか、メリットがあったのかということも把握していただくようお願いをしたいと思います。

それと、もう一つはこの商品券発行について使ったらメリットがあるということをしなくて、なかなか浸透しないということはこれも当初に指摘をしておまして、これは本当にこの職員さんの問題と何かメリットをつけるべきだということは山本悦雄議員もあのときに強く主張されておりましたし、ほかの議員さんも同様のことを主張されておりました。そういう点で言えば、本当に議員としても実行するのが当たり前だとおっしゃっていただいて大変心強いわけですが、この点の、やはりせっかくこうやって発行しているのであれば、本当に一般の方が、大部分一般の方が使いたいと言ってもらえるような形に研究をしていただくように要望いたしまして、賛成といたします。

議長 賛成ですね。

12番議員 はい。

議長 ほかに討論ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。採決をいたします。

議案第55号は委員長の報告どおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は認定されました。

次に決算の最後ですが、次に議案第56号、平成17年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 水道会計について反対の討論をさせていただきたいと思います。

また、決算特別委員会の報告については委員長が報告をしていただいたわけですが、その議論の中で、一つは職員の不祥事の問題が出て、非常に住民から大変な憤りを起こしてしまったわけですが、なおその問題とは別に、別とはできないということで委員会でもあったわけですが、水道局の職員、10人でこの水道局を切り盛りしていると。そしてこれは奈良県下で最も人口比で言うと少ない人数で行っているということで、やはり非常に職員の皆さんが努力をいただいている過程という問題については認識をもって町民に知っていただきたいというように思うわけであります。

そういうような前提に立っても、水道料金の値上げの問題がありました。そして17年度もその値上げの効果として、収益的収支で6,500万円余りの黒字が発生しています。これについては値上げによる住民負担が非常に大きかったということを示しているわけですが、企業努力とともにこの点についての認識については、改めて住民の皆さん方に実態を知らせていくことが必要だというように思ったわけであります。

また、有収率について、値上げの当時は92.数%の状況から値上げの予定の有収率については、それ以上超えることができないと見ていたわけですが、私たちは反対の中で有収率を95%に引き上げること、また、この問題についての自己水の問題等々を議論してきたわけですが、現在、有収率が94.18%に上がったということがありました。これについても水道局の努力によって、いわゆる漏水等を解決するための漏水調査、あるいは石綿管のつけかえ、また、ドレンに出ていた水の縮小などの努力の結果、有収率が大きくなったものであります。

このような状況の中にもう一つ、私たちは値上げのときに反対した理由は、いわゆる企業会計の基本はどの本を見ても分担金や負担金についてはいわゆる収益的収支に入れるべきだというのが常識でありました。しかし、企業会計の部分では奈良県でも半々の状態で分担金、負担金をいわゆる資本的収支の方に入れる場合と、収益的収支に入れる場合があります。しかし、企業会計の基本である立場から、この有収率、施設分担金等については3条予算に入れるべきだというように主張してまいりました。今回の決算でも219件の給水分担金が発生しており、その費用として6,000万円以上の収入が入っています。こういう点で言えば黒字幅が非常に大きな状況になっているわけであります。こういう点を認識しながら、水道会計の健全性という点で言えば、住民から見ればいわゆる料金値上げの効果ということで非常にその見通しについても一言言いたいという気持ちにかられるのは当然だと思えますけれども、現在の状況が続いている中では値上げをしない方向、方策を引き続いてとっていただきたいというように思うわけであります。

そのためには給水分担金等については3条予算に入れていただく。また、いわゆる有収率については一層の改善をしていただくことをお願いしたいと思えます。

もう一つ大きな問題として、自己水の確保の問題がありました。

これは施設が老朽化している現状とあわせた問題で、大きな問題になりかねない状況があるわけで、非常にこの問題は、いわゆる自己水を引き上げろというだけでは解決しない問題だという認識は以前よりも一層深くしているものでありますけれども、現在、大滝ダムが事故、あの問題以降先送りされています。しかし現状の中では水が余ってきている状態が一方であり、県は県水の一層の利用を促している状態が出てきているということが言われています。

この委員会においても自己水を7対3という形で確保するという状況の中で、なお一層県は前年同様の契約をしてほしいという強い要望を行っている実態が明らかになっているわけですが、大滝ダムはまだこれから先になったわけですが、これが供給開始になったときに一体どういう事態になるんだろうという心配をせざるを得ないわけであります。こういう点でも値上げ要因は今なお強くあるわけですから、一定の自己水確保という問題については引き続き検討しながら取り組みを強めていただきたいということを要望事項として指摘しておきたいと思えます。

また、先ほどの反対意見の問題については、消費税の問題、再び簡単に言っておきたいと思えます。

山本議員は消費税の反対については当然言って当然で理解をしていると、しかしなぜかはわからない、反対するのがわからないというようにおっしゃっています。そのことでなぜ反対するかわからない、逃れる方法があれば教えてほしいという形で言っています。会計監査においても正しいと指摘されている問題で反対の理由がわからないということですが、たびたび言ってるわけなんですけども、この消費税の問題には二つの側面があります。一つは政治的な問題です。これは町長の姿勢の問題としてたびたび指摘されてきている、させていただいています。住民から見ればなぜ消費税が引き上げられてきたのか、なぜ消費税を取るのかという問題は先ほどの議論の中でありましたので省いておきます。

もう一つは、住民の負担の問題であります。これは消費税が取るかと取らないか正しいかどうかというのは政治的な問題ですが、住民負担になっているという事実はこれは法律の問題であります。そしてそれに基づいた条例の問題であります。条例の問題である限り、私たちは住民負担が押しつけられているという立場をとっているわけですから、消費税の条例化については反対をしているというのが現在に至る経緯であります。その他については先ほどと同様ですので、省いておきたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 反対者がありますので、議案第56号に賛成の立場で討論いたします。

反対内容にありました予算の組み方等については、企業会計を見据えた適切な算入であると思います。また、消費税にかかる料金特別会計歳入歳出決算の内容と同じであります。

以上、議案第56号の賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 同じ内容での反対討論は消費税等省略しておきますが、先ほど予算で反対したから決算も自動的に反対なのだということを言われましたけれども、私はそのことは決して言っていないわけで、予算で指摘した問題点が改善されなかった、あるいは改善の努力が足りなかったという部分で反対しているわけであって、そこがきちっと予算のときに反対した点が改善されれば決算において賛成する、これは当然ですから、誤解なきようお願いをしたいと思います。

それから、先ほど合法的に払わなくていい方法がということを行いました、それは裏返して言えばそういう方法はないのに、そういう無茶なことを言わないでくださいということです、これも誤解なきようお願いをいたします。

先ほどの事業会計を見据えた適切だということをございしましたが、これも先ほど寺前議員

が詳細に言いましたので繰り返しません、とにかくこの広陵町の水道会計の中で消費税を条例で取っているわけですから、この条例を、消費税を条例で取らないということを改善していただいたら賛成をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第56号を原案どおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議員第56号は原案どおり賛成多数で認定されました。

議 長 それでは最後の議案でございます。

次に日程6番、議員提出議案第13号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについては、寺前議員から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 それでは本案について、提案趣旨の説明を願います。 寺前君！

6番議員 そしたら、条例改正案を提案させていただきます。

資料についてはいわゆる6月議会で条例改正案が出てきた内容がそのとおりであります。

ただ、その中で条例改正案が出たわけですが、19条の一般廃棄物の収集運搬及び処分についての手数料という条項であります。

これについて、今回の改正は19条に第2項を起こさせていただいて、いわゆる別表の指定ごみ袋制の手数料については一定量を無料配布する、配布枚数等は規則で定めるというものであります。これはどういう内容かと言えば、別表でいわゆる指定袋を有料制で45リットルについては1枚45円というような形で決められたわけでありまして、大・中・小という形で別表によって指定されました。

この問題について、委員会等においてもなぜ有料にするのかということも議論したものであります。そのときには山田議員も含めていわゆる地方自治法第227条についての議論が一つありました。これについては適応するのはこれしかないな、どこを見てもこれしかない

なというのが委員会での議論のさなかでの山田議員の感想、思いだったわけであります。

ところが、これについて特定の、何が特定のものかという点について、山田議員はこれはいわゆる特定のものについては町が判断することだというように述べています。

しかし、現実問題として今までのこの227条については例示的にもなされているように、非常に限定された部分で規定されていました。地方分権一括法によってこのものが変わったのかどうかという問題については、今なお多くの議論はあります。しかし少なくとも法律である運搬、いわゆる清掃にかかわる運搬収集の問題についての法律はそのときに今まで手数料を取ることができるという条文が排除されたわけであります。それに基づいて今まで取ってきた各自治体についてもこの問題は議論の対象になるわけですが、それ以前の問題については何ら議論することはなかったと思います。広陵町においてはその廃止された後における条例の改正であります。こういう問題が一つありました。

もう一つは、私たちがこの問題を提起したのは、道理のある問題で言えば当然手数料については委員会等で議論になった平均3,600円の負担が平均であらわれると。これはいわゆる住民の方々が今まで袋を購入していた金額を差し引いて、いわゆる6,000数百円の高額を差し引いて3,600円の負担になるということでありました。こういう点についての少ない、多いという議論もあったわけですが、私たちはこの点で賛成意見の中にあつた公平の原則の問題であります。賛成意見の中では受益と負担の不公平感の解消というのがありました。しかしこれは当然今までこのごみの収集、運搬処理は自治体の固有事務だということになっているわけであります。固有事務ということは、これはだれの目にもわかりますように、税金で処理をなささいという問題であります。でない限り、固有事務を税金で処理しないという考え方が定着してくれば、すべての自治体の固有事務について新たに受益と負担を取ってもいいということになります。これは明らかに法の精神から言って逸脱していると言わざるを得ません。そういう問題を抜きにした形で受益と負担の不公平感の解消というのは余りにも乱暴であります。

だから私たちは今回提案をする条例改正案の最大の理由は、この不公平感の解消という点で言えば、一定量の枚数、一定量のごみ排出者については無料にすべきだと、それ以上の排出者については特定者と限定して、地方自治法227条の特定者として負担をしてもらうということであります。だから、一定量のところまでは特定者でないということでも無料であります。その提案を私たちがしています。だから、要は、（不規則発言あり）一定の人は特定者ではありません、だから普通の人はごみ量がふえた人の特定を言ってるわけであります。

そういう意味に理解していただきたいと思います。ですから、いわゆる一定のごみ量をふえた者については特定者と認定して、条例に従って費用を、手数料を取るということであります。

そういう点で、今回の条例改正の最大の目的は、今までの平均的なごみの排出者は特定のものでないということを言っているのであります。一定量というのは、先ほど言ったように3,600円、平均で、ごみのいわゆる有料のごみ袋を買う場合の（不規則発言あり）超える部分、超える部分について言っているわけでありまして。そういう点で言っています。

ですから、いわゆる平均でということをおっしゃっているわけですから、町の説明ですよ、これは。3,600円の負担というのは、大・中・小の負担の平均がこれぐらいになるというようにおっしゃっているわけです。だからそれ以上の人とそれ以下の人があるということが前提で私は認識していますので、町の説明についての認識でありますから誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、私たちはその問題の次に、この提案の中には20条のいわゆる町長が事業によって減免できるというものがあります。今回私たちはそのことを意識して提出しているわけではありません。しかし、現在の状況からいって、非常に賛成者はわずかな負担だというようにおっしゃるわけですけれども、現実問題として、この間、平成5年度の中では老年者控除の廃止、公的年金等の控除縮小が実行されました。また、今年度はいわゆる介護保険料の引き上げ、住民税の引き上げ、あるいはまた老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、低所得高齢者の非課税の限度額の廃止、あるいは定率減税の半減などが実施され、広陵町民にとって多大な負担が今実行されつつあります。また、この10月からはいわゆる高齢者の新たな医療費の負担増が発生します。こういうものが行われています。

また、先ほどの介護保険料の問題にしても大変な問題です。いわゆるホテルコストの問題については軽減措置を取っている、低所得者層に対して配慮をしているというようにおっしゃっているわけですが、もちろん共産党は、公明党だけでなく共産党もこの問題の重大性について国会で多くの議論を行いました。現在の第三段階の基準額で言えば、高額介護サービス費で3万7,200円になると、（不規則発言あり）私は負担の問題についていろいろわたっている問題で言っています。こういう状態については先ほど山田議員もおっしゃったように、この低所得者の負担軽減措置については旧措置に対する利用者負担の軽減についてはこの5年の4月1日から5年間延長しているというものがあります。

また、社会保険法人の減免措置も行っています。そしてまた利用者負担のところでも食費、

居住費の特例減免措置が行われています。また、税制改正の伴う激変緩和措置も行っています。

しかし、問題はこれではっきりと介護保険についても、低所得者層についての負担が明記されたわけであります。こういう問題について、いわゆる大変な事態になっていると。先ほども低所得者の問題を言うたわけですが、平成16年度国民生活基礎調査、厚生労働省の高齢者の実態調査が報告されています。これによれば、頼みの貯金も65歳以上世帯では約4割が500万円以下であります。うち1割が貯金ゼロ、平均貯蓄額は1,432万円。ところが、これはただ莫大な収入のある人が一部おられるためにこれだけの平均の貯蓄になったということです。

例えば、現在の状況で言えば、国民年金の受給者の平均は、月額4万6,000円です。これが国民年金の受給者の平均の年金所得であります。いわゆる助成の全受給者の77%が国民年金です。そして厚生年金も助成の平均受給は10万9,000円です。また、受給、大体が受給分については月額7万円から30万円強までは大体2%から3%の比率で均一になっている状態ですから、言いかえれば年金受給者の多くの方々が低所得の層に位置しています。ちなみに、50万円から100万円は11.1%、100万円から150万円は14.4%、150万円から200万円は13.0%、200万円から250万円は10.4%というように、年金所得者の状況は非常に劣悪な状態に立たされているというのが実態、これは政府の調査の実態であります。こういうような実態から見て、私はやはり一つは法律に基づくごみ袋有料化の問題については矛盾が大きいし、法の趣旨に合わないということを1点挙げました。

もう一つは、やはりこの有料化は低所得者層にとって大変な負担になっているという実態を挙げたわけであります。こういうような実態の中で、委員会において町長はいわゆる生活保護世帯については社協における対策を講じるという意見を、考えを述べておられます。

しかし、問題はやはり全体の低所得者層に対する救いの手を求める必要があるわけですが、今回の条例提案はやはり法律等に基づいて、いわゆる特定でないものから手数料を取るという事態を避けるために提案をしたものであります。

以上です。

議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 8番議員！

8番議員 大体今の提案説明でわかったところもあるんですけども、一定量無料配布するとい

うことは、全戸に無料配布するということですね。一定量、それを規則で定めるということになってますね、この規則にどういうふうに定めるのか、一定量というのほどのぐらいのことを予測されているのか、その2点をちょっとお願いいたします。

議長 ただいまの質疑に対して提案者より説明をお願いします。 寺前君！

6番議員 1点目は何でしたかね。（「人の話聞いとけよ……」の声あり）

2点目は一定量とはどれぐらいかということですね。（不規則発言あり）はい、お答えします。

いわゆる規則で定めるという点については、この数字自体が非常に専門的になってくるわけで、資料等を膨大に持っている事務方の手助けが必要だということでもあります。

また、もう一つは大体具体的な内容については規則で定めていくということで、臨機応変な対応ができるということだと思います。もちろん、私たちは規則で定められるという点についてはいわゆる法の問題として意識を持っているわけですが、いわゆるその問題については今回の中では議論未了ですので、事務方との深い協議が必要だということ、この分可決した後、条例でこの内容を補てんしていく必要があるというようなことも考えております。

もう一つは、一定量という問題は45リットルのところには144枚、4人家族の目安であります。また、小・中組み合わせて36枚、1人当たり、これは1人当たりであります。こういう数字が一定量という大まかな内容ですけれども、これは具体的に先ほど言った1世帯3,600円という枠組みの状況を事務方の現実の数字と合わせて確定していかなければならないというように思います。

議長 8番議員！

8番議員 ほとんど無料にしろということですよ。これであればね。そしたら何もそんな初めから有料の条例を出す必要もないということで、一定量でまあもう一つ、そしたらこれは全部配れますね、寺前議員、全部配れますね、完全に。これたしか平均がこれだけでしょう。これ以下しか使われない人もたくさんいるわけでしょう、これ以下しか使われない人がね。これ以上使われる人もいるかもしれません、これ以下しか使われない、その人が余ったからこれ売るとね、ようけ使われる人に分けてあげるとするのはどういうふうにして防止されますか。

議長 6番議員！

6番議員 この辺はやはり住民を信頼していくということ以外にないと思います。ただ、その

やり取りの過程の中では住民が、町が平均的に幾ら使うかという数字を当てはめているわけですから、4人家族の実態の中でその努力をされてきている経緯を見ながら変更していくということはある程度のことだということに思います。そういう点は基本的には住民の信頼を基礎に、減量化が進むという数字がもし出てくるとすれば変更していくということの実態として出てくると思います。

議 長 ほかに質疑。 9番議員！

9番議員 聡明な寺前議員が出す議員立法ですからね、下でテレビ見てる住民の方もおられると思いますが、通常こういうのは条例出したら下にこれはこういうふうに対象者こだけあるが、枚数何枚、あるいは予算的にはこれぐらい考えてる、あるいはこのぐらいの手当てが要るんちゃうかといろんなことを事細かく示してもうて、ほんで我々に一体どういようなことを審議してほしいんやと。私らかて何か今聞いてたら雲をつかむようなこと、いや、勝手に決めたらいかん、議員はこういうの言うだけであとは当局勝手に決めてやりなさいとかですわ、そういう無責任なことを言うのもいかがかなと思うんですわ。

これ見てもらったら、ちょっと事務局アップして、ちょっとこれにちょろちょろと書いてあるだけなんですわ。本来はここに細かく対象者、世帯数は何軒ある、あるいは枚数このぐらいやと、当然条例やから予算も組まなあかん、予算このぐら考えてるんやと、我々が当局に対して求めることは当然要りますわね、それと同じようなこう資料を寺前議員もやっぱり30年ほどの経験があるんですから、当局とちょっとその辺を詰めてもうてですわ、資料を細かくつくってもうて、私らも理解がしやすいんですわ。なかなか今の議論聞いててもどこを、何か雲をつかむような議論をしてるような気がしてしゃあないんですわ。当然中にはいやいやもっと弱者には配慮されなあかんからとかね、あるいは、今、少子化で、生活困窮者にもっと配慮せなあかんかと、あるいは、今、少子化ですから、赤ちゃんできた子やたくさんおむつ、ごみが一週にようけふえるんですわ。そういうことで広陵町は少子化対策とってるよと、子供できたら50枚無料配るよとかね、いろんな対策が出てくると思うんですわ。その辺もいいこの案を皆で知恵を持ち寄ってしたら一つこれほんまにすばらしい条例やなど、こういうことになってくると思うんですわ。私、今の議論聞いててそう思うんですけどね。

寺前議員、どうなんですわ、その辺の具体的な、もうちょっとこういうようにわかりやすいちょっと説明していただいたらわかるんですけどね、どうなんです。先ほど何か当局に任せといたらいいんやとか、そのたんびに変えたらええんやとかこう言うんですけどね、その

辺どうなんですかね。非常に私もこういうことは、範囲は興味持ってますのでね、いろんな範囲が出てくると思います、その辺ちょっと考えどうなんでしょうかね、お願いします。

議 長 6 番議員！

6 番議員 坂口議員の言われている問題が二つ分けて考えなければならないと思うんです。

一つは条例改正案については、条例を見ていただければ、比較検討、町からいつも出している問題ですけれども、それ自体は変わらないわけです。いわゆる別表 1 については 6 月に出していただいた内容そのままでありますから、今回その問題を出す必要のない条例改正案です。そういう点でいわゆる改正案のペラペラと書いてるだけというようにおっしゃっていますけれども、それが実際の核心であります。だからもっと簡単に、簡単に言えば、第 1 項は別表によって指定袋の料金を取るということであります。1 号はね、19 条の第 1 号は。それは別表については別であります。条例はこういう形で簡単です。

それで第 2 項については、これが意味がわからないというのであれば、再度聞いていただいたらいいと思いますけれども、別表の指定袋、指定ごみ袋制の手数料については、一定量を無料配布する。配布枚数等は規則で定めるということであります。

これは今おっしゃったように、何枚かという問題については確定した数字を私は挙げられません。残念ながら理事者の膨大な資料をもって具体的な内容を詰める場合には非常に詳細な議論が必要だと思います。しかし、この点についての内容は、当然事務者がいわゆるこの条例改正案の趣旨に従って可決されればやっていける問題です。だから、坂口議員は何がわからないのか、条例のいわゆる深い中身については今言ったとおりであります。

しかし、条例改正の趣旨もわからないということであれば、再度説明をしますけれども、ごみ袋制の手数料については一定量無料配布する。そしてその説明、附帯説明については世帯平均 3, 600 円が新たな負担としてなるというのが町の説明であります。その町の説明で言えば、仮に 4 人家族とすれば、大袋 144 枚であります。

また、いわゆる 1 人あたりに換算すると、いわゆる小・中組み合わせで 36 枚という数字になります。これについては議論を深める中で確定しなければならない問題で、これは直ちに可決されれば取り組んでいくことになります。

もちろん、事務方からの条例改正案ということであれば、おおよその想定は出していただかなければいけませんけれども、残念ながら議員が条例改正案を出す場合について、その膨大な資料についての把握が現状ではできていないということでもあります。

この点について議員がそのことについては理事者とも含めてもっと具体的になれるような

ものをすべきだということであれば、これを機会に事務方の条例、議員の立法改正案時には人員を配置してもらえるとということをもって対応していくべきだと思います。もちろんこれは議会改革の中で議員立法についての重要性が活性化の方向で出ています。そしてその場合の一番不足している部分は事務方の問題として指摘されているんです。これは全国町村議長会の中で議員の立法化への問題点として事務方の要請、あるいは事務方の配備ということが挙げられています。こういう点について、議員立法の策定時について、ぜひ、これは議会事務局というだけではないですよ、立法化の問題でもっと具体的な数字を挙げろと、これではわからないんじゃないかというのが坂口議員の質問でありますから、私は二つに分けて答弁したんです。

条例改正案の趣旨がわからないのか、これは条例を読めばだれでもわかる問題だと、山本議員もおおよそわかったとおっしゃいました。坂口議員はそれ自体もまだわからないのか。

もう一つは附属しようとしてどれだけの資料を、パラパラとではだめで、もっと具体的な資料を出せというようにおっしゃっているんです。私は町が提案した平均3,600円の負担についての部分を、いわゆる無料配布の基準にしてはどうかということを具体的に挙げています。

さらに、袋の大・中・小の配布計算については、一層の事務方の協力が必要ですので、それについては可決後直ちに、速やかに実行していきたいというように思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 済みません、ごみの有料化について、住民の方々からたくさん私もお意見を伺います。その中で、すごいとっぴもないようなご意見だったんですけども、スーパーで配る袋、町のこの指定袋にすればいいんじゃないかって、そうすれば負担がなくて、どうせスーパーも袋を配るのだから、その方がいいんじゃないかという意見があったときに、私はそれでは意味がないんですって、ごみの有料化を通してごみの減量化を進めていきたいから、こうやってこの指定袋制度もしていくんですっていう説明をしたときに、どうやってごみを減量していくかということが大事なんやなということで納得していただいた方がいらっしたんです。また、ある方の中には部長にもお願いして、もっとごみの減量化について話を聞きたいっていう方もいらっして、本当にただ袋を無料で配布するというだけが大変なのか、それよりも今芽生えつつある住民の方々が減量に対してどう取り組もうか、もっとこうやったらごみが減らせるんじゃないか、地球環境が本当によくなるんじゃないかという、そういうことを取り組むことをもっともっと大事にすればいいんじゃないかって思います。

この提案の一定量無料配布というのも今は本当に漠然としています。私の家も本当に6人家族ですけども、やっぱり家族によっても随分ごみも違いますし、生ごみも捨てたり、燃えるダンボールとかも努力していったら、本当に小さな袋を半分ぐらいでも出せるぐらいの今ごみの状態です。だからそういうことに取り組んでいくということの方がもっと大事なんじゃないかって思います。

もう一つ、坂口議員は少子化のことを言われてて、もちろんそういうことも私もお願いしたいなということも意見もあるんですけど、お年寄りの介護をされている方の。

議長 3番議員、寺前議員の、提案者に対する質疑です。

3番議員 質問ですね、意見を言うたらいけないですね。

議長 意見はええけど、まあ質疑。

3番議員 そういうことをこの一定量のこの提案の中からは感じ取れないんじゃないかって、もっとうち大事にごみの条例を出す前に、もっとうち大事な課題があるんじゃないかっていうのを私は思ったわけで、意見を述べさせていただきました。済みません。（不規則発言あり）

6番議員 前段の町が減量化のためにもっともっと説明会をもって努力すべきだというのはもう大いに賛成であります。

一定量という形の質問についてですけども、ちょっとそここのところがわからないんですけども、もし町の努力によって減量化するというのであれば、一定量というよりも有料化自体をやめる方がいいんじゃないかという趣旨で、私はそのように、今、解釈したんですけども、（不規則発言あり）有料化するから進んでいくということ。だから今の話でしたら、町がもっともっと減量化のための説明会やその他のことをやっていくべきだということで意見とは述べられたんですけども、（不規則発言あり）だから有料化によってごみ減量化につながるということも言っておられるんですか。そのことを、もしそうであれば先ほどからの議論で、有料化によって減量化が進むというのは、あり得ることだと思います。それは根本的にもっともっと町や住民が無料、有料にかかわらず減量化を進めていくということの議論を大いに大いに議論した中で出てくる問題です。そのための一つの材料は住民にアンケートをとってどうなのかということをやったんです、以前ね。それはもう6年前だというようにおっしゃってますけれども、今回においてもやはり減量化が進みました。このいわゆる平成13年の10月に諮問事項の中から一層減量化が進んだんです。それは有料化せんでも進んだんです。そういう前提に立ったということをおもい山村議員も町がもっともっと説明をしてやれ

ばいいんだというふうにおっしゃっているんですけども、その部分は私はもう大いに賛成です。

ですから、やはり有料化をする前に、もっともつこのいわゆる有料化のための手だてをする前の減量化をやっていくということを大いにやりながら、やる段になって初めて町は住民の方々にアンケートなどをとってですね、減量化のための施策は何がいいんだということをおまひ問うべきだったのではないかと。それは6年前にそのためのアンケートをして、その当時は反対の意見が多かったということの財産、資産を当然持つべきであつて、そのことを無視していわゆる区長会議やその他の方に聞いただけで住民すべての意見だということをお認識するのは誤りだというように言つてゐるわけですよ。

それと、つけ加えて言えば、有料化にすれば、私はもう大変な事態というのは、いわゆる不法投棄がふえます。不法投棄がふえるということとともに、各自治体の経験は、二、三年は減量に結びつくけれども、実際に金を払えばそれはもうそれでいいのではないかという認識に転化して、二、三年後には結局ごみの減量化ではなく、ごみがふえていくという実態も各地の自治体であらわれているということも事実ですよ。こういう点についての認識を深めていくならば、減量化の根本は町が先頭に立って住民とその減量についての意識を高めるための手だてをとっていくというのが最大、最高の効果であつて、そして有料化という手数料条例にも違反する法に、違反する形での実行するということにつながらなかつたのではないかというように思ひます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。 8番議員！

8番議員 反対の立場で討論させていただきます。

まず、今の提案者の態度でございます。本当にこれを可決してほしいというような態度で説明していたのかどうか、ただ自分らの主張をやってるだけじゃないかということをお私は、これ感じたわけでございます。

それと、もう一点はこの条例は6月に有料化の条例は可決したところでございます。たしかこのときは共産党さんお二人を除いて全員賛成で可決した、私の勘違いだったら申しわけないですけども、確かに、多分そうだったと思ひます。そういうことでこの間可決いたしました。そして今の説明でございます。一定量配布、無料配布する。全町民に、金持ちもいれ

ば金ない人もいます。すべてに一定量無料配布する、それが果たしてどうなのか。それで無料配布するの今までは向こうで袋持ちだったんですよね、今度有料の袋をこっちからわたす。で一人144枚ですか、4人家族で、1枚10円として1,440円、人数でいったら3万3,000人ですか、3万3,000人にこれ36枚、360円掛けたら1,000何百万円ですね、一千何ぼの金がこれ町の持ち出しになるということになりますよね、その部分については。

そしたら逆に有料化どころか、金が余計に町の方はいってしまうと、そのぐらいのいい加減なこれ提案なんです。（不規則発言あり）黙って、後から、反論あったら後から言え。

それと、ごみの減量化の問題、これ有料化というのはさっき言われましたとおり、ごみの減量化を進めるということも非常に大きな問題の一つなんです。それがそのときの議論の中にもあったと思うんです。これ実際有料化にしたって、ごみの減量化が進まなかったと過程しますよね、そういうこともあり得るかもわかりません。それならこんなぐらいやったらしれてあると、別に構わへんという町民の僕は意思表示だと思うんです。もしこれでごみが減らなかったら、そうじゃないですか。有料化して、なおかつごみも減らないと、大してこのぐらいの金やったら構わへんわという町民がそういう意思表示したということにもなりかねない。

だからその辺のことで、やはり一たん全部これ前に決めたことですから、1年間1年間やってみて、そら寺前議員のおっしゃる、いつもおっしゃるその生活困窮者、その人らに負担が大きいと、だからそれを何とかというような話かなと僕も初め思ったんです。しかし、全く関係ないものに、皆にばらまけと、そんなんでは何の意味もないと私は思いますので、とても我々が賛成できる提案ではない。

なおかつこれにこういうものを提案しようと思って議員提案するんだったら、もっと議員の中でいろいろその案を練って、やはり6月議会で賛成したという立場もあるんで、あんたらは反対したね、我々は賛成した立場があるわけなんです。その人間に、この案に賛成してもらおうと思えば、もっとしっかりとあなた方々がこうこうやと言うて熱意をもって（不規則発言あり）

議 長 不規則発言は謹んでください。

8番議員 まあ黙って聞けや、おれが討論してるねんからな、後から文句あるんやったら言うたらええがな。

だからそういう立場の人間に対して、ただあんた方は先ほども僕が言うたとおり、言うと

きゃいいんですよ。出しときゃいいと、これだけの提案ですわ。だから反対します。

議長 次、討論ありませんか。ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 そしたら賛成の立場で討論をしたいと思います。

まず、一つはこの全町民に無料配布したら町の持ち出しになるということですが、どの時点から持ち出しというふうを考えておられるのかなと思うんですが、ずっと今まで無料で、すべて無料で今もしております。

これは先ほど、繰り返したくないですが、地方自治法の中でやはりごみの収集は義務として定められた仕事ですから、当然無料でしていくということについて当たり前だというふうにいるんですね。

それからですね、この減量化の問題なんですが、これは山村議員おっしゃいましたが、6月議会の中で私はちょうど奈良新聞が五條の問題取り上げておまして、五條が奈良県で一番早く有料化したんですね。しかし、一、二年は減ったけども、その後またふえて、全然ごみの減量に有料化は寄与しないということを書いてありまして、それを委員会でも言いました。そしたらそういう中で町長は何のための有料化かという説明の中で、減量化のためではないと、負担の公平化のためだというふうに変えられました。ですから、先ほどの減量化のために有料化をすべきだという意見は、これはもう訂正していただかなきゃいけない。もう既にこれは負担の公平化ということで減量ではないということ町長が名言されているんですから、その点をご理解をいただきたいなと思います。

そしたら、私はさらに減量化をしていこうということであれば、やはり普通使う程度のごみは無料にしておいて、たくさん使う分について有料にすれば、有料の部分は減らそうと、これは減量につながる可能性があると思うんです。もしされるのであればね。そういう部分では減量化を目的に入れるのであれば、普通の当たり前の量は、一定量について、先ほどの144枚というのは4人家族でね、45リットルで、これは本当に大ざっぱな感覚の数字です。

これはプラごみが週1回ですから1枚と、生ゴミが週2回ですから2枚で合計3枚ということでシンプルに計算したんで、これについては大きさの問題だとか、いろいろありますから、これはもう少しやはり慎重に数字は出さなきゃいけないというところで寺前議員も資料をつけなかったという経緯があることはご理解いただきたいんですが。そういう点で私は負担の公平化という部分については、前も消費税と同じでですね、金額が少ないからいいんだではもう今はおさまらない時代なんですね、あれもこれも、これもあれもだんだん値上げしてい

って有料化をしていく。もう本当に悲鳴上げていて、あるところへ町の方が自治会ですね、説明に行かれました。

そしたらある自治会の方では何で有料化するんやと、大変いろんな反対意見が出まして、それでも納得できるような説明をしてくれということ要望されて帰られたそうですが、私もいろいろと歩いている中で、若いお母さんももうごみ袋まで有料化になったらたまらないって、本当に税金は上がるし、収入は減るし、もうほんまにどうやって生きていけっていうんやろうってすごく怒っておられました。そしてほかの方も、何で有料化するのかという声をたくさんいただいているんです。

ですから、この有料化についてですね、住民は賛成しているということでは決してないんです。本当に皆さん驚いて、有料化するのって、たくさん本当に聞いております。ですから私はこの今回の提案、条例改正案については大いに確信を持って賛成していただける内容だと思うんですね。

もっと本当に真剣に可決してほしい気持ちであるなら、もっとしっかりしとけということでしたが、あたしたちもちょっとまとめていくのに、ご存じいただいているけど、チラシを配ったりいろいろとする中でいろんな意見も聞いて、そこで集約して確信を持ったという経過もありますので、もう少し事前にできるように努力せいと言われればその部分で一部は認めますけれども、でも、ここは柔軟に、意地で議会するんじゃないですよ、本当に住民の皆さんの立場に立ってどうしたらいいのかという判断をしていただくということが、適正な判断していただくことが大事ですので、意地とかそういう問題じゃなくって、本当にこの内容がいいなということ思っただけならば、ぜひ率直にご賛成いただきたいなと思います。

もしこれでやり方が悪いんだと、理解する余地があるんだということであれば、引き続き、もし否決されたとしても皆さんとこうこう一々お話をしながら合意していただける様子であればですよ、またぜひ11月からですから臨時議会も開けるわけですから、そういう形で一緒に力を合わせていきたい、住民の皆さんのために、この広陵町議会議員一緒に力を合わせていくように、全力で取り組むことを表明いたしまして、賛成といたします。

議 長 ほかに。 1 番議員！

1 番議員 6月の定例会で理事者側の方からこのごみの有料化について提案されました。まずそれを今のお二人の方、きちっとこの趣旨を整理されて、そして町民に説明された方がいいのではないかと。やはり今一人の若い女性がこんだけごみの有料化、いろんな形で介護保険、国民保険何から何まで値上がる、もう生きて行くのが大変だと、そういう問題じゃなくして、

このごみの有料化についての趣旨は何だったのかということも整備されてですね、金がかかります、金がかかりますというだけを前へ、全面に出すんじゃなくして、何のための有料化が必要なのか、ということもきちっと整理されて説明された方がいいのではないかと。この議会だよりについては、6月の定例議会の中に厚生委員会でもいろんなことも質問し、理解されるように私の方からも質問を受けてそして理事者の方からも回答を得たわけでありまして。それは主にやはり11月から指定袋制を導入するのは何を期待しての政策か、目的や意図は何かという質問に対して、やはり廃棄物の排出を抑制し、分別の徹底、減量化を促進することで循環型社会の構築が求められていると。そのため、ごみ問題に対する意識を持っていたら、ごみの分別、減量に努めていただくための有料化を考えていますとおっしゃっているんです。

今、ここで今提案されているのは、一定量を無料配布すると、ごみ袋をいろんな形でこの平均3,600円の以下の人に配るというのは、今、山本議員も言われましたように、半分以上の人はこうして一定量のごみ袋をもらえるのではないと、そうするとこの趣旨に一つもやはり合わないのではないかということが一つであります。

それから、住民に新たな負担を求める根拠は何か。やはり減量や分別に努力いただいている家庭と、そうでない家庭では、ごみの量に相当な差があります。多く出す人にはそれ相当の負担をいただくことでごみ処理費用の負担の公平性を求めているものと、これも私の質問に対して理事者側の答え、そのとおりだと、私思っています。

導入によってどの程度の減量効果を期待できると判断しているのかと、その根拠と具体的数値を確認すると。広陵町ではこれまでも相当分別に努力、努めていただいていると考えていますと。周辺市町と比較に置いて判断して10から15%の減量を予測していますと。

いわゆるごみ袋の有料制にして、このような減量を期待していると、期待数字ではなくして、やはり町民もその期待にこたえるだけの努力が必要ではないかと思っています。

また今度の決算においても、やはりアルミ缶等々の集った、廃品回収で集ったのも500万円を超えたと、これは大きな成果ではなかったかと、やはりごみの減量化、そういうことについてもやはり努力しているわけでありまして。(不規則発言あり)

それで、有料化で町に入ったお金の使い道の透明化についてです。やはりこうした有料化についてですね、浄財についてはですね、ごみ処理経費を初め、リサイクル事業や環境対策費用、ごみ減量啓発事業等の経費として活用していただきますと、こういうのを6月のこの厚生委員会で、そしてここで討論し、賛成多数で12対2でありました。そのときは3人欠

席でございましたので、だれかわかりませんが、この決を見るとですね、12対2で可決されておるのであります。

それから、ごみ処理については税金でするのはおかしいというような説明ではありましたが、けれども、それもこの6月の定例会でもこのように私の方から説明しておいたところがございます。それは事務者の方もこの意見としては一緒でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

地方自治法は有料化を導入する自治体は条例で定めなければならないとしています。これはですから6月にこの提案をされたのであります。

そして自治体が有料化の公的根拠としてしたのが廃棄物処理法の市町村の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより手数料を定めることができる。第6条の2第6項とすると、規定でした。しかし、2000年に地方分権を進める観点から、この項目は削除され、自治体は地方自治法の市町村の事務で、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができる。いわゆる寺前議員が言われている第227条をよりどころにしているところでもあります。

有料化に反対する側のごみ手数料は、全員から取るのだから、特定の者から徴収を定めたこの条文は適用できないとの主張に、総務省は何が特定の者に当たるかは、個々の自治体が判断すること、廃棄物処理法が手数料の徴収を禁止していない限り、自治体が条例を定めることに問題はないと、こういう地方行政課が説明しているようでありますので、私たちはそれを信用し、このように判断したところでございます。

やはり、6月度にこの条例を提案されてまだわずか、有料化が進んでいるわけではありません。やはり実態を見て、そしてこの本当に厳しい人にはどうなのか、そして本当に平均して3,600円かかるのかどうかということも全くわからない、それを一定量という判断するところ自体が無理が生じるのではないか。

やはり1年間でも見て、そしてこういう結果が出たから、じゃあこのようにしようという声を聞きながら、その判断しても遅くはないと思っておりますので、この点については時期尚早でもあり、これは反対であります。

議 長 討論が出尽くしたようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第13号を原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。よって、議員提出議案第13号は否決されました。

それでは以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成18年第3回定例会をこれにて閉会をいたします。

(P.M. 4:11閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成18年 9月22日

広陵町議会議長 青木 義勝

署名議員 山田 光春

署名議員 松浦 敏信